

ISSN:2188-1243

総合人間学研究 第 11 号

Synthetic Anthropology Vol.11

2017 年



目次

第1部

I 「学会10周年記念フォーラム」(第11回研究大会) 報告

「学会創立10周年記念フォーラム」のための ^{アプロギア} 弁明	穴見 慎一	3
ー今後の10年に向けて		
総合人間学と「中間理論」の方法論	上柿 崇英	16
ー総合人間学会「創立10周年記念フォーラム」をうけて		
総合人間学の方法論試論	長谷場 健	33
ー「人間の自律」をキーワードとして		
若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える	大倉 茂	43
ー問いの共有と総合人間学史の構築		

II 「第11回研究大会若手シンポジウム」報告

〈病〉から考える社会と人間	鈴木 朋子	51
セクシュアル・マイノリティに引かれる「境界線」	堀川 修平	56
山村における〈病〉に対する相互扶助	林田 朋幸	68
子どもの健康を測るとはどういうことか？	須藤 茉衣子	79

第1部あとがき

下地 秀樹	85
-------	----

第2部

III 寄稿論考 総合人間学の課題と方法

現代社会とその人間観ー総合人間学のための試論	三浦 永光	87
研究動向		
里生物と代替環境をめぐって	岩田 好宏	104
総合人間学的老年論(序説)	木下 康光	116

日本文学と戦争―新船海三郎『戦争は殺すことから始まった―日本 文学と加害の諸相』を読む	穴見 慎一	125
--	-------	-----

IV 一般研究論文

心の傷の時代における芸術の再解釈―ジョルジュ・ルオーを例に	高橋 在也	131
インクルーシブ教育に内在する多面性と二項対立的状況との矛盾に 関する一考察―1970年代後半～2010年のイギリスにおける政策 動向を手がかりとして	野口 友康	141

図書紹介（会員による新刊著書）		155
『総合人間学』バックナンバー		157
学会会則		161
投稿規定・執筆要綱		164

第2部あとがき	下地 秀樹	169
---------	-------	-----

I 「学会 10 周年記念フォーラム」（第 11 回研究大会）報告

I The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum

「学会創立 10 周年記念フォーラム」のための弁明^{アポロギア}

— 今後の 10 年に向けて —

An Apologia for "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum": Aiming at Our Next 10 years' Action of Synthetic Anthropology

穴見 慎一

ANAMI, Shinichi

はじめに

総合人間学会（JASA: Japan Association of Synthetic Anthropology）では、2015 年度の「第 10 回大会記念フォーラム」に続き、2016 年度の第 11 回研究大会において「学会創立 10 周年記念フォーラム」を開催したが、前者がスムーズに準備・実行されたのに対し、後者の企画はかなりの難産であった。その理由の一つは、この 10 年間の試みにおいて、総合人間学における〈総合〉を真正面から問うことの難しさが関係者の間で身に沁みて理解されていたからである。「〈総合〉とは何か」を問うことは、本学会発足以来の焦眉の課題の一つであるが⁽¹⁾、この種の問いは抽象的な議論に終始することが多く、確固たる議論軸が定まらない終わりの見えない空中戦が虚しく展開される可能性が極めて大きかった。それ故、これをテーマに掲げたフォーラムを開催することには二の足を踏む意見も少なくなかったのだ。

しかしながら、学会創立 10 周年という記念すべき研究大会の好機にこそ、このテーマを取り上げたフォーラムを開催すべきである、という確固たる想いが筆者にはあった。それは、学会発足ときに掲げられた総合人間学の理想が、この 10 年間の試みでどの程度達成されたのかを振り返る必要を強く感じていたことに由来するものであったが、同時に、その成果を疑う心の声に従うものでもあった。そこで、本企画が決して抽象論に堕すことなく、「〈総合〉とは何か」を問い得る場となるために、本学会における具体的な「〈総合〉の方法論」を批判的に検証する作業を中心に据えたフォーラムを構想した。

この工夫は一定の成果を上げ、フォーラムの議論が抽象論に堕すことは無かったが、その一方では、フォーラムへの提題があまりにも具体的な「〈総合〉の方法論」に関するものであったため、「〈総合〉とは何か」への問いは原理論を離れ、単なる

「シンポジウムの改善論」に矮小化されてしまった、との感想を持たれた参加者も少なくなかったのではないかと思う。それ故、その原因がパネリスト各位の報告にあったのではなく、むしろその内容を全体の議論の中で生かし切れなかった司会者（筆者）の下手際にあったことを強調するとともに、フロアから提出された重要ないくつかの批判に応答する必要があることを司会者としては強く感じる次第である。

したがって、ここに、フォーラムにおいてなされたパネリスト集団の主張をその議論の背景も交えながら再構成することで、再度、誌面を通じて会員各位に訴え、それに対してなされたいいくつかの主要な批判に真正面から応えたいと思う。その意味で、タイトルにつけた「弁明」^{アガロギア}とは、かつて古代ギリシアのアテネで裁判に臨んだソクラテスがそうであったように、決して自らの弁護や言い訳をするためのものではなく、むしろ、パネリスト集団の報告内容に基づいてなされた本フォーラムへの提言の正当性を堂々と主張するためのものであることを付言しておきたい⁽²⁾。

1. 何をしようとしたのかー「10 周年記念フォーラム」パネリスト集団誕生の背景

繰り返すが、本企画が最も留意した点は、「〈総合〉とは何か」を問う今回の試みが、百花繚乱の事態となることを避けることであった。それ故、もっとも重視したことの一つは、本学会のこれまでの 10 年間の試みを出発点として、議論を展開させることであった。その意味において、その原点というべきものは、「学会設立趣意」においてほかになかった。そこには、明確な規定を見出せないまでも、「〈総合〉とは何か」を理解するための糸口が示唆

されていた。それが以下である。

「つまるところ、各分野での個別の研究を積み重ね、その中から人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出し、**それらを体系的に整序する作業をくりかえすこと**で、全体像に接近するしかないであろう。

このためにまず、必要な諸課題を整序し、それらについて具体的な研究プログラムを作り、各方面から討議を行っていくことが、当面の仕事となろう。それにはまた、諸科学の分野から参加された人々の自由かつ闊達な討論の場を造らなければならない

（小林 2006：4）。」（強調と傍点は筆者によるもの）

しかし、一旦、独自の枠組みで分離した人間に関する個別知を如何にして「体系的に整序する」ことができるというのか。それこそが、本学会の主要な課題の一つであり、同時に、この 10 年間、あまり意識されてこなかったことなのではないか。それでは、〈総合〉などできないのではないか。そして、この問題の重要性を広く会員に訴えることこそ、今回の企画が目指したものであった。無論、ただ警鐘を鳴らすだけではない。むしろ、どうすべきか、具体的な提案を会員ののど元に突きつけることこそが、そして、そこから様々な議論を喚起することが本企画の本丸なのである。そのためには、考え抜かれた方法論を提示する必要があった。今回の場合、その基盤となるのが、上柿氏の「中間理論」であり、それ故、本フォーラムの試みは、この理論から出発することにした。ただし、上柿氏は、必ずしも設立趣意の文言に意識的であったわけではない。しかし、それでもなお、両者が違和感なく接続するところに、「〈総合〉とは何か」という問いの共有がなされているのだ、と筆者は考える。

上柿氏の議論のポイントの一つは、いわば、「総合の〈二段階論〉」とでも表現されるものであり、学会のこれまでの試みの様に、具体的なテーマ設定に基づいた各分野からのダイレクトな〈総合〉（以後「直接的総合」と呼ぶ。）を目指すのではなく、各分野の視線が交差する契機として特定の議論

（「中間理論」）を論者間で共有し、それを経由させた議論どうしを連関させる仕方での間接的な〈総合〉（以後「間接的総合」と呼ぶ。）を目指すべきである、とするものである。したがって、〈総合〉の第一段階としては、この「中間理論」を準備し、論者間で共有するプロセスが必須となる。ここで重要なのは、この「共有する」ということが、単に「中間理論」を理解するということには止まらず、論者自身がその独自展開を図り、各々の専門との結合を成し遂げることを意味する点である。そして、それを踏まえた第二段階で、「中間理論」を介した具体的テーマの最終総合が達成されるのである。

こうした主張は、これまで曖昧なまま放置されてきた〈総合〉のイメージを大きく揺さぶるものであり、〈総合〉とは何かを問う新たな契機として学会でも高く評価されている。上柿氏によれば、その「中間理論」たる議論の一つこそが〈自己家畜化〉論であり、それ故、例えば、「〈自己家畜化〉研究会」の試みこそが〈総合〉の第一段階にあたるものとされる。〈自己家畜化〉論が総合の「中間理論」たる理由は、この議論が「人間」を捉えるための一つの「総合的な枠組み」であり、この枠組み自体が多様な学問（研究）で応用可能な点に求められる。中でも、小原氏の「人間（ヒト）」概念は、人間は生物種としての「ヒト」を内に含む形で社会的に実存するという意味で、「総合的人間学」に相応しい表現

である、と評価される。さらに、上柿氏は自らが専門とする哲学・社会理論の分野における〈自己家畜化〉論の応用の具体例として、人間・社会・自然の三項関係に着目した「総合人間学的文明論」と「総合人間学的本性論」の展開の可能性を示し、他にも他分野における活用の可能性に言及されている⁽³⁾。

重要なのは、既に指摘された通り、多様な領域が同じ「中間理論」を共有しながら、「人間」を新たに捉え直す試みを実践することなのである。ただし、長期的な展望に基づく総合人間学の展開においては、複数の「中間理論」が必要であり、今後は、さまざまな機会を捉えて、「〈自己家畜化〉研究会」と同様の試みがいくつもなされる必要がある、とのことであった。しかし、研究会活動の内実を知る筆者にとって⁽⁴⁾、それは、〈総合〉の困難さを改めて認識させる意味において不安の残るものであった。なぜならば、〈自己家畜化〉論は動物学者小原秀雄が40年という学者人生をかけて構築してきた議論であり、そのエッセンスの吸収と独自の議論展開にも各々の論者でそれなりの時間が費やされてきたからだ。

すなわち、そもそも「中間理論」足り得る既成の議論は稀有であり、仮にそれを構築しようとするれば、そこには既に〈総合〉の要素が含まれるものと理解される。それが論者間で共有され、しかもそれが複数行われることは極めて困難だと思われ、上柿氏の主張する〈総合〉の第一段階の克服こそが〈総合〉の問題の本丸であることが分かる。極端な見方をすれば、上柿氏の議論（「間接的総合」）は、これまでの「直接的総合」が孕んでいた問題点を〈総合〉の最終的な段階から摘出し、それとは別の〈総合〉の第一段階に移植し直したただけなのかもしれない。

しかし、それでも上柿氏の試みに筆者が魅了される

のは、その主張のエッセンスが、これまでの「直接的総合」の試みの中にも無意識な仕方ではあったが確かに存在していたからである。そうした試みの典型の一つが第 7 回研究大会（長谷場実行委員長）におけるシンポジウムであった。それはまさに、〈自己家畜化〉論をベースにして構想されたシンポジウムであったが（ただし、種々の訂正が施され、原案通りには実施できなかった。）、より重要なのは、シンポジストへの事前連絡を通して、論者間でのキーワードの共有を試みた点である。

すなわち、シンポジウムのテーマに関するいくつかのキーワードを事前に提示し、それらを共有することで、各々の議論が自ずと交差する契機を意図的に生み出そうとしたのである。しかし、この試みは上手くは行かなかった。シンポジストは誰もキーワードを意識して用いなかったからである。連絡によるお願いだけでは、議論におけるキーワードの共有でさえ困難なのだ。そこに欠けていたのは、上柿氏が指摘した〈総合〉の第一段階（特に、「共有」）に相当するプロセスだったのである。そして逆に、この事実が論者間で何か（「中間理論」やキーワード等）を共有することの難しさを示唆しているようにも思う。

それ故、その意味で大変興味深いのが、大倉氏によって 3 年前から開始された若手シンポジウムの試みであった。それは、論者同士が数回にわたる共同の勉強会を通じて、テーマの具体化のみならず、相互の議論を共有するプロセスを経て行われるシンポジウムの実践例（議論のボトムアップ型共有）である。パネリスト自身がシンポジウムのテーマ設定の段階から議論に加わっていることは、少なくともテーマの共通理解やその理解の仕方の差異に関する

相互の確認が事前になされ、異分野の論者によるシンポジウム実践において大変有意義である。しかも、三年間のシンポジウムのテーマを関連付け、一、二年目での成果をもとに三年目のシンポを行う仕方での〈総合〉実践を試みたことも、その可能性の追求として大変意義深いものである。

無論、若手シンポは、上柿氏が指摘した意味での「中間理論」を事前に共有しているわけではない。しかし、パネリスト自身がテーマ設定の議論に加わり、相互の持論を批判しあうなかで、議論の前提として共有すべき概念や「議論の枠組みのようなもの」を作り上げていくのだと思う。大倉氏はそれを「問い」という言葉で表現した。それは、長谷場氏が指摘されたような「キーワード」とも、上柿氏が主張される「中間理論」とも異なり、ちょうど両者の間に位置付けられるようなものだと考えられる。おそらく、「キーワード」の共有のみでは議論の拡散の歯止めにはならず、議論の収斂のためには少なくともその方向付けが要請されるのであり、その意味で、共通の問題意識の上に示された議論の方向性を示す「問い」の共有が必要とされるのである。

こうして、シンポジウム実践における「〈総合〉とは何か」を問う、一つの議論軸が形成された。それが、「キーワード（長谷場氏）——問い（大倉氏）——中間理論（上柿氏）」である。そして、それらを共有することが、学会設立趣意に謳われた「人間の認識に不可欠な知見」を「体系的に整序する」という総合人間学の方法論構築への確かな一歩であることを主張するべく、本企画のパネリスト集団は「10 周年記念フォーラム」に臨んだのである。

2. 「学会創立 10 周年記念フォーラム」の概要

フォーラムの冒頭、司会者である筆者は、次の様に口火を切った。

「趣意文（「予稿集」8 頁参照）にも示したように、本企画は『この 10 年の試みから総合人間学における〈総合〉を問う』ものであり、参加者が総合についての議論を思い思いに披露しあう場ではない。その意味で、本企画の鍵は『これまでに何ができたのか』という『この 10 年の試み』の振り返りにあり、それを批判的に検証しつつも、その成果をこれからの活動に活かそうとする議論の姿勢にある。おそらく、本企画が目指す『これから何をすべきか』についての知見はそこからしか得られない。ただし、限られた学会活動の中で、理論上の知見がそのまますべて実践可能なわけではない。その意味で、私たちに『何ができるのか』という視点も忘れてはならない（穴見 2016：1）。」

これに続き、3 名のパネリストが各自の報告を展開するのだが、紙幅の制限もあるので、詳細は、各パネリスト自身が執筆する報告論文に任せようと思う。ここでは、筆者が司会者として行った「論点整理」とそれに基づくフォーラムへの「提題」を中心に、前節（1）を補足する仕方で、フォーラムの概要を述べることにする。

まず、基調報告として行われた上柿氏による「中間理論」の提案は、「これまでの総合」（直接的総合）を振り返り、「新たな総合」（間接的総合）を目指す契機を与える点で、大変意義深いものであった。それは、「総合」実践における前提として異分野の論者間における特定の概念や議論の枠組みの共有の必要を強調し、それを介した個々の議論の展開が自ずと相互の連関を生むことで、「総合」を準備するこ

とが期待されたとした。そのような視点からこの 10 年を振り返ってみた時、「これまでの総合」の実践の中にも、それに類似したものがあつたことに気付く。その一つが、「キーワード」（概念）の事前共有を画策した第 7 回のシンポジウムであつた。ただ、そこで問題になるのは、何が「総合」を準備する概念か、その見極めであつた。

これに関し、長谷場氏は、ご自身のシンポジウム司会者としての経験を振り返り、その失敗の原因とそれに代わる解決策を報告された。それによると、本来であれば、〈自己家畜化〉やその概念理解の核となる〈人間（ヒト）〉等のタームの使用をパネリスト全員にお願いしたかったのであるが、それは難しいと判断されたため、「人間」や「ヒト」等の一般的用語の使用を、メールを介してのみお願いしたことが失敗の要因ではないか、とのことであつた。そこには、二つの含意がある。一つは、メールでの依頼だけでは話が通じない、ということ。もう一つは、仮に、パネリストが「人間」や「ヒト」の語を意識的に使用したとしても、それは〈人間（ヒト）〉の概念には遠く及ばず、ましてや、〈自己家畜化〉論には結びつかないということである。

そこで、長谷場氏は、〈自己家畜化〉論に代わる、しかも、その本質を無意識のうちに表象し得る、さらには、一般的に用いられる用語として「自律」を導出された。その思考プロセスの基盤となつたのは、幼児教育で名高い近藤薫樹氏の議論（「さて人間とはなにものか」、日本福祉大学生協同組合、1988 年）であつた。近藤氏もまた、〈自己家畜化〉論に関心を抱かれ、それに独自の解釈を与えた学者の一人であつたのだ。ただ、煩雑さを回避するため、その詳細な説明は避け、その代わりに、この「自律」

という語が、いかに〈自己家畜化〉論に代わる概念として有用であるかを、第 7 回シンポジウムの 4 人のパネリストの報告に具体的に当てはめて示された。しかし、この説明の手法が、後の質疑における強烈的な批判（「総合と分析」を巡る議論）を招くことになるが、それはまた、節を改めて取り上げることにする（第 4 節参照）。

長谷場氏の報告はこれに尽きない。シンポジウムに先立つパネリスト間での「キーワード」の共有さえ難しいことを知る経験から、むしろ、今回の試みの様に、シンポジウム後にその成果を踏まえて、個別知の〈総合〉を行うことの可能性を提案されたのである。実際、長谷場氏は、「自律」というタームに着目することで、自らが司会を務めた第 7 回シンポジウムだけでなく、第 8 回シンポジウムの成果をも包含するより体系的な個別知の整序が可能であることを指摘された。これは、シンポジウムの成果が一年単位でしか認められなかったこれまでの〈総合〉実践のあり方を大きく変えるものであり、本学会のこれまでの 10 年の試みを体系的に整序して、人間の全体像へと近づく、「〈総合〉の高次化」ための確実な一歩と成り得る方法論だと考えられる。

また、その意味で重要なのが、最後に報告された大倉氏による若手シンポの取り組みに基づく議論である。大倉氏は、「キーワード」の共有のみでは不十分であるとし、自らが「問い」と呼ぶ議論の共有の必要を指摘された。これに関し、大変興味深かったのは、大倉氏がこれまでの若手シンポのやり方に限界を感じておられたことである。それが、「パネリスト集団 VS フロア」問題である。大倉氏によれば、確かに、若手シンポでの論者間の議論の共有は十分に可能であったし、それがシンポジウムの事前

準備の中心的課題の一つであるともされる。しかしながら、それはあくまでパネリスト集団内での議論の共有の話であって、より重要なのは、シンポジウム本番におけるフロアとの議論の共有である、とされたのだ。それは、パネリスト集団での議論の共有ができているからこそ、逆に、問題認識に関するフロアとの温度差が強く感じられる現象なのかもしれない。実際、若手シンポでは、フロアとの質疑・応答が開始された後に、思うようには議論が深まらず、そこに新たな仕方での議論の共有の必要性が感じられたのであろう。

大倉氏の報告によるもう一つの主要な貢献は、個別知の体系的整序を行うにあたって、シンポジウムの当事者や関係者による基準（「キーワード」や「中間理論」）だけでは、時代的な制約を受け易く、ややもすると恣意的なものに陥る危険があるので、学問史を振り返ることで、知の体系化を試みてきた古典に学ぶ必要があることを指摘されたことである。この指摘は、とかく現実の具体的な問題と格闘することを志向する総合人間学の試みにとって、時代の枠に囚われないという意味で、外部の視点という一つの客観性を獲得する契機を準備することの重要性を言い当てている。

以上のように議論を整理したとき、三者三様でありながらも、そこには「総合」に関する暗黙の共通イメージがあることに気付く。その一つは、「議論の共有が総合の前提である」というものであり、それができれば、「総合が実現される」とするものである。しかしながら、テーマや問題意識などの共有は、そもそもシンポジウムという議論の形式の前提であり、その意味で「議論の共有」自体は〈総合〉に特殊なものではない。したがって、「どのような

議論を共有するのか」が問題の争点であり、この視点から、「キーワード」「問い」「中間理論」を共有する効果とはどのようなものか、改めて吟味する必要があるだろう。

その場合、やはり、〈総合〉をどのように理解しているのかは重要である。それは、本学会の「設立趣意」に従えば、①諸科学からの「人間認識に不可欠な知見」の抽出、②それらの体系的整序による人間の全体像の再生とその統一的把握、として理解される。しかしながら、本学会におけるこれまでの実践には、決定的に欠けている点があった。それが上記の②であり、司会者は、上柿氏の「中間理論」はそこにも接続される可能性を含んでいると理解している。すなわち、各大会におけるシンポジウムの実践そのもののみならず、長谷場氏からの指摘と同様に、むしろシンポジウム後にそこから抽出される複数の「人間認識に不可欠な知見」を関連付けて整理する作業にこそ、「中間理論」が必要とされているのではないか、という理解である。（この場合、上柿氏の議論は、既存の総合実践に代わる新しい方法論としてではなく、むしろそれを補うものとして理解される。）

このように考えた場合、「中間理論」の活用の方角性は少なくとも二つある。一つは、上柿氏が主張されるように、既存の総合実践（A）に代わる新たな方法論（B）としての可能性追究の方向。そして、もう一つは、司会者が提案する、既存の方法（A）を補完・強化した方法論（A'）構築の方向。これらの実践において懸念されるのは、前者（A→B）の試みでは、残された課題（「中間理論」の形成と共有、特に、外部パネリストとの共有問題など）も多く、その克服には時間を要するため、中・長期的な観

点にたつて、実践に向けた準備を進めて行かねばならないことである。後者（A→A'）の試みもまた、「中間理論」に依存し、その形成と共有には時間を要す以上、今からすぐに実践できるというわけではない。ならば、どうするのか。

そこで、当面は、一方で「中間理論」の形成と共有を図りつつ、他方では、「中間理論」に代わるものとして「キーワード」（テーマと結びつく、より抽象性の高い概念）を提示して、〈総合〉を実践していくしかないだろう。長谷場氏によれば、例えば、第7回大会のシンポジウムでは、それは「自律」として改めて提示された。ただし、それは特殊ではないにしても十分に共有された概念とは言えないので、一定の成果を上げようと思えば、何かもう一つ別の工夫を施す必要があるだろう。例えば、大倉氏の議論は、それを「問いの共有」で補完する可能性を示唆している。

また、一日限りのシンポジウムの成果のみにこだわらなければ、例えば、長谷場氏ご自身が既存の総合実践（「一次総合」）の成果（「人間認識に不可欠な知見」）をもとに、「自律」を核概念とした新たな総合（「二次総合」）を行い、その成果を電子ジャーナルに論文として掲載し、誌面を通じて議論を喚起することで、会員間にその共有を図ることも「〈総合〉の方法論」の一つとして位置づけられる必要があるだろう。

その意味では、シンポジウムのみを〈総合〉実践の場として捉えるのではなく、学会の他の諸活動と連携した仕方で、二重、三重の構えを持つ〈総合〉実践の機会を創出すべきである。また、そうでなければ、各シンポジウムを架橋する高次の〈総合〉実践の場（「〈総合〉の高次化」）は成立せず、したが

って、せっかく抽出された「人間認識に不可欠な知見」はバラバラのままとなり、われわれはいつまでたっても人間の全体像に迫ることができないだろう。

そこで、パネリスト集団は以下の提言を行い、本学会のこれからの 10 年が、まさに今、ここから始まってゆくことを宣言した。

提言「次の 10 年になすべきこと」

	シンポジウムの改善点	それ以外の改善点（シンポとの連携強化）
直近	①「キーワード」の共有の試み ②「問い」の共有の試み ③経年シンポによる段階的総合の試み	①NL や EJ の活用（シンポ総括論文掲載） ②研究会の活用（反省会や準備会合として） （※二次総合、三次総合の実践）
中長期	①「中間理論」の共有 ②「間接的総合」の実践	①「中間理論」の形成（個別研究会の育成） ②「人間認識に不可欠な知見」の体系的整序

〔注〕表中の「NL」は年 2 回刊行のニュースレターを、「EJ」は電子ジャーナルを指す。

3. 〈中間理論〉批判への応答

以上の様な趣旨に基づくフォーラムへの提題に対して、少なくない批判が噴出した。その中でも、もっとも強力で、根本的な批判の一つは、〈総合〉の定式化を模索する今回の試みが、そもそもの外れである、とするものであった。なぜならば、〈総合〉とは、現実の具体的な問題と格闘するための方法論であって、その解決の糸口を探るための個別知の結集を意味するのであり、それ以上でも、それ以下でもないからである。すなわち、〈総合〉の方法の理論化を目指す今回の試みは、研究活動の手段であるはずの〈総合〉をその目的とする錯誤を犯している、と指摘されたのだ。それは、机上で展開される学問のための学問でしかなく、本学会創設の趣意にそぐわない、との指摘でもあった。

この思わぬ方向からの批判に、司会を務めていた筆者は少したじろいだが、上柿氏は冷静だった。なぜならば、そもそも〈中間理論〉はシンポジウムの方法論のみに還元される議論として構想されたもの

ではなく、学問が個別領域を越えて現実の具体的な問題と格闘することが如何にして可能かを論じる、

〈総合〉の原理論を目指すものであったからだ。すなわち、それは、本学会創設の趣意が実現されるための根本条件を探るためのものであり、もとより、シンポジウムの方法の定式化を目論むものではなかったからである。それ故、本企画の試みが「学問のための学問」でしかないとの批判は一面的なものに過ぎず、「現実の具体的な問題と格闘する学問」が如何にして可能かを論じる背景を持つものである点を見逃してしまっているのである。そして、この視点に立てば、本学会においても「学問のための学問」は必要とされるのである。

こうした誤解に基づく批判が生じる原因の一つは、明らかに、本企画の原型を構想した筆者にある。そして、こうした批判が投げかけられる可能性があることは、実は、フォーラム直前の準備会合でも指摘されていたことであった。それは、まさに、本企画における〈中間理論〉の活用の仕方が、シンポジウ

ムの方法論の模索に特化しすぎており、〈中間理論〉の持つ議論の射程を矮小化してしまっている、とする上柿氏からの懸念であった。それは、そもそも〈中間理論〉とは〈総合〉の原理論であり、今回提起されるシンポジウムの方法論の模索はその応用の一つにすぎないのに、恰も、それが〈中間理論〉の全てであるように受け取られかねない、というものである。しかもその時点で、筆者を初め、パネリスト集団全員がその懸念を共有できていた。

しかしそれでも、本企画の構想の原型を変更しなかったのは、「〈総合〉とは何か」を問う試みが、決して抽象論に墮すことなく、また、これを廻る議論が百花繚乱の状態に陥ることを何としても回避しなかったからであり、また、そうすることが、本企画成立のための根本条件であるとの理解が、パネリスト集団には共有されていたからである。ただ、ある程度予想していた批判であったにもかかわらず、その実際の場面では、批判者の迫力に押され、筆者はその指摘を一旦は認めざるを得なかったのである。それは司会者としては明らかに失態であったが、筆者の心のどこかに、その批判を受け入れたい、という積極的な想いがあったのは事実である。なぜならば、この手の議論は、本学会の研究活動のあり方を廻って、これまでも繰り返されてきたからである。

その一つが、「安保法制法案」批判の学会声明の提出を廻ってかわされた議論である。それは、そもそも学会とはどのような場所か、学問はどのようにあるべきか、という一般論も惹起しながら、それでも、総合人間学会とはどのような場所か、総合人間学はどうあるべきか、という本質論に収斂する議論の展開を見せた。結局、その結論の一致を見ることはなかったが、たとえそれが政治色の濃いものであっても、

現実の具体的な問題に積極的にコミットすることこそが総合人間学の特色であり、総合人間学会の使命であることが意見の大多数を占めるものとなった。そこに、筆者は、会員各位の単なる〈総合〉の概念理解を越えた、想いや願いの様なものがあることを認めざるを得ないのである。

しかしながら、だからと言って、「〈総合〉とは何か」が不問に付されてよいわけではない。むしろ、〈総合〉がそうしたイデオロギー的性格を帯びるものであるとするなら、なおさら機会あるごとに、「〈総合〉とは何か」を学問的に問い直すことが必要とされるのである。それが、学会というアソシエーションのミニマムであり、学問の持つ真価というべきものではないか。そして、上柿氏による「中間理論」の試みは、その文脈で理解されるべきものである。

4. 「〈総合〉のための〈分析〉」という視点の必要

パネリスト集団の提題に対するもう一つの痛烈な批判は、長谷場氏が試みられたシンポジウムでの論者間に共有されるべき「キーワード」抽出のプロセスが、〈総合〉ではなく、〈分析〉ではないか、とする指摘である。それは、すなわち、そもそもパネリスト集団の提案は、〈総合〉の方法論の名に値しない、という含意のある批判なのである。仮に、その指摘が妥当なものであるなら、確かにそれは今回の試みにとって致命的なものとなるであろう。しかし、この指摘は誤解に基づく的外れなものである、と筆者は考える。ただし、その誤解の原因を作ったのは長谷場氏ご本人（説明の仕方の問題）であることも指摘しておく必要があるだろう。

既に少し触れたが、長谷場氏の議論のポイントは、

シンポジウムの当日に初めて顔を合わせる場合も少なくない、しかも専門分野を異にするパネリストに、どのようにして「キーワード」を共有して頂き、それに基づいた報告が実現できるのか、に置かれていた。第 7 回大会のシンポジウムの場合、本来共有されるべきキーワードは「〈自己家畜化〉論」であった。しかし、それをパネリスト全員に共有して頂くことは不可能である。そこで、長谷場氏は〈自己家畜化〉に代わるキーワードとして「自律」という語の使用を提案されたのである。なぜならば、「自律」とは「〈自己家畜化〉論」理解の核心に位置付けられる概念であり、同時に、様々な学問分野でチームとして使用され、かつ、日常語としても通用している点で、現実の具体的問題に対する個別知の〈総合〉の為のメルクマールとしての条件を満たしている、と考えられるからである。

筆者は、この長谷場氏の提案に賛同するが、論者によっては、そのような「キーワード」活用術こそ、議論の混乱を招くものではないか、と考えられるかもしれない。なぜならば、長谷場氏の見立てに従えば、「自律」に対する理解の幅が広すぎて、議論は収斂しにくい、と考えられるからである。そして、確かにその通りなのである。しかし、長谷場氏はパネリスト間の議論だけで、個別知の〈総合〉が達成できるとは考えていない。むしろ、そうした議論を外から眺められる立場にある司会者やフロアにいる参加者自身がそれぞれ独自の〈総合〉を実践する際のまさに目印としてキーワードを活用するのである。その意味で、それは、むしろ幅の広いものであるほうがよいのである。そして、それもまた、〈総合〉の方法論の一面を言い当てている、と筆者は考えている。それ故、問題はそこにはない。

実は、司会を務めていた筆者も驚いたのだが、「自律」というキーワードの抽出プロセスに関する長谷場氏の説明は、事前の打ち合わせの段階と、当日の報告では大きく異なっていた⁽⁵⁾。前者では、既に述べたように、「〈自己家畜化〉論」理解の核心にある概念として「自律」というキーワードを抽出できる、という説明であった。これは、「〈自己家畜化〉論」理解に少々覚えのある筆者にとって、納得できる説明である。ところが、後者では、長谷場氏はそのように説明されず、第 7 回シンポジウムでの議論を振り返って考えた結果、「自律」というキーワードの有効性を見出した、と報告されたのである。それは、シンポジウムのために事前に共有されるべきキーワードの選出が、シンポジウムの結果をもとに実践されるという、本末転倒の感を余儀ないものにする説明の仕方だったのである。

それはすなわち、本来は「〈総合〉の為の〈分析〉」の結果であったものが、説明上の不手際により、「〈分析〉の為の〈分析〉」の結果に堕した瞬間であったのだ。そして批判者は、それを見逃さなかったのである。それが、「〈総合〉ではなく、〈分析〉ではないか」との指摘の背景にあった事情であろう。その意味で、批判者の指摘は正しく、しかしそれは、誤解に基づくものなのである。しかしながら、これは怪我の巧妙とも言える事態であり、この議論から、改めて、総合人間学における〈総合〉と〈分析〉との関係を整理することができる。

その関係性の理解の鍵は、〈総合〉の二つの対義語の存在にある。その一つは、これまで論じてきた〈分析〉の概念であるが、もう一つが、〈個別〉である。そして、この〈個別〉こそ、総合人間学の〈総合〉に対する真の対義語であり、〈分析〉はむ

しろ、〈総合〉とは補完関係にある重要な思考プロセスなのである。そのことは、古代ギリシアの哲学者プラトンが記した『パイドロス』でも論じられており⁽⁶⁾、紀元前の昔から一つの説であることが分かる。すなわち、〈総合〉は〈分析〉を擁し、〈分析〉もまた〈総合〉を擁するのであり、その繰り返しこそが総合人間学を可能にする、ということである。

おそらく、批判者もこの見解には賛同なされるであろう。そして、仮に、筆者の弁明^{アポロギア}が正当なものであるなら、長谷場氏にも、誤解の生じる可能性を低減させて頂くべく、その説明の手法を改めてもらう必要があるように思う。そして、その上で改めて、批判者に対し、その指摘の意味を確認してみたいと思う。なぜならば、なされた批判には、筆者が想像する以上のものが込められていることも想定されるからである。

5. 総合人間学における学問の形

パネリスト集団の提題に対する直接の批判ではないにも関わらず、筆者の脳裏にとりついて離れない指摘の一つに、「報告内容を決して批判しないようにする。」というものがあつた。無論、ここでの「批判」とは、むしろ「否定」の意味として理解した方がよいだろう。すなわち、それは、「総合」の方法論的態度として「批判しても、否定せず」の精神が徹底されるべきである、との指摘だと考えられる。これは、異分野間の知の総合を試みる上では、極めて重要なことだと思う。なぜならば、既存のアカデミズムの壁によって隔てられた知と知を結び合わせることは、少なくともその壁を超えようとする努力なしには達成し得ない、と思われるからである。「越境への努力」、そして「そのための批判」が

必要なのである。しかし、「否定」は、それらが準備するすべての好機を逃してしまうと考えられるのだ。

その意味で、それは、誰かの報告内容の中に、「共有できるものを何か一つでも見出そうとする努力」、とも言い換えられる方法論的態度であり、同時にそれは、人間理解（人間学）には決して欠くことのできない学問的要素なのではないだろうか。おそらく、そこでより重要になるのは、報告内容そのものではなく、むしろ、「何故、その人はそのようなことを言うのか」、という報告者の問題意識の理解であろう。それは、場合によっては、その問題意識の背景をなす、報告者の「心情」をも理解する、ことを意味している。それを、「もはやそれは学問ではない。」と糾弾する声があがるかもしれない。しかし、本当にそうだろうか。逆に、そのような理解が無ければ、自らの枠を超え出る契機など、どこにも見つけられず、結局は自らの学問に自閉する帰結に終わるのではないか。

「あなたのやっていることは、学問ではない。」他の学会でも発せられることが珍しくはないこのセリフは、本学会とも無縁ではない。しかしながら、このセリフの持つ意義は、他の学会と本学会では同じではない、と考える。理由は二つある。一つは、これまで述べてきたように、個別知の探求を目指す他の学会とその総合を目指す本学会とでは、知の探求に対する方法論はおのずと異なるからである。すなわち、既存のアカデミズムの個別分野の枠の中での議論が必須の前提である他の学会と知の探求の為には個別分野の枠を乗り越えて行かざるを得ない、むしろそこからはみ出した部分で勝負しようとする本学会の学問に対するスタンスが、同じであって良

いはずがない、と考えられるからである。それ故、本学会での「あなたのやっていることは、学問ではない。」というセリフは虚しく響くだけであり、あらゆる「越境への努力」と「そのための批判」がもたらしてくれる知の探求への好機を逃してしまうだけなのである。

この捨て台詞を批判するもう一つの理由は、本学会が市民参加を積極的に呼び掛けていることに由来するものである。一般に、学会とは、大学院等で研究の訓練を受けた専門家にしか開かれていない組織であり、その意味で、市民が一般会員として所属することはあり得ない。しかし、本学会は、広く市民参加を呼び掛けることに意義を見出し、それに応える仕方、実際に、研究に関する特別な訓練を受けていない、その意味での一般市民の方々が会員として参加しておられる。その方々に対し、「あなたのやっていることは、学問ではない。」と発しても、筆者には、意味のないことのように思えてならない。それならばむしろ、どうすれば学問になるのかを具体的に指摘して、「共有できるものを何か一つも見出そうとする努力」を成すべきなのではないだろうか。筆者は、たとえそれが、報告者の「心情」であっても、総合人間学の重要な要素ではないか、と強く訴えたいのだ。

無論、だからと言って、「何でもあり」「何でもござれ」の学会にしてよいとは、筆者も全く思わないし、研究の専門家ではない市民会員も、本学会の特殊事情に甘えていてはならないように思う。また、そうあるべきだし、そうであるならば、総合人間学における「学問の形」を改めて問い、模索して行く必要があるのではないかと思う。そして、このような疑念を抱くとき、「総合」を問うことだけでは見

えてこない「総合人間学」の問題、すなわち、「人間学」を問うことなしには見えてこない「総合人間学」の課題が否応なく生起してくるのを感じる。それ故、今回の試みは、先の第 11 回研究大会のみで閉じるべきものではなく、むしろ「学会創立 10 周年記念フォーラム」の反省から再出発し、それを「人間学」を問う試みへと展開しつつ、改めて「総合人間学」とは何かを考える新たな機会へと繋げて行かなければならないのである。

おわりに

ソクラテスの名前まで持ち出して、拙稿のタイトルの由来を説明した割には、「竜頭蛇尾」型の小論になった感を否めない。やはり、批判者を眼前に頂くことができない誌面上の応答には限界を感じざるを得ない。しかしそれでも、時間的、空間的制約のともなう学会活動の中で、学会メディアを媒介とした会員間の応答は、総合人間学探求の大きな力に成り得ると信じている。拙稿に失望された読者にも、これに懲りることなく、他のパネリストの論考を是非お読みいただき、拙稿の漏らした重要な論点の理解を補って頂ければ幸いである。

とは申せ、今回の「特集」で「〈総合〉とは何か」を問う試みが完成されるわけではない。否、むしろ、今回の試みが、〈総合〉の名のもとに眠っていた、さらに多くの謎と課題を発掘してしまったのではないかと思う。それ故、筆者としては、今回の試みの続きを様々な形で展開して行く必要を強く訴えたいと思う。幸い、その声が研究・談話委員会に届いたようで、2017 年 2 月 25 日（土）に予定されている本年度の研究会にて、「学会創立 10 周年記念フォーラム」の延長戦を行うことが決まった。望外の

喜びである。ただし、それは単なる延長戦ではなく、それ故、同じパネリスト集団が担うものではない。

そこで問いたいのは、「総合」を問うことだけでは見えてこない「総合人間学」の問題、すなわち、「人間学」を問うことなしには見えてこない「総合人間学」の課題である⁽⁷⁾。それ故、次回の壇上には、是非とも、良き批判者たちに立っていただきたいのだ。そして、筆者らパネリスト集団は、今度はフロアから堂々と意見し、自らの「弁明^{アポロギア}」の続きを探究したいと考えている。

注

(1)報告でも示した通り、初代会長であった小林直樹氏が2008年6月に作成・配布された、シンポジウムや談話会で取り上げるべきテーマをまとめられた資料（通称「小林メモ」）によれば、シンポジウムで「〈総合〉とは何か」を問う必要が指摘されている。

(2)「弁明（apologia）」に込められたこのような意味を筆者は本学会理事の野家啓一氏の著作（野家2016：181-183）から学んだ。

(3)時間の関係上、この点に関しては、フォーラムで言及されることはほとんどなかった。詳しくは、上柿（2014）を参照のこと。

(4)筆者は、〈自己家畜化〉研究会の世話役を務めている。

(5)この一文に関しては、長谷場氏から「シンポジウムの前後で持論は変わっていない」との反論があった。そう指摘されてみれば、確かに、筆者の見方には、偏ったところ（議論の明確な方向性の押しつけ）があるように思う。しかし、それでも尚、その反論に素直に応じる気になれないのは、本フォーラ

ムに向けた数か月間にわたる議論の中で、長谷場氏の論調にも変化があったと筆者が理解しているからである。そして、この点だけは、長谷場氏もお認めになっている。それでも両者の溝が埋まらないのは、その変化が議論全体に与えた影響の大きさに対する評価が異なっている為だと考えられる。

(6)『パイドロス』の邦訳（日本語版）には、「美について」というサブタイトルが付してあるが、「総合（綜合）」と「分析（分割）」に関わる議論は、もう一つのテーマであるとされる「弁論術」批判の文脈で登場する哲学手法としての「ディアレクティケー（dialektike）」の説明に使用されている。

(7)この必要を筆者に痛感させた主要な契機の一つは、本小論「第5節」で取り上げた議論に拠る。

参考文献

- 穴見慎一（2016）「総合人間学会創立10周年記念フォーラム（資料）」（※ハンドアウト）
- 上柿崇英（2014）「『自己家畜化論』から『総合人間学的本性論・文明論』へ」『総合人間学8（電子ジャーナル版）』総合人間学会，pp.142-146
- 小林直樹（2006）「総合人間学に向けて」『総合人間学の試み—新しい人間学に向けて』小林直樹編，学文社，pp.1-4
- 野家啓一（2016）『歴史を哲学する—一七日間の集中講義』岩波書店
- プラトン（1967）『パイドロス』藤沢令夫訳，岩波文庫

[あなみ しんいち／立教大学（非常勤）
／環境思想]

総合人間学と「中間理論」の方法論

—総合人間学会「創立 10 周年記念フォーラム」をうけて—

Synthetic Anthropology and Methodology of "Intermediate Theory":

In response to "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum"

上 柿 崇 英

UEGAKI, Takahide

1. はじめに

学会が発足して 10 年の歳月が流れ、今改めて、総合人間学は岐路を迎えているように思える。問われているのは、総合人間学の、いわば学としての在り方に他ならない。

今から 10 年前、学会は“人間とは何か”を改めて問うということを宣言していた。いくつもの難題を抱えた時代にあって、また細分化された諸学の現状にあって、今日われわれは、自らが生きる時代の意味、そして自らが人間存在であるとの意味を見失いつつある。それゆえわれわれは、今こそ再び諸学の叡智を総合し、人間それ自身を問うための“新たな学”を希求しなければならない。総合人間学の出発点にあったのは、まさにそうした認識であった。

それから 10 年、この“新たな学”の試みは、どれほどその理想に近づくことができたのだろうか。確かにこれまで、われわれは多くの議論を重ねてきたし、そのために多大な労力を費やしてきた。しかし近年学会には、どこか閉塞感にも似た、重苦しい空気が漂っているようにも見えるのである。その原因はどこにあるのだろうか。会員数の減少や財政難といった問題は、おそらく表面的なことにすぎない。筆者が指摘したいのは、その背後にあるより構造的

な問題である。すなわちわれわれがどれほど議論を重ねても、その成果が、総合人間学の深化という形で一向に結実していかないということに他ならない。このことは、従来採用されてきた総合人間学の方法論、換言すれば、“総合”をめぐる従来の理解の仕方が、必ずしも十全なものではなかったということを示唆している。その意味でも総合人間学は今、その学としての根本的な在り方について、問い直される時期にきていると思えるのである。

それでは、総合人間学における“総合”とは何か、またわれわれはいかなる“総合”を目指すべきなのだろうか。これまで筆者は、こうした問題意識を念頭に、いくつかの論考を重ねてきた（上柿 2013；上柿 2014）。そして近年、ひとつの方法論として提唱しているのが、本論で取り上げる「中間理論」という考え方に他ならない。

「中間理論」の方法論では、従来のように、あらかじめ特定の具体的な「課題（テーマ）」を設定し、そこに各自が異なる専門知を持ち寄るという形式は採用しない。そうではなく、「課題（テーマ）」に移る前に、まずは特定の“人間”を理解するための“理論的枠組み”を共有することが目指される。つまり何らかの「共通の言語装置」を形成したうえで、そ

れを準拠点として、具体的な「課題（テーマ）」を検討するという形式が採られるのである。

もちろん筆者は、こうした考え方が総合人間学における唯一の方法論であるとは思わない。しかしこの学会の閉塞感を打開していくためには、やはり「本丸」であるところの、この“学の内実”の深化こそが不可欠であると考ええる。したがって筆者は、本論を通じて、その“理論と方法”をめぐる議論が少しでも高揚することを願い、本論を執筆する。

本論では、まず総合人間学会のあゆみを振り返りながら、総合人間学における“総合”の特徴について多角的に検討することから始めたい。そしてこの一連の「中間理論」の考え方について、現時点でできるもっとも包括的な説明を試みよう。そして「創立10周年記念フォーラム」を通じて明らかとなった論点を整理した後、“新たな学”としての総合人間学の在り方について、改めて、何が問われているのかについて考えてみることにしたい。

2. 総合人間学のあゆみと議論の出発点

(1) 総合人間学の目指したもの

本論で最初の課題となるのは、総合人間学の“原点”を確認することである。つまりこの試みが、そもそも何を目指して開始されたものだったのか、その出発点に遡って考えてみたい。この作業を行うにあたって準拠点となるのは、やはり本学会の「設立趣意」であろう（小林2007a）。

「設立趣意」には、総合人間学が必要とされるに至った背景について、概ね以下のように書かれている。まず今日の世界は、国家も個人も目先の利益に溺れ、進むべき目標というものを失っている。そして人間社会は、一方では大量破壊兵器や戦争、環境

危機など、自らを破滅に導きかねない事態に直面し、他方では情報化や生命操作といった、科学技術のもたらす新たな現実と直面することで、まさに混乱の渦中にある。われわれが立っているのは人類史における重大な転機であり、その意味でもわれわれは、「自分がどこから来てどこへ行く存在であるか。人間たる自分は何者であり、どう生きるべきか」ということを改めて問わなくてはならない。そして「人間を全体として見直し、文明のありようを根底から再検討するために、現代の科学と哲学の精華を集め、自由で心ゆたかな共同討議の場」を創出しよう、というようにである⁽¹⁾。

この「趣意文」を取りまとめたのは初代会長の小林直樹氏であったが、こうした認識は、おそらく学会の創立に関わった人々に広く共有されていたと思われる。つまり一連の「世界（的な）問題」の出現こそが、総合人間学を生み出す最初の原動力となったということに他ならない。

小林は別のところで、この試みが、なぜ“総合人間学（synthetic anthropology）”という形で進められるべきなのかについても述べている（小林2007）。まず、人間を問う知的営為は「人間学」と呼ぶに相応しいが、過去に行われてきた多くの人間学的実践は、すでに現代の諸科学に対して「没交渉的なもの」となっていること、そして何より、現代科学が個別的に新たな知見を提起すればするほど、われわれの「全体としての人間の総合認識」は、むしろ欠落していくという現状があるからに他ならない。

ここで小林は、従来の思弁的な人間学が、常々先の「世界問題」に対して真摯に向き合う姿勢に欠けてきたということもまた強調する。したがって総合人間学は、学問である以上、確かに一定の知的水準

を維持する必要があるものの、それは決して「人間の生き方に直結する現実問題」から目を背けるものであってはならない。そしてあらゆる知見を導入する際には、その意味でも「できうる限り広く、同じ志を持つ一般の人々」に参加を促さなければならぬ、と主張するのである。ここには、「設立趣意」を補足する重要な観点がみられるだろう。

いずれにしても、ここから総合人間学は出発したのである。学会設立の当初、そこには多くの人々の熱意と願いとが込められていた。その程度を図り知るには、同時に刊行された『シリーズ総合人間学（全三巻、小林編 2007）』を見てみると良いだろう。まず驚かされるのは、同書の執筆陣である。そこには物理学、動物学、生命科学、地球化学、古生物学、植物保護、地域生態論、医学、精神医学、人類学、

霊長類学、哲学、憲法学、仏教学、文芸学、情報学、経済学、美術教育、教育学、健康教育、障害児教育、実用的人間学、ジャーナリスト、作家など、実に多様な肩書が並び立ち、しかもその多くがそれぞれの最前線で活躍してきた専門家であることが分かる。つまり学会は当初、先の高い志を、文字通り実践しようとしていたことが分かるのである。

（2）総合人間学におけるこれまでの実践

しかしこの試みが 10 年を経て、その活力を失いつつあるということは冒頭でも言及した。その原因を考えるにあたって、ここではこの 10 年間、学会が主として何を行ってきたのかについて考えてみよう。

2007	人間の生活とエコシステム	2011	進化論と人間観
	生命と生活を守るために		平和の総合人間学的考察
	いのちと生活を守るために	2012	3.11 と総合人間学—人間（ヒト）・未来への選択
2008	生命倫理を考える		
	人体はどこまで操作できるのか	2013	人間関係の新しい紡ぎ方—3.11 を受け止めて
	いのちの人間学		
2009	戦争と人間	2014	成長・競争社会と〈居場所〉
	人間はなぜ戦争をするのか	2015	転機に立つ人類社会—グローバル化のなかのコミュニティ・共生を問う
	戦争は人間を変え、人間は戦争を変える		
2010	進化における人間の条件	2016	人間にとって学びとは何か—未曾有の教育危機に直面して
	人間にとって都市と農村		
	ホミニゼーションと自然観		

表 総合人間学会の過去の大会（シンポジウム）テーマ

例えば表は、過去の大会で学会が掲げてきたシンポジウムテーマの一覧である。一見して分かるよう

に、これらはいずれも、総合人間学が取り組むべき重要な現代的課題である。そうした意味では、学会

は確かに、当初の理念を失うことなく、これまでも真摯に取り組んできたように見える。加えて学会は、つい最近まで、2か月に1回という、かなりの頻度で「談話会」や「研究会」を開催してきた⁽²⁾。つまり議論そのものについては、十分に積み重ねられてきたと言えるのである。

しかし筆者には、一連の議論の結果として、われわれの認識が、何らかの形で「全体としての人間の総合認識」に接近したとは思えない。むしろそこでは、ある共通したパターンが、繰り返し行われてきたと言えるだろう。すなわち、特定の対象を複数の観点から論じてみたものの、専門知ごとに異なる見解があるという事実以上には、何ら議論が深まらないという事態に他ならない。

確かに“総合”を実践していくためには、われわれはまず、いかなる課題においても、専門性によって多彩なアプローチの仕方が可能であり、それによって課題の捉え方は相当違ったものになりうるのだということを知っておく必要がある。その意味では、一連の作業は総合人間学にとって、確かに必要なプロセスであったと言えるかもしれない。しかしそれだけで良いのだろうか。実際われわれは、これまで参加者による自身の研究紹介や、外部講師による研究講演を、それこそ擦り切れるほどに繰り返してきただろう。しかしそれは、一般的な研究交流と果たして何が違ったのだろうか。そして筆者は、こうした学会の側面こそが、近年漂う先の閉塞感の原因として、少なからず影響していると感じるのである。われわれは確かに、これまで総合人間学を実践しているつもりであった。しかしこのことは、従来の方法論がすでに限界を迎えているということを示唆している。求められているのは、やはり総合人間学の、

学としての在り方の再検討である。そして突き詰めて言えば、それは総合人間学の中核概念である、“総合”を再検討することなのである。

3. 総合人間学における“総合”とその特徴

(1) “総合”とは何を意味するのか

それでは総合人間学における“総合”とは、そもそも何を意味するものなのだろうか。ここではその問いを念頭に、総合人間学における“総合”の特徴について多角的に検討してみたい。

例えば前述のように、“総合”の起点にあったのは、学知の細分化と「全体としての人間の総合認識」の欠落という問題であった。とはいえこうした問題そのものは、C. P. スノーや M. ウェーバーを想起するように、以前から認識されてきたものであり⁽³⁾、既存の学の枠組みを超える試みとしても、すでに「学際」、「複合領域」、「文理融合」といった類似する用語が流通している事実がある。また“新たな学”の創設という意味では、筆者の専門分野と個人的な研究経験に関連したものだけでも、「環境学」、「平和学」、「エントロピー経済学」といったように、ある種の“総合”を実践した先行事例と呼びうるものがすでに存在している。つまりこうした用語や先行事例との比較を行うことによって、総合人間学における“総合”の特徴を浮き彫りにできないか、ということである。

(2) 「学際」、「複合領域」、「文理融合」との違いについて

まずは用語について考えてみよう。例えば「学際 (interdisciplinary)」と「複合領域 (multidisciplinary)」は、グローバルに流通している用語である。

米国科学アカデミー（National Academy of Sciences et al. 2004, p.29）の定義によれば、両者はともに複数の「学問領域（discipline）」を跨ぐという点で共通しているものの、前者は、それによって新たな「学問領域」が形成される研究を指し、後者は、それによって新たな知見や方法を開発しつつも、成果は互いの「学問領域」に還元され、協力関係は一過性のものとして解消される研究を指すものだとされている⁽⁴⁾。

これに対して「文理融合」は、どうやらわが国固有の歴史的背景を持つ用語であり、とりわけ文部科学省を通じて普及が図られてきた側面があるようである。浜田ら（2005）によれば、わが国の科学技術政策は、戦後安定した経済成長を実現するため、人材育成の方針として「理系・文系」という区分を設け、主として理学・工学分野に重点的な投資を行ってきた。しかし 1970 年代から公害・環境問題に代表される科学技術の負の側面への対応が意識されるようになり、そこから「文理融合」という形で、理学・工学分野と人文・社会科学分野の連携が問われるようになったとしている。つまり「学際」や「複合領域」は、研究実践の形態を問題にした、あくまで価値中立的な概念であるのに対して、「文理融合」の方は、従来の研究の在り方に対する強い批判意識が反映された、その意味で規範的な概念だと言えるのである。

それでは“総合”はどのようなだろうか。まず“総合”という用語そのものは、これら三つの用語に比して多分にマイナーであり、参考となるような明確な規定は、ほとんど見いだすことができない。しかしこれまでの議論を踏まえることで、比較は十分に可能であろう。例えば総合人間学における“総合”は、研

究形態という意味では、明らかに「複合領域」ではなく「学際」である。ただし最低二つの「学問領域」を跨げば、定義上「学際」と呼べるのに対して、“総合”は、あらゆる知の総動員を目指すという点で、やはり単なる「学際」には留まらない。また「文理融合」に込められている批判意識は、明らかに“総合”と重複している側面がある。しかし「文理融合」は官制用語でもあるためか、前掲の浜田らに見られるように、あくまで理・工学分野が主導する技術的成果を社会に円滑に接続することが念頭に置かれている。これに対して“総合”が目指すのは、現代社会を見据えた「全体としての人間の総合認識」であって、その意味ではやはり単なる「文理融合」に留まらないと言えるのである。

（3）“総合”の先行諸例に基づく比較

次に、“総合”を実践した先行事例について見てみよう。

・「環境学」の場合

まず「環境学」は、周知のように 1960 年代以降環境問題を解決するために誕生した「学際」研究のひとつである。注目したいのは、「環境学」の出発点には、環境問題という“新たな研究対象”の出現があり、アプローチが未確立である以上、それは必然的に“総合”せざるを得なかったという事実である。しかし「環境学」が総合人間学と決定的に異なるのは、前者は、解決すべき具体的な問題群が容易に想定できるのに対して、後者の想定する多くの問題は、抽象的で曖昧なものにならざるを得ないということである。例えば「特定の絶滅危惧種を保護する」、

「特定の化学物質による土壌汚染を解決する」とい

うのと、過去のシンポジウムテーマにもあるように「人間はなぜ戦争するのか」、「人間にとって学びとは何か」では、“問題”の性質がまったく異なっている。ここから得られる一般的な教訓とは、専門知の“総合”は、研究対象が抽象的・曖昧になるほど難しくなる、ということに他ならない。

・「平和学」の場合

次に「平和学」は、戦争や兵器の問題だけでなく、社会的な搾取や抑圧の問題をも包含した「平和」の実現を目指す、やはり「学際」研究の一例である（岡本／横山 1999）。ここで「平和学」を取り上げたのは、この試みが「平和」という抽象的かつ曖昧な研究対象を掲げているにもかかわらず、一定の形で「学際」を行うことに成功したためである。筆者の見るところ、その背景にあったのは、「平和」を定義するための明確な“理論的枠組み”の存在である。つまり抽象的概念である「平和」を「暴力の不在」と定義し、「暴力」を攻撃や威嚇といった「直接的暴力」のみならず、社会経済システムの歪みをもたらす格差や貧困、抑圧といった「構造的暴力」をも含むものと定義したことで、「平和」という概念に、個別具体的な問題が包括的に位置づけられるようになったのである（ガルトゥング 1991）⁽⁵⁾。ここからはもうひとつの教訓が得られるだろう。つまり抽象的・曖昧な研究対象を念頭に“総合”を実践する場合、対象を包括的に定義・説明する理論的枠組みが存在することは、きわめて重要な意味を持つということである。

・「エントロピー経済学」の場合

最後に「エントロピー経済学」は、熱力学概念で

あるエントロピーを経済過程の分析に応用することで、環境や生命の問題をも包含した「広義の経済学」を目指した試みである（室田ほか 1995）。この事例はもしかすると、「学際」ではなく、「複合領域」と呼んだ方が適切かもしれない。しかしここで「エントロピー経済学」を取り上げたのは、この試みが独自の理論的枠組みを提示していたにもかかわらず、後になって当初の活力を維持することができなかったと思われる事例であるためである。ここにはさまざまな評価があるだろうが、筆者の見るところ、その背景には、エントロピーを用いて展開できる議論をやりつくしてしまったことがあるように思える。ここからは最後の教訓が得られるだろう。理論的枠組みの存在は確かに有益ではあるが、学の構造が特定の枠組みに過度に依存してしまうと、それは危うさを伴うものになるということに他ならない⁽⁶⁾。

（4）総合人間学における“総合”の特徴

われわれは先に、“総合”が、知の細分化を克服する“新たな学”という点では「学際」や「文理融合」と共通する側面をもつものの、実際には、それらに単純に還元することはできないものであるということを見てきた。では、以上の先行諸例からは、何が見えるのだろうか。

まず、総合人間学の研究対象が「人間」とであることは明らかである。しかしここでの「人間」は、単に分析可能な具体的な“ヒト”ではない。それは人文・社会科学的に捉えられる“人間存在”の側面を内包した、あくまで抽象的で曖昧な対象としての「人間」とあるということである。前述のように、総合人間学で扱われる「課題（テーマ）」自体も、多分に抽象的で曖昧なものを含んでいる。それは、

われわれの捉えようとしている「人間」自体が、そもそもそのようなものだからに他ならない。

したがって“総合”の実践においては、当然、研究対象である「人間」を捉えるための、独自の理論的枠組みが不可欠であるように思えるだろう。ところが総合人間学にはそれがない。総合人間学にあるのは、あくまで「全体としての人間の総合認識」という“目標”だけである。そしてその目標に即して言えば、理論的枠組みを用意し、あらかじめ「人間」を特定の形で定義することは、むしろ“総合”の方向性に反するのではないかという見解さえありえるのである。

つまり現状でわれわれに要求されているのは、互いにまったく異なる背景を備えた専門家が、それぞれ「人間」を定義する一切の準拠点を持ち得ないまま、互いの専門知を“総合”し、「全体としての人間の総合認識」に到達しなければならないということに他ならない。そのようなことが、果たして実現できるのだろうか。ここから分かるのは、学会において決定的に不足していたのが、まさにこの「総合の方法」をめぐる議論だったということである。

4. 「中間理論」の方法論とその活用例

(1) 「総合の方法」を考える

以上を通じてわれわれは、総合人間学の“学としての特徴”について概ね理解できたと思われる。それではこの“新たな学”を成功させるために、われわれにはいかなる「総合の方法」が余地として残されているのだろうか。いやその前に、「総合の方法」という観点から見た場合、われわれはこれまで、いかなる“方法論”を念頭に置いて“総合”を実践してきたのだろうか。

実は前述の小林は 2006 年の時点で、文字通り「総合人間学の課題と方法」という表題のもと、次のように記していた（小林 2006b）。すなわち総合人間学は「人間の全体像の把握」へと至る手順として、①観察から実験、検証を経て新たな仮説の提唱という科学的基本的方法を維持しつつ、②「物質→生命→精神（宇宙→生物界→人間）」の三段階において、それぞれに運動法則や基本特徴を明らかにする、③そして得られた知見や仮説は、極大である宇宙の視点から極小であるミクロの視点に至るまでを哲学的に統合する、というようにである。また、「設立趣意」には次のような一節がある。

「つまるところ、各分野での個別の研究を積み重ね、その中から人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出し、それらを体系的に整序する作業をくりかえすことで、全体像に接近するしかないでありましょう」（小林 2006a）。

つまり総合人間学には、“方法論”がなかったわけではないのである。しかしここから分かるのは、当初想定されていた「総合の方法」が、いかに“大雑把”なものであったのかということである。筆者はここに、多様な専門家が集まるということのみが焦点化され、その先については、とにかく議論さえ続けていけば、いずれは何らかの収斂が起こるはずだという、きわめて甘い想定があったように思えてならない。

おそらくわれわれが行ってきた“総合”実践は、具体的な方法論としては、次のように定式化できると思われる。つまり特定の具体的な「課題（テーマ）」を最初に設定し、そこに互いの専門的知見を持ち寄るという“総合”の方法である。そして想定においては、そこから新たな知見が蓄積され、徐々に「全体

としての人間の総合認識」へと至ることになっていった。この方法論を本論では、個別的な「課題（テーマ）」に対して、専門知を直接的に「総合」という意味で、「直接的総合」と呼ぶことにしたい。

それではなぜ、「直接的総合」では、互いの専門知を結びつけ、それを新たな知見として昇華させることができないのだろうか。逆の方向から考えてみよう。つまりなぜ、先行事例においては、理論的枠組みの存在が重要な意味を持っていたのかである。それは理論的枠組みの存在が、互いの専門知を繋ぐ準拠点として、つまり「共通の言語装置」として機能したからではないだろうか。つまり「直接的総合」の最大の問題点は、やはりこの「共通の言語装置」の欠落にあったのではないかということである。

こうしてみると、われわれは総合人間学が直面している深刻な「ジレンマ」というものに気づかされよう。つまり総合人間学が抽象的で曖昧な「人間」を対象とする以上、われわれは確かに「共通の言語装置」を必要としているのである。しかし他方で、

「全体としての人間の総合認識」という目標からは、前述のように、事前の枠組みの設定が、むしろ有害なものとしても理解されうる。また先行事例で見たように、特定の理論的枠組みに過度に依存する状況は、かえって学全体を危うくするだろう。

つまり筆者が「中間理論」という形で提起したい考え方は、この一連の「ジレンマ」に対するひとつの応答でもあるのである。

(2)「中間理論」と「間接的総合」

ここからは「中間理論」の考え方について、以下のポイントに即しながら、具体的に見ていこう。

・「中間理論」のポイント①—「共通の言語装置」としての「中間理論」

まず「中間理論」においては、「総合」実践のためには、やはり「共通の言語装置」の存在が不可欠だという立場をとる。具体的には「課題（テーマ）」を設定する前に、まずは特定の「人間」を理解するための理論的枠組みを共有することを優先する。そして個別の「課題（テーマ）」は、あくまでその理論的枠組みを媒介することで検討する、という形式を採るのである。このとき「共通の言語装置」は、一方では専門知を繋ぐ準拠点となり、他方では「課題（テーマ）」を分析する参照点として機能する。

「課題（テーマ）」と専門知の間に「共通の言語装置」を介在させるという点で、この方法論は「間接的総合」と呼ぶことができるだろう（図）。

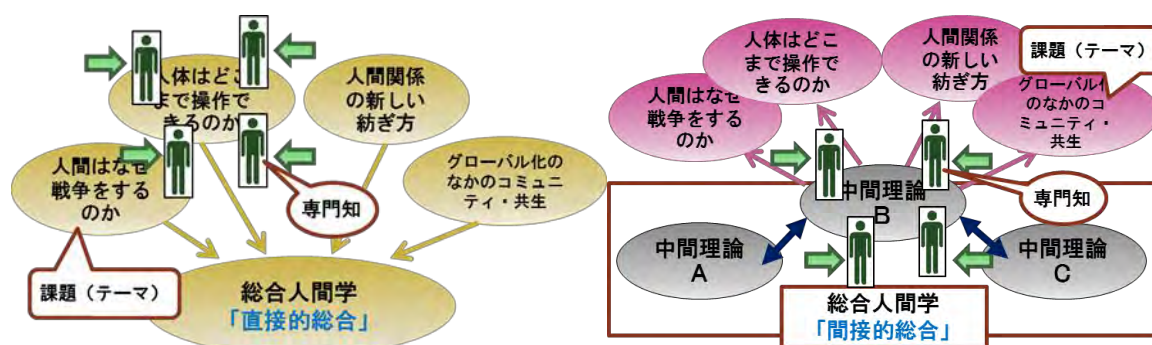


図 「直接的総合」と「間接的総合」の違い

なお、ここで「共通の言語装置」となる理論的枠組みには、さまざまな候補が考えられる。例えばそれは、特定の「課題（テーマ）」の解明に特化したものであっても、また既存の理論からの転用であっても、さらに新規に構築されるものであってもかまわない。それが「中間理論」として位置づけられる条件とは、それが何らかの形で「人間」を体系的に定義することを可能にするものであること、そして自然科学系から人文・社会科学系まで、なるべく多くの専門知がそこに接続できる理論である、ということだけである。それがより良い「共通の言語装置」になりうるかどうか、この点があくまで重要なのである。

・「中間理論」のポイント②—「共通の言語装置」の共有過程にある“総合”

それではこの方法論のどこに“総合”があるのだろうか。前述のように、「直接的総合」では、“総合”は、「課題（テーマ）」に対して各々が専門知を持ち寄るという局面において存在した。これに対して「間接的総合」では、“総合”は、むしろ先の理論的枠組み、すなわち「共通の言語装置」を共有していく過程の中に存在すると考える。

例えばいかなる理論的枠組みであっても、それが直ちに「共通の言語装置」として機能するわけではない。それが専門知を繋ぐ準拠点、「課題（テーマ）」を論じる参照点として機能するようになるためには、理論が示す「人間」の枠組みを、各自がそれぞれの専門知の中に位置づけ、理論的枠組みを自らの専門知の中で“活用”できるようにならなければならない。そして議論を繰り返し、それをより良いものに再構築していく努力が各々に求められるだろう。つまり

こうした広義の「共有過程」の中にこそ、“総合”の実体があると考えるのである。

・「中間理論」のポイント③—「動的な学」としての総合人間学

そして最後に、おそらく最も重要な点であるが、「中間理論」においては、総合人間学の目標であった「全体としての人間の総合認識」を、一面では敢えて放棄する。そもそも、なぜここでは一連の方法論を「中間理論」と呼ぶのだろうか。それは単に、特定の理論が「課題（テーマ）」と専門知の間を媒介するということだけを意味しない。それは同時に“究極的に完成された人間学理論”というものを否定し、総合人間学の理論は、常にある面では“暫定的で不完全な理論”に過ぎない、ということを示唆するためである。

前述のように、「中間理論」においては、何らかの形で「人間」を定義できる理論的枠組みの共有を重視する。しかし、それはすべての構成員に受容される必要はない。つまり理論的枠組みは、常に“任意の集団”によってのみ通用する「共通の言語装置」であって良いのである。そうすると、複数の“任意の集団”が、それぞれ別々に異なる理論的枠組みを掲げることになるはずである。しかしここでは、それらをひとつの“究極的な理論”に収斂させる必要はまったくない。むしろ“不完全”な「中間理論」を許容し、複数の「中間理論」の併存を肯定するのである。

したがって「中間理論」は、単一の理論や原理にすべてが収斂しないという意味では、確かに「全体としての人間の総合認識」を放棄しているとも言えるのである。しかしそれぞれの「中間理論」は、

“任意の集団”に依拠するものであるとはいえ、それぞれに「全体としての人間の総合認識」を目指したものであったことは間違いない。そしてここで、こうした複数の「中間理論」が、常に新たに誕生し、ときに対立し、影響を受け合い、そして使い古されていく、いわば長期的な「運動」全体の中にこそ、実は総合人間学というものの本質があるのだと考えてみればどうだろう。「中間理論」は必ずしも「全体としての人間の総合認識」を放棄したわけではない、とも言えるのではないだろうか。

(3)「自己家畜化論」を活用した「中間理論」の事例

もっとも、以上の説明だけでは、「中間理論」を具体的なイメージとして共有することができなかったかもしれない。そこで、ひとつの事例を用いて考えてみよう。実はこの一連の方法論には、モデルとなったものが存在している。それは小原秀雄氏による「自己家畜化論」であり、同論をめぐって実施されていた小規模な研究会である⁽⁷⁾。

まず「自己家畜化論」とは、家畜と人間の類似性を手がかりとして人間の本質を論じようとしたひとつの試みであり、その理論的骨子は、以下の三つの概念によって整理できる⁽⁸⁾。すなわち、①性周期の乱れ、薄い体毛、部分的な長毛化を含む「家畜と人間の形態的類似性」、②人工環境によって自然環境から“間接化”された生活条件への適応（人為淘汰＝家畜化）を、人間は自らに行い、またそれによって人間自身も変容していくという「自己人為淘汰」の概念、そして③その「自己人為淘汰」の歴史的帰結として現代社会において生じている、「人間の自然さ」との不整合がもたらす社会病理としての「自己

ペット化」の概念である。

「自己家畜化論」の具体的な内容は、ここではひとまず不問としてほしい。注目してほしいのは、ここに、一定の仕方で「人間」を体系的に定義でき、また自然科学系から人文・社会科学系を含めて多様な専門知が参画可能な、つまり先の条件を満たした理論的枠組みが存在しているところである。ここでは仮に「自己家畜化論」を「中間理論」として用いる場合、いかなる形で議論が進められるのかについて見てみよう。

まず、最初に行うのは個別的な「課題（テーマ）」の設定ではなく、「共通の言語装置」となる「自己家畜化論」を共有することである。その際参加者は、「自己家畜化論」を自らの専門知へと持ち帰り、そこで「人間」を捉える知見がどのように変化し、位置づけ直されるのかを検討する。そしてそこから得られた知見を、今度は「自己家畜化論」へとフィードバックし、皆でより良い理論へと修正を加えていくのである⁽⁹⁾。ここで参加者の専門知は、例えば霊長類学でも、哲学でも、生態学でも、心理学でもいいだろう。「自己家畜化論」が「共通の言語装置」として機能する限り、参加者は互いの専門知の繋がりを、「自己家畜化論」を準拠点として把握できるはずである。そしてこの段階に至って初めて、具体的な「課題（テーマ）」に踏み込んでいく。例えば「人間はなぜ戦争をするのか」や「人間にとって学びとは何か」でもいい。「自己家畜化論」が「人間」を論じる「中間理論」である限り、ここでは多様な「課題（テーマ）」が、「自己家畜化論」を参照点として議論できるはずである。

5. 「中間理論」をめぐる議論と課題—「創立 10 周年記念フォーラム」をふまえて

さて、以上を通じて、われわれは本論の主題である「中間理論」という「総合の方法」について見てきた。ここからは「創立 10 周年記念フォーラム」(2016 年 5 月開催)を実施する過程において行われた議論を整理し、主要な論点について取り上げておきたい。

(1) 「間接的総合」のさまざまな位相—「キーワード」の共有、「問い」の共有、「理論」の共有

まず、フォーラムの準備会合では、穴見慎一氏が中心となり、報告者間でさまざまな議論が行われてきた。その中でも、重要な論点のひとつとなったのが、「間接的総合」に必要な「共通の言語装置」には、「(中間)理論」だけでなく、例えば「キーワード」や「問い」といったさまざまな“位相”があるのではないかという指摘である。筆者はこの点について、現時点では以下のように考えている。

まず、「キーワード」、「問い」、「理論」は、確かにいずれも「共通の言語装置」として機能する余地がある。しかし「共有の度合い」については、傾向として前者に進むほど、その水準は低くなると考えられる。例えば「キーワード」の共有だけでは、おそらく「共通の言語装置」としての機能はほとんどない。なぜなら「キーワード」は、それ自体で多義的であり、一般的に文脈を定めないと定義ができないからである。とりわけ抽象的な概念であるほどその傾向は顕著であり、そこでは最初の定義の段階でさえ、議論が収斂しない可能性があるだろう⁽¹⁰⁾。

次に「問い」の共有の場合は、確かに相対的に深い共有が可能となるが、それが仮に、文字通り「問

い」を形式的に共有するだけである場合、そこには同じ問題があると言える。なぜなら「問い」も、一般的に文脈に応じて定義されるものであり、それ自体では無数の異なる解釈が成立してしまうからである。したがって筆者は、「共通の言語装置」を機能させるためには、原則として、やはり「理論」のレベルでの“総合”が不可欠であると考えている。

しかし「キーワード」や「問い」の共有が、有用な「共通の言語装置」へと展開することがないわけではない。それは、「キーワード」や「問い」の議論を通じて、参加者間に専門知を超えた、「人間」を捉える何らかの共通認識が形成された場合である。例えば大倉(2017)が指摘するように、「若手研究部会」が成功しているのは、そこで「問い」を媒介として忍耐強く議論が繰り返された結果、専門知を超えた形での、対象に対する何らかの共通認識が形成されたからであろうと筆者は考える。そして筆者は、おそらくこの点にこそ、実は「理論」というものの本質を理解する鍵があるとも思うのである。

そもそも「理論」とは、特定の「対象」を、特定の形で理解するための「解釈の枠組み」のことである。例えば「人間に対する理論」とは、「人間をいかなる形で理解するのか」を示した「解釈の枠組み」であると言って良い。つまり任意の集団において、最初は「キーワード」や「問い」の議論であったとしても、そこから「対象」、さらに言えば「人間」に対する何らかの「共通認識」が形成され、それが一定の形で体系的に言語化されたとき、それはわれわれが「理論」と呼ぶものに等しくなるのではないかということである。

(2) 総合人間学は“究極の人間学理論”へ向かうべきか

次に、報告者の間で議論となったもうひとつの論点は、そもそも総合人間学は、人間を説明する“究極の人間学理論”を目指すべきかどうかというものである。前述のように、この目標を取って“否定”することこそ、まさに「中間理論」の核心部分のひとつであった。これは非常に重要な論点なので、今後とも継続した議論が必要だろう。ここではやはり、現時点における筆者の考えを提示しておきたい。

まず筆者が“究極の人間学理論”を否定するのは、第一に、先の「総合の方法」をめぐる“ジレンマ”を克服するためである。つまり単一の理論に過度に依存した学の構造は、“総合”の試みを阻害し、また学そのものの基盤を脆弱にすると考えるためである。しかし根本的には、筆者は、すべての人々に受け入れ可能で、「人間」を余すことなく説明できる、すなわち文字通り普遍的で完全と言える「総合認識」などというものが、存在するとは思えないのである。前述のように、総合人間学が対象とする「人間」は、単なる具体性を持った“ヒト”ではなく、多分に抽象的で曖昧な“人間存在”を含むものであった。問題となるのは、この後者の側面に関わる、とりわけ“人文科学”というものの特性である。例えば人文科学においては、実に専門知の数だけ「人間」の定義、「人間」の理論があると言え、また多くの場合、それらは互いにほとんど相いれることはない。そしてなぜ、このような事態が生じるのかと言え、人文科学の世界においては、物事は常に、「Xという見方をすればYである」という形式によってしか記述することができないこと、より端的に言えば、そこには厳密な意味での「正しい答え」が、そもそも

存在しないからである。

この事実は、自然科学系の方々だけでなく、人文・社会科学系の方々にも、改めて想起してもらいたい。なぜなら学問の歴史において、自然科学とは、そもそもこの人文科学の曖昧さを打破するために誕生したものであるということ、そしてその意味では、後世のわれわれが総合人間学に取り組んでいること自体が、「人間」を掌握するためには、結局われわれは、曖昧な人文科学の潜在力を必要としていたという“皮肉な事実”を物語っているからである。人間は、ある面では常に“意味の世界”において生きており、人間に関わる事物の理解には、常に何らかの恣意性や価値判断が含まれている。つまりわれわれが“意味”や“価値”の世界で生きる以上、すべての曖昧さを排除することはできないのである。

したがって、総合人間学が人文科学を取り入れようとする以上、人間学理論は、たとえそれがいかなるものであっても、そこに必ず恣意的な前提や価値判断が含まれたものとなる。特定の時代において“究極の理論”だとされたものでも、時代の前提が崩れ去れば、その恣意性は途端に暴露されるのである。前述のように、かつて小林は、「人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出す」ことで“総合”は可能であると述べていた。この方法論に限界があることは、同じ理由で説明できよう。なぜなら「人間認識に不可欠な知見」とは、そもそも何によって決められるのか、そのことが確定しない以上、それを「もらさず拾い出す」ことなどそもそも不可能だからである。

それゆえ筆者にとって真に重要だと思えることは、むしろそうした“究極の人間学理論”が存在しないと仮定したとき、それでもわれわれが、いかにして有益な形で「全体としての人間の総合認識」を達成で

きるのかということである。総合人間学を「動的な学」として捉えようとする筆者の意図は、まさにここにあるのである。

(3) 「中間理論」の創造という課題

加えてフォーラムを終えて後、改めて課題となった論点についても取り上げておきたい。それは穴見(2017)が指摘するように、「自己家畜化論」はあくまで例外として、実際には既存の理論で「中間理論」として活用できるものは限られているという指摘である。

その指摘に対して、筆者は概ね同意する。しかし他方で、われわれはやはり自ら「中間理論」を新しく創造するということも覚悟すべきではないかと思う。前述のように「中間理論」の前身となるのは、任意の集団において形成された、専門知を超えた何らかの「共通認識」である。それが「人間」を説明するものとして体系化され、言語化されたとき、それは「中間理論」と呼びうるものになるだろう。

もちろん任意の集団が「共通認識」を形成していくためには、最初に有効な“出発点”となるものが必要かもしれない。とはいえそうした“出発点”を見いだすことは、実はそれほど困難なことではない。例えば先の「人間認識に不可欠な知見をもらさず拾い出し、それらを体系的に整序する作業」にしても、筆者はそれを“究極の人間学理論”へと至る手法としては批判したが、任意の集団が独自の「中間理論」へと至る“出発点”としては、非常に魅力的なものであると考える。大倉(2017)が提案する、過去の「総合知」を読み解き、「〈総合〉人間思想史」を構築していくという試みも同様である。こうした“出発点”を工夫することは、総合人間学を志す人間に

とって、まさに腕の見せ所ではないだろうか。

(4) 学会の役割と小研究会の役割

そしてここから派生してくる論点が、「中間理論」の推進母体となる小研究会と、学会全体の役割分担というものである。この点に関連して、すでに穴見(2017)は「次の 10 年になすべきこと」という形で具体的な提言を行っているが、ここでは本論の趣旨に沿った形でやや試行的な提案をしてみたい。

まず「中間理論」は、これまで見てきたように、綿密な議論を積み重ねることが可能な“任意の集団”，すなわち有志による小規模な研究会として行うことが、おそらくきわめて重要である。なぜなら不用意に参加者が増えてしまうと、異論が絶えず、結局「共通の言語装置」を形成していくことが困難となるためである。特定の「中間理論」を掲げることは、確かにそれに賛同しない者を排除しよう。しかしそのこと自体はまったく問題ない。なぜならそうした者は、新たに別の小研究会を開催し、そこで自身が納得のいく「中間理論」を新たに創出すればよいからである。

ただし、こうした実践が十全に展開されるためには、一連の小研究会と学会全体とが適切な役割分担を行っていく必要がある。例えば学会全体は、ここでまさに「設立趣意」にあったように、限りなくオープンで、ありとあらゆる立場の人間が、多様な見解をもって参加可能となることを保障すべきである。これに対して総合人間学の「本丸」となる理論形成は、そうした有志の小研究会にあくまで委ねられる。ここでは複数の小研究会が、それぞれの参加者に特徴的な「中間理論」をそれぞれに掲げ、相互に良い意味での影響関係が形成されることが望ましい。

そして念のために強調すれば、ここで学会は、全体として、乱立する「中間理論」を統合する必要はまったくない。複数の異なる「中間理論」を止揚させ、新たな「中間理論」を形成するのは、あくまで小研究会の仕事だからである。学会はむしろ、「全体としての人間の総合認識」を志す諸個人や集団に居場所を提供し、いわばそうした人々を支える“プラットフォーム”としての役割に徹するのである。

そのような前提に立って考えれば、年次大会の様相も違ったものになるかもしれない。これはあくまで想像だが、例えばそこでは、個人研究発表と同程度に、小研究会による成果報告が重要な意味を持つようになるかもしれない。またシンポジウムにしても、すべてを学会全体が企画する必要はなくなるかもしれない。そこでは活発な小研究会が、持ち回りでシンポジウムの企画を練るということも、十分に考えられるからである。

6. おわりに―学会への提言

さて、ここからは本論を締めくくるにあたって、これまでの議論を踏まえつつ、改めて学会に何が問われているのかについて考えたい。

まず、冒頭でも述べたように、筆者はこの「中間理論」の考え方が、総合人間学における唯一の方法論であるとはまったく考えていない。筆者が本論を執筆したのは、こうした思い切った提案をすることによって、学会において“理論と方法”をめぐる議論が少しでも高揚することを願ってのことである。近年学会に漂う閉塞感は、おそらくわれわれが想像している以上に深刻で、かつ根源的なものである。そうした意味において、学会は今、重大な分岐点に差し掛かっていると思えるからである。

とりわけ筆者に気がかりなのは、今日の学会の方向性が、これまで提起してきた学の在り方とは、まさに逆の方向に向かっていっているように見えることである。例えば、「創立 10 周年記念フォーラム」の際、フロアからは次のような指摘があった。つまり総合人間学の目的は、あくまで「世界問題」を解決することであり、総合人間学は、いわばそのための“道具（ツール）”に過ぎない。したがって「総合の方法」といった枠組みの議論は、不要な抽象論ではないかという指摘である。

この指摘に対しては、筆者は次のように問い返したい。そもそも、われわれが敢えて学会という場に集っているのはなぜなのだろうか。それはわれわれが、問題の本質を問い、問題と真に対峙していくためには、“総合”による新たな知の創造が不可欠であると確信したからではなかったか。そして“総合知”を形成することが、実際にはいかに困難を伴うものなのかということ、それこそわれわれが 10 年の歳月をかけて学んできたことではなかったかということである。そうだとすれば「総合の方法」を論じるということは、無意味であるどころか、まさに総合人間学の根幹に関わることであるということが分かるだろう⁽¹¹⁾。

もちろんそうした指摘は、学会全体ではマイナーであるように思えるかもしれない。しかし近年学会は、こうした「問題の解決」だけでなく、どこかで現実社会への「目に見える成果」に焦り、それと似た性急さに突き進んでいるようにも思えるのである。それを象徴するのが、学会が運営委員会の署名で 2015 年の 7 月に発表した、「安全保障法制関連法案に対する声明」である⁽¹²⁾。この声明案が浮上した際、当時運営委員・理事であった筆者は、学会に

「声明文発表に関する意見書」を提出して強く反対した⁽¹³⁾。この声明文は、ぜひ一読してもらいたい。声明が意味しているのは、国民を二分する論争的な問題に対して、事実上学会が、予断をもっていずれかの立場を宣言したということである。一般市民も含めて多様な立場の人々に参加を促すはずの学会の趣旨としては、まさに本末転倒と言うべきだろう。本論の趣旨からいえば、それは主として“任意の集団”が行うべきことであって、決して学会が全体として行うべきことではないからである。

総合人間学は、常に開かれたものでなくてはならない。そして「全体としての人間の総合認識」を希求する、あらゆる個人や集団が、互いに切磋琢磨を続けられる“プラットフォーム”となることが理想である。そしてその点から言えば、学会が早急に取り組むべき課題がもうひとつある。それは学会誌や査読体制を含む、総合人間学における“評価”の仕組みを再検討することである。

この“評価”の問題は、多くの「学際」研究において、しばしば共通した困難があることが指摘されている⁽¹⁴⁾。つまり「学際」とは、これまでにない“新たな学知”の創造を意味するものだが、それを“評価”しようとする、結局“既存の学知”を用いるより他にないという根本的な矛盾である。あらゆる専門知の“総合”を図り、そこに一般市民の参加をも促す総合人間学としては、この矛盾はいっそう顕著なものとなるはずである。実際、これまでも学会では、新たな着想に挑戦する若手の論文が、特定分野の素養が不十分であるという理由でリジェクトされたり、熱意ある市民の報告が、学問的な素養が不十分であるという理由で否定されたり、といったことが散見されてきたように思える。しかし総合人間学が真に

“新たな学”を目指すのであれば、“評価”の仕組みもまた、特別な工夫があって然るべきだろう。例えば前者の場合で言えば、査読体制において、1 名は一般的な査読者を用意し、もう 1 名は、投稿者がリストの中から希望する候補者を申し出ることができるという方法は考えられないだろうか。あるいは後者でいえば、長期的には大会や学会誌において“市民枠”を別途用意し、熱意ある市民の活躍の場を提供するといったことも考えられる（だがそれ以前に、まずは市民にとって居心地の良い場や雰囲気づくりが求められていると言えるだろう）。いずれにしても、この問題は継続的に議論していくべき重要な課題であると思われる。

最後になるが、筆者は「創立 10 周年記念フォーラム」を企画し、一連の議論を先導してきた穴見氏に対して、ここで改めて感謝の意を称したい。穴見氏の努力と熱意、そして辛抱強さがなければ、おそらくこのフォーラムは実現しなかった。そして筆者がこうして本論を執筆することもなかったはずである。繰り返すように、総合人間学は今、岐路に立っていると思われる。そしてそれがどこに向かっていくのかは、今のわれわれにかかっているだろう。

注

(1)総合人間学会の「設立趣意」は、ウェブサイトにも掲載されている (http://synthetic-anthropology.org/?page_id=2)。

(2)「研究会」「談話会」の頻度は、2015 年頃から縮減されるようになった。

(3)例えばスノーは、科学者（自然科学）と文学的知識人（人文科学）の断絶について、それを意思疎通ができなくなった「二つの文化」として言及した

が(スノー1971),すでにウェーバーは,20世紀初頭に,合理化され,細分化されていく学問が,もはや人間存在にとっての理想や価値を表現しえないものとなったとしている(ウェーバー1980)。

(4)該当箇所の部分訳は,研究開発戦略センター(2005, pp.35-36)を参照。

(5)またここでは「直接的暴力」の不在を「消極的平和」と呼び,「構造的暴力」の解決こそが目指されるべき「積極的平和」の状態であるとする。

(6)「エントロピー経済学」は,実際には「人間の経済」や「等身大の生活世界」,「生命系の経済」,「農」といった,数多くの優れた観点を持っていた。しかし無理に「科学的」であろうとしてエントロピー概念を強調しすぎた結果,こうした観点を埋もれさせてしまったと言えるだろう。

(7)「〈自己家畜化〉論」研究会は,穴見愼一氏が中心となり,2013年より定期的の実施され,2016年8月20日には第7回研究会が実施された。

(8)小原(2000)。また「自己家畜化論」そのものの詳細な議論については,上柿(2014)を参照のこと。

(9)筆者は実際にこの作業を自身の専門分野である環境哲学で行った。上柿(2014)はその成果と言っても良いだろう。

(10)長谷場(2017)は,2012年のシンポジウムの反省から「自律」という「キーワード」を挙げたが,この概念もまた,きわめて抽象的で,多義的である。

(11)われわれは社会的実践における「問題の解決」と,学問が果たすべき「解決への貢献」とを混同してはならない。両者を厳密に区別することは難しくとも,その社会的役割の違いを常に念頭に置いて考えるべきだといえるだろう。

(12)本声明は,学会のウェブサイトに掲載されている(<http://synthetic-anthropology.org/?p=676>)。

(13)筆者がそこで主張した骨子は次の通りである。

①特定の政治的課題に対して学会が何らかの立場を宣言することは,内容を問わず,本学会の理念とは相いれない,②ただし例外的に,総合人間学の営為そのものが脅かされる場合はこの限りではないが,本件はそれに該当しない,③本件は国民を二分するきわめて論争的な問題であるとともに,ここでは本来分離可能な複数の問題が無造作に連結されており,結果きわめて排他的な声明となっている,④代替案として,有志に基づく声明とすれば問題はなくなり,社会貢献という意味では,学会主催で大々的な討論会を主催するという方法もある——ただしその場合は必ず賛成側／反対側双方の立場が公平に扱われるべきである。

(14)例えば森(2014)を参照。

参考文献

穴見愼一(2017)「『学会創立10周年記念フォーラム』のための弁明」『総合人間学(電子ジャーナル版)』総合人間学会,第11号第1部

上柿崇英(2013)「学問としての『総合人間学』の課題」『3・11を総合人間学から考える』総合人間学会編,学文社,pp.142-146

上柿崇英(2014)「『自己家畜化論』から『総合人間学的本性論・文明論』へ」『総合人間学(電子ジャーナル版)』総合人間学会,第8号,pp.142-146

大倉茂(2017)「若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える一問いの共有と総合人間学史の構築」『総合人間学(電子ジャーナル版)』総合人間学

- 会, 第 11 号第 1 部
- 岡本三夫／横山正樹編 (1999)『平和学の現在』,
法律文化社
- 小原秀雄 (2000)『現代ホモ・サピエンスの変貌』
朝日選書
- 研究開発戦略センター (2005)『分野融合研究への
新たなスキーム—米国大学の“戦略イニシアティ
ブ”』独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦
略センター
- 小林直樹 (2006a)「総合人間学に向けて」『総合人
間学の試み—新しい人間学に向けて』小林直樹編,
学文社, pp.1-4
- 小林直樹 (2006b)「総合人間学の課題と方法」『総
合人間学の試み—新しい人間学に向けて』小林直
樹編, 学文社, pp.11-31
- 小林直樹 (2007)「発刊の辞」『人間はどこに行く
のか』総合人間学会編, 学文社, pp.1-4
- 長谷場健 (2017)「総合人間学の方法論試論—「人
間の自律」をキーワードとして」『総合人間学
(電子ジャーナル版)』総合人間学会, 第 11 号
第 1 部
- 浜田真悟／刀川眞／横田慎 (2005)「文理融合研究
の政策推進の試み—科学技術政策にみる過去の事
例・問題整理と現代の科学技術政策研究上の要請
をふまえて」『年次学術大会講演要旨集』研究・
イノベーション学会, 20(2), pp.696-699
- 室田武／多辺田政弘／槌田敦 (1995)『循環の経済
学』学陽書房
- 森壮一 (2014)「文理連携による統合研究に関する
調査研究」『科学コミュニティとステークホルダ
ーの関係性を考える (第一報告書)』科学技術・
学術政策研究所
- M・ウェーバー (1980)『職業としての学問』尾高
邦雄訳, 岩波文庫
- J・ガルトゥング (1991)『構造的暴力と平和』高
柳先男／塩屋保／酒井由美子訳, 中央大学出版部
- C・P・スノー (1967)『二つの文化と科学革命』
松井卷之助訳, みすず書房
- National Academy of Sciences, National Acade
my of Engineering, and Institute of Medicine
of the National Academies(2004). Facilitatin
g Interdisciplinary Research. The National Ac
ademies Press
- [うえがき たかひで／大阪府立大学
／環境哲学]

総合人間学の方法論試論

—「人間の自律」をキーワードとして—

An essay on Methodology of Synthetic Anthropolgy: Human self-reliance as the key word

長谷場 健

HASEBA, Takeshi

はじめに

総合人間学会は2011年3月11日に発生した東日本大震災を総合人間学の理論と実践性が試される緊急かつ重要な課題と捉え、翌年の第7回研究大会で「3.11と総合人間学—人間（ヒト）・未来への選択」と題するシンポジウムを企画し開催した。そこでの主催者側の趣旨は「物質的充足、精神的解放を求めてきた近代合理主義・科学技術文明は飽くことなき物質的欲望と巨大科学技術を生み、その結果、地球環境を危機に陥れ、また、個人および社会の病理を噴出させている。そのような中、3.11および福島原発事故が発生した。これまでの現代文明を見直し、自然のより深い理解に基づき、人間にとって真に豊かな文明とは何かを展望する」というものであった。シンポジウムのサブテーマとしては、1. [専門家の社会的責任のあり方] 松本三和夫氏（科学社会学）「構造災の科学社会学—発電用原子炉をめぐる決定不全性」、2. [科学・技術のあり方] 野家啓一氏（科学・歴史哲学）「3.11以後の科学技術と人間」、3. [自然と人間（ヒト）のあり方] 木村光伸氏（地域生態論・霊長類学）「人間らしさの生態的基礎—自己家畜化論の再検討として」、4. [文明のあり方] 佐藤節子氏（法哲学）「近代の人

間観からアニミズム的思考へ」の4つが選ばれ、総合人間学の実践が目指された。本稿では、そこで実践されたパネリスト間でのキーワード（KW）の共有による4つのサブテーマの総合の試み、さらには数年後再びそのシンポジウムを振り返りより一般的かつ抽象度の高いKWを用いて再び総合を試みた実践について述べたい。

1. キーワード（KW）の事前設定によるシンポジウムの総合の試み

私はその時の大会実行委員長として、総合人間学会ならではのシンポジウムとは如何にあるべきかを思案して、各パネリストに学会が目指してきたものやこのシンポジウムの趣旨を説明すると同時に、本シンポジウムが各サブテーマを有機的に関連付け総合を目指すものであること、そして、各自の講演内容に「3.11、人間、生物としてのヒト、未来への選択」の4つをKWとして容れていただきたい旨をメールで数回に渡って伝えた。そうすることにより、各パネリストの発表内容の関連性が強まり、聴衆も各内容を関連付けて理解でき、討論を通して総合化が可能になるのではないかと期待した。この試みは、これまでの大会シンポジウムとは異なり、テーマの

みならず KW を共有することによって各発表内容の総合を目指した初の実践例であった。

しかしながら、メールのみでの連絡では主催者側の趣旨を各パネリストに十分伝えることができず、実際の発表内容は必ずしも KW を意識したものとはいえない独自の内容に留まった。そのため、私は各発表内容をどのように関連付けて纏めるかで司会者として大いに悩んだ記憶がある。さらに、聴衆を含めての討論にも（司会のタイムキーピングの不手際もあり）時間を十分確保できず、総合を目指したシンポジウムとしては決して満足の行くものではなかった。KW の選択に関しても、「人間、ヒト」という KW で社会文化的側面と生物的側面の統合としての人間（ヒト）の理解を目指すことを意図したものであったが、パネリスト間でその意図が共有されず必ずしも適切な KW 設定とは言えなかった。また、たとえ KW の設定が適切であったとしても異分野のパネリストが事前の協議なしに KW を共有して各自の発表内容を意識的に交差させることは容易ではないと思われた。私が行ったシンポジウムでの総括および大会後に報告したレビューも 4 つの発表内容の理解、連付けが不十分なまま浅い内容に終わってしまった。シンポジウムのコメンテーターの一人は「パネリスト 4 名の講演は同じ KW を含んでいてもそれぞれ異なる対象を問題としており、理解の枠組みも全く異なっており、総合人間学としてのシンポジウムを行うことの難しさが如実に表れていた。議論が深まらずなし崩しのシンポジウムはどの学会にもある“深く限定的”なものなことだが、総合人間学会ではそれが顕著になる」と述べていた。幸いにも、このシンポジウムは学会初の試みとして各講演を動画でホームページに UP したこと、さら

に、各パネリストの講演内容は論文として『3.11 を総合人間学から考える』（総合人間学会編 2013 年）に掲載されたことで内容を振り返ることができた。そして、その後数年の熟成期間を経て、各講演内容の関連が少し見えてきたように思え、改めて私が捉えた各講演内容の骨子を以下に纏めてみた。

2. 大会シンポジウムの各講演内容を振り返って―その要旨と関連性

〔専門家の社会的責任のあり方〕で、松本氏は「現代は巨大科学技術と社会システムが一体化することにより不確実性とリスク社会が出現し、その技術の加害責任は限定不可能な無限責任であり、それを有限化するための新たな責任分配制度の創出が必要である。そのためには選択された政策および責任の所在を明らかにできるように政策の前提とそれに至るプロセスを明示する立場明示型の複数の選択肢が提示されるべき。」と述べた（この時の講演内容に関しては 2012 年に出版された）。野家氏は〔科学・技術のあり方〕で、「巨大科学技術の在り方、不確実性の中の意思決定に関してはシビリアンコントロールが重要となり、科学的合理性のみならず社会的合理性の相補的協働が必要。また、その加害は、民主主義的決定に参加できない未来世代にも及ぶため、世代間倫理の構築が必要である。」と述べた。以上のように、松本氏は結果責任について社会制度上の空白を埋めることによって、野家氏は予防責任について制度上のみならず政治的、倫理的空白を埋めることによって問題の克服を図るべきとした。これらの主張は、科学技術が人間、社会的責任、社会制度、環境、自然さらには未来世代との関係で如何にあるべきかの議論と捉えることができる。なお、

松本氏の講演内容は巨大科学技術および経済発展至上主義の近現代文明を本質的に転換すべきというより、近代的合理主義および科学技術のさらなる発展によって現代社会の問題を克服しようとする思想の流れにあったように思える。一方、野家氏の「世代間倫理」は民主主義および人間と地球環境との関係のあり方を問う文明変革論の一つといえる。ただ両氏とも、原発事故災害を現実には被った人々や社会に対する過失責任を現行の法制度で問うことについては触れず、責任の在り方論に不安全感が残った。背後にある政治的、経済的意図の責任も含めて市民感情に沿った責任論とは何かを問うことによって、複雑さに紛れて免罪されがちな現代文明社会の問題が明らかとなり、改革への展望がより具体的に見えてくるように思える。

木村氏は「自然と人間（ヒト）のあり方」で、「人間（ヒト）は自ら造った人工環境への適応の結果として自己家畜化してきた。そこで働く自己人為淘汰・自己選択には目的も目指す方向性もなかった。あったのは欲望の限りなき連鎖である。そして、生存のための生物的欲求が人間（ヒト）では近代化、経済発展至上主義によって制御困難な社会的欲望に変質した。動物からの解放としての自己人為淘汰が人間（ヒト）にもたらした欲望の連鎖は人間が生き延びるためには生物圏で何をしていてもよいという共同意思（自由幻想）を生んだ。この欲望の制御なしでは化石エネルギーを再生エネルギーに転換するだけでは近・現代文明が抱える問題の本質的解決は望めない。人間の欲望はヒトの特殊な生物進化に関係しており、人間が本当に自己の存在責任を自覚する日はまだ遠い。自然との共生、持続的文明への転換はかなり困難と思われる。」と述べた。

佐藤氏は「文明のあり方」で、「3.11を近代の共同主観に基づく人間観（人間は理性、自由、意思、人権、尊厳などを内属している）が必然的に破綻した結果であり、この虚構の実体化思考が欲望の連鎖を生み地球的危機を招いた。人間は生物である、だから、人間を他の生物との不連続的な神に代わる立場に置くのではなく、生命の共通性をもとに理解する必要がある。そして、他の生物との優劣や上等、下等を論じること禁欲でなければならない。未来の選択として、人類初期の共通の文化、価値観であったアニミズムを再評価し、自然を切り取って対象とするのではなく、まるごと相手にするアニミズムを基調とした科学文明を。」と述べた。木村、佐藤両氏はいずれも近代合理主義の追求と科学技術の発展が人間の欲望を制御不能にし、自然との同調性を喪失した結果、自己の存在基盤を危うくしている、そこには人間の共同主観（意思）としての自由観・自由意思の観念が関係していると考え、肥大化した欲望を抑制し人間の本質的理解に基づく新たな文明の選択が必要と主張した。

以上の4つの講演内容は

1. 近代科学文明はリスク社会であり、その加害は無限責任である。そこには制度的および倫理的空白があり、それらを埋める必要がある。
2. 3.11は近代文明の論理的矛盾の破綻と捉えるべきで、近代的人間観の虚構から生じた人間の制御なき欲望が原因、その抑制が必要。
3. 人間がより“自然”に生きてゆくための文明に転換するためには人間と自然そしてその関係をより深く理解し、調和と協働が必要。

と3点に要約することができる。そして、地球環境を改造し経済および巨大科学技術を発展させてき

た人間がその人工環境を制御できず自らを存続の危機に陥れつつある今、人間と他（他者、科学技術、社会、文明、自然、地球、未来世代）との関係性は如何にあるべきかを生物的側面と社会的側面から議論されたと総括することができる。そこでの議論の背景には人間の欲望、自由意思、責任、倫理、理性のあり方が論点となっていると考えられ、これらの論点を関連付けてシンポジウムの副題「人間（ヒト）、未来への選択」を議論する必要があった。そのためには、人間の生物的、社会文化的、精神的側面をカバーし、人間の生存と進化と未来を議論できる KW が必要であることに思い至った。しかもその KW が広く共有されるためには身近で、一般的かつ抽象度の高いものである必要があった。しかし、一般的かつ抽象的な言葉はしばしば多義的で具体との関係が不明であり、実りある総合のための KW としては不向きな場合がある。以上のことを考慮して、シンポジウムの 4 つの講演から抽出した各論点をカバーし、これらをシンポジウムで提示した KW「人間、ヒト、未来への選択」と関連付けて総合を実践できる KW は何かを探してみた。

3. 各講演を関連付けるキーワード（KW）として「人間の自律」の抽出

人間の総合的理解のためには、その生物的側面と社会文化的側面を統合する概念が必要である。動物学・人間学者の小原秀雄氏はその概念をあらわす言葉として「人間（ヒト）」を用い自己家畜化論を展開した。人間（ヒト）とは生物としての「ヒト」を内包する社会文化的存在としての「人間」という意味である。氏は自己家畜化を人間が自ら改造した人工環境（社会化された自然）との相互作用による人間

独自の生物進化、自己発展の仕方と捉える（小原・岩城 1984）。すなわち、人間（ヒト）は道具、技術の発明により自らの欲望や意思に基づいて自然環境を改造する能力を持った結果、環境との相互作用、進化の方向に自らの欲望や意思が関係するようになったとする生物進化の人間（ヒト）的特殊型である。ただ、この概念はまだ十分理解されているとは言えず、その名称から誤解または一面的理解も多い。それゆえ、人間の総合的理解のために必須と思われるこれら「人間（ヒト）」および「自己家畜化」という言葉は必ずしも一般的で身近なものとはなっていない。そこで、より身近で人間の生物的と社会文化的両面に広く使用され、人間の欲望、自由意志、責任、理性をカバーし、人間の生存、進化と未来を議論することが可能と思われる KW として、「自律」という言葉を候補として取り上げてみたい。

この自律という言葉は一般には「自分の行為を主体的に規制すること、外部からの支配や制御から脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」（広辞苑）と解されている。そして、人間を含む生物一般にみられる他者に依存せず生活する意味での「自立」とは区別される。哲学では、カント倫理学において根本をなす概念といわれ、実践理性が理性以外の外的権威や自然的欲望には拘束されず、自らの普遍的道德性を立ててこれに従うことを指す。さらに、何らかの文化領域が他のものの手段ではなく、それ自体のうちに独立の目的・意義・価値をもつこととされている。このように人文社会学系では人間の精神的文化的自律性を意味している。一方、生物、医学においては環境変化に対応し体内の恒常性を保つ機能として理解されており、免疫機能やホルモン・自律神経系がそれである。

このように、人間において「自律」という言葉は身体的、精神的ならびに社会的文化的諸要素を含み、身近にかつ広い範囲で共有されやすい一般的抽象概念ということができる。

ところで、この自律という概念は生物進化的に具体に還元できる抽象的概念であり、人間（ヒト）を含む生命を理解する上で核心的概念でもある。例えば、生命とは「外界と膜で隔離され、環境から物質を取り込み膜内で物質代謝を行い、成長、増殖を行う自律系」であるといわれ、NASA は生命を「進化を遂行することができる自律的化学システム」と定義している（1994 年）。また、多様な生物種をめぐり環境、個体、種間の関係である生態系も食物連鎖のバランスを保つ自律系である。野生動物は他（他者、餌・獲物、外敵、自然など）との関係において自律的な行動能力を持ち、自らの個体と種社会を保持し進化してきた。そして、脊椎動物、哺乳類、霊長類に至る進化の特徴は自然環境からの相対的独立性の高次化といえる（小原 1979）。具体的には、ホメオスタシス（恒常性）の発達、自律神経系および中枢神経系の発達と大脳化、恒温、哺乳などであり、これらは自律機能の進化すなわち他との関係性の進化とみることができる。その進化の流れは人間（ヒト）に至って、道具・技術による自然の改造能力と言語による抽象化能力の獲得で頂点に至っている。このように、「自律」という概念は生物進化的背景を持ち、生物が自らの主体性と他との関係性を通して個体維持ならびに種の保持、進化を可能にする必須の機能を意味する。それゆえ、自律という KW は、4 つの講演内容で共通の背景として抽出した「人間の欲望、自由意思、責任、理性のあり方」をシンポジウム副題の「人間（ヒト）・未来への選択」

に繋げるための不可欠な KW と思われる。

4. 人間の言語と自由・自由意志と自律について

ヒトへの進化は環境からの相対的独立性の高次化、自律機能の進化であると先に述べたが、人間は言語による抽象化機能によって動物的感情・情動から相対的に独立した精神的自律を獲得した。そして、具体・現実から乖離できる精神的自律性によって観念の世界、自由の観念を持つようになったが、この具体・現実から乖離した観念は自然および社会の法則性から逸脱することも可能にした。その結果、言語は物事の本質に近づくこともできれば本質から遠ざけ（か）ることもできる真実と虚構のための両刃の剣となった。前述の佐藤氏の「近代の共同主観に基づく人間観」に対する批判は、言語の虚構性により人間の生物的ヒト性とは矛盾する観念的人間観が近代以降支配的になっていることに対する批判と受け止められる。すなわち、近代的精神および人間観は形而上的、共同主観的幻想であり、このことが人間の本質から遠ざかる自律なき自由と欲望を生み出したとする主張と理解することができる。木村氏の言う「近代的人間観の虚構から生じた人間の制御なき欲望」も同様と考えられる。ただし、人間における自由そしてそれを根拠としての人権、尊厳、自由意志の観念を、人間（ヒト）が環境からの高度な独立性・自律性を獲得したことを背景にして生まれた進化的産物として捉える必要もある。すなわち、人間が他との関係性の中で個体の維持と種の保持、進化を通して獲得した自律的欲望（欲求）および自律的自由の側面である。現代の人間観・自由観には言語の相反する 2 つの機能、すなわち本質に向かう機能と遠ざけ（か）る機能による 2 つの自由・自由

意志が混交しているのではないだろうか。

総合人間学会の創始者の1人である小林直樹氏が「人間は生物である、けれども、他の生物とは異なり理性、自由意思、尊厳がある」と述べている（小林 2003）ことに対して、佐藤氏は「けれども」は他の生物との不連続性を強調するもので、連続性を意味する「だから」というべきではないかと批判している（佐藤 2005）。このことは、総合人間学における人間の「自由、自由意思」の概念を観念的主観的ではなく進化的に理解することの重要性を示唆する議論といえる（小林 2010、佐藤 2010）。

個人における自律の発達も同様に言語を通して行われる。人間学の故近藤薫樹氏は「人間の感情・思考は、幼児期の触れて感じる動物的感情・情動から言語的思考・知性にコントロールされた情操に発達する。獲得された情操は人間の感情・情動にフィードバック的に作用し、感じ方（感情・情動）を変化、発達させる」（近藤 1988）と述べている。情操は情を操る精神作用であり、自律的感情・情動ともいえる精神の自律機能である。この感情・情動と情操の相互作用が人間の感情の発達メカニズムであり、感情・情動が自己生存・自己中心的なものから知性による自律的な情操へ向かうことが人間の精神的発達といえる。情操の高次なものが他者への配慮、責任であり、愛は至高の情操ともいわれる（同書）。真、善、美、聖なども高次な情操といえる。人間の自律性は他との関係性、自然と社会の法則性の言語的理解を通して発達し、他への配慮、責任を伴う情操を基礎にした人間独自の能力であり、社会生活を営み観念的世界を持つ人間（ヒト）の生存・進化に極めて重要な能力と考えられる。松本、野家両氏の専門家のあり方、専門性・科学技術のあり方やそれらの

社会的責任についての議論をこの「人間の自律」の視点から考察することが重要と思われる。さらに、木村、佐藤両氏のいう抑制すべき人間の欲望とは人間（ヒト）の本質から遠ざかる「自律なき自由」の観念から生まれる自律なき欲望を指していると考えられるが、人間の情動や欲望は抑制するのではなく、人間における自律的自由の進化史的理解を通し知性によって自律的欲望、情操に発達させるべきものとしてとらえる必要がある。「人間は自律するとき最も自由である」（同書）という近藤氏の言葉は人間における自律と自由の関係、さらには人間の倫理・道德の進化的本質的理解を可能にするものと思われる。

言語のもう一つの役割として、全体の中から認識された部分を切り取って概念化する機能がある。生物は自己の生存に必要な環境条件だけを認識し、その切り取られた環世界で生存している。例えば、ある種のダニは視覚も聴覚の世界も持たず、嗅覚の世界だけで生きており、下を通る動物の汗（酪酸）の匂いによりのみ反応し木から飛び降りその動物の血を吸い生存している。つまり、この種のダニにとっての認識される世界とは酪酸の匂いという限られた世界で、この環境がこの生物種の環世界ということになる（ユクスキュル・クリサート 1995）。脊椎動物は中枢神経系、脳の進化にみられるように情報の集中化、統合性の強化を高め、自らの認識する環世界を拡大させる方向に進化した。人間の言語もその流れの上で獲得された高度な機能であるが、しかしそれもやはり全体の中で認識された部分のみを切り取って概念化する道具にすぎない。従って、精神世界を持ち高度な科学技術を発達させた人間であっても例外ではなく他の生物と同様に自己が認識できる範囲

内の環世界に生きており、自己および他（他者、環境、社会、世界、自然、宇宙）の認識には限界がある。ただし、言語には体験しないことも理解し共感できる機能があるので、人間の場合は言語的思考によって自己と他との関係性の認識すなわち環世界を拡大することによって全体像に近づくこと、佐藤氏の言う「自然を丸ごと相手にする」ことは可能と思われる。

以上のように、言語によって精神的自律そして自由・自由意志を獲得し、また、自らの環世界を拡大してきた人間（ヒト）においても、他との関係性の中で発達または進化する自律の役割は本質的に重要と考えられる。それゆえ、自己と他を結ぶ KW「人間の自律」は、人間（ヒト）の諸要素を総合化してその全体像ならびに本質へ接近するために重要な役割を果たすと考えられる。

5. 一般的かつ本質的で抽象度の高いキーワード （KW）による総合の高次化

言葉には具体的なものからより本質的で抽象度の高いもの、個別的なものから一般的なものがある。例えば、私は長谷場健という個人であり具体であるが、私を含む概念は日本人、男性、人間、霊長類、哺乳類、脊椎動物、動物、生物、生命、物質の順に一般性、抽象度が高まる。それゆえ、各階層において含まれる個・具体または分類される要素も順に多くなり、共通性および本質的なものの一般性、抽象度も高まる。そして、ここではそれぞれの階層で具体と抽象、個と一般の関係が明らかであり、本質認識の階層的深化が理解できる。KW に関しても具体的なものから抽象的なもの、個別的なものから一般的なものがあり、KW の具体と抽象または個別と一

般の関係のなかでの階層がそれによる総合の階層を規定し、抽象度、一般性の高まりによって総合の高次化が達成されるものと考えられる。

「自律」という KW は生命の本質および人間（ヒト）の自由意志の進化的本質を表す言葉といえるが、人間が言語の獲得により本質から遠ざかる能力を持ったことが人間の生命体としての自律性を危うくしていると思われる。木村氏は「人間の自己家畜化に働く自己人為淘汰・自己選択には目的も目指す方向性もなかった。あったのは欲望の限りなき連鎖である。」と述べている。すなわち、人間（ヒト）が言語により自由の概念を獲得したが、その形而上的自由意志に支配された自律なき自己家畜化の結果が地球の危機であり、自然から乖離し人工物に囲まれた生活の中で心身に負の症状を呈する自己ペット化（小原・羽仁 1995）である。これらの議論に KW「人間の自律」を適用してみると、「人間（ヒト）・未来への選択」言い換えれば「自己家畜化の未来」には人間の「自律ある自己家畜化」の選択が人間（ヒト）にとって生存、進化を保証するといえる。この自律ある自己家畜化とは、小原氏のいう「自然ならびに社会の法則に沿う人間（ヒト）にとってナチュラルな環境、文明」（小原 2007）と重なる。そして、言語によって他との関係性の本質的理解に接近できる人間は、人間とは何か、何処から来て何処に行くのか、如何にあるべきかを問いの中で、「自律ある自由」を羅針盤にすることによって人間（ヒト）にとってよりナチュラルな未来文明を選択することが可能になると思われる。

このように、「人間の自律」のような人間（ヒト）の核心を捉え、しかも身近で共有範囲の広い抽象度の高い KW は、人間の諸側面を広く結びつけその

全体像と本質の理解に迫り、未来を展望するための高次の総合を可能にするものと考えられる。

6. 総合の方法論とキーワード (KW) の役割

総合の方法論における KW の役割に関して、現在私は以下のような試論を持っている。すなわち、総合の第一段階として、対象および現実の現象を客観的に把握し、それを各要因、要素に分析し、異質性、同質性、連続性、非連続性などを比較し、相対化し、空間的、時間的、進化・歴史的、地理的に構造化して概念化する。このようにして得られた諸概念は次の階層の総合化では諸要素となり、それらを構造化することによってより高次の概念化、総合化、理論化が達せられる。このように分析と総合は、各階層で表裏となって階層性を持つ全体像の理解に近づく手段である。この中で KW は総合の各階層で具体的なものからより本質的で抽象度の高いもの、個別的なものから一般的なものへ移行し、要素と要素、論旨と論旨、概念と概念を繋ぎ、分類と構造化を通して総合の高次化、階層的発展に寄与すると考えられる。

なお、選択された一般的かつ抽象度の高い KW が、前述したように具体的に還元できる抽象、個に錨を下した一般でなければ、穴見氏の言う「抽象論に墮す」ことになる（穴見 2016）。人間を含め生物の生存・進化において具体的に還元される核心的抽象概念である KW「人間の自律」はその杞憂を回避できる有効な KW と考えられる。

7. 総合人間学会創立 10 周年記念フォーラム「この 10 年の試みから総合人間学における〈総合〉を問う」にパネリストとして参加して

2016 年度に開催された「学会 10 周年記念フォーラム」では総合の方法論が議論され、総合を準備するためのキーワード（長谷場 本論文）、問い（大倉 2016）、中間理論（上柿 2016）がそれぞれテーマとなった。その時の内容およびそれら方法論の総合における役割については穴見氏の論文に総括されている（穴見 2016）。

ここではそのフォーラムを振り返って私見として思うところを少し述べてみたい。まず、上記の 3 つの方法論の総合における役割の違いに関して、私はその理解が十分ではないことを自覚した上で現在のところ以下のように考えている。すなわち、それらの名称は異なっているが、各々の役割は厳密には区別はできず重なり合う部分があるのではないかと考えている。例えば、もし「人間の自律」という抽象的な KW が具体と個別への還元がまだ明らかでないとすれば「人間の自律とは何か」という問いになり、具体および個別への還元が保証されていれば中間理論にもなり得る。他の抽象度、一般性の高い KW も同様である。いずれの方法を用いるにせよ、要は結果として総合実践の成果が得られたかどうか、すなわち対象を見る視野が広がり、よりその全体像が見えるようになり、本質の理解が深まったかどうかによって判断される。

ところで、当該フォーラムでの我々の発表内容に関して、フロアーからいくつかの批判が出された。まず、「総合は問題解決の手段であるはずなのに本フォーラムでは総合が目的となっている」という批判である。現時点での私の意見は、総合は対象を見る視野を広げ、その全体像を描き、その本質を理解するための手段であり、その全体像、本質に近づくことなしには問題の解決はないという意味で、フロ

アーからの「総合は手段である」との意見は正しいといえる。しかし、本フォーラムでは総合のための方法論を議論する場であったから、総合は目的であったわけである。また、私の発表に対して「発表内容は総合ではなく分析である」との批判があったが、私はその批判の真意を今でもまだ理解できていない。私の中では、7 回大会シンポジウムでの 4 つの講演内容を分析し、「人間の自律」という新たな KW を用いてそれらの要素を関連付け、人間（ヒト）の未来が展望できるようになったのではないかと考えている。私自身は、総合と分析の関係に関しては前節で簡単に触れたようにそれらは階層により転化するものと考えている。ただ、総合と分析の関係に関する議論は総合の意味論と共に総合に関する認識を深める上で重要と思われるので、今後じっくりと議論する機会が必要と思われる。

おわりに

前述のように、第 7 回大会シンポジウムのパネリストらの講演内容を分析し、それらの論点として現代の巨大科学技術をめぐる社会制度、社会的責任、次世代を含む人間の倫理、人間の欲望、自由、自由意志などのあり方を抽出した結果、「人間の自律」という KW がこれらを総合し人間の未来を展望するために有効であることがわかった。振り返ってみれば、この KW は抽象度の高いものであるが身近で一般的にイメージでき広く共有可能な KW であることから、7 回大会シンポジウムの総合を準備する上でより有効であったのではないかとと思われる。しかし、7 回シンポジウムの準備段階では自己家畜化と人間の自律との関係は見えておらず、今後のシンポジウムでの総合を準備する KW として有効に

なると思われる。また、この KW は、人間（ヒト）とその未来のあり方を考える上でも本質的に重要な概念であることから、第 7 回大会シンポジウムと第 8 回大会シンポジウム「人間関係の新しい紡ぎ方—3.11 を受け止めて」との架橋、さらには、各々のシンポジウムの実践結果や他の人間論との総合の架け橋となると思われる。その意味でもこのような身近で一般的かつ本質的で抽象度の高い KW の活用は「総合の高次化、階層的発展」への道を開くものではないだろうか。それは、シンポジウム実践の成果を補い増強するという意味において、シンポジウム自体における総合の実践にも劣らない価値があるように思う。

以上のように、総合の実践は、シンポジウムに留まらず、その後の活動でさらに深化させ、理論化し、その理論の下で再び実践することが総合人間学の方法論として重要と思われる。そして、分析と総合の階層的発展、実践と理論の往復運動によって対象の全体像および本質へ近づくことができるものと考えられる。

参考文献

- 穴見慎一（2017）『「学会創立 10 周年記念フォーラム」のための弁明』総合人間学（電子ジャーナル版）、総合人間学会、第 11 号第 1 部
- 上柿崇英（2017）「総合人間学と「中間理論」の方法論」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第 11 号第 1 部
- 大倉茂（2017）「若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える一問いの共有と総合人間学史の構築」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会、第 11 号第 1 部

- 小原秀雄（1979）『哺乳類』，岩波新書
- 小原秀雄・岩城正夫（1984）『自己家畜化論－人間
をどう見るか②』，群羊社
- 小原秀雄，羽仁進（1995）『ペット化する現代人』，
日本放送協会
- 小原秀雄（2007）『人間（ヒト）学の展望』，第7
章，明石書店
- 小林直樹（2003）『法の人間学的考察』，岩波書店
- 小林直樹（2010）『「法の人間学」をめぐる若干の
問題－佐藤節子教授の提起と批判に答えて』，専
修大学社会科学研究所「社会科学年報」第44巻
- 近藤薫樹（1988）『さて人間とはなにか』，日
本福祉大学生生活協同組合
- 佐藤節子（2005）『小林直樹著「法の人間学的考察」
の紹介と批判』，青山法学論集第46巻4号
- 佐藤節子（2010）『試論 もう一つの「法の人間学」
－小林直樹教授の反論に答える』，青山法学論集
第52巻第2号
- 松本三和夫（2012）『構造災－科学技術社会に潜む
危険』，岩波新書
- ユクスキュル・クリサート（2005）『生物から見た
世界』，日高敏隆・羽田節子訳，岩波文庫
- [はせば たけし／神奈川歯科大学・日本医科大学
（非常勤）／社会医学]

若手シンポジウムの実践から〈総合〉を考える
— 問いの共有と総合人間学史の構築 —
**Considering "Synthesis" from the Practice of
Young Researcher Symposium:
Sharing questions and Constructing the history
of Synthetic Anthropology**

大倉 茂

OHKURA, Shigeru

1. はじめに

本論文は、総合人間学会第 11 回大会「総合人間学会創立 10 周年記念フォーラム」において、「総合人間学における〈総合〉とはなにか」、あるいは「〈総合〉はいかにして可能か」という問いをめぐって議論する上での報告をまとめたものである。全体の報告は、ほかの論文（穴見 2016, 上柿 2016, 長谷場 2016）によってなされていることから、本論文では、当日の私の報告をもとに質疑応答やその後の考察を含めて論じることとする。

私に課せられたテーマは、過去 4 年若手シンポジウムをとりまとめた経験から、若手シンポジウムにおける実践から〈総合〉について迫るということであった。ここで若手シンポジウムならびに、若手委員会について若干の説明を加えておきたい。若手シンポジウムとは、若手委員会がとりまとめる若手研究者によるシンポジウムである。若手委員会は、2016 年第 11 回研究大会において若手部会から委員会化された総合人間学会における組織であり、若手研究者の研究活動の活性化、若手研究者の発掘が

目指されている。以下で論ずる内容は、若手委員会ではなく若手部会当時の活動内容ではあるが、混乱を避けるため現行の若手委員会という名称を使用することとしたい。そういった若手委員会によってとりまとめられた若手シンポジウムにおいて、若手研究者が〈総合〉に向けて奮闘してきた軌跡を残しておくことも重要であろうと考える。

後にもう少し詳しく論じるが、端的に言ってしまうと、私は〈総合〉はそうやすやすとできないと考えている。そうはいっても、私は総合人間学会の設立集会以前の総合人間研究会にも参加したことがあり、長く総合人間学会に関わっているひとりである。したがって、〈総合〉に期待しているひとりである。したがって、本論文では、難しいながらも果敢に〈総合〉に取り組んでいる若手シンポジウムの現在を記録として残しておきたいと考える。そういった奮闘の蓄積が、〈総合〉にとっては最も大切なものかもしれないとも考えている。

以下、第一に私なりに学問の歴史と〈総合〉の関係を大きく踏まえた上で、第二に若手シンポジウム

をはじめめる上で考えたことを述べる。そして第三に現状の若手シンポジウムの抱える問題を描くことで、〈総合〉のあるひとつの難しさをあぶりだしたい。そして、最後に、上柿によって提案された、〈総合〉を可能にする中間理論と比較検討することで、いかに〈総合〉を可能にするかという問いに対する私なりの回答を論じることとする。

2. 学問の歴史と〈総合〉

学問の歴史は、学問の細分化の歴史と言い換えることも可能である。学問が、人文科学（人文学 humanities を「科学」と称してしまうことにためらいはあるが）、社会科学、自然科学と大別され、まさに諸学の共通項が〈科〉学として浮かび上がる、あるいは浮かび上がってしまうことから明らかであろう。そのようななかで、総合人間学会が取り組む〈総合〉という目論見は学問の歴史という視点から考えれば大胆不敵である。哲学（philosophy）による神話からの決別が学問の歴史の始点、あるいは原点だとするならば、そのなかで対抗する小さな動きをはらみながらも、2500年にわたる学問の歴史にある学問の細分化という大きな流れに対抗しようというのである。決して大げさな表現ではなく、とんでもない所業である。したがって、なにか簡単な方法論を振りかざし、〈総合〉が可能かのように見せる言説からの決別から議論を出発する必要があるだろう。それが、〈総合〉はそうやすやすとできないと冒頭で言及した理由である。2500年の学問の歴史の大きな流れに対抗することは並大抵のことではない。

しかし、諸学の共通項が〈科〉学として浮かび上がってしまう現状のなかで、〈総合〉という営みの

大胆不敵さが前景に出ず、しかるべき取り組みであると思われる向きもある。たとえば環境問題に対して、学際的な取り組みが必要であるということは広く受け入れられていることだろう。〈総合〉が“とんでもない所業”とは捉えられず、受け入れられる背景には、〈総合〉を学問に求める社会的機運があることは間違いない。したがって、学問が現実の社会からの乖離を許す営みでないとするならば、社会的機運の要請に応えることで、2500年の学問の歴史の大きな流れに対抗する〈総合〉に関する言説を構築していかなければならない。ここで強調しておきたいのは、総合人間学を成立させるためという学問論としての文脈だけで〈総合〉を語るのではなく、どういった社会的機運の要請があるのか注視し、あくまで社会との共同の視点から〈総合〉を語るべきであるということである。どういった社会的な問題を解決するために〈総合〉が必要なのかといった視点抜きにして、〈総合〉を論ずることは空虚な議論に終わってしまうのではないだろうか。特に総合人間学会は、そういった社会的機運の流れのなかで、人間という概念をめぐる〈総合〉のあり方を地に足をつけて議論しなければならないだろう。

しかし、やはり「人間とはなにか」という問いに直截に接近するのは難しい。したがって、たとえば環境問題などといった具体的な問いに迂回しながら、「人間とはなにか」という問題に接近することが重要である。キーワードの共有に留まらず、具体的な〈問いの共有〉によって、研究者同士が専門の壁をこえて議論することが可能になる。そして、2500年の学問の歴史から人間を〈総合〉的に考える上での背骨を求めなければならないだろう。

3. 若手シンポジウムを準備するにあたって

第8回研究大会から始まった若手シンポジウムを準備するにあたってまず考えたことをシンポジウムの作り方とテーマにわけて述べていきたい⁽¹⁾。

若手シンポジウムを準備するにあたってまず考えたことは、「若手」であることを踏まえてシンポジウムをつくることであった。「若手」がシンポジウムをつくるということは、通常のベテラン研究者が登壇して作り上げるようなシンポジウムとは異なるシンポジウムになるだろうと考えた。ベテラン研究者が登壇して作り上げるシンポジウムは、半ば「完成された」あるいは、「成熟された」議論を共通の基盤として議論することが可能であるが、若手が集

まってシンポジウムを作る場合はそうはいかない。では、「若手」によるシンポジウムは、どのようなシンポジウムの作り方がありうるのだろうか。若手は一般に、第一に研究者として未熟である（1-1）ということ、第二に時間の融通が利く（1-2）ということという二つの特色がこの文脈からは導き出せるであろう。そこで、「総合」人間学会であることから特定の研究分野で固めるべきではないだろうということ、所属やジェンダーのバランスに配慮するべきであろうということなども含めて勘案しながら、以下のように考えた。

- （1-1）若手は研究者として未熟である。
- （1-2）若手は時間の融通が利く。
- （2-1）登壇者のみでシンポジウムをつくる発想を捨てる。
- （2-2）これまで個々の若手研究者は携わったことのない研究に大胆に取り組む。
- （2-3）若手委員会のメンバーを含めた複数回の勉強会などを通じてシンポジウムをつくる。

図1「若手シンポジウム」の前提

若手は研究者として未熟であることから、司会とパネリストという一部の関係者（以下、登壇者）のみでシンポジウムをつくる発想を捨てる（2-1）こと、未熟だからこそ各ディシプリンの壁を越えにくいことからこれまで個々の若手研究者は携わったことのない研究に大胆に取り組む（2-2）こと⁽²⁾、若手は時間の融通が利きやすいことから、手間暇をかけてシンポジウムをつくること、より具体的には若手委員会のメンバーを含めた複数回の勉強会などを通じてシンポジウムをつくる（2-3）ことを実践し

ように考えた。

そして次に若手シンポジウムにおいてどのようなテーマ設定をすべきだろうかと考えた。繰り返すことになるが、登壇者のみが若手シンポジウムを作るのではなく、若手委員会全体として若手シンポジウムを作り上げる発想を重視し、当日はフロアからの意見を募る時間を大切に、フロアに座っている全員が参加できるシンポジウムにする必要があった。そこでテーマ設定において以下の3点を特に配慮した。第一に今に向き合うテーマ、第二に総合人間

学としてさまざまな分野からのアプローチが可能なテーマ、第三に総合人間学が主題として問うたことがないテーマである。今と向き合うテーマにし、さまざまな分野からのアプローチが可能なテーマにすることで、若手シンポジウムに参加する全員が当事者性、専門性をもって、議論にあたることができる。そして、若手としてこれまで総合人間学会が主題と扱ったことのないテーマに果敢にチャレンジすることが議論空間としての総合人間学会の裾野を広げることになると考えた。そもそも総合人間学会の特色として今日性、学際性、市民性が挙げられることから、その点も考慮した。

また、上記の点を配慮することによって以下の積極的な2点が結果として可能になった。

第一に、改めて論じることになるが〈問いの共有〉の重層性が可能になった点である。今に向き合う身近なテーマにすることで、若手シンポジウムの登壇者、若手委員会のメンバー、若手シンポジウムのフロアとの〈問いの共有〉を可能にし、そのことによって、学際性の高い小さいグループから議論を始めて、シンポジウムという大きい場にもっていくことで〈問いの共有〉の重層性が生まれ、緩やかな理解から高い理解までさまざまな理解を前提とした参加者に議論への窓口を開くことができた。

第二に総合人間学としてアプローチが可能なテーマのリストアップができた点である。総合人間学会としてそれぞれの専門から「人間とはなにか」という学会のアイデンティティにも関わる大きな問いに接近可能なテーマをリストアップすることを、結果として目指していたと言える。これまで総合人間学会がシンポジウムなどで扱ってきた、たとえば環境問題、生命、戦争、平和などといったテーマに⁽³⁾、

高齢化、子ども、病気などといったテーマも「人間とはなにか」という問いに接近可能なテーマとしてリストアップできたのではないだろうか。

4. 若手シンポジウムが抱える問題

若手シンポジウムは、第1回から概ね狙いの通り、シンポジウムの参加者がそれぞれの当事者性、専門性を活かして、活発にご質問、ご発言を頂いている⁽⁴⁾。2時間の半分以上を質疑応答の時間に充てていることも功を奏しているように思われる。しかしながら、上記のような積極面もありながら、若手シンポジウムが抱える問題も少なくない。ここで課題とすべき最大の問題点は、登壇者、若手委員会内で議論してきたことがシンポジウムをのみの参加者と必ずしも共有されていない点である。フロアとの応答の段階では、勉強会や若手委員会内での準備段階で行っていた議論をシンポジウムでなかなか伝えられないもどかしさがいつも残ってしまう。その共有不可能性は、もちろん若手の力量不足、知識不足もあるだろうが、すべてが若手の力量不足、知識不足に還元されるわけではないだろう。

多くの方々から質問を頂くので、テーマとなるキーワードの共有はできていると思われるが、学問的な〈問いの共有〉にまで至っていないのではないかと。ここでいう問いとは、論文を書く上での課題設定と言い換えることもでき、問題の背景、概念の諸規定も含んだ問いである。ここでいう問いは、シンポジウムにおいては、趣意文に示されている内容とも言えるだろう。もちろん総合人間学会としてのテーマのリストアップ、そしてテーマの共有は、大切である。それはおそらく上柿の論じる直接的総合に該当するだろう（上柿 2014, 上柿 2016）。しかし、そ

れに留まってはならない。上柿の論じる間接的综合に該当する〈問いの共有〉を皆で目指すことを意識することで総合につながるのではないだろうか。また、〈問いの共有〉は総合の高次化をもたらすように考える。

また、若手シンポジウムの第1回から第3回までは、〈老〉と〈幼〉という共通の課題を論じており、第4回では〈病〉という課題について論じている。若手シンポジウムや若手委員会のメンバーの中では、一定の〈問いの共有〉がなされ、第1回から第4回にかけて、総合の高次化のきざしのようなものは見えていたように思われた。若手シンポジウムは、メンバーが集まった当初はテーマに関わる文献を共に読み、問題意識をメンバーの中で共有しながらラフに話をしていくことで、趣意文に育てている。その過程がまさに〈問いの共有〉の過程であると言える。その過程を、第1回から続けていくことで第3回にいたり、第3回は第2回までの報告論文を共に読んだりすることから作業を始め、過去の若手シンポジウムとの〈問いの共有〉を目指した。しかしながら、第3回の若手シンポジウムのふたを開けてみると、フロアからの応答は第1

回以前に戻ったようであった。過去の報告論文は学会誌に載せ、Webを開けばいつでもその過程に触れられるという意味では〈問いの共有〉への窓口を広げ、可能性は拡大したように思われるが、学会を通じて、特に数年間にわたって、〈問いの共有〉をすることの難しさを感じた。たしかに、シンポジウムの登壇者、若手委員会においては、メンバーシップが明確であったため、〈問いの共有〉が可能となり、第1回から第4回にかけて、総合の高次化のきざしを見出すことができたのかもしれない。しかし、学会内での議論であってもそれは可能なのではないかと考える。これまでの編集委員会や、若手シンポジウム登壇者の努力でWebにこれまでの議論の蓄積はなされている。会員自身がそういった議論の蓄積を大切にする学会における研究風土作りも大切なのではないだろうか。したがって、学問的な〈問いの共有〉までは、学会内でのこれまでの議論の蓄積に目を向ける学会における研究風土作りも含めて、時間と手間がかかるので、継続して議論していくことが重要であると考え。ごくごく当たり前の結論だが、時間と手間をかけるしかないと思っている⁽⁵⁾。

第1回若手シンポジウム「〈老い〉を考える—近代化・自立・尊厳」

第2回若手シンポジウム「現代社会における子どもと環境のあり方」

第3回若手シンポジウム「〈老〉と〈幼〉から考える人間の主体性」

第4回若手シンポジウム「〈病〉から考える社会と人間」

図2「若手シンポジウム」のテーマ

ちなみに、第4回若手シンポジウムは、これまでの若手シンポジウムとテーマが違うだけでなく、

メンバーの研究手法も大きく異なった。これまでは理論畑の研究者が大部分を占めていたが、第4回

はフィールドをもった研究者によってシンポジウムを行うことができた。若手シンポジウムとしては大きなチャレンジであった。その評価は、今後の総合人間学会における議論に委ねたい⁽⁶⁾。

5. 中間理論との接合点と〈総合〉の高次化

本論文で強調する〈問いの共有〉をもう少し掘り下げる意味で、上柿の強調する中間理論との差異を論じておくことは有効であろう⁽⁷⁾。上柿はまず〈総合〉を、専門知を直接的に総合する直接的総合と、間接的総合に分析する。そして、後者によって目指

すべき〈総合〉がなされるという。おそらく本論文で強調している〈問いの共有〉も間接的総合に位置付くだろう（図3を参照のこと）。そういった意味で、〈問いの共有〉と中間理論は、間接的総合のひとつとしてならびたつ関係にあると言える。さらに、中間理論が提唱する「動的な学」としての総合人間学という理念は共有できるだろう。「長期的な『運動』全体の中にこそ実は総合人間学というものの本質があるのだ」（上柿 2016）とすることは、〈問いの共有〉においても可能であるように思われる。



図3 中間理論と問いの共有の関係

しかしながら、やはり〈問いの共有〉と中間理論をもつことは異なる。中間理論は、「共通の言語装置」に重きを置くその性格上、抽象性の高さから逃れられず、中間理論を理解している者と理解していない者との壁をつくってしまうことから、中間理論は排他性をはらんでいる。それゆえに、中間理論を持ち込む前に、われわれは人間を〈総合〉的に捉えよう問いを並べ、それを学会として共有し、議論を継続して続けていくことがまずもって求められるように考える。しかしながら、先に述べたように中間理論は理論を共有できぬ者に対して排他的であるが、理論を共有できる者には深い議論が可能であるだろう。ここに中間理論の強みがあるのはたしかである⁽⁸⁾。一方で、〈問いの共有〉はこれまでの学会内で

の議論を追うことで公共的であることができるが、深い議論を進めることは難しいかもしれない⁽⁹⁾。

しかし、総合人間学はそれでいいのではないかとも思う。専門知を備えたものが〈総合〉に挑戦するのであって、深い議論は個々の専門知のなかではたせればよいのではないだろうか。そして、そうして育まれた専門知がまた〈総合〉に還流されていくことで、本来の〈総合〉の高次化が可能になってくるのではないだろうか。

また本来の高次化を支えるには、やはり神話から学問が離れていって以来の人間の議論の蓄積に耳を傾けることが当然のことながら求められる。間接的総合がいかなる総合を目指すのかに関して、依ってたてるような背骨が必要である。先に「対抗する小

さな動きをはらみながらも」と述べたが、細分化に対抗する動きは確かにある。そういった動きを批判的に検証し、そのことを通じて〈総合〉人間思想の掘り返しをすることが求められるだろう。

たとえば、アリストテレスとヘーゲルは細分化に対抗する動きの代表であるように考える。一方で、アリストテレスは、アテネの斜陽を背負いながら、古代ギリシアの知をまとめ、〈総合〉したといえる。他方で、ヘーゲルもまた近代知の総括を独特の仕方で行い、まさに〈総合〉を担った先人であったといえよう。

しかし、現代社会において求められる〈総合〉は、アリストテレスやヘーゲルの行った〈総合〉とは重なり合いながらも異なるはずである。したがって、現代社会において求められる、あるいは社会的要請に応える〈総合〉と、アリストテレスやヘーゲルの〈総合〉とはどう異なるのか、あるいはどう同じなのかという考察を行っていくべきではなかろうか。言い換えれば、〈総合〉を担う研究者が依ってたてようような総合知の歴史、つまり「〈総合〉人間思想史」を構築すべきであろう。そのことによって、〈総合〉を高次化していく、背骨を構築することができるのではないだろうか。

一朝一夕になされることではないし、現代社会においてアリストテレスやヘーゲルのような仕事がひとりではできるようには思わないが、それこそ時間と議論の蓄積で手間暇かけてゆっくり作り上げられればよいように思う。危機の時代だからこそ地に足のついた議論が総合人間学会でなされることを強く期待したい。

注

(1)以下、若手シンポジウムに関する記述の主体が便宜上筆者になっているように思われる箇所も多くあるが、あくまで若手委員会（当時若手部会）の議論を経ていることは確認しておきたい。

(2)意外に思われるかと思うが、若手シンポジウムをめぐる議論では、若手ほど既存のディシプリンを頑なになってしまう傾向があるように思われる。

(3)詳細は、上柿（2017）の表 1 を参考のこと。

(4)特に〈老〉をめぐるテーマを扱った第 1 回、第 3 回は、文献を読んでいるだけではわからない当事者性に満ちたコメントを多く頂いた。

(5)〈総合〉をめぐる議論もこれから総合人間学会でなされていくことと思うが、上柿の提案（上柿 2014 など）、そしてその後の議論などを踏まえた建設的な議論がなされることを期待している。

(6)第 4 回若手シンポジウムの報告論文もこれまで同様に Web 版に掲載される予定である。ぜひご一読いただければと思う。

(7)上柿の中間理論については、本論文では最小限の説明に留めるため、上柿の諸論文を直接参考にさせていただきたい。

(8)上柿は、中間理論を複数用意することの重要性を述べており、決してひとつの中間理論のみで〈総合〉が可能であると論じているわけではないことは強調しておきたい。その中間理論の複数性も「動的な学」としての総合人間学の理念におけるエッセンスである。

(9)〈問いの共有〉と中間理論の相互補完性についても考え得るだろう。むしろ〈問いの共有〉と中間理論の相互補完はいかに可能かといった論立てを行うことが生産的かもしれないが、十分に考えきれな

いこともあり、今後の課題としたい。

参考文献

- 穴見慎一（2017）「『学会創立 10 周年記念フォーラム』のための弁明」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会，第 11 号第 1 部
- 上柿崇英（2014）「『自己家畜化論』から『総合人間学的本性論・文明論』へ」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会，第 8 号，pp.142-146
- 上柿崇英（2017）「総合人間学と「中間理論」の方法論—総合人間学会「創立 10 周年記念フォーラム」をうけて」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会，第 11 号第 1 部
- 長谷場健（2017）「総合人間学の方法論試論—「人間の自律」をキーワードとして」『総合人間学（電子ジャーナル版）』総合人間学会，第 11 号第 1 部

[おおくら しげる／立教大学（非常勤）
／環境人文学]

II 「第11回研究大会若手シンポジウム」報告

II Young Researcher Symposium

〈病〉から考える社会と人間

Considering Society and Human beings from 'diseases'

鈴木 朋子

SUZUKI, Tomoko

これまでの若手シンポジウムでは、〈老〉と〈幼〉を主題としてきたのに対し、本年度は〈病〉に焦点をあてた。この世に生をうけた者は、年をとり、病に冒され、やがて死を迎える。どれほど医学が進歩しようとも、人生が生老病死という過程をたどる歩みであることには、変わりがない。そして、社会は生老病死という人生を背負った者たちが相互に関係しあい、構成されている。したがって、人間とはどのような存在か、人間はいかに生きるべきかを問い、個人と社会のあり方を考える上で、〈病〉は欠くことのできない重要な概念であるといえる。

ところで、日本においては、近代化が進む中で〈病〉が社会によって、すなわちときに経済的に、ときに国家的につくられていったという事実がある。その一つとして挙げられるのが、ハンセン病である。政府は、プロミンによる治療が可能になった後も、らい予防法を廃止せず、強制的な隔離政策と「無らい県運動」を継続した。また、医師や弁護士も、積極的に予防法廃止の声を上げることがなく、ハンセン病患者と回復者への偏見・差別による人権侵害が

助長された。このように、社会によって、ハンセン病は感染力が強く、治癒が不可能な恐ろしい〈病〉として作りあげられたのである。

また、同性愛や性同一性障がいも、社会によってつくられた〈病〉であるといえる。彼らに対する偏見・差別は、日本に限るものではない。しかし、日本社会は閉鎖的・排他的傾向が強く、マイノリティを理解し受け入れることに消極的であるといわれる。そのため、同性愛者や性同一性障がいを抱えた者には、「異常」というレッテルが張られたのである。つまり、彼らは社会によって「病人」とみなされているのである。

一方、近代化社会が内包する健康志向も、社会によってつくられた〈病〉と裏腹である。戦時中の社会では、戦地に赴くことのできる身体をもつ者、そのような者を出産できる身体をもつ者が必要とされたことから、健康志向が顕著となった。また、現在では、健康食品や健康器具が次々と開発・販売されており、経済活動が消費者の健康志向を煽っているともいえる。これらの例は、不妊や軽度の疾病、加

齢による身体機能の衰えなどが、社会状況によって〈病〉とみなされることにより、過剰なまでにそれを避けようとする心理が植え付けられることを示している。

以上のことから、ある社会のある状況において、何を〈病〉とするかが規定されると同時に、あるべき人間の姿である〈健康〉とは何かが規定されるものと考えられる。したがって、〈病〉について考えるにしても、その裏返しである〈健康〉について考えるにしても、その背景として社会や人間のあり方を探究することが求められるのである。すなわち、〈病〉の理解を深めることで、社会の理解を深め、なにより人間の理解を深める視点をもつことが可能になるといえよう。

そこで今回のシンポジウムでは、「〈病〉から考える社会と人間」という主題を設定し、異なるフィールドをもった三名の研究者が報告を行った。本特集に収められた報告論文は、当時の発表内容をもとに、フロアから頂いた貴重なご指摘を踏まえた上で、論考を深め、執筆されたものである。以下に、それらを紹介すると共に、司会を務めた筆者のコメントを若干加えておく。

第一の堀川論文は、セクシュアル・マイノリティという「社会的〈病〉」を主題としたものである。シンポジウムの五か月後にあたる十月には、ソフトバンク株式会社が同性パートナーを社内規定における配偶者の定義に含めると発表しており、当該論文は現代社会におけるホットな問題を論じている点で注目に値する。しかしながら、ソフトバンクのように、同性愛者に対する処遇の改善がなされつつあるとはいえ、セクシュアル・マイノリティを対象とした研究は、近年ようやく深まってきたばかりである。

中でも差別を乗り越える実践としてのセクシュアル・マイノリティ運動についての歴史研究は、これまで十分に成されていないことに堀川は着目する。

そこで彼は、「排除の構造である「異常」―「正常」という区分でそれら集団を分かつもの」を「境界線」と称し、この概念を視点として、日本におけるセクシュアル・マイノリティ運動の変遷を考察することから始めている。その際、1980年代に運動を始めた南定四郎へのインタビューも行った。そして、セクシュアル・マイノリティ自身が「被抑圧者である同性愛者」という当事者性を獲得するという点が、南において重視されていたことを明らかにした。このような考え方に基づく運動は、次の世代にも継承され、さらに当事者以外にセクシュアル・マイノリティを認知してもらおうという動きへつながっていったという。つまり、セクシュアル・マイノリティは、まず自分自身が何者なのかを知ることを出発点として、それを当事者以外に認知してもらうことにより、セクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マジョリティ」という「境界線」の引き直しを目指したのだ、と堀川は述べる。

このような運動の結果、これまで不可視化されてきたセクシュアル・マイノリティの存在が認知され始め、セクシュアル・マイノリティの従業員や消費者に対し、好意的な態度を示す企業が現れるようになる。しかしながら、そこには別な意味での偏見がみられる、と堀川は指摘する。それは、優秀でグローバルな人材が多い、とするセクシュアル・マイノリティに対する評価である。このような評価は、学歴が高く留学経験があるような、一部の「勝ち組」だけに恩恵をもたらす。したがって、セクシュアル・マイノリティ内部における「勝ち組」と「負け

組」との間に、「境界線」が引かれてしまうことになるのだ。

さらに堀川は、ハンセン病患者の場合を例に挙げ、セクシュアル・マイノリティが人権意識を持ち、差別と戦おうと立ち上がった際、彼らに対しそれまで同情のまなざしを注いでいた人々が、掌を返したように差別をなす可能性があるという。そのような状況を招いた場合、いかに対抗するかを考え、運動（ムーブ）が単なるブームに終わらないためにも、「境界線」に注意を払う必要があると結んでいる。

以上のように、堀川論文は、「境界線」の引かれ方という観点から、セクシュアル・マイノリティ運動の歴史をたどり、その問題点をあぶりだしている。また、その意義は、セクシュアル・マイノリティに限らず、社会によって〈病〉とされ、差別されている者たちの人権を守っていくための、一つの視座を提供している、という点にあるといえるだろう。

次の林田論文は、林業の労働災害という「身体的〈病〉」にスポットをあてたものである。山村社会は、このような〈病〉に対する地域住民の相互扶助によって、維持されてきた。本論文の目的は、このことが現代的意義を有するものであることを示す、という点に置かれている。

そのために、林田はまず、林業地である三重県松阪市飯高町の大規模林家、および林業従事経験者とその家族に対する聞き取り調査を行った。その結果、同じ林業従事者であっても、六十代以上の熟練者と若手との間には、労働災害に関する価値認識が異なっていることが、明らかにされている。前者は、少々のけがや初期の振動病であれば雇用者に報告しなかったという。雇用者によると、その理由は、けがをする者は一人前ではないという意識があったこ

と、解雇されることを避けたいという気持ちがあったため我慢強かったのではないかと述べられている。一方、若手従業員の場合は、すぐに労災保険の申請をするという。また、大規模林家では、長年にわたり労災保険の必要性に対する認識が薄かったことも、明らかにされた。

しかしながら、このような労働保険に関する大規模林家の対応について、林業従事者から批判がなされていないことに林田は注目する。そして、その理由を大規模林家と従業員との関係性に見出している。聞き取り調査によると、大規模林家では多くの地域住民を終身雇用に近い形態で雇っているため、この地域では出稼ぎ労働者が少ないこと、他の同業者に先立ち、厚生年金の導入を行い、振動病の健診を従業員に義務付け、日当も出していること、さらに従業員親族への仕事先の斡旋なども行っている。一方、従業員側は、大規模林家の庭園を管理したり、松茸を贈与している。つまり、大規模林家は林業労働における福祉事業に取り組んでいる上、大規模林家と従業員とは単なる雇用関係とは捉えられない関係性にあるのだ。

続いて林田は、労働災害で入院した経験のある元林業従事者の日報を分析し、以下の二点を確認している。一つ目は、大規模林家が入院前後にこの従業員の体調を配慮して、作業内容の変更を行っているという点である。二つ目は、多数の地縁・血縁により見舞金の持参がなされているという点である。

こうした事例を通して、山林では大規模林家と従業員・住民同士・親戚同士による扶助関係が成立しており、それに基づき労働災害に対する相互扶助がなされているということを、林田は明らかにした。ところで、本事例における雇用者と従業員の関係は、

「恩」と「忠」という語で示される封建的な主従関係であり、地縁・血縁における金銭の授受は、古臭い慣習のように感じられる。しかし林田は、一見、現代社会にそぐわないものと思われるこのような山村の人間関係に、現代的意義を見出している。それは、山村における労働災害時の相互扶助が、「身体的〈病〉」によって生じる心理的・社会的な問題に対応しているという点にある。

WHO による緩和ケアの定義に示されているように、〈病〉は単に患者の身体にのみ問題を引き起こすわけではない。患者とその家族には、うつやいらだちといった心理的問題、医療費の負担や休職による経済的な不安、社会から切り離されて入院生活を送る孤独感など、さまざまな問題が生じる。山村の相互扶助は、「身体的〈病〉」から派生するこうした問題に対応するものである、ということができる。

とはいえ、大企業の雇用者と従業員との間に、本事例にみられるような関係を構築することは非現実的であり、地縁・血縁と深く関わることを好まない都会の住民が、山村における相互扶助をそのまま取り入れるとは考えにくい。しかし、山村の「身体的〈病〉」に対する相互扶助に目を向けることは、現代社会のありかたを見直す一つの手がかりとなりうる。林田論文はそれを示唆しており、今後、さらに調査対象を拡げ、より多くの事例を収集することにより、この点が一層明確になると期待される。

さて、三本目の須藤論文は、子どものメンタルヘルス、換言すれば、子どもを「精神的〈病〉」からいかにして守るか、という点を主題としたものである。そして、子どもの健康や発達にとって望ましいとされる環境は時代ごとに変化しており、その背景として社会的経済的要因があることに着目している。

この点について須藤は、日本における保育政策の変遷をたどり、以下のように説明する。まず、戦後の日本では保育所の入所条件は特に規定されていなかったが、その後、行政の財政難を背景に、保育所予算抑制のため、入所対象が制限されるようになっていったという。続いて、高度経済成長期においては、家族制度の崩壊に伴う親子の愛情の欠如や人間関係の欠落を原因とし、非行、情緒障がいや神経症、自殺などの「危機」が児童にもたされているとされ、家庭保育の必要性が強調されるようになる。また、こうした保育政策抑制の背景には、1973年の石油危機後の財政上の問題もあったとされる。

このように、家庭保育を重視し、保育所の入所対象を制限するという流れは、1989年に合計特殊出生率が1.57を記録し、少子化問題が表面化したことにより、方向が変わっていく。政府は、保育サービスの充実を目指し、子育て支援に関する法案や政策を次々と打ち出した。また、2001年には「待機児童ゼロ作戦」が制定され、早朝・夜間保育、入園時期の弾力化などが明記され、2015年に開始された子ども・子育て支援新制度では、保育時間の実質的延長が打ち出された。

こうして、家庭保育重視から保育政策拡大へと日本の保育政策は変化し、現在では、保育所定員数と利用児童数がともに増大し、保育利用時間も長時間化している。しかし、保育政策の拡充のみを中心にした少子化対策は、保護者の子育て環境や子どもの生活にマイナスの影響を与える可能性はないのだろうか、と須藤は問う。そこで、計12施設の認可保育所で保護者を対象としたアンケート調査を実施し、子どものメンタルヘルスと保育環境との関連を分析した結果を、以下のように報告している。

第一に、保育時間が10時間以上である場合、および家で食事を子ども一人で食べる、休日に両親と一緒に過ごしていないなど、家庭での過ごし方が、子どものメンタルヘルスにマイナスの影響を与えることが示されたという点である。第二に、保護者の就労形態（正規雇用）や長時間労働が、保育時間の長時間化につながっていること、保護者の年齢（二十代）・学歴（高卒以下）・世帯収入（500万円未満）といった属性やメンタルヘルスが、一点目に挙げたような家庭での過ごし方につながっている、という点である。

つまり、この調査結果は、子どものメンタルヘルスを守る、すなわち子どもを「精神的〈病〉」から守るためには、長時間労働や不規則・不安定な労働条件の改善、育児期家庭の経済格差の是正、子どもの貧困対策などにより、家庭で親子が余裕を持って過ごせる環境をつくる必要があること示唆しているのである。そこで須藤は、出生率・労働力率の増加を目的とする少子化政策・労働政策として、保育政策の拡充が図られていることに、異論を唱える。こうした保育政策は、仕事と子育ての両立をより困難にし、子どものメンタルヘルスにマイナスの影響を与える可能性がある、と主張するのである。

このように、須藤論文は、子どもの健康、とりわけ子どもを「精神的〈病〉」から守るという点に着目することにより、現代社会の抱える問題を浮かびあがらせようとしている。そして、女性の社会進出を推進しつつ、時間的にも精神的にも余裕をもって育児をすることができ、子どもが健やかに成長できるような社会のありかたを模索することの必要性を示している。現在、「一億総活躍時代」を掲げる政府は、保育所を増設し、待機児童をなくすことに力

を注いでいる。しかしながら、須藤による調査結果とその分析は、育児をめぐる問題が待機児童の解消という点のみにあるわけではないことを、明らかにしたのである。

以上、三者による論文の概要と司会者のコメントを述べた。我々は常に、身体的・精神的・社会的な〈病〉と隣り合わせで生きている。したがって、〈病〉にスポットをあてることは、人間のありかた、人と人の関係性を問い直し、誰もが生きづらさを感じないような社会のありかたを模索するための手がかりの一つとなり得る。本報告における三論文は、それを示しているといえるのではないだろうか。

本シンポジウムでは、司会者の未熟さゆえ、各報告者とフロアとの質疑応答が主となり、フロア全体を巻き込んだ議論へと至らなかった感があり、反省している。しかしながら、それぞれの報告者の研究内容に寄り添った具体的なご質問・ご意見をいただくことができたため、報告者たちは、今後、研究を発展させるための大きな示唆を得たようである。出席して下さった皆様に感謝申し上げると共に、これを契機として、〈病〉の理解を通じた人間のありかた、社会のありかたに関する議論が展開していくことを期待したい。

[すずき ともこ／お茶の水女子大学
／日本倫理思想史]

セクシュアル・マイノリティに引かれる「境界線」 Discrimination among Sexual Minorities in Japan

堀川 修平

HORIKAWA, Shuhei

1. はじめに

本稿は、日本のセクシュアル・マイノリティ差別を乗り越える実践としての社会運動（以下、〈運動〉と表す）の成果の一つであるセクシュアル・マイノリティの可視化がもたらした差別を明らかにする⁽¹⁾。

〈運動〉に着目する理由としては、〈運動〉という実践が、その中で活動した人々たちの抱く社会像、あるいは、どのような社会で生きたいのか、どのように生きたいのかという「願い」が表出される場だと考えるからである。社会において、〈運動〉という実践は、自身がセクシュアル・マイノリティであるということとなされている差別を乗り越えるものであり、社会で「生きていく」ためになされるものである。つまり、〈運動〉は、どのように人間として生きていきたいか、という人間形成のための営みなのでもあり、その点においても人間形成＝教育学（森川 2015）の分野であつかう大きな意義になる。

これまで、日本においてセクシュアル・マイノリティ差別の研究は、主に社会学・文学・法学・教育学など人文・社会科学研究者によってなされてきた。とりわけ、1990年代以降ジェンダー研究が盛んになってきたことと相まって、これまで一部の研究者によって再生産されてきた“異性愛中心主義的・男女二分法のジェンダー研究”——つまり、ジェンダ

ーという、性に関わる差別問題を扱ってきたのにもかかわらず、「男女」という二分法で社会の枠組みを取り扱い、しかも、「異性愛」を中心に据えて、それ以外のセクシュアリティ⁽²⁾（以下、〈性〉と表す）を排除する研究——に反省する形で「セクシュアリティ研究」や「クィア研究」が深められていった。特に、「セクシュアル・マイノリティ」に関する研究は、“セクシュアル・マイノリティ当事者”を中心として研究が進められた。乱暴な表現になってしまうかもしれないが、研究が進められた背景には、単に「これまでその研究がやられていないからやるのだ」という「安直な」理由ではなく、自分たちの置かれている社会状況をよりよくしていくための、ある種「運動」的な理由があったといっても過言ではないだろう。フェミニズムやジェンダー論は、「イデオロギー」的なもので学問とは呼べないのではないかという問いを投げかけ続けられてきた（上野 1999）。そのような学問の背景がある中で、むしろ「マジョリティ」らが目を背けてきたことに目を向け、学問体系自体を問い直すはたらきを持っていたことに類似しているといってもよい。

そもそも、セクシュアル・「マイノリティ」の歴史というものは、これまでしっかりと把握されてきていないといっても過言ではない。「自分たちのアイデンティティをつくるために必要なアイデンティ

フィクションをあらゆる面で阻害されてきている者たちとして、レズビアン&ゲイは長い間自らの『口』を持てなかった」(キース 1997: 10) とあるように、セクシュアル・「マイノリティ」と呼ばれる被抑圧状態に置かれてきたものたちの記録は、公にされないまま当人たちの記憶の片隅に放置されてきたと考えられる。そのため、筆者はオーラルヒストリーと残された史料をもとにして研究を進めてきた。

日本の歴史学研究においては、ようやく近年になってセクシュアル・マイノリティをその対象とした研究が深められている。例えば、近年に出されたものに特化すれば、前川直哉(2016)や石田仁

(2015)は、男性同性愛者の表象を歴史的に追い、また、三橋順子(2016)は、「性同一性障害」、あるいは「トランスジェンダー」、「性別越境者」の日本における歴史を丁寧に追っている。これらは社会史(あるいは性社会史)を手法として、掘り起こされずに「好き勝手」語られてきたマイノリティ像を改めるはたらきがあるといっても過言ではない。

このような研究の蓄積がみられる一方で、本稿で取り扱う、差別を乗り越える実践としてのセクシュアル・マイノリティ運動についての歴史研究は、未だ十分になされてきていない。〈運動〉を取り扱った研究としては、砂川秀樹(2003a・b)や風間孝(2002)など、〈運動〉にも関わってきた研究者によるものがあげられるが、〈運動〉の歴史に着目し、どのようにセクシュアル・マイノリティらが自身の権利を獲得してきたのか、またどのような問題乗り越えてきたのかについては、堀川修平(2016a・b)などが現時点における研究の到達点であるといってもよいほど、数が少ない。黒川みどり他

(2015)が指摘する通り、近年になって「光が当てられるようになってきた」といっても過言ではない。

堀川(2016a)は、日本における〈運動〉の変遷、特に広場に集結することや街頭などを練り歩くことによってなされる「パレード」の変遷を追い、“デモ”的なものから“祭り”的なものへと変化していったと考察している。また、堀川(2016b)は、先の研究を発展的に深めていき、日本の〈運動〉が南定四郎という人物によって進められており、彼の思想が後の〈運動〉の方向性を形作っているのだと示唆した。本稿は、堀川の両研究を深めるものとして位置づける。

以上の目的と課題意識をもとに、まず「境界線」という点に着目してみたい。

2. 「境界線」とは

本研究は、セクシュアル・マイノリティの差別を乗り越える実践を扱う研究である。先述のとおり、日本においてセクシュアル・マイノリティ差別に関する、とりわけ差別を乗り越える実践としての〈運動〉に関する研究はほとんどなされていない。そのため、筆者はこれまで、日本の「マイノリティ」たちになされてきた差別の歴史や、その差別を乗り越える実践の研究をもとにしてセクシュアル・マイノリティの置かれてきた状況を分析することを試みてきた⁽³⁾。

セクシュアル・マイノリティ、とりわけ同性愛者の場合は、医学や心理学、精神医学など「学術的な権威を自称する」(箱崎 2016: 1) ものによって介入され、「異常」というレッテルを貼られてきた。この背景には、「セクシュアリティが正常と異常と

いう二分法のなかに配置され、病理学と社会統制の対象となってきた」(箱崎 2016: 2-3) 歴史がある。ここでは、「近代」がキーワードになっている。「セクシュアリティ」をめぐる、19 世紀の産業資本主義の拡大に伴う都市化は、労働者人口の増大を招き、さまざまなセクシュアリティを实践する人が行き交う場としての都市は、医学や司法、警察による観察と管理の場となっていた(箱崎 2016)。ゲイ・スタディーズ研究者である河口和也によれば、19 世紀における同性愛「犯罪化」の言説を破棄し、それに変わって同性愛を「病理」として捉え、医療化しようとする動きがあったという(河口 2003: 1-7)。これ自体は、「同性愛者」としてそれらの人々を「生得的」なものとして捉え、「刑法の対象となるにはふさわしくない」という主張をするものであったが、その後「異常」とあるという問いは、同性愛者に投げかけられ続けた。このような「異常」―「正常」という区分でそれら集団を分かつものを、本稿では「境界線」と呼びたい。

3. マジョリティ／マイノリティという「境界線」

このような「境界線」に着目すると、そこでゆれるマイノリティたちの様子が浮かび上がる。「個々の差別にはそれぞれ異なる独自の歴史があるとしても、近現代のある時期に様々な差別が強化されるなどの事実」(黒川 2015: viii) が、日本近現代史を俯瞰すると見えてくる。「近代国家は、その価値観に反する人びとを排除しながら、『国民』をつくり出していった」(黒川 2015: viii) という。〈国民国家〉は、「排除」と「包摂」によってさまざまな差別を内包してきた。また、箱崎の言うように、(1960 年代後半の運動実践、特に欧米における実

践において、この「正常」―「異常」という問いの向きが反転するものの)、排除される側に向けられてきた「異常」というまなざしから如何に解放されるか、ということ〈運動〉はその実践の中で模索してきたのである。具体的に見ていくと、1970 年代前後からみられる日本におけるセクシュアル・マイノリティ運動の変遷は、以下のようにまとめることができる。

日本の〈運動〉は、セクシュアル・マイノリティらが生きやすい社会をつくるため、社会背景に応じた「戦略」を用いて進められた。1980 年代当初は、南定四郎や IGA/ILGA 日本によってなされた「学習会」活動などに代表されるように、まずセクシュアル・マイノリティとしての当事者性、特に「被抑圧者であるゲイ」という当事者性の形成がメインになされ、そこから、その状態を変えようとする運動が進められた。その後、1980 年代後半から 90 年代に入り、「セクシュアル・マイノリティは「普通」である」というイメージを広く認知させるために、対国家、対報道／マスメディアに向けた運動がなされていった。このような流れの中、1994 年には日本初のセクシュアル・マイノリティによるパレードが東京で行われている。1996 年にパレードでの「宣言文」に対して異議が申し立てられ、南は一連の運動から退き、2000 年に砂川秀樹によって「復活」されたパレード以降、運営者は、いかに可視化するか考えながらパレードを進めている。つまり、日本におけるセクシュアル・マイノリティの運動は、「デモ」としてのパレードから「祭り」としてのパレードへと変化したことによって、多くの人々を巻き込む運動形態をつくり出すことができたのである⁽⁴⁾。

日本の〈運動〉の初期の理論に影響を与えた南自

身の経験から始まった「学習会」は、参加者が、自己の置かれている状況、つまり「同性愛者である」ということに「自覚的」になれるような場として構成された。そこでは、「被抑圧者である同性愛者」としての当事者性を獲得することが重要視されており、このような手法は後の世代にも継承されていく（堀川 2016b）。また、もちろんこれらの活動は、セクシュアル・マイノリティ当事者に「認知」を広めるための役割を担っていたと考察できる。伏見憲明『プライベート・ゲイライフ』（1991）や掛札悠子『「レズビアン」である、ということ』（1992）などの、「当事者」が語る、つまり「カミングアウト」⁽⁵⁾を通した「同性愛」のはなしなどからもわかる通り、1990年代以降になされていったこの当事者の発言は、それまで「誤認」され、「言われっぱなし」⁽⁶⁾だった側面を打開するはたらきがあったといえ、この後に伊藤悟『男ふたり暮らし』（1993）、出雲まろう『まな板の上の恋』（1993）などと続いていくことからその意義が読み取れる。つまり、セクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マジョリティ」という線引きをひきなおすためには、当事者以外にもセクシュアル・マイノリティを「認知」してもらうことが必要であった。

以上からも読み取れるように、このようなセクシュアル・マイノリティ差別を乗り越える実践は、セクシュアル・マイノリティ差別の問題を明らかにしていくために、セクシュアル・マイノリティとセクシュアル・「マジョリティ」⁽⁷⁾にひかれている「境界線」をひきなおすこと、あるいはそのための活動だったといえるのではないだろうか。その前提として、セクシュアル・マイノリティ、とりわけ同性愛者を可視化していったことが〈運動〉の成果として

あげられる。セクシュアル・マイノリティは、まず自身が何者なのかを知ること、そして知ったうえでセクシュアル・マイノリティ対セクシュアル・「マジョリティ」という力関係を改めようとしたことが、これらの〈運動〉の変遷から見て取れる。

4. 「マイノリティ」内の「境界線」―「良い」イメージの陥穽

セクシュアル・マイノリティは排除され「不可視化」されてきた歴史があり、南の〈運動〉を境にして、伏見や掛札らによって「カミングアウト」がなされ、それによって世間に「当事者がいる」ということが徐々に認知され始めた。

このように「当事者」が社会で「可視化」された後、近年では、セクシュアル・マイノリティの「可視」が広く行われている。その「可視」について着目する上で、「LGBT市場」は、「不気味」な様相を呈しているといえよう。

「LGBT市場」とは、「LGBT」⁽⁸⁾をターゲットとした世界規模の市場のことを指す。例えば、日本で同性婚が法的に認められることによって、結婚式場などを経営する企業は市場が拡大するとされている。現時点で日本において同性婚は法的に認められていないが、海外在住の同性愛者が京都などで結婚式を挙げるビジネスが見てとれる⁽⁹⁾。

この「機運」のたかまりを察してか、欧米でも多くの「LGBTフレンドリー」⁽¹⁰⁾と呼ばれる企業が、プライドパレードを代表とする様々なプライドイベントに協賛している⁽¹¹⁾。このような「LGBTフレンドリー」な企業は、日本においても徐々に姿を現している。2014年の第3回東京レインボープライドでは、日本IBMや東京インターバンク・フォーラ

ム（外資系証券会社など複数の東京の金融機関の連合グループ）などの「性的マイノリティの従業員支援を目的としたグループ」と、そのような自社の従業員支援に加えて、グーグルやマイクロソフト、フィリップスなどの「性的マイノリティの消費者に対して自社がフレンドリーであることをアピールするグループ」の双方が参加した。LGBT 市場に着目し、過去に特集記事も出している『東洋経済』は、LGBT 市場は「非常に大きく、人口の 5%強を占めると言われています。このマーケットにどのようにアクセスするか、企業の注目度が徐々に高まってきたと分析している⁽¹²⁾。

このように、「LGBT 市場」が着目される中、『AERA』は、このようなセクシュアル・マイノリティ当事者の学生と企業の関係について、東レ経営研究所の渥美由喜^{なおき}にインタビューを行い、それについて以下のようにまとめている⁽¹³⁾。

「LGBT の学生には、企業が求める優秀でグローバルな人材が多い。LGBT への理解がない企業は、優秀な人材を逃している」

渥美氏は、LGBT の学生は以下の傾向があると指摘する。

- (1) 自分について掘り下げて考え、自立心も強い
- (2) 日本より生きやすい場所を求め、語学の習得に励む人や、留学経験者も多い
- (3) 将来への不安から、資格を取得したり高学歴の人が多い
- (4) マイノリティーに対する温かい視点や柔軟性がある——。まさに、企業が求めるグローバル人材の宝庫といえる⁽¹⁴⁾。

この渥美の発言は一見、「LGBT」を差別するこ

とが企業によって損失になるということを示している「良識」ある記事に見受けられる。この渥美の発言からは、セクシュアル・マイノリティにとって「プラス」になる要素が受け取れるが、その発言は「セクシュアル・マイノリティは優秀である」という「偏見」に基づいてなされている。このような「偏見」は、先述の「言われっぱなし」と同じような状況を表している。

かつて日本においては、バブル崩壊後の 1990 年代に「ゲイ・ブーム」をむかえている。この発端は雑誌「CREA」によって特集「ゲイ・ルネッサンス'91」が組まれ、そこで「おしゃれ」で「ハイセンス」な「ゲイ」というイメージがもてはやされたことにある⁽¹⁵⁾。男性同性愛についての社会史研究をしている石田仁は、このバブル崩壊ごろからみられる様相を「消費されるゲイ」と評したが⁽¹⁶⁾、まさしく今現在の〈運動〉の成果と呼ばれているもの——たとえば、渋谷区の「同性パートナーシップ条例」や「LGBT 市場」にのっとった「LGBT フレンドリー企業」による「理解」や「支援」など——も、この「消費」的なブームの延長線上にあるだけなのではないかと考察できる。

また、「LGBT ブーム」あるいは昨今耳にすることも増えた「ダイバーシティ」（多様性）といいつつも、実際のところ、「健常」者であり、「優秀」で「高学歴」な、「留学」が経験できるくらいの社会資本を持ち得るもののみがこの「ブーム」の「恩恵」を授かれるのではなかろうか。また、ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点⁽¹⁷⁾から考えると、「LGBT ブーム」の恩恵を授かれるマイノリティの中でも格差があることが指摘できる。男性・女性という二分法で考えた際に、男性よりも女性の方が、

生涯賃金が安いということをもとにして、ゲイ男性カップルよりもレズビアンカップルの方が経済的貧困に陥りやすいということを「レズビアン貧乏」と表現するように、結局のところ、「恩恵」を授かれる人びとは限られており、多くの「マイノリティ」には「関係のない話」、むしろ一部の「勝ち組」セクシュアル・マイノリティが「マイノリティ」の「代表者」になることによって、「好き勝手」語られるおそれすらある、いわば「害を被るような話」の状態にある⁽¹⁸⁾。

このように、〈運動〉によって引かれなおされてきた「境界線」は、マイノリティ内にひかれようとしているのである。それは、マジョリティ側、あるいは〈国民国家〉の側から引かれようとしている一方、「勝ち組」の「マイノリティ」によっても引かれようとしているのである。

5. おわりに

最後になるが、執筆にあたって考えたことを述べ、本稿のまとめとしたい。

本稿は、2016年5月22日に催された総合人間学会若手シンポジウムでの発表をもとにして執筆したものである。シンポジウムでは、たくさんの質問、意見をいただいたのだが、質疑応答の中で、今日の〈運動〉について、とりわけ、今日的な「成果」についてはどのような分析ができるのかというコメントをいただいた。本稿は、この「コメント」を引き取り、発表での内容をもとにしたうえで、特に今日的な「成果」を意識して分析しなおしたものである。まず、このような今日的な「成果」について、この「成果」は、これまでの〈運動〉での積み重ねがあってこそそのものだと考えている。それは、これまで

見てきたように、〈運動〉によって、「自己が抑圧されているのだ」ということに気が付くことができ、その後、「マイノリティ」の可視を進めていくことができたからである。このことなくしては、今日の「成果」にはつながらなかっただろう。

しかし、今日の「成果」といった際に、「目に見える成果」を指すのであれば、それは非常に「危うい」ものではないかと考える。それは、近年の「LGBT ブーム」であったり、渋谷区「同性パートナーシップ」条例⁽¹⁹⁾であったり、そのような「わかりやすい」成果は、今後の〈運動〉の方向性を「見失う」可能性をはらんでいると考えているためである。

〈運動〉とは差別を乗り越える実践である、というのは、本稿のはじめにも述べた。「差別を乗り越える」といった際に、その差別は、特定の「マイノリティ」が被っている差別を指すのだろうか。はたまた、「マイノリティ」と呼ばれる人たち全員が被っている差別を指すのだろうか。筆者は、これまでセクシュアル・マイノリティの差別問題を中心に研究してきたが、その研究背景には、さまざまな「差別」を受けているマイノリティ当事者、研究者との出会い／学びがある。そのような学びからも、特定のマイノリティだけが「優遇」され、あるいは、優遇されるために（または、優遇されていることに気付かずに）他のマイノリティを抑圧する構造は、見直していかなばならないと考えている。

このような課題意識をもとにセクシュアル・マイノリティを取り巻く現状を見ると、〈運動〉であっても、〈運動〉を離れた個人の単位での活動であっても、近年の「LGBT ブーム」を「つかわなきや損」といった風潮があるように見受けられる。

渋谷区が「同性パートナーシップ」条例を「認めた」一方で、代々木公園のホームレスを排除した例のように、「使える」、あるいは「金になる」「マイノリティ」は「優遇」し、そうでない「マイノリティ」は排除するという構造が露見している。これに関して、一部の〈運動〉に携わる者と当事者、そして研究者からは批判の声が上がっているものの、「マイノリティ」たちの「総意」として、この問題が「マイノリティ内に優劣をつけて、マイノリティを分断していくものだ」という声が上がらないことは、ある意味で、セクシュアル・マイノリティ「さえ」良ければよいという批判がなされてもその批判は免れないだろう。また、このような「LGBT ブーム」の中で 2015 年に文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」という通知が出され、また、2016 年 4 月には「性同一性障害や性的指向・性自認に関わる、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」という周知資料が公表された。内容については渡辺（2016）などによっても論じられているのでそちらを参照していただきたいが、この「ブーム」の中で出されたということをふまえて今一度考えると、手放しに「よかったね」といえるものではないと思われる。

このような「LGBT ブーム」を利用した「良いイメージ」を前面に押し出していくことは、〈運動〉として、非常に「戦略的」なのかもしれない。しかし、本稿が、あるいは筆者のこれまでの研究が〈運動〉史を追ってきたからこそいえるのは、「過ちを繰り返さないためにどうにかしなければならない」ということである。1990 年代にみられた「ゲイ・ブーム」の行き着く先は、偏った「イメージ」の流

布・強化と、そのイメージに当てはまらない人びとの排除、そして、「ブーム」自体の終焉であった。また、この「ブーム」によって「急激に変化している」動きに対して、2000 年代のジェンダーフリー・バッシング、性教育バッシング（バックラッシュ）⁽²⁰⁾とその後の一連の流れが示唆するものは大きい。つまり、「まきかえし」（黒川 2015：248）への対抗が今現在十分に考えられていないということである。2000 年代以降の「マイノリティ」史における「事件」からわかる、マイノリティに対して向けられる「まなざし」もこれらと関連して考えたい。その「事件」とは、2003 年に起きた「黒川温泉事件」とも呼べるであろう、ハンセン病患者に対する差別のことである。「国に感謝し、質素に暮らしている限りは同情するが、人権意識をもち、国とたたかい、差別とたたかうならば、掌を返したように容赦のない差別を行う」（黒川 2015：248）という、「同情論」にもとづいた「まなざし」。「マイノリティ」と呼ばれる人に向けられるこれらの「まなざし」は、ハンセン病患者・回復者に限ったことでもないし、その事件が起きた 2000 年代初頭から一向に変化していないと考えられる。〈運動〉が、「ブーム」に終わらないためにも、これらのひかれ続ける「境界線」に注意を払い続けねばならないし、やはり今一度「人権」という観点からもマイノリティの置かれている状況をとらえ、動き続けなければならないのではなかろうか。

注

(1)本稿は、総合人間学会第 11 回研究大会若手シンポジウム「〈病〉から考える社会と人間」にて発表した内容である「〈病〉とセクシュアル・マイノリ

ティ」をもとに大幅に改変したものである。オーディエンスの皆さまから頂いたコメントなしには本稿は執筆できなかった。オーディエンスの皆さまはもちろん、参加いただいた皆さまにも厚く御礼申し上げます。

(2)本稿で〈性〉と表す「セクシュアリティ」概念の定義についてであるが、本稿では、以下の「広義のセクシュアリティ」と「狭義のセクシュアリティ」を併せているものを〈性〉として表している。

広義のセクシュアリティとは、「生涯を通じて人間であることの中心的側面をなし、セックス（生物学的性）、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）とジェンダー・ロール（性役割）、性的指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖がそこに含まれる」もので、「性の権利宣言」（「性の権利宣言」とは、人間のセクシュアリティの分野に関する学会組織、NGO、専門家などによって構成された国際的な団体である、性の健康世界学会（WAS）によって1999年に採択された宣言）にて定義されているものである。

また、狭義のセクシュアリティとは、「セックス（生物学的性）、ジェンダー・アイデンティティ（性自認）とジェンダー・ロール（性役割）、性的指向、エロティシズム、喜び、親密さ、生殖」のことをさす。一般的に、多くの「入門書」で書かれている「セクシュアリティ」のとらえ方は、狭義のセクシュアリティの中で特に3つ、セックス（からだの性：身体的性別）、ジェンダー・アイデンティティ（こころの性：性別自認）、セクシュアル・オリエンテーション（好きになる性：性的指向）を示している。それは、セクシュアル・マイノリティとは誰をさすのか考えるときに重要になる概念である

からであるといえるだろう。本稿で、上記のどちらかの概念を指す時、あるいはそれ以外の特殊な用い方で「セクシュアリティ」という言葉を用いる場合は、〈性〉という表し方はしない。

(3)もちろん、「マイノリティ」を平板にみることを目的としているわけではないことをあらかじめ述べておきたい。日本においてなされてきた「マイノリティ」への差別、といっても、部落差別、在日韓国・朝鮮人差別、ハンセン病患者・回復者への差別……など、をひとくくりに語ることは決してできないのは周知の事実である。例示したことによって、そこに表記できなかった「マイノリティ」を排除してしまうことは容易に想像できる。しかし、表記しなかったからといって、それら「マイノリティ」達の問題を軽視しているわけではないことを予め記す。

(4)これらは、堀川（2016a・b）に詳しい。そちらを参照されたい。

(5)カミングアウトとは、“Come out of the closet（クローゼット [押入れ] の中から外に出る）”という言葉の略で、自身の性的指向をクローゼットの外（つまり、異性愛中心主義社会）では隠して生きている人たちが、クローゼットの外に飛び出すという意味を持つ言葉である（逆に、カミングアウトしていない状態のことを、クローゼットという）。

(6)伏見憲明「もっと深く同性愛を「体験」するための読書」、伏見憲明編『同性愛入門』pp.126-133によれば、上野千鶴子「私じしんも、ホモセクシュアルは多様で自然な愛のかたちの一つにすぎないという、ものわकारのよさそうな意見に与しない」

（『女という快楽』1986）や小倉千加子「すべての男は女嫌いだけれども、それが肉体化されるまでに顕在化してきてる人をホモと呼ぶんです」（『男流文

学論』1992) をさして、「知ったかぶりの偏見が当事者不在の状況のもとで横行し」ていたと痛烈に批判している。伏見は「同性愛者は何とでも語っていいような対象だった」と、それまでのセクシュアリティ／ジェンダー研究者でさえ、同性愛者に対しては露骨な差別や無責任な発言がなされていたと論じている。

(7)セクシュアル・マイノリティではない人々をここでは、セクシュアル・「マジョリティ」としてあえて評したのは、そのマジョリティ／マイノリティという権力に目を向けるためである。一般的に、非セクシュアル・マイノリティとは「シスジェンダー・ヘテロセクシュアル」の人々を指すと考えられる。「シスジェンダー」とは、こころの性別（性（別）自認）と、からだの性（身体的性別）が一致している人、ヘテロセクシュアルとは、好きになる性（性的指向）が、「異性」に向く人を指す言葉である。

(8)そもそも、「LGBT」という言葉は、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字をとったものである。「LGBT」という言葉は、それ以外の——つまりアセクシュアルやクエスチョニングなどの、この「LGBT」という4つの頭文字から排除されている——セクシュアル・マイノリティをかえりみない表現であるということは、これまで当事者の間でも議論がなされてきた。例えば、「LGBTI」（I：インターセックス。昨今では「性分化疾患」という表現や、DSD（Differences of Sex Development）という表現が当事者からもなされている）や、「LGBTIQ」（Q：クエスチョニング。自己の性を悩んでいる人、決めたくない人などのことを指す）など、「LGBT」という4つの頭

文字に加えていく形でこの問題を解決しようとした流れもあるが、カテゴリー化するというこの問題点をかえりみて、「セクシュアル・マイノリティ」や「性的マイノリティ」、「性的少数者」という表現も用いられてきた。昨今では、その批判を免れる／免れようとするために「LGBTs」と小文字の「s」をつけて、セクシュアル・マイノリティの「総称」であるとする動きが当事者やその支援者からもなされているが、本稿で述べてきたような「境界線を引く」ということに関して根本的な解決にはなりえていない。

(9)例えば、2014年の関西レインボーパレード・レインボーフェスタでは、ホテルグランヴィア京都が「京都で誓う、ふたりの愛。同性婚相談ブースを設置いたします！お二人の"想い"を"かたち"に変えていく……お二人はもちろん、挙式に参加されるすべての方との結を大切に考え、幸せのお手伝いをいたします」というメッセージを掲げてブースを出展している（関西レインボーパレード・フェスタ <http://rainbowfesta.org/#booths>）。東洋経済『東洋経済』6043号、2012などでも特集が組まれている。

(10)東洋経済 2012『東洋経済』6403号。

(11)なお、アメリカのセクシュアル・マイノリティ運動の「保守化」については、マサキ（2015）が詳しい。併せて読みたい。

(12)東洋経済ホームページ「首相夫人も参加、LGBTパレード in 原宿 GAP原宿店はレインボーカラーのロゴを設置」（記事：柳沢正和、2014年05月14日）<http://toyokeizai.net/articles/-/37319>

(13)AERA「LGBTの学生は優良人材の宝庫 外資

系は採用に積極的」(2012年9月24日号)

<http://dot.asahi.com/news/domestic/2012092800036.html>

(14)AERA・前掲ホームページによる。

(15)石田仁による講演,「第4回週末トークライブ「ゲイはどのように描かれてきたか〜戦後の雑誌分析から見るゲイの表象」」による。

(16)上記講演会におけるスライドより引用した。

(17)「ジェンダー・セクシュアリティ平等の視点」とは,ジェンダー論や,その論を発展させてきたフェミニズムの理論・実践をふまえて,「社会におけるすべてのひとの〈性〉に関する抑圧の解放を目さす」視点であると定義できる。〈性〉という概念からは,多様であることを尊重すること,また,普遍的な人権の観点からもすべての人に関係するのだということを「性の権利宣言」などからも読み取ることができる。そういった意味では,これまでの「男女平等」という考え方の見直しを迫っているといってもよい。「男女平等」という言葉にはこれまで以下のような指摘がなされてきた。一つは,男性が「基準」として考えられてきており,その「基準」に女性が追いつくことを求めてきたこと,つまり,「男並みの女」になることを求めてきた／いるわけで,「女性の活躍」という近年よく耳にするようになった言葉もこの「基準」に基づいているといえる。もう一つは,「男性」,「女性」という枠組みが画一化され,多様性が無視されてきたということである。以上からも,「男女平等」の視点ではなく,「ジェンダー・セクシュアリティ平等」の視点を大切にしていく必要があるのだ。

(18)例えば,結婚情報雑誌「ゼクシィ Premier」では,「華やかな」同性愛者同士の結婚式が取り上げ

られている。また,「LGBT アクティビスト」と自称している東小雪は,雑誌「現代思想 特集 LGBT」内で,臨床心理士である信田さよ子との対談をしているが,信田の以下の発言に「否定」をせずにいる。

信田:元をたどれば,私は東京ディズニーリゾートでの結婚式のウェディングドレス姿をニュースで見たとき,失礼な言い方かもしれませんが,東さんと増原裕子さん,このお二人は「登場すべくして登場した」というか,「この人たちでなければいけなかった」という風に思ったりもしました。やはりあの姿が「美しい」ということが,メディア戦略的にも本当に良かったと思いました。

この発言を受けて,その後続けられた対談においても東はこの信田発言に否定はしていない。それでは,「美しくない」レズビアンであったら,この結婚はどうであったのか。美醜による差別というのはこれまで幾度となく問われてきたことではなかったのか。「美しい」ということが「良かった」という表現を自称「アクティビスト」が正さなかったこと,その姿勢が問われるものは大きい。

(19)正式名称は,「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」であるが,一般的にこの名称が用いられる。新聞などにおいては,「同性婚条例」,「同性カップル条例」などとも表現されており,そのこともあって,「日本でも同性婚が出来るようになった」などと勘違いを起こす人びともいる。例えば,東京新聞 2016年4月12日夕刊「渋谷区同性カップル条例1年 多様な性へ支援の輪」<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201604/CK2016041202000250.html>

日本経済新聞 2015年3月31日「「同性婚」に証明書 東京・渋谷区,全国初の条例成立」<http://w>

www.nikkei.com/article/DGXLASDG31H7P_R30C15A3CZ8000/などがある。

(20)性教育バッシングは、そもそもは、1992年のいわゆる「文部省版性教育元年」に起こったことであり、「性教育にまともにとりくむ実践と研究」に対して、「性交教育」や「コンドーム教育」といった造語を使って誹謗・中傷がなされたことに始まる。その頃は、現場の教員や教育委員会、学校にクレームをつけるという方法が取られていたが、2002年には、地方議会において男女共同参画条例や男女平等教育・性教育に対する批判や攻撃が全国各地でなされた。これらには、新保守主義が大いに関係している。詳しくは、浅井他（2003）、日本女性学会ジェンダー研究会編（2006）を参照されたい。

参考文献

一般社団法人“人間と性”教育研究協議会編『季刊セクシュアリティ』（72）

浅井春夫他編（2003）『ジェンダーフリー・性教育バッシング ここが知りたい50のQ&A』大月書店

東小雪（2015）「討議 私たちがつくる〈家族〉のかたち（特集 LGBT：日本と世界のリアル）」『現代思想』43（16）、青土社、pp.30-45

飯野由里子（2004）「日本のレズビアン・フェミニストのストーリーを読み直す」『解放社会学研究』18、日本解放社会学会、pp.18-38

———（2008）『レズビアンである〈わたしたち〉のストーリー』生活書院

石田仁（2015）「富士高校放火事件の再構成：複合差別、セクシュアリティ、（トランス）ジェンダー（特集 LGBT：日本と世界のリアル）」『現代思

想』43（16）、青土社、pp.231-245

今村仁司（1994）『近代性の構造 「企て」から「試み」へ』講談社

上野千鶴子（1999）「フェミニスト教育学の困難」『教育学年報7 ジェンダーと教育』pp.69-90

河口和也（2009）『クィア・スタディーズ』岩波書店

風間孝（2002）「カミングアウトのポリティクス」『社会学評論』53（3）、日本社会学会、pp.348-364。

———他（1998）『実践するセクシュアリティ』動くゲイとレズビアンの会

———他（2010）『同性愛と異性愛』岩波書店。

キース・ヴィンセント（1997）「誰が、誰のために？」『現代思想』25（6）、青土社、pp.8-17

———他（1997）『ゲイ・スタディーズ』青土社

黒川みどり他（2015）『差別の日本近現代史 包摂と排除のはざままで』岩波書店

砂川秀樹（2001）『パレード 東京レズビアン＆ゲイパレード2000の記録』ポット出版

———（2003a）「「ゲイ・コミュニティ」の形成① コミュニティ意識の高揚」『季刊セクシュアリティ No.9』エイデル研究所、pp.138-141

———（2003b）「レズビアン＆ゲイ・パレードが与える希望」『神奈川大学評論』（45）、神奈川大学広報委員会、pp.100-106

田代美江子（2004）「日本教育史における『セクシュアリティと教育』研究の課題と展望」『日本教育史研究』23、pp.69-88

日本女性学会ジェンダー研究会編（2006）『男女共同参画／ジェンダーフリー・バッシング バックラッシュへの徹底反論』

- 箱田徹 (2016)「解放と包摂の理論—正常性批判から新たな社会の構想へ」山田創平・橋口貞幸編『たかう LGBT & アート』法律文化社, pp.1-8
- 藤田裕喜 (2016)「セクシュアル・マイノリティの人権をめぐる」『月刊社会教育』60 (7), pp.44-48
- 伏見憲明 (2003)「もっと深く同性愛を「体験」するための読書」, 伏見憲明編『同性愛入門』pp.126-133
- 堀川修平 (2016a)「日本のセクシュアル・マイノリティ運動の変遷からみる運動の今日的課題—デモとしての「パレード」から祭りとしての「パレード」へ」『女性学』23, 日本女性学会, pp.64-85
- (2016b)「日本のセクシュアル・マイノリティ〈運動〉における「学習会」活動の役割とその限界—南定四郎による〈運動〉の初期の理論に着目して」『ジェンダー史学』12, ジェンダー史学会, pp.51-68
- 前川直哉 (2014)「第9章 1970年代における男性同性愛者と異性婚:『薔薇族』の読者投稿から」小山静子ほか編著『セクシュアリティの戦後史』京都大学学術出版会, pp.197-220
- (2016)「男性同性愛の戦後史研究とジェンダー (特集 ジェンダーから見た「戦後日本」)」『歴史評論』(796), 校倉書房, pp.61-74
- マサキチトセ (2015)「排除と忘却に支えられたグロテスクな世間体政治としての米国主流「LGBT運動」と同性婚推進運動の欺瞞」『現代思想』43 (16), 青土社, pp.75-85
- 三橋順子 (2016)「性別越境・同性間性愛文化の普遍性」『精神科治療学』31 (8), pp.17-22
- 森川輝紀 (2015)『教養の教育学』三元社
- 渡辺大輔 (2016)「『性の多様性を学ぶ』とはどういうことか」『高校生活指導』202, pp.56-63
- [ほりかわ しゅうへい/東京学芸大学大学院
/ジェンダー・セクシュアリティと教育]

山村における〈病〉に対する相互扶助 Mutual aid in mountain villages against diseases

林田 朋幸

HAYASHIDA, Tomoyuki

1. はじめに

本稿では、地域社会では〈病〉に対してどのような対応がなされてきたのかを考察する。

具体的には林業の労働災害を事例として、山村における〈病〉に対する相互扶助の機能に着目する。本稿で取り上げる労働災害は、入院をとまなうけがや振動病（白ろう病）である⁽¹⁾。

〈病〉をテーマとするシンポジウムにおいて、地域社会における〈病〉の事例として林業の労働災害を取り上げた理由は、シンポジウムの目的の一つである「〈病〉の理解を深めることで、社会の理解を深め、何より人間の理解を深める視点をもつ」上で適しているためである。林業の労働災害に対する対応は、労災保険の適用等の雇用関係にのみ見られるわけではない。〈病〉は社会的状況によって起き、また対応されてきた（立川 1971）。山村で調査を行うと、林業の労働災害においても、地域社会における多様な関係性にもとづく相互扶助によって対応されてきたことに気付かされる。よって、林業の労働災害を通して、山村における〈病〉への対応を明らかにし、社会・人間の理解を試みる。

林業の労働災害は、労働における身体の〈病〉を事例としているため、社会制度がある程度確立されている。しかし実際の現場における林業労働の災害における認識は、現代における社会制度では説明し

きれないように思われる。また山村における社会制度を行政による社会保障だけで論じるのではなく、地域社会の共同性に着目して論じる必要がある。

本項では以下のように議論を進めていく。第1節で述べた問題の所在を第2節で先行研究を踏まえてより鮮明にし、課題設定を行う。第3節で山村において林業の労働災害においてなされている認識と社会保障を、相互扶助に着目して考察する。第4節ではまとめとして、山村における〈病〉において相互扶助に着目することの現代的意義を提起したい。

2. 先行研究と課題設定

農山村研究の分野では、村落や家の相互扶助に関する多くの研究がなされてきた。主従関係における相互扶助の事例としては、有賀喜左衛門は農村における主従関係を単なる経済的な労力関係だけでなく、農耕、屋根葺、建築、婚姻、葬式、出産、祭祀、病氣、火風水の災害の場の生活保障機能の点から捉えている（有賀 1966）。有賀は本家分家関係の強い東北農村を事例として、主従関係をもとにした関係性を封建的と見なさずに相互扶助の関係として捉えている。村落内の対等な関係における相互扶助の事例としては、鳥越皓之は、共有地の一機能として、私的所有格差における弱者の「弱者生活権」を挙げて

いる（鳥越 1997）。鳥越は村落内での相互扶助により人々の生活保障が行われてきたことを指摘している。また、他の研究でも、村落から被災世帯や困窮世帯への林野の配分慣行が見られたことが指摘されている。これまでの農山村研究では、相互扶助の一例として〈病〉が取り上げられてきた。相互扶助に関する先行研究より、地域社会における〈病〉への対応は、〈病〉に関する相互扶助だけで完結するものではないという認識が必要であるといえる。よって、地域社会の相互扶助全体を俯瞰する必要性が考えられる。

また、林業における〈病〉として、大野晃は高知県の国有林における振動病を事例に、林業労働における貧困問題が起きていることを指摘している

（大野 2010）。林業労働において労働災害は生活を行う上で大きな問題であり、死をとまうこともあった。大野の指摘は、労働災害における〈病〉を心身の問題だけで捉えるのではなく、社会経済構造の問題として捉える必要があることを示唆している。吉沢四郎も林業労働問題研究の課題には林業労働者の地位向上が行われる論理の究明にあったことを示している。また大野は、村落の相互扶助だけでは解決しきれない問題があることを指摘している。

地域社会における〈病〉への対応に関する研究として、医療人類学者である波平恵美子の奄美大島における宗教的指導者ユタの治療儀礼の分析が挙げられる（波平 1990）。近代的な医療に一石を投じている本事例は、ユタの信仰体系においては幻覚や幻聴は存在しないとし、ユタが行う行為の多くは、何らかの形で奄美の文化全体と深くかかわっており、強い血縁と地縁とで結ばれている人々の社会生活にも根差しているとされる。波平の事例は信仰にもとづ

いておりそのまま他の事例に当てはめられる訳ではないが、〈病〉に罹ることを他者との関係で捉えており、社会・文化に基づいた相互扶助による心身の癒しという視点は参考にすべき点である。また、癒しの対象者を〈病〉に罹った本人だけでなく家族や地域社会にまで広げている点でも、地域社会の〈病〉を捉える上で重要な指摘である。

本稿では、〈病〉の中で林業労働の災害における相互扶助について述べる。事例をもとに、〈病〉に対する相互扶助の機能が付与されることで山村社会が維持されてきたことの現代的意義を、山村社会研究の立場から提示する。

調査方法は 2013 年から 2016 年の間に大規模林家・林業従事経験者とその家族に対し、労働災害に対する意識の聞き取りを行った。また、労働災害における相互扶助の分析として、林業従事経験者の日報分析を行った。

林業地である三重県松阪市では、林業における労働災害はまさしく社会的状況に条件づけられたものである。身体的病理に対して政府だけでなく地域社会がどのように対応してきたかを明らかにすることで、〈病〉研究の蓄積にも地域社会研究の蓄積にもなると考えられる。労働災害時における相互扶助として、大規模林家が林業従事者の退院後に別作業を用意し失職を防いだ事例や、職場の同僚や地域住民からの見舞金の事例を挙げる。本稿で取り上げる労働災害は入院をとまうものであり、他の〈病〉に近い形で相互扶助が行われるものと判断した。

三重県松阪市飯高町は三重県中南部に位置する（図 1）。1956 年に宮前村・川俣村・森村・波瀬村が合併して飯南郡飯高町となった。2005 年に松阪市・嬉野町・三雲町・飯南町との自治体合併で松阪

市飯高町となり、現在に至る。飯高町の総面積は24,094haで、耕地面積236ha、林野面積22,604ha（全体の94%）と、農耕地の少ないという点で典

型的な山村である。1,000m級の山々を介して奈良県と隣接している。



図1 波瀬地区地図

波瀬地区は、総面積 5,775ha、林野面積 95%で、旧飯高町4地区の中で櫛田川最上流に位置し山深い。1956年の飯高町誕生時までは波瀬村として存在し、11の大字は明治中期までの藩制村と一致する（表1）。全ての大字で高齢化率が50%を超えている。県下有数の林業地帯として知られ、波瀬林業と呼ばれることもある（岩水1971）。地元住民への聞き取りによると100ha以上の山林所有者を大規模林家と見なし、特に2,100haを所有するT社（T氏）と1,000haを所有するO社（O氏）が2大林家とされている。

3. 調査事例—労働災害に対する認識と相互扶助

3-1. 林業労働の労働災害に対する当事者たちの認識

林業労働・労働災害（けが、振動病）に関する聞き取り調査から、〈病〉に対する認識と相互扶助の内容について見る。以下は、林業関係者への労働災害に関する認識について聞き取りを行ったものである。

熟練林業従事者の労働災害に関する認識は以下の通りである。

「昔の人（現在の70代以上）はちょっとのけが

なら言わない。労災のことで親方に迷惑がかかるから。だからこちらが気付いても、こちらからはけがについての話はしない。」

(60 代, 元森林組合職員)

「けがは不注意の者になる。気をつけていればならない。一緒に仕事をしていた仲間が作業中に死んだことがあるが、元々不注意での怪我が多かった。」

(70 代, 林業従事者)

「旦那は振動病を患いかけていたが、仕事をしたかったので申請はしなかった。」

(80 代, 林業従事者妻)

一方で若手林業従事者の労働災害に関する認識は以下の通りである。

「仕事を始めて 2 日目でチェーンソーで足を切り、労災（労災保険）がおりた。仲間からは『最速だ』と笑われた。」

(40 代, I ターンのエ業従事者)

以上のように、林業従事者のけがに関する認識は、70 代以上の林業関係者においては現在と異なるように思われる。両者の違いに対して大規模林家（雇用者）側も以下のような印象を受けている。

「今の人は何かけががあると労災となる。以前の人の方が我慢強かったというのもあった。けがをする者は一人前ではないという意識もあったのではないか。けがをすると仕事を辞めさせられてし

まうというのもあって、我慢強かったのかもしれない。」

(林業会社職員)

次に、労災に関する大規模林家の対応を見る。以下は、波瀬地区大規模林家への聞き取りである。

「T 社では、振動病になった人は少ない。なりかけていた人はいたが、労災の申請はしなかった。以前は労災の概念が無かったし、整備もされていなかった。素材業者の請負を作業班がしていた時に、どちらが労災を掛けていたかわからない。平成に入ってから、撫育と伐出の 2 つの労災が掛けられていた。」

(林業会社職員)

以上のように、雇用者である大規模林家としても、労災に関して長年にわたり十分な対応が取れなかったことを述べている。しかし、林業従事者からは大規模林家の対応に対して特に批判の声は聞かれなかった。

3 - 2. 大規模林家と林業従事者の相互扶助

以上の聞き取りは、当時の林業を取り巻く労働環境や大規模林家と林業従事者の関係性から考察する必要がある。波瀬地区の T 社を例に挙げると、T 社は波瀬地区一の山林所有面積をほこる大規模林家である。T 社に雇用されている地域住民が多く、波瀬地区では T 氏を「ほんけさん」と呼ぶ。波瀬地区では他地区への出稼ぎ労働者が少ないが、T 社等の大規模林家による雇用によるところが大きい（表 2）。T 社では長年にわたり 1～数区ごとに作業班が

あり、終身雇用制に近い形態を取っていた。造林には女性も含まれるうえ、従業員には作業班だけでなく屋敷や農地の管理を行うオトコシ・オナゴシも含まれている。

また、T社は他の同業者に先立ち、1978年に厚生年金の導入を行っている。厚生年金等の社会保険の導入は天気に左右される林業労働においては容易ではなかった。T社による導入は先進的なものであったといえる。振動病診断も林業従事者に義務付けており、T社が日当も支給している。以上から、T社をはじめとする大規模林家は林業労働における福祉制度の整備は十分でない中で十分に社会福祉に取り組んでいたと認識され、相互扶助関係の動機の一つとなったことが窺われる。

さらに、単なる雇用関係だけでは捉えられない関係性が大規模林家と林業従事者には見られる（交代でのT家の庭園管理・親族の仕事先の斡旋・松茸等の贈与）。これはT社が雇用者としてだけでなく波瀬地区内在住の山林地主としての社会的役割を有することも関係している。

労働災害に関する林業関係者の認識は、林業の労働環境や相互扶助を踏まえた上で理解する必要がある。

3 - 3. 労災で入院したHM氏の日報と見舞金持参者一覧の分析

日報に記載されているT社太良木班元林業従事者HM氏入院時の作業内容と見舞金持参者一覧から、労災時における相互扶助の関係網について論じる。1938年生まれのHM氏は中学校を卒業後T社の作業班に所属している。1990年の入院は、前年の骨折の回復が思わしくなかったためであり、二度

目の入院となる。

作業内容について見ると、1990年2月3日の入院にともない1月と2月、HM氏は所属する作業班とは別で枝打ちを中心とした作業を行っている（表3-a）。これは、T社が伐出だけでなく枝打等の造林事業も行っている事とも関係している。HM氏妻からは、「T社から作業内容を配慮してもらった」という声が聞かれた。10月の作業内容を見ると、主に作業班で伐出作業を行っている（表3-b）。体調が万全になると、通常の作業を行っているといえる。

見舞金一覧を関係性別で見ると、区37人、親族29人、組（葬式等を行う際の単位）27人、職場16人、友人13人、その他8人、不明3人の合計106人であった（表4）⁽²⁾。区は具体的に葬式組、農業集落、大字に分類される。区で見舞や冠婚葬祭に関する規則はなく、葬式組の者は基本的に全世帯が見舞を行い、農業集落や大字の者は普段の関係性に応じて見舞の有無を判断することが通例であったようである。親族は兄弟や娘・本家といった直接的かつ日常生活においても緊密な関係から、従兄やはどこ、妻方の親族にまでわたる。職場はT社関係者で、T社自身、番頭、林業従事者、運送業者である。HM氏と同じ太良木班の林業従事者は全員が見舞を行っている。異なる作業班の林業従事者や番頭等の職員については、同じT社であっても、普段仕事で直接関わらない場合は必ずしも見舞を行っていないようである。友人とは上記以外の友人関係にある者で、具体的には同業者、同級生、神社や消防団関係者等である。友人は全員が飯高町内に居住している。その他はガソリンスタンド等の業者や妻方の職場関係者である。聞き取りから判断できなかった。

たものは不明とした。

金額は関係性に応じて決定されていた。当時は5千円が見舞の基本的な相場であったようである。葬式組や職場の中でも金額は必ずしも同じではなかった。差し入れや2回以上の見舞は、関係性に対する扶助が金額だけでは不十分であった際に補完するものとして行われたと思われる。

見舞においては日常以上に広範な扶助や強い扶助の意識が見られることが考察される。広範に及ぶ扶助の例としては、妻の職場関係者や付き合いのある業者による見舞が挙げられる。また、強い扶助の意識としては、HM氏の本家による見舞が挙げられる。HM氏の日常生活において本家分家関係は強く意識されていなかったようであるが、1万円と果物の見舞がなされている。本家としての意識が表れたものであるといえる。同様に、雇用者であるT社の金額が見舞を行った者の中で最大であることも、雇用者としての意識が強く表れたものであるといえる。

4. おわりに

事例を通して、労働災害で入院した際の相互扶助における多様な関係性を示した。〈病〉に対する林業従事者の認識は、大規模林家や地縁・血縁による扶助関係に基づいておこなわれていた。そして、大規模林家や地域社会における相互扶助は、本人だけでなく家族に対しても間接的に行われていると考えられる。

本事例では、地縁血縁関係における金銭以外の相互扶助については十分に論じていない。HM氏は自給用の田畑の作業を自ら行っている。また、春以降に行われる組や農業集落の共同労働にも参加している。本事例で共同労働に関する相互扶助が見られな

かった要因として、HM氏の入院が2回目であり10日と短期間であったこと、農閑期であったことが考えられる。聞き取りからは、体調を崩した際に農作業を親族や近隣者が手伝う事例もあり、労働災害においても共同労働における扶助関係も見られると予測される。

他に、労働災害と他の〈病〉との相違に関する考察が今後の課題として挙げられる。本稿では入院をとまなう労働災害を取り上げたため、他の〈病〉と似た相互扶助が行われていると仮定した。しかし労働災害は仕事に関する直接的なものであり、職場関係による相互扶助が強いことが予測される。また、けがは他の〈病〉と異なり、我慢がある程度可能なものであるとも考えられる。他の〈病〉と比較した際の労働災害の特殊性については今後さらなる検証が必要である。

本稿は、労働災害という身体的な〈病〉を事例としているが、相互扶助を通して心的な・家族も含む・社会全体の〈病〉への対応をも捉えようとした。本稿で取り上げた〈病〉は大きな障害を一生背負う〈病〉と比較すると、決して重度とはいえない。しかし、本事例で見られた地域社会の相互扶助は、〈病〉によって生じる社会の問題に対応する上で現代的意義を持つことが示唆される。

注

(1)振動病とは、山林労働者の職業病を指す。主に血管のけいれん性収縮が起こり、指が蒼白となって疼痛を生じる。1953年に林野庁の推進により林業にチェーンソーの導入が行われた。国有林の山林労働者の間で多く見られた。

(2)著者が日報をお借りした時には既にHM氏は他

界していた。また、日報をお借りした HM 氏の妻も見舞における関係性について聞き取りを行う前に他界した。そのため、見舞における関係性の分類は、主に HM 氏の義姉・本家への聞き取りをもとに行なった。

関係性については複数に分類可能な者が多いが、見舞を行ったと思われる一番の要因を優先して分類した。優先したのは、親族、区、職場、友人、その他の順である。

参考文献

有賀喜左衛門（1966）『有賀喜左衛門著作集Ⅰ 日本家族制度と小作制度』未来社
 岩水豊（1971）『波瀬林業の成立と発展過程：歩口山制度の成立と展開』農林省林業試験場関西支場
 大野晃（2010）『山・川・海の世界社会学 地域環

境にみる〈人間と自然〉』文理閣
 立川昭二（2007）『病気の社会史 文明に探る病因』岩波書店
 鳥越皓之（1997）「コモンズの利用権を享受する者」『環境社会学研究』3：5-14
 波平恵美子（1990）「幻覚と癒し 奄美大島におけるユタの治療儀礼の分析」波平恵美子編『病むことの文化』海鳴社：236-262
 一一一一（1994）『医療人類学入門』朝日新聞社
 吉沢四郎（1967）「戦後林業労働問題研究の一検討」『林業経済』21(2)：1-20

〔はやしだ ともゆき／東京農工大学大学院／農村社会学〕

旧村 (地区)	区 (=大字)	農業集落	藩制村	旧自治会	新自治会	戸数	農家戸数
波瀬	乙栗子	乙栗子	乙栗子	乙栗子一	乙栗子	41	39
				乙栗子二		34	
	加波	加波	加波	加波一	加波	41	19
				加波二			
	桑原	桑原	桑原	桑原	月出・桑原	24	4
	月出	月出	月出	月出		19	10
	波瀬	町	波瀬	町	波瀬	23	6
		西切		西切		25	4
		小原		小原		15	2
		野口		野口		19	6
	太良木	太良木	太良木	太良木		6	2
	草鹿野	草鹿野	草鹿野	草鹿野		4	?
	舟戸	舟戸	舟戸	舟戸	美滝連合	14	4
	落方	落方	落方	落方		24	3
	栃谷	栃谷	栃谷	栃谷		14	7
	木梶	木梶	木梶	木梶		12	4
-					計	315	110

出所：松阪市役所資料，聞き取りより作成

表1 波瀬地区地域区分（2013年時点）

No.		名前	年齢（歳）	性別	居住地	作業班
1	事務所	MK	54	男	落方区	-
2		UH	54	男	波瀬区	
3		KK	29	男	月出区	
4		MU	54	女	波瀬区	
5	波瀬地区	TT	85	男	栃谷区	栃谷
6		TM	82	男	木梶区	木梶
7		TE	76	男	木梶区	木梶
8		IY	75	男	舟戸区	舟戸
9		KT	74	男	波瀬区	西切
10		YT	71	男	落方区	西切
11		YS	67	男	波瀬区	オトコシ
12		MN	67	男	波瀬区	西切
13		FM	64	男	栃谷区	栃谷
14		OH	63	男	加波区	加波
15		TG	60	男	波瀬区	西切
16		US	57	男	木梶区	木梶
17		NM	56	男	波瀬区	西切
18		FZ	55	男	栃谷区	栃谷
19		HH	55	男	落方区	落方
20		TH	54	男	加波区	加波
21		KS	53	男	月出区	月出
22		HW	52	男	加波区	加波
23		TY	51	男	木梶区	木梶
24		FT	51	男	栃谷区	栃谷
25		PH	51	男	栃谷区	栃谷
26		HT	51	男	栃谷区	栃谷
27		TT	50	男	加波区	加波
28		HK	49	男	落方区	西切
29		IH	48	男	舟戸区	舟戸
30		KK	47	男	波瀬区	太良木
31		AH	47	男	加波区	加波
32		YK	46	男	加波区	舟戸
33		TY	45	男	木梶区	木梶
34		HM	44	男	落方区	西切
35		MA	44	男	月出区	月出
36		NS	44	男	波瀬区	西切
37		UK	43	男	太良木区	太良木
38		KU	43	男	舟戸区	舟戸
39		HM	40	男	宮本区	太良木
40		MT	40	男	波瀬区	西切
41		NT	38	男	波瀬区	太良木
42		OS	35	男	木梶区	木梶
43		UK	34	男	波瀬区	太良木
44		KK	29	男	波瀬区	西切
45		OM	28	男	波瀬区	太良木
46		YM	53	女	波瀬区	オナゴシ
47		UM	50	女	波瀬区	オナゴシ
48		NH	48	女	太良木区	造林
49		UM	44	女	太良木区	造林

出所：T 社記念誌，聞き取りより作成

表 2 T 社従業員一覧（1978 年時点）

月	日	天気	出来事
1月	1	雪	
	2	晴	
	3	晴	
	4	曇	
	5	晴	整形外科病院行
	6	曇	消防出初式
	7	曇	山の神、組初寄り中止
	8	晴	○間伐（太良木班3人）
	9	曇	○間伐（太良木班3人）
	10	雨	
	11	晴	○枝打 杉81本、桧46本
	12	曇/雨	○栗野カツラ枝打 杉134本
	13	雨雪	○栗野カツラ枝打 杉123本
	14	晴	○枝打 杉180本
	15	晴	15日正月 午前中神社ドンド焼
	16	雪	ベタ雪15cm
	17	晴	○枝打 杉181本
	18	晴/曇	○枝打 桧243本
	19	雨	整形外科病院行
	20	曇	○枝打 桧201本
	21	晴	○枝打 杉171本、桧3本
	22	晴	○枝打 杉85本、桧146本
	23	晴	○枝打 杉123本、桧67本
	24	曇	整形外科病院行、元年3月打杉420本（所有山枝打）
	25	晴	
	26	曇	
	27	晴	
	28	晴	
	29	曇	
	30	晴	
	31	雪	
2月	1	雪	組出合
	2	晴	組出合
	3	雨	整形外科病院2回目入院
	4	曇	長女見舞
	5	晴	
	6	曇	
	7	晴	母見舞
	8	晴	組住民見舞
	9	雨	
	10	晴	長女夫婦・母見舞
	11	曇	従兄見舞
	12	晴	母・長女・次女見舞
	13	曇	
	14	雨	
	15	晴	退院
	16	晴	
	17	曇	
	18	晴	
	19	曇	
	20	曇	
	21	晴	整形外科病院行
	22	晴	
	23	雨	午後3時より作業班が家に寄る
	24	雨曇	整形外科病院行
	25	雨	
	26	曇雨	
	27	曇	
	28	雨	

出所：1990 年 HM 氏日報をもとに作成

表 3-a 1990 年 1・2 月 T 社林業従事者 HM 氏作業内容表

10月	1	曇雨晴	○風倒木整理
	2	晴	○風倒木出し、ダンプ3台
	3	曇	○皆伐・テーロの滑車取付
	4	雨	○HM風倒木切
	5	曇雨	○巻上ツギ張上げ
	6	曇	追悼式津文化会館
	7	雨	台風20号
	8	雨曇	○枝打 桧200本2m打
	9	晴	○集材
	10	晴	○枝打 桧179本2m打
	11	晴	○ 踏み込み
	12	曇雨	○ 踏み込み、尺入小切
	13	雨	○ 枝打 桧174本2m打、杉21本4m打
	14	雨	○ 尺入れ小切、山落し
	15	曇	○ 山落し、集材4台、小出し
	16	晴曇	○ 集材、小出し2台
	17	晴	○ 尾鷲の山林被害調査
	18	晴	○ 出材 尺入小切集材
	19	晴	○ 出材集材尺入小切
	20	晴	○ 風害木尺入小物積込、尺入小切
	21	晴	神社祭
	22	晴	○踏み込み、午後集材尺入小切
	23	曇	○ 集材 尺入れ小切、踏み込み
	24	晴	○ 尺入小切、集材
	25	晴雨	○ 尺入小切、集材
	26	曇雨	○ 集材、小切
	27	晴	午前中茶刈、午後神社餅つき
	28	晴	神社祭り
	29	晴	茶刈
	30	曇雨	○桧切、午後所有山林風害起し
11月	1	晴	○ 桧切、踏み込み
	2	晴	奈良県桜井銘木市場行
	3	晴	○風害起し、山林風害調査
	4	雨	大雨
	5	晴	○ 尺入、小切、山落
	6	晴	○ 尺入、小切、山落、午前所有山林風害起し
	7	晴	飯高町戦没者追悼式
	8	晴	○ 出材、1台
	9	曇	○ 六呂山桧出材終了、2台
	10	晴	○ 枝打
	11	晴	公休日、午前中トラクター初運転
	12	晴	○ 桧実取
	13	晴	○ 桧実取
	14	晴	○ 桧実取
	15	晴	○ 集材線片付け
	16	晴	白ろう病健診
	17	晴	○ 集材線片付け
	18	晴	休み
	19	晴	○ 土場片付け、掃除、出材終了
	20	雨	○ 枝打 桧126本4m・6m打
	21	雨曇	○ 間伐、尺入、小切
	22	晴	大嘗祭
	23	晴	○ 林道
	24	晴	○ 風害切
	25	晴	○ 風害切
	26	雨	農業機械店行
	27	曇	○ 桧尺入、小切、山落し
	28	雨	休み
	29	雨	○ 枝打 桧110本4m・6m打
	30	雨	台風28号

出所：1990年 HM氏日報をもとに作成

3-b 1990年（平成2年）10・11月 T社林業従事者 HM氏作業内容

No	金額	関係性	No	金額	関係性
1	1万円	親族	54	5千円	友人
2	1万円	親族	55	5千円	職場
3	2万円	職場（雇用者）	56	3千円	その他
4	5千円	職場	57	3千円	区
5	5千円	友人	58	3千円	友人
6	1万円	その他	59	3千円	友人
7	1万円	区	60	5千円	友人
8	1万円	区	61	5千円	友人
9	1万円	区	62	5千円	友人
10	1万円	職場（同作業班）	63	5千円	友人
11	1万円	区	64	1万円	区
12	5千円	区	65	5千円	区
13	5千円	親族	66	5千円	友人
14	1万円	親族	67	1万円	親族
15	1万円	区	68	5千円	区
16	5千円	親族	69	1万円	親族
17	5千円	親族	70	3千円	友人
18	5千円	区	71	1万円、果物	親族（本家）
19	5千円	親族	72	5千円（2回目）	職場
20	5千円	区	73	5千円	親族
21	5千円	区	74	5千円（果物）	職場
22	5千円	職場（元同作業班）	75	5千円	区
23	5千円	職場	76	5千円	区
24	5千円	区	77	1万円	不明
25	1万円	区	78	5千円	職場
26	5千円	その他	79	5千円	職場
27	3千円	区	80	5千円	区
28	1万円	職場	81	5千円	職場
29	1万円	親族	82	5千円、果物	友人
30	1万円	親族	83	5千円	不明
31	1万円	親族	84	5千円	職場
32	1万円	区	85	1万円	親族
33	1万円	親族	86	1万円	その他
34	1万円、 寿司大皿	親族	87	5千円、果物	区
35	1万円	親族	88	5千円	区
36	1万円	区	89	5千円	区
37	1万円、 炊き込みご飯	区	90	5千円	親族
38	1万円	親族	91	5千円	親族
39	1万円	職場（元同作業班）	92	5千円	区
40	1万円、果物	親族	93	5千円	区
41	1万円	区	94	5千円、果物 （2回目）	その他
42	1万円、果物	親族	95	5千円	親族
43	1万円	区	96	5千円	区
44	1万円	親族（2回目）	97	5千円	区
45	1万円	親族	98	5千円	区
46	1万円	親族	99	5千円	その他
47	1万円	親族	100	5千円	区
48	3千円	不明	101	5千円	友人
49	5千円	区	102	5千円	職場
50	5千円	職場（同作業班）	103	5千円	その他
51	5千円	親族	104	5千円	区
52	5千円	その他	105	5千円	区
53	5千円	友人	106	いちご（2回目）	区

出所：1990 年 HM 氏日報をもとに作成

表 4 HM 氏入院時見舞金一覧

子どもの健康を測るとはどうか？ Problems in measuring children's health

須藤 茉衣子

SUTO, Maiko

1. はじめに

今回、総合人間学会若手シンポジウム「〈病〉から考える社会と人間」で、自分の研究について報告する機会をいただき、自分の問題関心を改めて考えることができた。報告者の研究テーマは保育であり、公衆衛生の観点から、保育所をフィールドに園児の生活や健康に関する調査を行っている。

少子化対策や子育て支援を目的に、子どもの保育環境は、今大きく変化しており、保育所定員数の拡大が図られ、延長保育や夜間保育など、保育時間の長時間化が進んでいる。しかし一方で、このような保育環境の変化が、保育を受ける子どもに与える影響を心配する声もある。国内外での関連する先行研究の中には、長時間の保育を利用する子どもに、情緒や行動面での問題が多くみられると報告しているものもあり、また保育時間の長時間化は、帰宅時間の遅延化につながり、食事や睡眠習慣といった家庭生活や生活リズムに影響を与えるのではないかと懸念されている。さらに、労働時間の長時間化や非正規雇用の増加が問題となっている中で、就労保護者の職種や労働時間、雇用形態等が、家庭での子育てや保護者自身、あるいは子どもの精神的健康に影響を与えている可能性も報告されている。報告者の問題関心は、保育政策の拡充が図られている中で、保育環境や保護者の就労状況、子育て環境などが、

子どもの健康や生活に与える影響を検討することにある。

研究を進める中で気づいたのは、「子どもの健康」を測ることは難しいということである。例えば、働いている人の精神健康を把握したいという場合、大人であれば、General Health Questionnaire (GHQ) や Center for Epidemiologic Studies Depression Scale (CES-D) といった尺度が、メンタルヘルスを測るツールとしてよく用いられている。しかし、これらの尺度は自記式の質問票であるため、読み書きのできない幼児期の子どもには適応できず、代わりに、保護者や教員といった、周囲の大人が子どもの行動を観察して、子どもの「メンタルヘルス」を測ることになる。あるいは、身体的成長や情緒面や知的、社会的な発達をもって、子どもの「健康」を捉えることもある。成長や発達をアウトカムとする場合、では何年後までの子どもの成長や発達を見たらよいのかについても問題となるが、長期間の追跡調査を実施することはなかなか容易ではない。

子どもの健康を定義することは難しく、そのため、どのような環境が子どもの健康や発達にとって望ましいのか、ということについても、これまで多くの議論がなされてきた。「母親によって家庭内で育てられるのがよい」、あるいは「集団保育の中で育ったほうが、子どもに社会性が身につく」など、子ど

ものの発達にとって望ましい環境は、その時代ごとに変化してきた。このような変化の背景には、社会経済的要因も大きく影響していると考えられる。例えば、家庭保育重視から保育政策拡充へと保育政策が大きく転換したきっかけは、1989年の1.57ショックによって顕在化した少子化問題であった。次節では、この保育政策の変遷に関して、主に横山文野氏の『戦後日本の女性政策』を基に、その流れを整理したい。

2. 日本の保育政策の変遷—家庭保育重視から保育政策拡大へ

第二次世界大戦後、1947年に保育所は厚生省管轄の児童福祉施設として制度化された。その後現在に至るまで問題となっているのが、「誰が保育の対象となるのか」という点である。1947年に児童福祉法が制定された当時は、その第39条において、「保育所は日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設である」と述べられており、この時は、保育所入所のための制限や基準はとくに規定されていなかった。しかしその後は、行政の財政難を背景に、保育所予算抑制のため、保育所入所の対象はしだいに制限されることになる（横山 2003：51-54）。1951年の児童福祉法改正で、第39条は「保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」と変更された。このときの、「保育に欠ける」という語句の挿入により、教育機関である幼稚園と、児童福祉施設である保育所との入所対象の区別が明確化され、保育所入所対象の制限へとつながっていったと言われている（横山 2003：52）。

高度経済成長期においても、保育所入所の対象は制限される傾向にあった。1960年代初頭、当時の池田内閣は所得倍増計画を推進するための基盤として、「人づくり政策」を掲げた。そこで特に重視されたのが、将来の労働力の基盤となる子どもの健全育成であった。1963年、厚生省は初の『児童福祉白書』を発表しており、その中には、「高度経済成長政策の結果、児童に危機をもたらしている」と記載されている。「危機」とは具体的には、児童の非行、情緒障害や神経症、自殺、保育努力の欠如、母性愛の喪失、人工妊娠中絶、心身障害児や奇型児の増加等、であるとしていて、そのような危機の原因は、家族制度の崩壊に伴う親子の愛情や人間関係の欠落にあると指摘され、家庭対策の必要性を強調するものであった（黒川 1978：161-162）。政府が家庭保育を重視していた姿勢は、1963年に中央児童福祉審議会が出した、保育制度特別部会中間報告『保育問題をこう考える』の中の「保育七原則」にも表れている。第一原則は「両親による愛情に満ちた家庭保育」、第二原則は「母親の保育責任と父親の協力義務」、第三原則は「保育方法の選択の自由と、子どもの母親に保育される権利」、第四原則は「家庭保育を守るための公的援助」、第五原則は「家庭以外の保育の家庭化」、第六原則は「年齢に応じた処遇」、そして、第七原則が「集団保育」とされている。第一原則では、「子どもの精神的、身体的発達にとっては、両親による愛情に満ちた家庭保育が最も必要なものであり、これを保育の第一原則と考えたい」としていて、集団保育は原則の最後に位置づけられている（横山 2003：55-56）。

政府が保育政策抑制の方針を示していた背景には、1973年の石油危機後の、財政上の問題もあったと

言われている（高嶋 2005：218-219）。高度経済成長終焉後、「福祉みなおし」論が提起され、保育サービスへの公費負担に関しても、これが「隠れた補助金」であると問題視された。というのも、1960年代の保育所利用者の大半は所得税非課税世帯であったのに対し、1975年の保育所入所児童の階層別分布では、所得税課税世帯と非課税世帯の占める割合が逆転していた（横山 2003：191）。戦前の託児所から、戦後しばらくは低所得家庭を主な対象としてきた保育所であったが、1970年代にはその状況は変化していた。1970年代後半からは在籍児童数が増加していたにもかかわらず、1982年度には初めて前年度比3.3%（約96億円）減と、保育所運営予算の減額が行われている。さらに、1985年度予算では福祉・教育・国民生活関連予算の国庫負担金は一律1割削減され、1986年度からは保育所運営費国庫負担金の負担率は従来の8割から5割に削減されている（日本保育学会 2016：55）。

家庭保育を重視し、保育対象を制限するような流れを、一気に変えることとなったのが、1989年に日本の合計特殊出生率が1.57を記録したことで顕在化した、「少子化問題」であった。少子化問題が表面化したことは、保育政策変革の重大な契機となり、政府は保育利用を抑制するそれまでの政策を転換し、保育所を積極的に活用する姿勢を前面に打ち出し始める（平原 2009：219，全国保育団体連合会・保育研究所 2009：21）。その後提出された子育て支援に関する関連法案や政策は、主要なものだけでも、「エンゼルプラン（今後の子育て支援のための施策の基本方針）」（1994年）、「新エンゼルプラン（重点的にすべき少子化対策の具体的実施計画について）」（1999年）、「次世代育成支援対策推進

法」（2003年）、「子ども・子育て応援プラン」

（2004年）、「子ども・子育てビジョン」（2010年）と、多数に及ぶ（平原 2009：219-220）。いずれの政策の中でも、保育サービスの充実を図ることが目指された。

2001年には、構造改革を中心政策として位置づけていた小泉内閣のもと、「待機児童ゼロ作戦」が制定された。この「待機児童ゼロ作戦」は、2001年に男女共同参画会議で議論されたものであり、サブタイトルには、「最小のコストで最良・最大のサービスを」とある（保育行財政研究会編 2002：9）。待機児童を解消するために、15万人の受け入れ児童数の増大を図るとし、病児・病後児保育や延長保育の推進、入園時期の弾力化等が明記され、その数値目標も示された。早朝保育や夜間保育、休日保育といった多様な保育事業の必要性が強調された背景には、保護者の就労形態の多様化や、非正規雇用の増加があったと言われており、朝の9時から夕方5時までという従来の定型的な労働時間ではなく、短時間もしくは特定の曜日だけといった一時保育、または休日保育の需要が高まっていたことがあると指摘されている（保育行財政研究会編 2002：12-13）。

2015年4月には、子ども・子育て支援新制度（平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度）が始まった。この制度では、保育所の財源や事業主体、利用手続きや認定基準など、保育政策に関して様々な改定が行われた。「子ども・子育て支援新制度」では、保育所利用の認定基準が新たに設定され、子どもの年齢や保

育の必要量によって3つの認定区分が採用され、これまでの児童福祉法施行令において規定されていた「保育に欠ける」要件に代わって、「子ども・子育て支援法施行規則」第1条において、「保育の必要性の事由」が示され、求職活動や就学を、保育の必要性の事由として認めることが明文化された（全国保育団体連合会・保育研究所 2015：77）。また、利用できる保育時間に関しては、認定された保育の必要量によって、1日当たり8時間（月平均200時間）の「短時間」と1日あたり11時間（月平均275時間）の「標準時間」という、2つの区分が設定された。新制度ではさらに、1日11時間の開園や、土曜日の開園が原則とされたことで、保育時間の実質的延長が明確に打ち出されたとも指摘されている（全国保育団体連合会・保育研究所 2015：77）。

3. 保育環境と子どものメンタルヘルス

少子化対策や女性の就労推進を目的に、保育所定員数の拡大が進められ、実際に保育所定員数、保育所利用児童数ともに増大し、保育の利用時間も長時間化している。全国の保育所等の利用児童数は、2006年度に200万人を超え、2015年4月1日時点では、約237万人である⁽¹⁾。また、保育時間の長時間化も進んでいる。児童福祉施設最低基準では、保育所の1日の保育時間は原則8時間と定められている一方で、1日11時間を超えて保育を実施している保育所の割合は、1998年では28.6%であったのが、2003年には全体の53.9%になり、2013年10月1日時点では76.8%と（17,359か所）、全体の7割を超える（全国保育団体連合会・保育研究所 2015：114）。

しかし、国内外の関連する先行研究では、長時間の保育を利用する子どもに情緒や行動面での問題が多くみられるなど、保育時間が長時間化することで子どもの身体的・精神的負担を懸念する声や（松島 1970，望月 1976，高橋 1985），保育時間の長時間化は、帰宅時間の遅延化につながり、食事や睡眠習慣といった家庭生活にも影響を与えているのではないかといった指摘もある（小伊藤 2005）。保育時間の長時間化をはじめとする保育政策の拡充のみを中心にした「少子化対策」は、保護者の子育て環境や子どもの生活にマイナスの影響を与える可能性はないのだろうか。現状の保育政策をめぐる議論においては、心身の健康など、子育て期の親子の現状に対する理解や配慮が十分になされているとは言えない。保護者の働き方が多様化し、保育環境も大きく変化している今、保育を利用する親子の健康や生活を把握する必要があると考え、2015年12月に、東京都1市の認可保育所利用者を対象とした横断調査を行った。

4. 質問票調査の結果

質問票調査には、合計12施設の認可保育所に協力していただき、579人の回答を得た（回収率52.4%）。子どもの健康に関して、本研究では、子どものメンタルヘルスに注目した。主な質問項目は、子どもの属性、子どもの家庭生活、子どものメンタルヘルスに関する質問項目、保護者の属性、保護者の就労状況、保護者のメンタルヘルスであった。まず、子どものメンタルヘルスを測るための尺度作成を行い、そのうえで、作成した尺度を使用し、子どものメンタルヘルスに影響を与える保育環境の検討を行った。

使用する項目で欠損のあった対象者を除外し、作成した子どものメンタルヘルスに関する尺度を用いて保育環境との関連を分析した結果、保育時間（10 時間以上）や家庭での親子の過ごし方（食事を子ども一人で食べる、休日に両親と一緒に過ごしていない）が、子どものメンタルヘルスにマイナスの影響を与えることが示された。さらに、そのような保育時間や家庭での親子の過ごし方と関連している保護者の要因を検討したところ、保護者の就労形態（正規雇用）や就労時間（夜 10 時以降の就労がある）といった就労状況が、長時間の保育利用につながっていること、保護者の年齢（20 代）や学歴（高校まで）、世帯年収（500 万円未満）といった社会経済的属性や保護者の精神健康が、家庭での親子の過ごし方（食事を子ども一人で食べる、休日両親と一緒に過ごしていない）に影響を与えていた（※詳しい調査結果は別論文にて発表）。以上の結果から、保育所をはじめとする施設型保育サービスの多様化や長時間化を図る子育て支援政策では、子育て期の親子の生活や健康に負担をかける可能性があると言え、長時間労働や不規則・不安定な労働条件の改善、育児期家庭の経済格差の是正や子どもの貧困対策などによって、「家庭で親子が余裕を持って過ごせる環境」をつくっていく必要があることが示唆された。

5. おわりに

少子化が問題となる中で、保育政策に対する期待は、ますます大きくなっている。保育所が足りないから働けない、子どもを産めない、という議論も起きている。確かに保育所に子どもを預けられないために、就労の機会が制限されることはあるだろう。

しかし、少子化の根本的な原因は、長時間労働や非正規雇用といった労働問題、経済格差の問題、男女間の関係性、家族のあり方などを無視して論じることとはできない。経済最優先で、保育時間の長時間化をはじめとする保育政策の拡充のみを中心にした「子育て支援政策」は、保護者が仕事と子育てを両立することをより困難にし、子どものメンタルヘルスにもマイナスの影響を与える可能性がある。これまでの保育政策は常にその時代の社会経済状況に左右されてきた。保育政策の拡充が図られている今、出生率、労働力率の増加を目的とした「少子化対策」「労働政策」としてだけではなく、保育を利用する親子の健康や生活を守るための保育のあり方が問われていると言える。

保育の対象に関する政策の変遷をみても、何をもちって子どもの健康、あるいは健全育成とするのかは、その時代の社会経済的背景の影響を受けてきたとも考えられる。何が子どもの健康かは、そのときの社会によって変化するのだとしたら、「子どもの健康」に注目することで、現代の社会問題をより理解することにつながるとも考えられる。今、保育現場で起きている課題を通して見えてくる現代の問題の解決策を考えるには、家族政策や労働政策、社会保障のあり方など、より多様な分野で、より多くの人を巻き込んだ、長期的な視野での議論が必要である。そして、その長期的な視野での議論では、出生率や労働力率といった社会・経済指標だけではなく、子どもたちにどのような保育環境を提供したいのか、どのように育てほしいと願うのか、という視点も大事にされなければいけない。今後も主体的な家族のあり方、労働のあり方を考えながら、保育に関する問題に取り組んでいきたい。

本研究の調査にご協力いただいた対象者のみなさま、関係者のみなさま、今回のシンポジウムで報告する機会をくださったみなさまに心からお礼を申し上げます。

注

(1)厚生労働省：保育所関連状況とりまとめ（平成27年4月1日）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000098531.html>（2016/09/10 アクセス）

参考文献

黒川俊雄他編（1978）『現代の婦人労働第3巻 労働者の生活と家事・育児』労働旬報社

小伊藤亜希子他（2005）「帰宅時間の遅延化が子どもの生活に及ぼす影響」『日本家政学会誌』56（11），pp.783-790

全国保育団体連合会・保育研究所編（2009）『保育白書 2009 年版』ひとなる書房

全国保育団体連合会・保育研究所編（2015）『保育白書 2015 年版』ひとなる書房

高島進（2005）『社会福祉の歴史慈善事業・救貧法から現代まで』ミネルヴァ書房

高橋種昭他（1985）「延長保育が児童の生活・発達に及ぼす保育効果に関する研究」『日本総合愛育研究所紀要第21集』pp.249-277

日本保育学会編（2016）『保育学講座2 保育を支えるしくみ 制度と行政』東京大学出版会

平原春好編（2009）『概説教育行政学』東京大学出版会

保育行財政研究会編（2002）『市場化と保育所の未来—保育制度改革どこが問題か—』自治体研究社

松島富之助他（1970）「長時間保育が児童の心身発

達に及ぼす影響に関する研究」『日本総合愛育研究所紀要第5集』pp.113-130

望月武子他（1976）「保育所における長時間保育実施上の諸条件に関する研究」『日本総合愛育研究所紀要第11集』pp.121-179

横山文野（2003）『戦後日本の女性政策』勁草書房

[すとう まいこ／津田塾大学大学院
／公衆衛生・母子保健]

第 1 部あとがき

Postscript

下地 秀樹

SHIMOJI Hideki

『総合人間学』電子ジャーナル版の刊行は第 7 号（2013 年）から始まり、今年度（2016 年度）で 5 年目となる。

本学会創立 10 周年の区切りに、市販もされる書籍『総合人間学』の体裁を変更することを契機として、電子ジャーナル版も以下のような方針で変更することを、前号（第 10 号）のこの項（あとがき）で予告した。

第一に刊行時期を早め、研究大会から次期研究大会へという学会としての一年度のなかで編集、刊行を完結させることを目標とする。

第二に、編成内容として書籍『総合人間学』に依拠する第一部を廃止し、一般研究論文等による編成にする。

第三に、電子ジャーナル本体の他に別冊を設け、年度内に 3 回ほど、学会内の研究会の成果等を掲載することで、現状以上の発信速度を担保し、研究交流を促す。

ここで「電子ジャーナル本体」と記しているものは、この方針通り、第 11 号を第 12 回研究大会の前の、本年（2017 年）5 月末に刊行する予定である。

第三の別冊刊行については、同じく前号「あとが

き」で、次の補足説明をしていた。

研究大会時のメインシンポジウム以外の企画、例えばすでに数年間継続している若手シンポジウムや、大会以外の時期に行われる研究会、談話会等で、各企画者が学会のニューズレターよりも詳細な報告や論文を発信する必要があると判断した場合には、年に 1 冊の電子版のみでは時期として遅くなる公算が大きい。そこで、電子版の別冊を設け、年に 3 回ほどの締め切りを決めて掲載文を重ねていき、電子版本体の刊行に合わせて 1 冊とすることも検討している。

本誌は、「電子ジャーナル本体」の別冊として刊行する最初の試みである。第 11 回大会（2016 年 5 月 21 日、22 日、於 國學院大学渋谷キャンパス）の「学会 10 周年記念フォーラム：この 10 年の試みから総合人間学における〈総合〉を問う」の諸報告と、「若手シンポジウム：〈病〉から考える社会と人間」の諸報告を収めている。

前号では 3 回ほど、つまり別冊 3 冊という予定を記し、さらに具体的な目安として、前者（フォーラム）を第二回目（2 冊目：1 月末頃）、後者（若手シンポ）を第一回目（1 冊目：9 月末から 10 月頃）と述べていたが、これはあくまでも「企画側の

事情が許せば」ということである。

前者については、穴見報告にあるように、本年（2017 年）2 月 25 日に延長戦ともいうべき研究会が開催される。そこで、本誌をこのタイミングで、第 11 号第 1 部として刊行することにした。

別冊を年度内に 3 冊というのは、将来的な最大目標であり、編集委員会としては、当面は必要に応じて情報発信を重ね、会員間の継続的な研究交流に資することにした。将来的な目標とは、例えば上柿報告が構想するような、小研究会の活性化と、そのためのプラットフォームの一端を担うことではないか、と考えている。

先に述べたように、次の電子ジャーナルは、第 11 号第 2 部として、従来の本体にあたる構成で、5 月末刊行を予定している。

電子ジャーナルはバックナンバーを含め、すべて論文・項目毎にダウンロードできるので、ぜひ活用していただきたい。

最後に、本誌の編集にあたり、本学会編集幹事の岩村祐希氏、本学会 HP 管理担当の吉田健彦氏にご尽力いただいた。ここに記して、心からの感謝の意を表したい。

（2017 年 1 月 31 日）

〔しもじ ひでき／立教大学／教育学〕

III 寄稿論文

総合人間学の課題と方法

III Contributions

Issues and Method for Synthetic Anthropology

現代社会とその人間観

—総合人間学のための試論—

Modern Society and its Views of Human Personality: An Essay on Synthetic Anthropology

三浦 永光

MIURA, Nagamitsu

目次

序 グローバル化と分裂—現代の危機複合体の中で

1 四層的存在としての人間

2 人間存在を構成する五つの根本条件

(1)自然生態系の維持・保護

(2)経済—人間と自然の物質交換による生命と健康の維持活動

(3)倫理と法—政治的・社会的関係を律する原理の定立

(4)生の喜びと心の想いの表現としての文化的活動

(5)宗教的境界の経験

3 現代の危機とその原因の解明

(1)市場主義—企業の際限なき資本蓄積と競争の覇者への志向

(2)国家の経済成長政策と軍事力拡大政策

(3)科学技術の独走

(4)人々の物質的消費偏重の価値観

4 全体的人間の回復と時代の危機の克服へ

(1)五つの条件の均衡回復

(2)定常経済と地域経済圏の自立

(3)環境・資源問題への国際的・国内的取り組み

(4)自然・労働・協同にもとづく文化的活動

(5)宗教的な境界への想像力

序 グローバル化と分裂—現代の危機複合体の中で

現代世界はいくつものグローバルな問題に直面している。環境・資源問題、とくに地球温暖化と異常気象、国際的な貧富の格差と貧困・飢餓、地域紛争とテロ・難民、核戦争の脅威、原子力発電所事故の不安、世界人口の増加などである。発展途上国だけでなく、いわゆる先進工業諸国も多くの政治的、経済的、社会的難問を抱えている。これらのさまざまな問題に対して、学問はそれぞれの専門領域で問題

の原因と構造を解明し、問題克服の道を探求し、その成果を提示している。しかしそれにもかかわらず、現代の危機が解決の方向に向かう見通しはなかなか得られない。その原因のひとつは、現代の学問が高度に専門分化し、細分化していることにある。それぞれの専門分野での知識の蓄積が進めば進むほど、近接している分野の研究者の間でさえも相互の新たな研究成果を十分に知り理解する機会が少なくなる。個々の研究者はひたすら自己の専門分野での研究に埋没し、成果を上げることによって、その分野の学界で評価されることを目指すという状況が広がっている。これは自然科学だけでなく、社会科学においても人文科学においても言えると思われる。

そればかりではない。学問じたいが現代の危機を増幅する原因の一つとなっているという事実がある。たとえば、原子物理学の研究者がその成果を核兵器の開発に協力し、広島・長崎への原爆投下と大量殺りくに大きい役割を果たした。また原子力発電の技術は電力生産という目的をある程度果たしているが、いったん事故を起こせば、取り返しのつかない多大な人命の犠牲と大気・水・土壌などの環境的被害をもたらすことがチェルノブイリ事故と福島原発事故を通して明らかになった。さらに、農業化学が除草剤・殺虫剤・殺菌剤などの農薬を開発し、雑草・害虫の除去に大きい効果を発揮した反面、益虫や土壌中の有益な微生物をも消滅させ、作物中の農薬残留、水汚染をも引き起こし、さらにはそれが人体の中に入り、自閉症などの発達障害児の増加の原因となっている。また遺伝子組み換え技術によって育成された動物・植物が生産者・消費者の双方に多くの利点があるとして、すでに食品として市場に出回っているが、一部の学者からその食品としての安全性につ

いて危険性ありとの警告が発せられ、遺伝子組み換え食品反対の市民運動が国内外に起こっている。科学がある目的を達成するために開発した技術が、意図していなかった害悪と不安を他の分野で引き起こしているという皮肉な結果を招いている⁽¹⁾。

このような事態を乗り越えて、さまざまな学問が人類の永続的な存続という共通の目的から再出発し、社会の諸問題の真の解決に協力して取り組むことが強く求められている。筆者は相互交流の共通の場、フォーラムとして人間観または人間学を設定したい。現代社会がさまざまな分野で明示的または暗黙裡に前提している人間観、または望ましい人間（社会）生活の観念を明らかにし、それを再検討することである。各分野の研究者が自己の専門領域を超えて他の諸分野の知識を学び、異分野の研究者が相互に交流し、ともに現代の共通の課題の解決に向かって協力することは容易なことではないが、しかしそれが今、現代の喫緊の課題であろう。したがって現代の諸問題を考察する上で、人間をどう理解するかが議論の焦点をなすであろう。以下の考察はそのための一試論である。

1 四層的存在としての人間

まず、自然界における人間をどう位置づけるかという問いから始めよう。自然の進化は大まかに次の四つの段階に分けることができよう。すなわち、(1)元素、無機적および有機的化合物などの物質の状態、(2)生命の出現。栄養を外部から摂取し、自己を再生産し、繁殖する生命（植物）、(3)感覚・認知・運動の能力をもつ生命（動物）、(4)知的能力をもつ動物としての人間の出現である。

宇宙はその進化の四つの段階の結果として、大ま

かに分類して次の四種の存在から成り立っていると
思われる。すなわち、(1)物質。(2)生命(植物)。(3)
感覚・認知・運動の能力をもつ生命(動物)。(4)知
的能力をもつ動物(人間)である⁽²⁾。

人間はこれら四つの進化段階の成果を包含し、四
つの層から成る重層的存在として理解できる⁽³⁾。す
なわち、人間は生命と身体をもち、感覚と感情の能
力をもつと同時に、知的能力をもつ。

知的能力としては、おもに次の六種が挙げられる。

- (1)制作、技術⁽⁴⁾。人間は狩猟採集の時代以来、道
具を作り使用することによって生存の困難と障害
を乗り越える力を身に着けた。農業、それに必要
な道具と土木事業、都市建設、建築、交通・輸送
手段、武器の製作など、技術の発達は産業革命を
経て現代にいたるまで驚異的な進歩を遂げた。
- (2)言語と意思疎通(コミュニケーション)の能力。
人間は家族、社会、国際社会の一員であり、言語
を媒介として集団内の他者との意思疎通と協力、
意見の相違や緊張・対立を解決するために意思を
伝え合い議論することができる。また共に楽しみ、
交流を深めることによって相互の協同性と信頼を
確認し、絆を深めることによって安心と充実した
生活を送ることができる⁽⁵⁾。
- (3)巧知、または伶俐⁽⁶⁾。与えられた目標にうまく
到達する合目的的能力。自然の中で、また社会の
中で自己の生存のために必要な知を習得し、それ
を経験を通じてさらに発達させる能力。集団内の
経済・政治における自己利益のための合理的行動
もこれに含まれる。
- (4)学問的認識。自然科学および社会科学における
必然性と普遍性の認識を含む諸理論⁽⁷⁾。
- (5)知慮。事物の存在を認識する認知的思考とは別

に、行動または事柄を思量または勘考し、評価し、
決定する思考。個人として、また社会全体として
幸福のために必要な行為、規則、制度に関する思
量。政治、立法、司法、公共政策、市民組織の結
成・運営などに関わる知的能力⁽⁸⁾。

- (6)知恵。自然と自己と社会の調和を目指す包括的
思考。思想的(哲学的)または宗教的な世界観・
人生観を形成する能力、またそれにもとづく判断
力⁽⁹⁾。

2 人間存在を構成する五つの根本条件

上に見た重層的存在としての人間が生きていくた
めの、また人間にふさわしい生活を営むための必要
条件は何だろうか。それは基本的に次の五つの条件
であると思われる。

(1)自然生態系の維持・保護

人間が自然進化のある段階にいたって出現し、生
態系の一員として生きることを始めて以来、人間は
生態系の恩恵に恵まれると同時にその制約条件によ
って限界づけられつつ生存を続けている。人間は生
命有機体として太陽の光と熱、大気、水、土、鉱物、
多様な植物、動物が織りなす生命界のたえざる運動、
生成と消滅の世界の中で生きよう定められている。
この意味において、人間がこの生態系の運動と流れ
に沿って、その一員としてふさわしい生活と行動を
することが人間の生存の必要条件である。人間は自
然から生きる糧を得、衣と住の必要を満たしてはじ
めて生きることができる。とくに食糧に関しては、
人間は他の生物と同様に植物・動物という生物的資
源を摂取してはじめて生きることができる。生物的
自然資源は生命の経済の基礎であり、基本的経済価
値をもっている⁽¹⁰⁾。したがって、遠い将来にわた

って持続的・安定的に生きていくためには、自然資源を生み出す生態系を維持・保護しなければならない。このことは本来自明のことであるにもかかわらず、現代の成長経済の圧力の下ではしばしば忘れられ、「開発」の名の下に生態系が崩されつつある。国連委嘱の研究チーム「ミレニアム・エコシステム評価」は2005年、『ミレニアム・エコシステム評価報告書』を発表した。それによると、第一に、淡水、漁獲、大気・水の浄化、地域と地方の気候調節、自然災害や病害虫の制御などの生態系サービスが調査され、その24のサービスのうち15、すなわちおよそ60%が劣化し続けるか、または持続的でない仕方では使われている。第二に、生態系の改変は生態系を非直線的に（加速度的、突発的、不可逆的に）変化させている。第三に、生態系サービス劣化の悪影響を受けるのはとくに貧困層であり、人々の間の不公平や不均衡が貧困と社会的対立を引き起こす要因となっているという⁽¹¹⁾。

人類の歴史を振り返れば、古代ギリシャ、ローマ文明は森林の過度の伐採と土壌の疲弊・浸食によって終焉した。南米のマヤ文明は紀元前2000年頃に起こり、紀元800年頃の絶頂期を経て、紀元1000年頃に崩壊したが、その原因は焼き畑式農業による森林伐採と土壌浸食であった。デイビッド・モンゴメリーは現代のアメリカ合衆国、アフリカのサヘル、南米のアマゾン流域など世界各地で土壌の劣化と浸食が進行していることを指摘しつつ、「現代社会は、過去の文明の消滅を早めた過ちをくり返す危険を冒している」と警告している（モンゴメリー2010：3）。

(2)経済—人間と自然との物質交換による生命と健康の維持活動

人間が人間らしい生活を送るためには、まず生命と健康を維持することが必要である。そのためには、食糧をはじめとする衣、住の必要を満たす物資を得るための労働が重要である。社会的分業が高度に発達し、国の人口全体のうち都市人口の割合がきわめて高くなった今日、人間が自然と日常的に接触する機会が少なくなったが、そのような現代でも、社会全体として人々の衣食住の必要を満たすためには、人間と自然の物質交換、すなわち生産と消費が欠かせない。経済的価値は人間生活の本質的要素の一つである。しかし現代では経済的価値、とくに貨幣で表される経済的価値が最高の価値であるかのような通念が広まっている。企業の優劣が資本と生産額の大きさによって評価される傾向などはその例である。しかし、はたして経済的価値を支配する大資本がそれほど名誉ある存在であろうか。たとえば、ある大企業がある発展途上国で森林伐採を伴う開発事業で巨額の利益を得る陰で、森林とその周辺の住民が伐採によって住み処と生活の糧の源泉を奪われると訴え、反対運動の声を上げている事例を考えてみよう。このような事例は過去に世界各地で頻繁に見られたし、現在でも起こっている⁽¹²⁾。この企業は経済的価値を生み出すことに貢献している反面、現地住民の生活基盤を奪うという反倫理的行為を行っているのであり、また貴重な自然環境と資源を開発の名の下に破壊しているのである。経済的価値の追求は、人間存在を支える価値全体の視点に立つならば、他の価値、すなわち生態系の保護や、次にのべる倫理的価値を同時に満たしてはじめて有意義なものとなりうるのである。

(3)倫理と法—政治的・社会的関係を律する原理の定立

人間は生物として生きようとする健全で正当な欲望をもっている。しかし人間は生きるために必要で十分な物資を得るにとどまらず、それを超える多大な財を獲得したいという強い欲望をもっている。そのために、ある集団が自己の居住地域の資源と環境（動物群・植生）を利用するだけでは満足せず、他の人間集団が居住し利用している領域を侵害し、奪い取ることが起こる。そこで集団内部でも、また集団相互の間でも、行動を律する取り決めと慣習を生み、次第に明白な規範を立て、どの集団もまたどの個人も安全に生存できるための制度を作った。こうして近代以後、西欧をはじめとして世界各地において個人の尊厳と社会的公正を規範とする政治体制と法体系が整えられてきた。

人間は社会的存在であり、社会を離れては生きていくことはできない。そして社会の中で生きるためには倫理と法が不可欠である。近代以前は支配権を力で勝ち取った者が法と倫理を一方的に授け、服従を要求していたが、近代以降は人々が権力者の横暴を抑制し、みずから共同でその倫理と法の原理を制定し、みずからそれに従って社会生活を整序することが大勢となった。また既成の倫理と法が時代の変化に適合しなくなれば、相互の議論と合意によってそれを改める。このように人々が社会生活を維持していくための条件として、共通の規範を制定し順守することが必要である。

法は人間の外面的な行動を律する規範であり、違反行為に対しては処罰などの強制的措置を取る。法はその強制的措置を執行する政治的権力を前提条件とする。これに対して、倫理は法で禁止された行為を避けるだけでなく、困窮や貧困に苦しむ人々を援助する慈善行為や公正と正義のために貢献する行為

（徳行）を進んで行うことを求める。また倫理は外面的行為だけでなく、行為に伴う心の内面の善良さと動機の純粋さをも求める点で、法よりも要求度が高い。しかし倫理は公権力を背景として命ずるものではなく、自由で独立した個人または団体によって訴えるものであり、法がそなえている強制性をもたず、あくまで個人の自由に訴えかけ、自発的な実践を勧め、促すにとどまる⁽¹³⁾。

(4) 生の喜びと心の想いの表現としての文化的活動

人間が生活の中で経験する共歓、感動、歓喜。不幸の悲しみの共感と慰め。挫折感と孤独。陶酔、至福などの体験。願いと希望。そのような想いを表現する場合は祭り、芸能、家族や親しい仲間同士の会食、演劇、音楽、舞踊、美術、工芸、文芸、言論・思想表現など、さまざまなジャンルで可能である。またそれは個人レベル、または仲間と共に、また共同体で体験される。さらに、その文化的体験は、人々が共同の美的経験に創造的に参加する、またはそのパフォーマンスあるいは作品を聴衆・観衆として観賞するという形でも行われる。さらに、その体験は陽気で賑やかなもの、または激しい強烈なもの、または静かで穏やかな経験でもありうるし、一時的なもの、または持続的なものでもありうる。要するに、この文化的・美的体験において、人間は身体と魂、情緒と思考、感情と理性が一つに融合する充実の瞬間を体験し、生きることの喜びと悲しみを深く実感し、それを昇華するのである。

(5) 宗教的境域の経験

人間は自分の生が身体的にも精神的にも安定した、確実なものでもないことを知らされる経験を、遅かれ早かれ持つ。たとえば、自分が身近な人の死に出会ったとき、そして自分がその人に生活上も心情的

にも支えられ、深く信頼していた場合、そのとき自分は自分の生活と存在じたいの半分を失ったような衝撃と悲しみを味わう。人は悲しみの中で今もなお愛する人と共にいたいという思いに駆られ、これまで過ごした日々の記憶がたえず繰り返し蘇ってくるばかりでなく、あたかも愛する人が今もまだ生きていて、自分がその人と共に親しく語り合っているような想念にとられる。自分がその想念の世界の中にあるとき、自分はもはや日常の世界にはいない。自分は親しい死者と言葉を交わすことができる別の世界、生者の魂と死者の魂が交流できる霊的な世界に移されているのである。筆者はその世界を宗教的な境域と呼ぶことにしたい⁽¹⁴⁾。

また人は自分が病気に罹るとき、自分の身体の方の限界と弱さを深く感ずると同時に、自分の生命がいかにか不安定で崩れやすい諸条件の上に保たれているかを体験する。さらに、自分が徐々に年齢を重ね、自分の老いを実感するようになるとき、そしていつか来る死を自覚するとき、自己の生を超えた死後の時間はどのようなものだろうかと想像をめぐらさずにはいない。しかしそれは茫漠とした未知の世界である。ここでも人は宗教的な境域に立ち入ることになる。

人はこの世に生れて、苦しみに会いながらも喜びと慰めを経験し、そして死んでいく。その間の自己の生命は宇宙のさまざまな物質とエネルギーの有機的結合であり、一時的結合である。死によって、その結合は崩れ、元の物質に分解し、人は母なる大地に帰る。自分の魂と身体は宇宙における生と死の永遠の循環の中に入り、融合する。したがって、自分は死後、無に帰するのではない。自分の小さな生命は偉大な生命に抱き込まれ、土の中で再び新たな生

命の誕生に参加するのである。米国の農民作家ウェンデル・ベリーは土壌の不思議な力についてこういう。「土は死から生命を作っている。……死がほとんど万人から敵意をもって見られている時代に、われわれがその上に住む土地と、われわれが生きる生命が死からの贈り物にほかならないとは、信じがたいことである。だがそのとおりである。そしてそうしているのは表土である。じっさい、表土について語るとき、宗教の言葉を回避することは困難である」。そして「死は過去が未来に入るための橋またはトンネルである」という（ベリー2008：183, 237）。また M・エリアーデは世界各地の宗教儀礼の比較研究にもとづいてこういう。「死はすべての生命の根源との接触の更新である。我々はこの同一の基本的観念を、地母神と関連する[世界各地の]あらゆる信仰、および農耕儀礼のなかに見出す。死はたんに様式の変化であり、他の平面への過渡であり、万物の胎内への再統合である」（エリアーデ1984：176）。人は自己と大自然のそのような、いわば流動的な絆を洞察し、受け容れることによって、死の恐怖から解放され、平安を得る。またそのようにして不安と孤独の苦痛を克服できると思われる。

人間は日々の生活においても宗教的な境域に向き合うこともある。それは、自然の秩序と働きに対する畏敬または信頼を深く実感するときである。人間は自然の力が生み出した植物や動物を日々の糧として摂取することによって自己の生存を維持している。われわれは科学文明の力によって自然を征服し支配したおかげで便利で快適な生活を確保したと安心している。しかし、いかに高度な文明が発達した都市生活を送っていても、もしも突然の地震や台風や水害などの自然災害に襲われるならば、われわれは多

くの犠牲者や家屋の倒壊などに遭遇せざるをえない。大自然の測りがたい力の前で人間の卑小さ・弱さと自然への依存性をあらためて知らされる。

われわれの祖先は農業において天地のさまざまな力の働きによって作物の生育と稔りが得られることの不可思議と神秘、また天候の異変によって不作と災害が襲うことへの怖れを通して、自然に対して怖れと謙虚と敬虔の念を抱いてきた。農民として太陽の恵み、雨の恵み、土の神秘的な力が農作物を育ててくれることを神々に祈願しつつ働き、豊作の秋には神々に感謝して祝うという民俗宗教的な儀式と慣わしを代々続けてきた。その慣わしはつい数十年前、高度経済成長期が始まる 1960 年頃まで続いていたのである。その後、日本の農業人口が急速に減少の一途をたどるにつれて、また日本人の大部分が都市の生活様式に転換して以来、われわれは農山村の環境と農業の現場から遠ざかり、季節ごとに移り変わる田畑の景観、自然の恵みと自然の恐ろしさを身近に感じなくなったのである。自然に対する畏敬と感謝の感覚をたえず保持していたわれわれの祖先と、それをほとんど喪失した非宗教的な現代人と、どちらが人間をより深く、より総合的に理解しているかを考え直すべきときだと思われる。

誤解を避けるためにのべるならば、ここでいう宗教的なものは必ずしも既成の宗教とその教義、組織、歴史、儀式などに限定されない。既成の宗教の外部にいる人間が生活のいくつかの場面で突き当たる問題の中に宗教的境域が見えてくる可能性があるとのべたのである。ただし、その宗教的境域は現代社会に出現しているさまざまな新興宗教、オカルト宗教、また「精神世界」、「スピリチュアル」の名の下に宗教活動する運動や組織とは明確に区別されるべきも

のである。区別の判断基準は、ある宗教思想または運動が意思疎通（コミュニケーション）の開放性、科学的知識の承認、基本的人権の尊重、非暴力の原則を認めるかどうかであろう。

最後に、宗教の重要なテーマとして罪の問題がある。人はさまざまな罪に悩み、罪からの解放を求める。罪は自己個人の罪、自己が属する小さな集団の罪、自己の属する国の罪、また全世界の人間の罪などさまざまなレベルで意識されうる。人間は自己の利己的欲望とそれにもとづく行動のゆえに他の人々の生命・身体・自由・財産などを傷つけた結果、程度の差はあれ、何らかの罪意識にとらわれる。たしかに、現代社会では人間生活が高度に社会化され、生産・消費・教育・労働・娯楽などの生活の隅々まで集团的にシステム化されているため、過去の時代よりも自己自身の責任と罪責を明白に意識することが少なくなっている。しかし現代社会でも貧困や差別、またそれゆえの病気や心身の障害に苦しんでいる人々は依然として少なからず存在する。それら苦しんでいる人々は本人の責任のゆえというよりも、その苦しみの原因は激しい競争社会、競争を激化させている成長志向経済や学歴社会、また政治の貧困による大都市と地方の格差の影響のゆえに苦しんでいるという社会的要因が大きいと思われる。このように現代では罪の問題は政治的・経済的・社会的システムの中に隠された形で存在していると思われる。人間の利己的欲望とその集团的行動は一見中立的な制度と市場経済の背後で権益を求めて相争い、うごめいているといえよう。したがって罪の問題は、人々が社会の複雑な構造や国の政治・政策を意識的に明らかにしなければ浮かび上がってこないのである。さらに、国と国の間の貧富の格差、また軍事力の格差

が異なる国々の人々の生活状態、生命と安全に怯えている状態の原因を究明するならば、富裕な国、軍事的な強大国の国民は自己の罪責を意識化し、認識せざるをえないであろう。国内外の貧困・飢餓に苦しむ人々や難民は、豊かな国々の恵まれた階層の人々（われわれ日本人のかなりの部分を含む）のいわば構造的罪責の結果をゆえなくして担わされていると理解できるであろう。そしてそれら豊かな国の国民一人ひとりが、その罪責を少しでも減らす方向にコミュニケーションと行動を起こす責任を問われていると感ずるであろう。そのような意識化の中に現代の新しい宗教的な境域が存在すると思われる。

3 現代の危機とその原因の解明

序でのべたように、現代社会は複合的な危機に直面している。これらの危機の根本的原因として次の四つを取り上げ、その概略をのべてみよう。

(1)市場主義—企業の際限なき資本蓄積と競争の覇者への志向

市場経済では資本の規模が競争を決定する。大企業は資本の力によって有利に利益を得、資本を蓄積し、さらなる投資活動へと進むことができる。こうして大企業と中小企業の間には格差が広がり、寡占状態が生まれてくる。格差は勤労者の間、すなわち大企業の従業員と中小企業のそれとの間でも広がっている。これに非正規雇用や失業者を加えれば、社会全体の中の格差はいっそう拡大するであろう。さらに貧富の格差は国内ばかりでなく、国際社会においても起きている。先進工業諸国に拠点を置く巨大多国籍企業が世界の国境を自由に超えて投資・貿易を広げ、安い自然資源と安い労働力を買いあさり、利益を得ている。こうして豊かな国と貧しい国の富の

格差はますます拡大しつつある。

成長経済から来る歪みは製造業とサービス産業の繁栄と農林業の衰退という形でも現れている。市場経済では商工業・金融業が都市に集中する。またその周辺に消費経済が発達し、繁栄する。他方、農山村では貨幣経済の浸透によって、貨幣収入の必要が高まる一方、農産物・林産物の価格は市場を握る都市の大企業の圧力の下で不均衡なまでに低く抑えられる。その結果、農民はかつてのような自給的生活が困難になり、農山村の若者たちは仕事口を求めて都市に流れる。こうして都市人口が膨れ上がる一方で、農林業を担う農山村人口は急速に減少の一途をたどりつつある。

しかし農林業は人間の生存にとって不可欠の産業である。何よりも生命の糧を生産する農民が一定の割合で存在しなければ、社会生活は存続できないし、農業を営むためにはそれを支える森林の維持管理が必要である。農林業、商工業、その他のサービス産業の間に適切な均衡が保たれなければ、社会は安定して存続できない。産業構造を市場経済、とくに成長経済にゆだねるならば、冷遇されている農林業の担い手が減少することは避けられない。この問題は社会的分業または産業構造の偏頗性ともいえるべきものである。

以上に見た現代の市場経済、ことに成長経済において活動する経済主体としての人間を先述の人間の精神的能力の観点から見ると、彼らは自己利益を追求するために有効な巧知と技術の能力を最高度に高める一方で、社会の人々全体と自然を総合的に把握する学知、知慮、意思疎通の能力は遠ざけられている。また成長経済を支配する主体を人間存在の条件の観点から見れば、彼らはひたすら彼らの企業の自

己利益を追求し、その資本蓄積活動は限度を知らない。ヴェルナー・ゾンバルトは近代経済人の限界なき営利活動には「偏執狂的なもの」があるという。また彼らは法や慣習に縛られずに営利活動できる自由を要求し、「あらゆる他者との競争に打ち勝つ権利を求めている」。ゾンバルトによれば、彼らの心には「自分たち [の企業] が他の者よりも優位にあることを示すことができるという満足」、すなわち「権力への渴望」があるという（ゾンバルト

1990 : 229, 235, 242。引用者が一部改訳）。企業は利益と資本の獲得競争でランキングの上位に昇ることを最高の目的としているのである。さらにそこから言えることは、企業人が人間的価値のうち経済的価値を最高に重視していることである。彼らは社会的公正と正義という倫理的問題よりももっぱら各人の行動の自由を主張する。また彼らは自然生態系の維持・保護に関して関心が薄く、自然を経済活動の手段、資源と見なすだけである。環境破壊と自然資源の減少という事態に対する責任は、過去数十年の歴史を見ても明らかなように、できるだけ回避する。企業人は文化的または宗教的価値の創造や享受に時間を費やすことにはあまり関心を抱かない。マックス・ウェーバーは 20 世紀初頭の欧米の資本主義社会に生きる経済人について次のように語っている。「精神のない専門人、心情のない享楽人。この空虚な人間は、人類がかつて到達したことのない段階にまですでに登りつめた、と自惚れるだろう」

（ウェーバー 1989 : 366。引用者が一部改訳）。「精神のない専門人」とは、組織（たとえば企業）の中で特定の細分化された役割を果たす義務に徹するあまり、精神、たとえば社会全体に対する自己および自己の企業の倫理的公正さと責任を自覚しない企業

人と理解できよう。「心情のない享楽人」とは、人並みの生活水準と通常の趣味や遊びは満喫しているが、真の意味の自分らしい満足（文化的活動を含む）、人生を振り返って後悔しないような永続的な充実感を欠いている人間の意であろう。ゾンバルトも、近代経済人の精神の中では「他のすべての [人間的] 価値に対する [経済的] 利益獲得の優位」が支配しており、「いかなる種類の拘束も、そして道徳的、美的、心情的な配慮も、その他いかなる配慮ももはやなくなった」という（ゾンバルト 1990 : 242）。ここでいう「道徳的、美的、心情的な配慮」とは、本論文でいう人間存在の根本条件である倫理的価値や文化的価値の尊重と維持を意味しているであろう。そのような配慮と尊重が経済的利益追求の陰で失われる危険にあることを指摘しているのである。ウェーバーとゾンバルトの言葉は一世紀の時を超えて、今なお資本主義社会を人間学的な視角から批判し続ける鋭い洞察である。

(2) 国家の経済成長政策と軍勢力拡大政策

国家とは人々が社会生活を営むさいに人々の生命、自由、平等、生存権、平和な生活などの基本的権利を保障するために設けられた機関である。しかし国家は必ずしもそのように機能してはいない。第一に、政府は国民の豊かな生活のためという目的を掲げて経済成長を最優先して重視する。しかし成長のためと称して大企業には法人税率を引き下げ、従業員を正規雇用から非正規雇用に転換することによって企業の負担を軽減する「改革」を断行する。労働者の賃金を下げ、その地位を不安定にし、失業者を増やす結果となっている。政府は大資本を優遇することによって国内総生産を高めようとするが、そのために勤労者大衆が犠牲にされている。また製品輸出を

促進して GDP を増大させるためにも、財政政策によって大企業を後押しする。第二に、中央集権化と企業の大都市集中の傾向の結果、地方の人口が激減し、地方都市と農山村が衰退している。若者が仕事を求めて大都市に集中した結果である。また政府はエネルギー政策として原発を全国各地に建設し運営させているが、福島原発事故が発生した後の今日でもなお原発に固執し、それを維持しようとしている。原発を大都市から遠い辺地に建設し、事故の被害が大都市の企業と市民に及ばないように配慮しつつ、原発周辺の住民には事故の被害を受忍させる政策である。第三に、国家の軍事優先の対外政策である。対外的に自国の国家主権を不可侵なものとして主張し、周辺地域における自国の存在感を高め、覇権を競うために、軍事力と戦争体制をたえず強化しようとする。軍事優先の対外政策の背後にあるのは、(すべての、または特定の) 外国を恐怖と不信の目で見、相手国が覇権拡大的で、攻撃的・好戦的だとする敵国イメージである。相手国もわが国と同様に国内にいろいろな問題を抱え、周辺諸国と平和友好関係を築きたいと思いつつも、同時にわが国に対して警戒心を抱かざるをえないのだろうとは想像できない。相互の不信感が両国の関係をいっそう緊張させてしまうという悪循環を見ようとはしない。他方で、国際的緊張を和らげるための、平和的・文化的友好的関係を築く努力の重要性を軽視する。ここにも一面的な国家観と人間観が潜んでいる。

要するに、国民大多数の人々の自由、平等、生存権、平和な生活という基本的権利をないがしろにした現代版富国強兵政策である。しかしこの政策は安全保障と防衛の名の下にかえって周辺地域諸国間の緊張とリスクを高めるであろう。

以上のような国家の政策の特徴を先述の人間の精神的能力の観点から見ると、技術と巧知の能力を過大に重視し、学知、知慮、意思疎通を軽視していることが明白である。

またその特徴を上述の人間存在の根本条件の観点から見るならば、経済(富の増大)と自己利益の価値が突出して重視されている。しかし経済政策における成長志向は環境・資源の問題とリスクを必然的にはらむことが認識されず、矛盾を抱えている。また上述の国家政策の特徴は倫理的価値(公正)と個人の尊厳と基本的権利(とくに下層勤労者・弱者の権利)がおろそかにされている。

(3) 科学技術の独走

科学技術は上述の精神的能力のうち学知に依拠しつつ、製作・技術と巧知に集中し特化されている。科学技術が人類の歴史の中で人間生活の諸領域において多大な恩恵をもたらしたことは疑いない。だが技術が高度に発達するにつれて、その力が破壊力をも帯びてきた結果、技術の否定的な側面が目立つようになった。それはどのような要因にもとづくのであろうか。

現代の科学者・技術者はおもに国家または企業の庇護の下で研究開発に従事している。彼らは国家または企業の要請に応えなければならない。技術の目的は国家または企業が決定する。それはおもに経済成長、営利による資本の蓄積、軍事力強化などの目的である。現代の科学技術は高度に専門分化しているので、先述のように、個々の技術者は自己の専門以外の分野の価値の重要性を判断する能力を欠いていることが多く、自己の分野の研究と他の分野の研究がどのように関係しているのかも十分に把握できないことが多い。

たとえば、国家が軍事的目的のために破壊力に優れた新型の武器の開発を技術者に要請する場合、技術者はその武器の開発がどのような結果をもたらすか、その破壊力は残虐で非人道的ではないか、犠牲者はどのくらいの数に上るのか、それは本当に世界の平和に役立つのかなどについて検討することは期待されていない。いや、技術者がもしそのような検討をすれば、彼は国家にとってけむたい存在として敬遠され、邪魔者扱いされるであろう。だから、彼が優れた技術専門家として認められるためには、自分の研究がどのような目的に利用され、それが倫理的に許されるかという問題には深入りせず、たんなる技術者、組織の一員として自己の使命に徹しようとするであろう。たしかに、自己の研究活動に道徳的な疑念を覚えて、辞職する技術者もいるかもしれない。しかしそれは例外的な事例であり、大部分の技術者は自分に課せられた課題にかすかな疑念を感じたとしても、課題の遂行に専念するであろう。問題は、根本的には、科学技術をこのような目的のために利用する国家をどのように民主主義的にコントロールするかである。科学技術者については、科学技術者が個人として、また集団として自己の専門に埋没することなく、自己を広く市民として倫理的にも責任を負う独立した研究者であるために、何が必要であるかが問われなければならない。

(4) 人々の物質的消費偏重の価値観

市場経済は需要と供給の相互作用によって動態的に発展していく。その上、産業革命以後、化石燃料エネルギーの利用という幸運と産業機械の発明に支えられて、生産力の飛躍的發展が進行した。生産力が増大すれば、供給の増大によって欲望、すなわち需要がさらに膨らむ。それに応えて生産と供給が刺

激され、市場の規模がいっそう拡大する。このように市場経済は近代以後、基本的に生産と需要の双方の成長を伴って今日に至っている。現代の先進諸国における大量消費経済は、消費者大衆の消費への欲望に支えられているのである。そうだとすれば、先に指摘した成長経済による貧富の格差という倫理的問題と環境の悪化および資源の枯渇という問題の責任は、生産・供給の側にのみ帰せられるべきことではなく、需要と消費の主体である一般消費者にも問われなければならないであろう。ただし、大量消費を享受しているのは社会のすべての階層ではない。下層の人々と地方の人々は繁栄の恩恵に与ることができないでいる現実が問われなければならないであろう。また人間存在の根本条件の一つとして先に挙げた人間の生存基盤としての自然生態系の維持・保護は、地球温暖化という脅威が迫っているにもかかわらず、たえざる経済成長のかけ声のもとで公共の議論の場の片隅に押しやられている。先に触れたM・ウェーバーの「心情のない享楽人」はこのような状況の中で物質的消費偏重の価値観にとらわれている一般消費者にこそもっともよく当てはまるであろう。

4 全体的人間の回復と時代の危機の克服へ

前節まで見てきた現代の危機と人間観の問題を解決の方向へ転換するためには、次の四つの原則を立てることが重要であると思われる。

(1) 五つの根本条件の均衡回復

前節で現代の危機の四つの主要な原因、すなわち大企業の資本蓄積と支配による不公正と貧困問題、国家の経済成長政策と軍事力拡大の対外政策、科学技術の独走、人々の物質的消費偏重の価値観を見て

きた。これらの原因を2節で挙げた人間存在の五つの根本条件に照らして見るならば、これらの原因はどれも経済的価値を過大視していることが明らかになる。たしかに人間生活にとって物質的消費は不可欠の要素であるが、人間は消費を増せば増すほど、それだけ幸福感が増すわけでもなく、消費だけで満足できる存在でもない。「人はパンだけで生きるものではない」(イエス)と言われるとおりである。人間は他の四つの条件、すなわち自然生態系の維持、政治的・社会的公正、文化的活動、宗教的境域の経験のうちの一つでも欠けるならば、身体的にも、社会的にも、精神的にも人間らしい、十全な生活を営むことはできず、また将来にわたって永続的に存続することもできないであろう。したがって貨幣的富の獲得の過大視、市場経済の競争および国家間の覇権争いの過度の激化を抑制すると同時に、他の四つの条件を復権させ、五つの条件の間に適切なバランスを回復することが必要なのである⁽¹⁵⁾。そのため

の開かれた議論の場を設け、活発な議論を展開すること、また市民運動とそのグローバルな連携が必要であろう。

(2) 定常経済と地域経済圏の自立

さらに、先の四つの原因の主体である経済界、国家、一般消費者は市場経済における競争の激化の中で国内的にも国際的にも貧富の格差を広げ、貧困・飢餓と失業をどのように克服するかという政治的・倫理的課題を問われている。経済界と多くの経済学者は、企業の経済活動には自由が保障されるべきであり、格差と不平等の問題は経済(学)の範囲外の事柄であって、自分たちが政治・倫理の問題に責任を負う必要はないと考えている。しかしそのような経済(学)の定義は根拠に乏しく、「自由」の濫用

にほかならない。人間にとって経済活動は必要不可欠なものであるが、それは自然生態系の基礎の上のみ成り立っているものであり、また他者を困窮と貧困に追いやって放置することは共同体的・倫理的存在としての人間にふさわしいことではない。経済活動は人間生活の根本条件の一つにすぎず、他の条件、とくに公正・平等の倫理を排除するのではなく、それを受容し、その範囲内で自由を認められると理解すべきであろう。市場経済に適切な枠組みを設定すること、貿易・国際投資はいっそう自由化されるのではなく、むしろ必要最小限にとどめることが肝要であろう。

成長経済に関しては、これを定常経済に転換することが環境的・社会的破局を回避するための唯一の道である。定常経済とは、人間が生活のために自然界から取り出す自然資源の量を毎年増大させる(成長経済)のではなく、つねに基本的に同じ水準にとどめ、その範囲内で生活を営むことである。自然が毎年生み出す生物資源は、世界全体レベルでも地域レベルでも、一定の限界があるから、人間はその限界内で生きてはじめて、将来にわたって安定した存続を保障されるのである。

定常経済を確かなものにするためには、経済規模を現在の国家単位のものから地域社会単位とするものと縮小することが必要かつ有効であろう。地域社会が地域の自然資源を利用すると同時に維持・保護する。再生可能エネルギーも地元の資源を利用して自給する方策を見出すのである。地域の農林水産業を基礎に据え、それとの関連で工業が発展し、地域の都市が文化的活動の交流の場を提供する。農民と市民、生産者と消費者が提携し、相互に支え合う関係を作る。そうすれば、国の中央の大資本や外国

資本の圧力に対抗する力を増すであろう。

(3) 環境・資源問題への国際的・国内的取り組み

先の四つの原因は環境・資源問題に対する関心が希薄であることでも一致している。というよりも、これら四つの原因はまさに環境・資源問題を引き起こす根源にほかならない。それらは経済的価値の追求のために環境・資源を大量に消費している。しかも生産のたえざる成長の要請を自らに課し、それを競争の激化の中で遂行するならば、資源消費は毎年増大し続け、環境の荒廃はいっそう拡大し、環境・資源の維持・保護に対して配慮する余地はほとんどない。しかしこのような状態をいつまでも続けることはできない。このままでは早晚、経済自体が破局にいたることが明白である。この問題は1970年代から警鐘が鳴らされているにもかかわらず、国家も経済界も一般消費者もなかなか転換に向かおうとはしなかった。しかし地球温暖化の危機が現実になるに及んで、ようやく2015年に地球温暖化防止のための国際的なパリ協定が合意され、その後発効したことが転換への第一歩となった。この転換を確かなものにするためには、自然生態系の維持・保護が人間の生存基盤であるということをあらためて確認し、そのために生産・消費・技術開発のあり方を根本的に見直し、成長経済から定常経済へ、将来性のない化石および原子力エネルギーから持続性のある再生可能エネルギーへの転換を遂行することが国家、経済界、一般市民に求められている。

(4) 自然・労働・協同にもとづく文化的活動

先の四つの原因（主体に即して言えば、企業、国家、消費者）がある程度重視しているのが、人間存在の根本条件のうち、文化的活動であろう。ただし、企業、国家、多数の消費者が重視する文化的活動は

2節で説明したものとやや異なった意味で理解されていると思われる。先に挙げた文化活動は人間存在の第一の条件である自然生態系の維持・保護と、第二の条件である公正の倫理を前提した上での生の享受としての喜びであり共歓の表現であった。しかし四つの原因の行為主体はいずれも自然の維持・保護とそれにもとづく生産活動（農林業）からかけ離れた位置（都市）での資源の消費的、いや浪費的な使用にもとづく楽しみという意味での文化的活動に傾いている。真の意味での文化的表現は地域の豊かで動的な自然と地域の人々の労働と協同関係から生まれてくるものであろう。そこで生まれた芸術表現と作品は人間存在のすべての条件を包括する総合的表現であり、したがって地域、民族の境界を超え、また時代の隔たりを超えて理解され、共感されるものであるに違いない。

(5) 宗教的な境域への想像力

最後に、人間存在の根本条件の一つである宗教的なものへの想像力とその現代的意味についてのべてみたい。すでに2節においてのべたように、人間存在の脆弱さと自然の力への本質的依存性は現代の科学文明の恩恵を受けている先進国の現代人についても依然として当てはまる。それは最近の地震、津波、水害などによる多数の生命の犠牲と被害を思い起こせば、明白であろう。自然の力は人間に多大な恩恵をもたらす一方で、予想外の恐るべき災厄をも引き起こす。しかしそれでもなお、人間は自然の中で、自然の力に頼りつつ生きるしか道はない。そのことを洞察するならば、人間は大自然への怖れと敬意、謙虚と信頼・感謝の念を抱かずにはいられないであろう。そこから、われわれの祖先が長い間、自然の神々を敬ってきた理由が理解できるのである。

ところが、現代では大部分の人々が便利で快適な都市生活を送り、大量消費を享受している一方で、その代償として環境破壊と資源の減少が急速に進行している。そのため 1980 年代以後、「持続可能な」経済という言葉が声高に語られるようになった。しかしこれは裏返せば、現在の資本主義経済の現実が持続不可能であり、資本主義が人類の存続をも気にかけない刹那主義的なものになっていることを意味している。現代の人間が自然を人間のためのたんなる手段、無尽蔵にある「資源」と見なし、無遠慮に、飽くことなく消費し、破壊している姿は、われわれの祖先から見れば、自然の神々に対する冒瀆、「罰当たり」な行為と映るであろう。これを現代的に言い換えれば、現代のわれわれは長い人類史のうちのほんのひと時の浪費的繁栄のためにわれわれの生存基盤をみずから突き崩し、将来世代が生存できないような自殺行為を犯しているのである。われわれはとかく宗教を過去の遺物として軽視しがちであるが、自然の神々を信仰し崇拝していた祖先のほうが現代の人間の自然に対する態度の異常さを的確に見抜くことができるのではないだろうか。

宗教とは既成の宗教、その経典、教義、儀式、宗教組織に限られるものではなく、広く自然の力と恵みに対する畏敬と謙虚、信頼と感謝と祈りの態度、また自然の秩序に適合し協力するような簡素な暮らし方、子孫が永続的に存続し繁栄することを可能にし、配慮する生き方を意味するものであろう。その意味では、すべての人間が、意識するとせざるとにかかわらず、宗教的境域に囲まれて生きているとも言えるのである。宗教的境域を経験するために求められるのが先述の人間の精神的能力の一つである知恵の涵養であらう。知恵は自然と自己と社会を包括

的に捉え、時空の狭い限界を超えた視点から自己と社会のあり方を眺め、現実に対処する道である。

注

(1)小林直樹氏は学問が現代の危機の要因の一つになっていることを指摘し、「知の閉塞・誤用・頹廃」について論じている（小林直樹 2007）。

(2)シューマッハーは世界が四つの「存在の次元」から成るという（シューマッハー 1980：第二章）。これに対して、小林直樹氏は進化の大きな三段階として物質→生命→精神を提示している。この三段階の発展図式は J・S・ハクスリー、A・コンフォート、P・クラウド、渡辺格、K・ボールディングらがとってきたものだという（小林直樹 2006）。この三段階説が筆者の四段階説と異なるのは、生命の段階を植物と動物に分けるか、あるいは両者を一括して生命とするかの違いであり、さほど大きい相違ではない。

(3)このように四種に分類する発想はアリストテレスと E・フリッツ・シューマッハーおよび進化論から示唆を得ている。アリストテレスはもちろん近代の進化論を知らないのだが、彼の原因論と靈魂論は右にのべた四種の存在から成る宇宙観をもっていたと理解することができる。すなわち彼は『形而上学』において自然界の四種の基本的原因の一つとして質料因、すなわち物質を挙げている（アリストテレス 1987：上巻 31）。また『靈魂論』において、生きものの世界を植物界、動物界、人間界に分類し、人間を理性的動物と規定している（アリストテレス 1968：42 - 46）。シューマッハーは宇宙が物質、植物としての生命、動物としての生命、精神をもつ生命としての人間、の四種の存在からなるとのべてい

る（シューマッハー1980：32 - 45）。

(4) アリストテレスは人間の知的な能力の一つとして技術（*techne*）を挙げている（アリストテレス1980：上巻222 - 3）。

(5) カッシーラー1973，ハーバーマス1985 - 87 参照。

(6) アリストテレスは伶俐（*deinotes*）を「与えられた目標へ導くべき諸般のことを行って首尾よくこの目標に到達しうる能力」と規定している（アリストテレス1980：244 - 5）。

(7) アリストテレスは学知（*episteme*）を必然的なものごとの知であり，論証可能なものとのべている（同上220 - 1）。学知は理性によって認識されるものと理解できよう。

(8) アリストテレスは，知慮（*phronesis*）とはもろもろの善のうち，最善のものを思量と勘考にもとづいて到達する力であり，政治，立法，司法，種々の評議，家政において働く能力であるという（同上230 - 4）。

(9) アリストテレスは知恵（*sophia*）を最も尊貴なもの，神的なものに関する学と規定している（同上227 - 230）。筆者は知恵をこれよりも広く自然，自己，社会を包括的に捉える知と捉えたい。ルイス・マンフォードは紀元前6世紀から紀元1世紀頃の間に人間の宗教的・道徳的性格に深い変化が起こった事実を「基軸宗教人」「基軸哲学者」の出現としてのべている（マンフォード1978：上巻125 - 179）。これは私が本論文において「知恵」と呼ぶ人間の精神的能力の目覚めが起こった歴史的背景の適切な説明として理解できる。またシューマッハーは知恵（*wisdom*）についてこういう。「知恵は
[近代以降—引用者注] 無視されるどころか，拒否

されてきたので，知識人の多くが，知恵とは何かについてほとんどわからなくなってしまった」。「では，知恵とは何だろうか。どこにそれを求めたらいいのだろうか。……それは各人の心の中にしか求められない。知恵を求めるには，貪欲と羨望という，今自分を支配しているものを捨てなければならない」

（シューマッハー1986：48 - 49。引用者が一部改訳）。

(10) N・ジョージェスク・レーゲンは，人間の生命経済の維持にとって自然資源が必要不可欠であることをエントロピー法則によって説明している。（ジョージェスク・レーゲン1993：とくに序および第10章）。

(11) 国連ミレニアムエコシステム評価 2007：1 - 2。

(12) たとえば次の二つの Website を参照。

<http://amazonwatch.org/news> および <http://www.jatan.org>

(13) カント1972：340 - 41。カント1976：29 - 42 参照。

(14) ロジェ・カイヨワは「俗なるもの」と「聖なるもの」についてこういう。人は安定した安全な生活（俗なるもの）を追求しているが，生は消耗であり衰退であるから，俗なるものにいつまでも留まっていることはできない。平穏無事な生活の出口は聖なるものの入り口である，という（カイヨワ1994：203 - 209）。本論文の筆者のいう「宗教的境界」はカイヨワのいう「聖なるもの」に近い。

(15) L・マンフォードは第二次世界大戦の最中に書かれた『人間の条件』において，大戦の混乱と悲慘さの原因が経済，領土，人口の拡大と発展にあると論じた上で，文明の再生が均衡のとれた人格，均衡のとれた経済，均衡のとれた社会の達成にかかって

いるとのべている（マンフォード 1971：397 - 429）。

参考文献

アリストテレス（1987）『形而上学』，出隆訳，岩波文庫

アリストテレス（1968）『靈魂論』，アリストテレス全集 6，山本光雄訳，岩波書店

アリストテレス（1980）『ニコマコス倫理学』，上・下巻，高田三郎訳，岩波文庫

M・ウェーバー（1989）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』，大塚久雄訳，岩波文庫

M・エリアーデ（1984）『大地・農耕・女性—比較宗教類型論』，堀一郎訳，未来社

R・カイヨワ（1994）『人間と聖なるもの』，塚原史ほか訳，せりか書房

T・カーター／V・G・デール（1975）『土と文明』，山路健訳，家の光協会

E・カッシーラー（1973）『人間』，宮城音弥訳，岩波書店

I・カント（1972）「人倫の形而上学〈法論〉」『カント』，世界の名著 32，加藤新平ほか訳，中央公論社

I・カント（1976）「世界公民的見地における一般史の構想」『啓蒙とは何か』，篠田英雄訳，岩波文庫

国連ミレニアム・エコシステム評価編（2007）『生態系サービスと人類の将来』，横浜国立大学 21 世紀 COE 翻訳委員会訳，オーム社

小林直樹（2006）「総合人間学の課題と方法」，小林直樹編『総合人間学の試み—新しい人間学に向けて』，学文社

小林直樹（2007）「現代における知の頽廃と再生」，総合人間学会編『人間はどこにいくのか』，学文社

E・F・シューマッハー（1980）『混迷の時代を超えて—人間復興の哲学』，小島慶三ほか訳，佑学社

E・F・シューマッハー（1986）『スモール・イズ・ビューティフル—人間中心の経済学』，小島慶三ほか訳，講談社文庫

N・ジョージ・スク・レーゲン（1993）『エントロピー法則と経済過程』，高橋正立ほか訳，みすず書房

J・セイモア／H・ジラルデット（1988）『遙かなる楽園』，加藤迪ほか訳，日本放送協会

W・ゾンバルト（1990）『ブルジョワ近代経済人の精神史』，金森誠也訳，中央公論社

花崎阜平（2010）『田中正造と民衆思想の継承』，七つ森書館

J・ハーバーマス（1985 - 87）『コミュニケーション的行為の理論』，河上倫逸ほか訳，未来社

W・ベリー（2008）『ウェンデル・ベリーの環境思想—農的生活のすすめ』，加藤貞通訳，昭和堂

L・マンフォード（1971）『人間の条件』，生田勉訳，弘文堂

L・マンフォード（1978）『人間—過去・現在・未来』，久野収訳，上下巻，岩波新書

三浦永光（2015）「E・F・シューマッハーの現代経済学批判と〈超経済学〉の構想」，総合人間学会編オンラインジャーナル『総合人間学』第 9 号 117 - 127 頁

D・モントゴメリー（2010）『土の文明史』，片岡夏実訳，築地書館

[みうら　ながみつ／津田塾大学名誉教授
／哲学・社会思想史]

くむ（岩田 2008b）。“自然な”と修飾して‘人間が管理していない生物’を野生生物としている。生物を人間との関係からみると、人間が管理しているか・していないかのちがいこそ本質的なちがいである。野生生物からなる生物世界を野生世界という。また野生世界は、人間の影響を受けない生物世界という意味ではない。人間の影響を受けていても、人間の助けを受けることなく、自立的に、また自律的に存続している生物の世界である（岩田 2005）。それはまた、人間の影響が生物の自立的、自律的存続を妨害するほどの強さではない地域における生物世界である。

生物世界は、以上のように人間との関係において三つに分類でき、この三種類以外の生物は存在しない。「培育」とは、人間が当該生物の存続を目的としてその存在にとって必要な環境を整える人為をいい、それに対して里生物になるという意味の「里化」は、当該生物の存続を目的とすることなく、別の目的で生物世界を改変・管理し、その結果としてある特定の生物が存続するようになった変化をいう。

畑の植物を例にすれば、ダイズ、サツマイモ、ナスは培育生物であり、畑内に雑草としてみられるメヒシバ、スベリヒユ、ハマスゲなどは里生物である。路傍や空き地のオオバコ、スズメノカタビラ、タンポポなども里植物である。動物でいえば、カイイヌ、カイネコ、鳥籠の中のインコなどは培育生物であり、イエネズミ類といわれているクマネズミ、ドブネズミ、ハツカネズミの三種や、スズメ、カラス、ツバメなどは里生物である。

動物にみられる馴化と家畜化の基本的なちがいは、馴化が動物の理においておこるのに対して、家畜化は人間の理による。動物の野生世界から人間世界へ

の進出は、ちょうど現在みられる野生動物の里山への侵入と同じく、そこがその動物にとって住みやすいかどうかできまる。人間世界の中で繁殖数と死亡数がほぼ同じで、ある一定の個体数が維持できれば里生物となる。しかし、家畜化は、「培育生物化」であるが、人間の意志によって決められる。したがって人間の意志がどうであるかによって、里生物を経ないで人間によって野生世界から直接人間世界に持ち込んで家畜にすることもある。植物学者が、緊急保護のためとはいえ、野生世界にあった絶滅危惧種の植物を植物園などに移植すれば、それは野生生物から培育生物への転換を仲立ちしたことになる。そのことによって、その植物の野生世界の中での‘自然な’生活を読み取ることができなくなる。同様に、アフリカのサバンナに生活しているアフリカゾウは野生生物であるが、動物園で飼育されているゾウは培育生物であり、アフリカのサバンナの野生世界の中でのゾウの‘自然な’生活はみられない。

「野生」というのは、ある特定の生物の属性としてあるのではなく、生物の人間との関係において成立する社会的概念である。

3. 原生世界、野生世界、人間世界

里生物や培育生物は、いうまでもなく人間の歴史の中で登場してきた生物である。人間がこの地球上に出現する以前は存在しなかった。それだけでなく、すべての生物が人間の影響を受けていなかった。この人間の影響をまったく受けない生物世界を「原生世界」といい、人間が出現してからも長く存在していた。それは、人間がかかわることができた生物世界が、地球上の生物の全体世界の中の限られた部分に過ぎなかったからである。原生世界も、人間の影

響を受けないで自立的、自律的に存続している生物世界であるから、野生世界となるが、ここでの野生世界は、原生世界と区別し、狭い意味での '人間の影響を受けながらも、自立的、自律的に存続している生物 ' というように定義する。

人類は、その誕生以来、狩猟採集生活の時代においては野生世界の中で食物や道具の材料を採取して生活してきた。また害を加えられると思われる生物に出会えば、それを排除したり殺害したり、逃げたりした。人間は、野生生物と密な関係をもっていた。

野生世界においては、人間はそこから必要なものを採取・捕獲することによって害を与えることになるが、それは他の動物と同じことであり、その害が、相手の植物や動物の自己回復力を超えない程度であることによる復元可能であることを基盤として生存できた。必要物質の獲得のしかたが道具の利用を欠くことができない点では、他の動物とはちがうが、野生世界の食物連鎖の中の一つの環として存在していた。

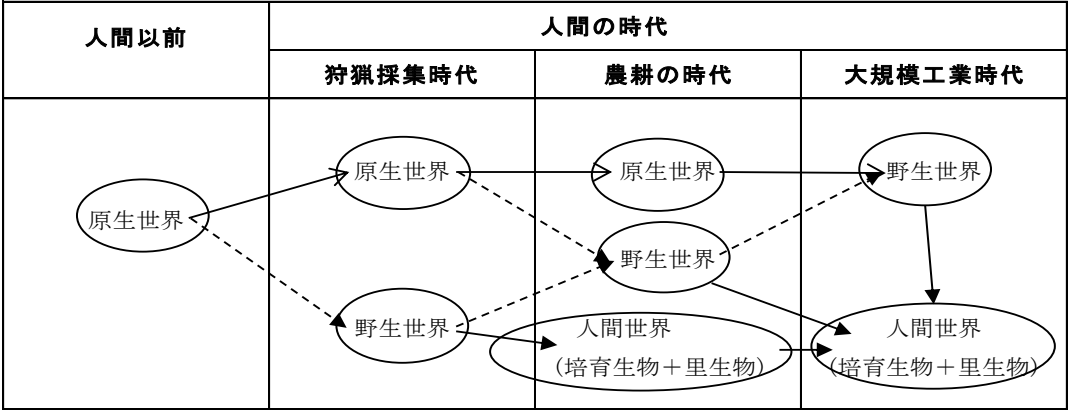


図1 人間の生物世界とのかかわりの時代区分

原生世界は、現在地球表層に生活している生物のすべてが、直接、間接人間の影響を受けているから存在しない。人間世界は、狩猟採集生活をするようになってから、その居住地周辺の限られた範囲で生

まれた。まず里生物が出現したと思われる。カイイヌは、野生のイヌを祖先とし、馴化した里生物の段階を経て、人間が家畜化して培育生物になったと考えられる。

地形	農耕以前	はたらきかけ	
			農耕時代
低地	湿原まじりの疎林	伐採—火入れ—開墾—整地	水田
南向き斜面	高木林	伐採—火入れ—開墾—整地	畑
北向き斜面	高木林	放置、伐採—（植林）	保安林、薪炭林・用材林
台地面	高木林	放置、伐採—（植林）	保安林、薪炭林・用材林

表1 野生世界から農村世界への変化

農耕の時代になると、原生世界、野生世界は破壊されて農耕地に変わり、人間世界が急激に拡大した。千葉県北部の洪積台地の場合でいうと、入植した人たちは、水田に変えられる湿原まじりの疎林であった低地の近くの、南向き斜面下に住居をかまえ、低地を水田にし、住居周辺のゆるやかな南向き斜面とその後ろの台地面を畑にし、北向き斜面とその後背地は森林にして用材林にするなどを造成して農村の基礎づくりをしたのではないかと考えることができる。

大規模工業時代（岩田 2008a）になると、なお人間が立ち入っていない地域が残っているが、現在では人為的に合成した諸物質が大気流、海洋流によって地球表層全体に拡散しているので生物全体が人間の影響を受け、地球上から原生世界は消失したとみる。人間の影響は、軽重のちがいはあっても、月などの他の天体にもおよんでいる。

田畑、屋敷、里山などからなる農村は、生物多様性保全の観点から重視されているが、そのこと自体には異論がないが、そこにみられる生物はすべて人間世界の中にあり、つねに人為が及ぶことによって生存している里生物と培育生物である。

4. 里生物・培育生物の野生化

培育生物の野生化もみられる。カイイヌが、ノライヌを経て人間世界から抜け出して野生世界に移住してノイヌになっている。ノライヌは人間世界の中で生活しながら、人間が意図的に飼育していないので里動物である。奥日光のノイヌは、ほぼ野生の世界で生活しており、最近のニホンジカの個体数の増大にともなって、ニホンジカが主食の一つになっていると聞く（伴ほか 2000）。奄美大島では、カイネ

コが野生化したノネコが、アマミノクロウサギなど絶滅の危機にある野生動物を捕食し、その個体数が急激に減少して、絶滅のおそれが強まっていると心配されている（小栗 2016）。現在不明であるイヌの祖先型の野生のイヌと、カイイヌが野生化して生まれたノイヌを区別して考えられているが、野生生物として生活しているイヌである点ではちがいはない。

佐渡島におけるトキの繁殖と放鳥についてもふれておきたい。周知のように佐渡は、在来のトキが最後まで生き残った地域であったが、絶滅した。その後中国産のトキと交配を図ったが実現できず、飼育下にあった在来のは間もなくすべて死亡した。そこで、中国産の個体をあらためて移入し、人工繁殖は順調に進んだ。最初は、檻の中で飼育したので培育生物の段階であった。その後個体数が増加して保護の第二段階として檻から出して放鳥し、野外でつがいをつくって繁殖できるようになった。野外での個体群の保存が安定的になれば、トキの個体群が誕生したことになる。

しかし問題が二つある（岩田 2010）。一つは、動かしがたい事実であるが、系統的には中国産のトキの分布拡大ということである。現在のトキは、代替環境との関係で生存している。それでも多様性保全という意味があるというのは、地理的に隔離された地域への分布の拡大は、トキの「主体 - 環境」関係に変化が現われ、そのことによって原産地の中国とはちがう変異した生物が生まれる可能性が高いからである。しかし、日本の動物相からみれば、外来種の保全ということになる。第二の問題は、放鳥された場所がどういう環境のところかということである。野生世界か人間世界かのどちらかによって、繁殖しているトキは野生生物か里生物かのどちらかになる。

今のトキは、放鳥された場所が水田・池と近接した人工林であるから人間世界であり、野生のトキではなく里動物としてのトキである。

もう一つ、野生化の例を紹介する。1960 年代以降になると、日本では人間世界から野生世界へ向けての変化が多くみられるようになった。つぎの図 2 は、千葉県成田市の、明治期の町村合併以前には和田村といわれた地域の 1960 年代以降の変化のあとを調査した結果である（岩田 2004）。この地域は、

1969 年には全体の 53.1%が水田、畑が 2.21%で、他は屋敷、山林、寺社林であったが、32 年後の 2001 年には水田がその 68%にあたる 36.05%に減少し、かわって畑が 2 倍以上の 5.21%に増加した。また以前にはみられなかった多年生草原や低木林が現われ、針葉樹林が 1.5 倍に増加した。その変化の経緯をみると、放置と転用によるものであった。しかし、転用されたものも、多くはその後放置された。地域の半分をこえる 57.81%が荒廃地となった。

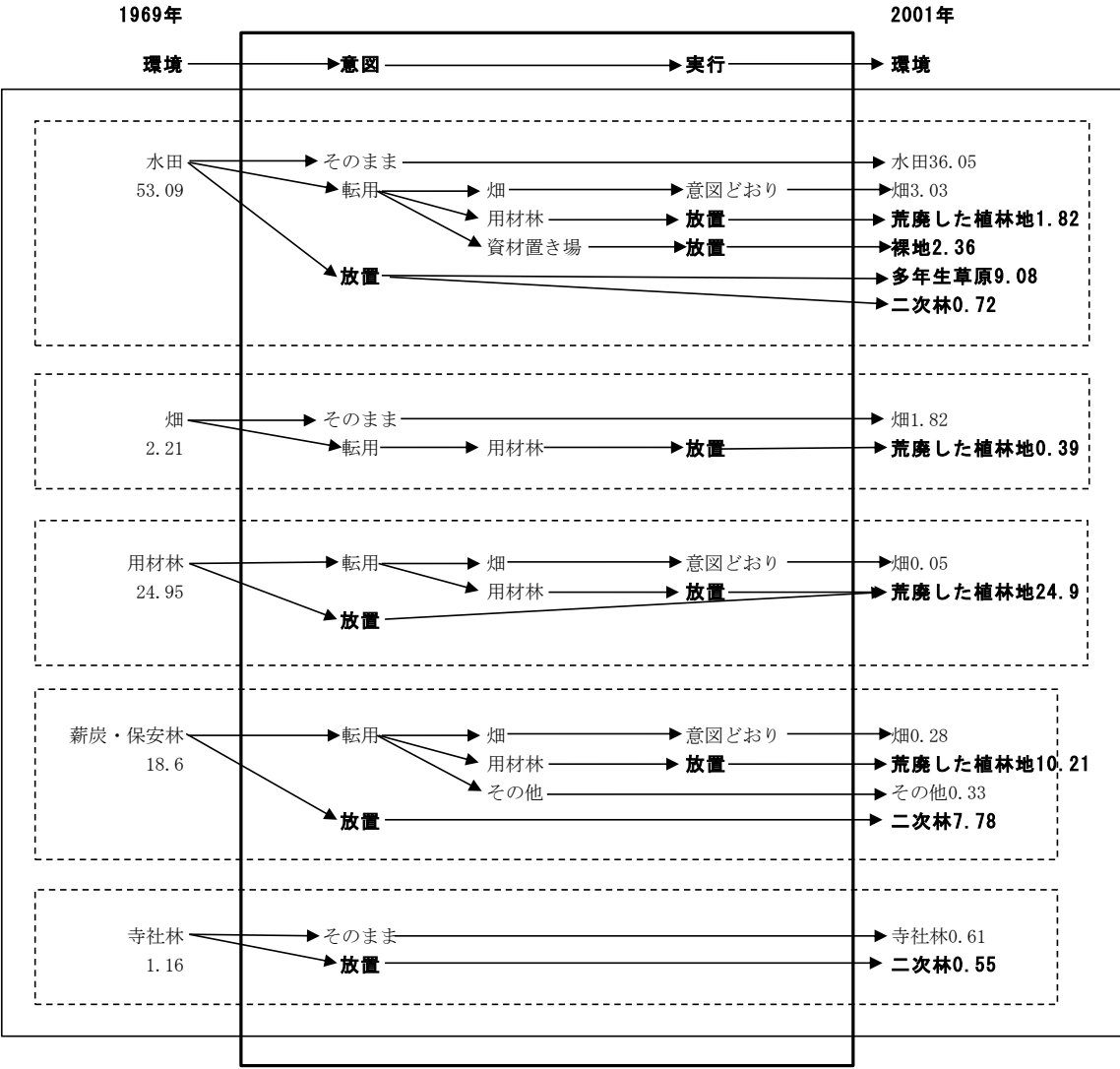


図 2 農村環境の変化と人為一千葉県成田市における 1969 年～2011 年

・ 数字は地域全体の面積に対する比(%)

このような変化から、農村における人間と生物世界との関係について重要なことが具体的に明らかになった。それは、農村の生物世界が人間世界であることは、つねに農民によるはたらきかけによって実現されていることであり、短期間であろうとそれが止まると、野生世界に向けて変化が始まる。1970年代の千葉県房総半島の中央部での水田稲作でみると（岩田2006）、4月の苗づくり、水田の整地で始まり、9月の下旬の収穫まで農民のはたらきかけが続くが、多くの水田は、収穫のあとそのまま放置され、そのあと翌年の春までの半年は、野生世界へ向けて変化する。このような変化を、植物生態学は「遷移」と言っている（林1990）。冬季であることと湿地に近い環境であることから高茎の草原にはならないが、水田の地表は緑で被われる。しかし春になると、再び耕起が始まりもとの水田に戻る。

遷移は人間世界から野生世界への変化だけでなく、野生世界の中でもみられる。火山爆発によるなど自然災害によって植生が消失したあと遷移が進行する。遷移は、人為・自然災害の要因のちがいに関係なく、無植物状態、あるいは破壊された状態から、それぞれの地域における安定的な植生に向けて一つの方向性をもって進む変化をいう。野生世界の中での遷移は「一次遷移」といい、人間世界の植生が、人為がなくなって始まる遷移を「二次遷移」とよんでいる。また二次遷移で生まれた草原、森林を二次草原、二次林といい、野生のものと区別している。二次遷移は一般的に一年生草原、多年生草原、低木林、高木林と進行し、暖帯では高木林は落葉広葉樹林が常緑広葉樹林へと変化する。その後常緑広葉樹林は、成熟したのち局部的に高層木が倒れて崩壊するが、その部分の樹冠の広さだけ林床が明るくなって遷移が

そこだけ再開して回復する。成田市和田で放置された耕地や山林の変化は二次遷移であり、春の耕起前までの変化だけに留まることなく、さらに進んだ段階のものである。いうまでもなく、このような植生の変化は、そこに生活する動物や菌類、細菌類の変化が伴う。遷移は、生物世界の変化でもある。

こうした遷移は、人間からみた場合には荒廃へ向けての変化ととらえられる。それまで農民の生活にとって有用だったものが、無用なものになり、再び水田や畑、あるいは用材林などに戻そうとすると、大変な労力を必要とする。高木林になれば、開拓時と同じことが必要となる。しかし、生物世界そのものとしては、人間のはたらきかけから解放されたことになり、野生世界に向けての変化である。

5. 培育生物

野生のイネと培育イネの主なちがいをあげると、表2ようになる。植物としての大きなちがいがみられるが、こうした性質のちがいを、野生種と培育種の基本的な性質とみることは誤りである。野生植物であっても、種子が熟すと落下するものがあるし、休眠が浅い植物もいる。野生のままにするか、栽培するかは、人間の側の問題であるから、シュランのように植物としての性質が同じものであっても、人間の判断で野生のままになり、または培育植物になる。野生の生物を人間世界の中で育てると、かりに生存できても、生物と環境との関係、これを「生物の「主体・環境」関係」ということにして、生活する環境がちがうのでこの関係は変化するとみている。さらにこの関係が変われば、主体である生物の側が変わる可能性が出てくる。

	野生イネ	栽培イネ
種子の落下性	ある 熟すと落ちる性質がある	ない 熟しても落ちない性質がある
種子の休眠性	強い 成長しやすい条件が整った時に発芽する	弱い 人間の都合の良い時にたねまきして発芽する
受精	他花受精 変わりものが出やすい	自花受精 変わりものが出にくい
芒(ぼう)	発達 パネになり風に吹かれて実は飛散する	退化 人間が種まきをするので不要である

表2 野生のイネから培育のイネへの育種 [(岩田 2008a) を改変]

そうした変化が長い期間にわたって蓄積されれば、人為選択がなくても培育生物、里生物のちがいに
関係なく、野生生物である祖先とはちがったものになる
可能性がある。佐渡の、中国から移入して繁殖を
試みているトキも、いずれは変異の蓄積が独自にさ
れて中国のトキを祖先にしながら、別のものになる
だろう。

6. 代替環境

人間世界は、培育生物、里生物の「代替環境」で
ある。どちらも、祖先型のものは、野生世界で生活
しており、それが人間の介在によって人間世界で生
活するようになった生物である。原環境である野生
世界と人間世界とはさまざまな点でちがいがある。
培育イネの野生イネとはちがった性質は、野生イネ
が生活していた「原環境」とは、ちがった環境「代
替環境」の中で生活を続けて持続していく中で、野
生イネにみられる変異とはちがう変異が現われ、そ
れを人間が見逃さず、選び出して栽培するようにな
って維持されている性質とみることができる。これ

が、ダーウィンのいう「人為選択」である。しかし、
選り出されることなく栽培されなかった植物が、人
間によって消滅されたわけではない。無視されただ
けである。それが生きのびたかどうかは、自然の問
題、生物世界の問題である。したがってこの場合、
「人為淘汰」という考え方は適当ではない。日本語
の「淘汰」という語は、一般的に ' 選り出し除去す
る ' と理解されている。

一方野生イネは、野生世界という「原環境」の中
で生活し、栽培イネとは異なったさまざまな変異が
生まれ、その中の不利なものをもった個体は生活で
きなくなり消滅して野生イネの特徴が生まれた。こ
れがダーウィンのいう「自然淘汰」である。一方、
里生物の中には雑草、害虫のように、人間にとって
有害なものがあり、人間は除去しようと努力してき
た。それは「人為淘汰」といえるが、完全に除去で
きないので、人為淘汰は努力の段階でとどまり、生
存しているものが多い。ここでは、「人為選択」と
「人為淘汰」を区別した。人間による適不適の区別
は、適したもの、不適なものほかに、中立的など

ちらでもないものの三つがある。淘汰では、結果として適したものを残すだけでなく、どちらでもないものも残る。ここでは、「選択」を適したものを選び拾い上げる意味とし、どちらでもないもの、不適なものを拾い上げないことをふくむと考えた。

だが、野生世界の中では、どのような変わりものが不利であるかどうかは、培育生物における人為選択ほど簡単にきまることではない。自然淘汰は、小原秀雄もいっているように（小原 2007）、極めて複雑な過程の中で成立すると考えられる。ある地域の生物世界の中にかわりものが現われると、他の一つひとつの生物にとってとりまく生物的環境が変わる。かわりものの出現は、原環境を代替環境に変えることになる。同様に、ほかの地域からそれまでその地域に生息していなかった生物が進入してくると、その地域の生物相互の関係に異変が生じて、生物世界全体が変化する。他の地域からの新規の生物が進入することも、原環境を代替環境に変えることになる。かわりものだけでなく、それまで存在していたものが生存できるかどうかは、そのような地域の生物相互の関係と、非生物的環境との関係の再編成との関係できまり、それまで身に付けていた中立的な性質が意味をもつ場合もありうる。ある特定の形質だけとりあげて「生存できる・できない」を、人為淘汰と同じように単純にきまると判断することは避けねばならない。人為選択は、新しい生物の出現の原因として考えることができるが、「自然淘汰」は、最適者生存や生存競争の勝者などと同じように、新しい生物の出現という結果の解釈にすぎない。

原環境とはちがう代替環境の中で生活することは、里生物、培育生物だけでなく、野生生物にもみられる。野生世界の中で移住や分布の拡大などの時であ

る。別の場所に移動すれば、原環境となっている自然とはちがった自然と遭遇することになり、その野生生物の「主体 - 環境」関係は変わらざるをえなくなる。それによって生物の生活のしかたに三通りの変化があると考えられる。一つは、新しい環境の中で存在できる生存可能な新たな「主体 - 環境」関係を結ぶことができず、消滅するみちである。二つめは、存続できる「主体 - 環境」関係を結んで新たな環境を代替環境として受け入れた場合である。第三は、主体である生物の側が大きく変化して、新たな「主体 - 環境」関係を成立させて存続する場合である。この第三の場合が、新しい種の誕生である。主体である生物の側に大きな変化がなく生存できれば、その遭遇した自然は代替環境となる。現在日本の各地でみられる外来生物の定着は第二のことが多い。しかもほとんどは、里生物、あるいは培育生物として定着している。しかし、セイウタンポポでみられるように、第二の状況の中で在来種と自然交雑をして、さまざまな変異をもった個体が出現する場合もある。これが第三の新しい種の出現につながるかどうかはまだ不明である。

原環境から代替環境への転換は、それだけではなく、それまで生活していた場所の自然が気候変動などによって変化すれば、そこに住んでいる生物は、「主体 - 環境」関係を変えざるをえなくなる。それでも自体が大きく変化することなくそこで生存できれば、その変化した自然は、それらの生物の代替環境となる。そこに生活していた生物の一部が消滅してしまうと、それは、その場所にみられる生物世界の変化であり、そのことは他の一つひとつの生物にとっては、環境変化となる。それでも生活できれば、生物の一部が欠けた自然は代替環境となる。

環境となる自然の変動のうち、原環境から代替環境にかわることを「代替環境化」とよぶことにする。里生物と培育生物にみられる代替環境化は、原環境に生活していた野生生物が、人間の意志によって人間世界に引き入れられたのが培育生物であるのに対して、人間によるのではなく生物の主体性において人間世界に進出し、代替環境にしたのが里生物である。そして、「代替環境化」が、野生世界でも一般的にみられるとすると、培育生物化、里生物化は、生物世界全体でみられる「代替環境化」の、人間が介入した特殊な形態であるとみることができる。

野生世界における代替環境化が契機になって新しい種が生まれることも普通にある。たとえば、溪流魚のカワヨシノボリはヨシノボリが上流部に移住して誕生したと考えられている（西田 1994, 水野 1987）。この二種の魚は、からだの大きさ、鰭の条の数、卵の大きさ、数などのちがいのほか、行動のしかたにもちがいがあり、別種とされているから、カワヨシノボリの環境である溪流上流域は新たな原環境になったとみることができる。カワヨシノボリは海に下降することがなく「陸封型」の生活様式を身につけ、また湖沼のような止水域に移動して生活することがないなどの点でヨシノボリとはちがう。このちがいが生まれたことについて、研究者は、移住後隔離されてヨシノボリとの間で交配することなく、上流域に移住して以後に発生した変異が蓄積されたことを原因として考えている。

イエネズミ類の出現も、その祖先の野生のネズミが人間世界への移住がきっかけとなり、里生物になったのであるが、人間世界を代替環境として、その間で「主体 - 環境」関係を結んだところから始まる（金子 2006）。代替環境の中で生活する過程で、主

体に変化して新たな「主体 - 環境」関係を形成して新しい種となったものとするならば、その時点で、人間世界はイエネズミ類にとっては原環境となったとみることができる。代替環境の中で「主体 - 環境」関係を結びながらも、主体に大きな変化が生まれなければ分布の拡大で留まる。

7. 代替環境形成と自己人為淘汰

同じことは、人間自身についてもいえる。生活場所の自然の変化、移住が、原環境から代替環境への転換となる。とくに数百万年の経過の中では、気候変動がたびたびおこり、それに対応して生活地の自然の変化がおこり、原環境から代替環境への転換がたびたびあった。また生活地から移住、分布の拡大にともない、自然の異なる地域で生活するようになり、そこでも代替環境と関係を結ぶことになった。しかし、それだけであるならば、他の生物における原環境から代替環境へ、代替環境から新たな原環境へという転換と変わるところはない。そうではなく、そこには、人類独自の転換があった。人間の「主体 - 環境」関係に大きな変化をもたらしたのは、生物世界をふくむ環境としての自然の大変化だけでなく、主体である人類のがわに生まれた大変化にあった。そのもっとも重要な変化であった道具の製作と使用、その変化に焦点をあててみることにする。

道具に関して人類は、環境との間に三通りの関係をもつことになった。その一つは、からだと道具との関係である。第二のことは、環境として大部分を占める生物世界など自然との直接の関係である。そして第三は、身体と道具が結合して他の環境と対応することである。

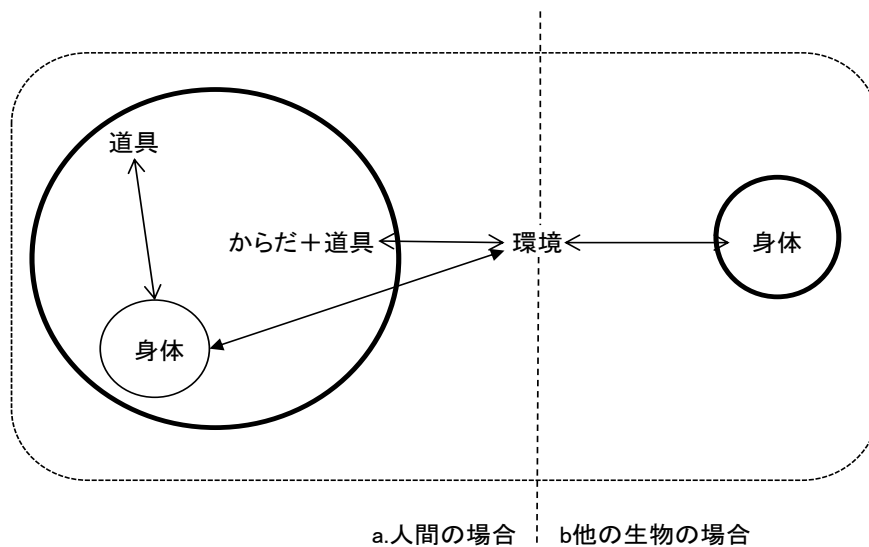


図3 人間と他の生物における「主体 - 環境」関係の比較 [(岩田 2008a) を改変]

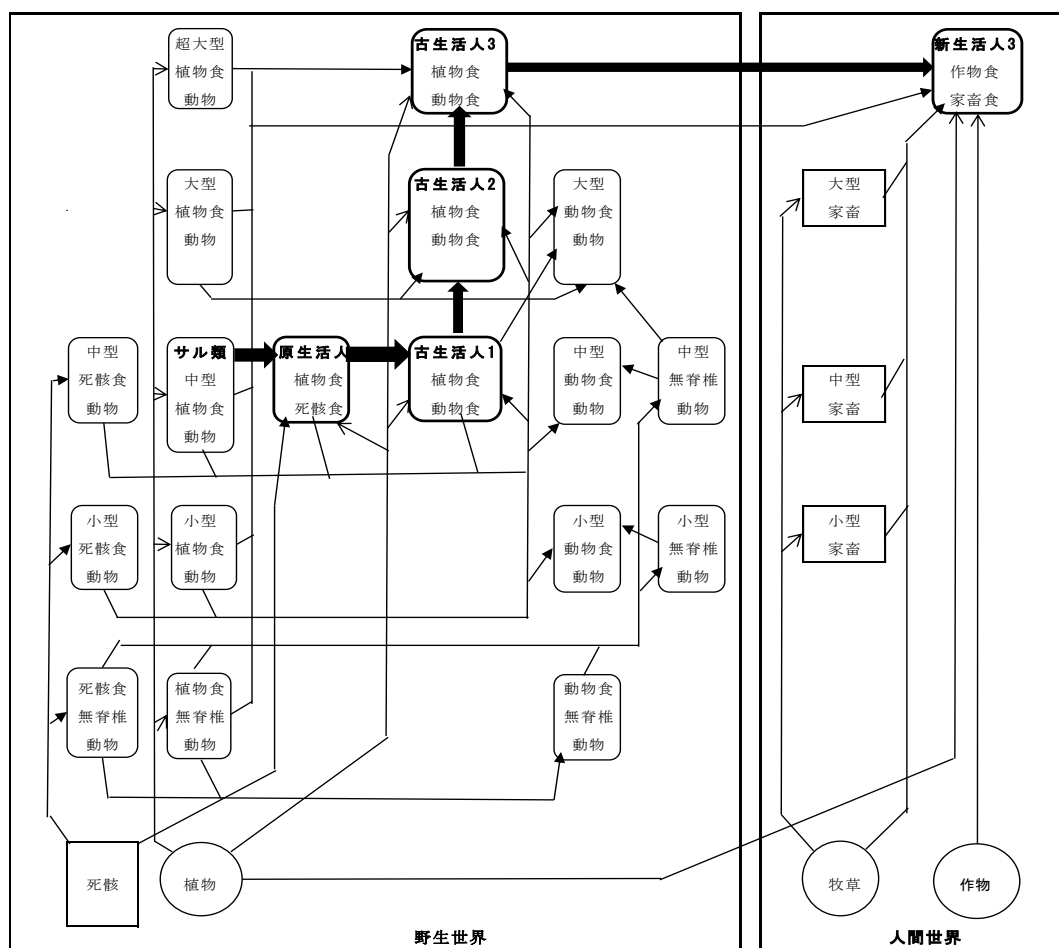


図4 人類の歴史における生物世界の中での位置(生態的地位)の変化 [(岩田 2008a)を改変]

→: 動物食, 死骸食 →: 植物食 →: サル類から人間へ, 原生活人から新生活人へ

ただし、人類の系統を示したものではない

道具を使って他の生物とかかわることになると、からだだけのかかわりかたとは大きくちがう「主体 - 環境」関係を結ぶことになった。たとえば、木の枝を材料にして掘り棒のようなものを作り、地中深くにあったいも類、あるいは球根類のようなものを掘り出すことができたというようなことがあった場合、あるいはまた自分たちを襲う敵を倒すほどの威力はないものの、撃退する、襲う相手の行動をひるませる効果が生まれたとしたら、動物としては、その生活のしかたに別種になったとみてもよいほどの大きな変化をうみ出したとみることができる。こうなれば、もはや代替環境の域を脱して、新しい種の誕生として新たな原環境に変わったということになる。

これにはもう1つの「主体 - 環境」関係の変化がみられた。それは、確実に役立つ道具をつくるための技能が必要であるし、できた道具をたくみに操る技能も必要である。その実現のための、道具への馴化ともいうべき身体的変化がともなっていたはずである。これは、環境とかかわる人間主体のがわの自己改造である。また「自己人為選択」ともいうことができる。

こうした変化の蓄積によって、人間になるまでの間に前足が手に転換したことなどさまざまな自己改造があった。前足は、サル時代においては歩行のためと必要なものを採る手段、あるいは敵を撃退させる手段としての器官であったが、足のもっとも基本的な歩行のための器官という機能が失われて、かわって道具の製作と使用が重要な役割となった。そのことは当然のことながら、後ろ足は歩行器官のための、また体重を支えるための唯一の器官になった。また頭の大形化と神経細胞の増大も、それだけの単

なる形態的な変化にとどまらないで、道具の製作・使用などに欠かせない「目 - 手」協調などに大きく役立つものへの変化も誘発したとみることができる。形態的な変化でとどまったならば姿勢の不安定化、歩行の困難さなどをうみ出したにちがいない。

こうした道具の製作・使用、身体的な変化は、生活様式の基盤となっている食物連鎖（他の生物との相互関係）の中の位置の変化とも相互作用的に進んだ。図4に示した原生活人とは、アウストラロピテクス属（初期人類）を生活様式からみたもので、採集植物食・死がい食生活をしていた段階をいう。

古生活人は、Homo 属の出現から Homo sapiens の農耕生活以前の狩猟採集植物食・哺乳動物食の段階をいい、道具と共同狩猟の発達にともない、食物連鎖の中の位置を次々に転換していったので、1から3へ進展した。最終の3になると、大型狩猟哺乳動物でさえ狩猟・捕食できなかったマンモスのような超大型植物食哺乳動物をも狩猟・捕食できるようになった。新生活人は、漁業など狩猟動物食生活をふくんだ農耕を中心の生活様式の段階をいう。

8. 人間は培育動物か

人間は、培育動物なのであろうか。それとも里動物か、あるいは野生動物か。培育動物と里動物との間の決定的なちがいは、すでに述べたが、人間世界で生活するにあたって、人間によって強制されたのか、それとも自体の主体性において移住したのかということである。里動物は、強制されることなく、時には人間によって排除されながらも、自体の主体性において人間世界の中で生活するようになった。そうだとすると、“人間は、里動物である”ということができる。人間は、他の動物に強制されて人間世

界の中で生活するようになったのではない。一方、野生世界で生活している人間もいる。狩猟採集生活している人たちである。しかし、これらの人たちも、野生世界全体からみれば極めて狭い範囲ではあるが、自身がつくった人間世界の中で生活しているから、狩猟採集民は、野生世界と人間世界の二重の生活をしていることになる。しかし、人間を他の里動物と同一視することはできない。人間は、里動物とも培育動物とも決定的なちがいを身につけている。それは、ここで人間世界とよんでいるものは、自身によってつくり出したことである。ここに、小原秀雄がいう「自己家畜化」の一つの特徴がみられる（小原2007）。

参考文献

- 岩田好宏（2004）「在来生物相の変化」『千葉県の自然誌本編 8 変わりゆく千葉県の自然』千葉県史料研究財団編，千葉県
- 岩田好宏（2005）「野生倫理と教育」教育科学研究会『教育』718号 国土社
- 岩田好宏（2006）「授業実践『農民日誌を読む』記録 子どもと自然学会『子どもと自然学会誌』8号 子どもと自然学会
- 岩田好宏（2008a）『「人間らしさ」の起原と歴史』ベレ出版
- 岩田好宏（2008b）「野生生物保全と里山」『野生生物保全事典』野生生物保全論研究会編，緑風出版
- 岩田好宏（2010）『植物誌入門—多様性と生態』緑風出版
- 岩田好宏（2013）『環境教育とは何か』緑風出版
- 小栗有子（2016）「『ノネコ問題』を考える視点と鹿児島大学鹿児島環境学研究会の取組」鹿児島大学鹿児島環境学研究会『「奄美大島の明日を考える奄美国際ノネコ・シンポジウム」記録集』鹿児島大学鹿児島環境学研究会
- 小原秀雄（2007）『小原秀雄著作集 4 人間（ヒト）学の展望』明石書店
- 金子之史（2006）『ネズミの分類学』東京大学出版会
- 西田睦（1994）「ヨシノボリ類における生活史変異と種分化」『川と海を回遊する淡水魚』後藤晃ほか編著，東海大学出版会
- 林一六（1990）『植生地理学』大明堂
- 伴昌彦，宮本正美，丸山直樹（2000）「日光のノイヌの糞内容」『野生生物保護1（2）』『野生生物と社会』学会
- 水野信彦（1987）「ヨシノボリ類」『日本の淡水魚類—その分布，変異，種分化をめぐって』水野信彦・後藤晃編著，東海大学出版会
- [いわた よしひろ／元千葉県立千葉高等学校教諭／生物教育学・環境論]

総合人間学的老年論（序説）

A Synthetic-Anthropological Theory of Old Age

木下 康光

KINOSHITA, Yasumitsu

少子高齢化社会、認知症、特別養護老人ホーム、介護殺人、下流老人などという言葉が毎日のように耳にされる昨今、老人問題は現在最もアクチュアルで、最も切実かつ深刻な問題の一つであるが、これを対象とする学問は老年学（gerontology）として存在するものの、実態としては医学や社会学の一部がこれに携わるのみで、広くまた深い問題領域を持つ老年の問題と総合的・包括的に取り組む動きはようやく始まりかけたばかりというのが現状のようである。実際老人問題は医学と社会学の対象であるのみならず、倫理学、哲学、心理学、文学、さらには文化人類学や民俗学など様々の学問の対象ともなるべきもので、その意味でまさに総合人間学にうってつけの好研究テーマと言えよう。そのような意識において、筆者自身の日々の老化の実感のもとに、この問題を総合人間学的に概観しようとする、浅学を顧みないいささか無謀な試みをするものである。

1. 高齢化社会

先ごろ（2017年1月5日）日本老年学会が現在WHOに合わせ65歳以上とされている「高齢者」の定義を見直して75歳以上にすべきだとする提言をしたことがメディアで報じられたが（なおそれに伴い65～74歳は「準高齢者」、90歳以上は「超高齢者」と呼ぶとのこと）、実際我が国社会の高齢化

の進展の速度には恐ろしいものがある。2015年の統計によると、65歳以上の高齢者は全体の26.7%ですでに人口の4分の1を超え、2030年にはさらに高齢化が進んで高齢化率は31.6%に達すると予測されている。これが1950年の時点ではわずか4.8%、全体の20分の1にも満たなかったのである。古希という民間の行事が字義通りの実感をもってめでたく祝われなくなったのも当然である。

同様にまた日本人の平均寿命も2015年段階で、女性87.05歳、男性80.79歳に達した。これが1950年の時点では女性61.4歳、男性58.0歳だったのであり、さらに第1回国勢調査の行われた1920年（大正9年）においては平均寿命が女性46.54歳、男性44.82歳にすぎなかったのである。この平均寿命の低さは主として結核などの感染症、低い衛生および栄養水準、乳幼児の死亡率の高さに起因するとされる（上野2006）。それに反し、現代の3大死亡原因とされる癌、心臓病、脳卒中はいずれも加齢に伴う病気、すなわち老齢になってようやく起こる病気なのである。

ついでながら、幸若舞『敦盛』の中で「人間五十年」と謡われるが、人生五十年は江戸期までの通念であった。満五十歳で旅に没した松尾芭蕉の句に「老いの名の有りとも知らで四十雀（シジウカラ）」というのがあるが、これは言うまでもなく

「老いは五十から」という俚諺を踏まえたもので、一見戯れ句に見えるが、その実芭蕉翁は内心で己の寿命を予感していたのかもしれない。

2. 老後への不安

少子高齢化社会にあって社会福祉の切り下げが進む中、老後への不安が今日の社会を覆っている。老後への不安の社会的・歴史的要因としては近代における産業化、都市化に伴う核家族化と家族制度の崩壊、さらには地域共同体の崩壊を挙げることが出来る。それゆえ老人の介護を家族と地域に担わせようとする、現在政府が進めている政策はアナクロニズムに過ぎないことがわかる。それはともかく、長寿社会にあってとりわけ老人たちの不安の源となったのはかつて痴呆症と呼ばれた、人格のアイデンティティを喪失する認知症への恐怖であった。ピンピンコロリ（ピンコロリ）が願われ、ぽっくり寺参りが流行する。有吉佐和子がいち早く『恍惚の人』

（1972）でこの問題を取り上げ、文学が社会を動かす一事例となった。それでもこの問題に対する政治の動きは遅く、介護保険法が制定されたのはようやく1997年のことであった。

では近代以前においてはどうだったのか。封建道徳が支配し、家族制度が確固として存在した近代以前にあってとりわけ重視されたのは社会制度の基礎としての「忠」とともに、家族制度の基礎としての「孝」の規範であった。儒教の本場中国では親を虐待した子に対し不孝の罰として残虐極まりない剥皮の刑が行われたのはその極端な例だとしても、親の死後3年間喪に服するのが習慣であったほど親は尊ばれたのだった（末永2015）。

大体が変化の乏しい静的な社会であった近代産業

成立以前の社会にあって、そもそも比較的数量も少なかった老人は経験と人生智に富む者として貴重な存在だったのであり、アフリカの格言で「年寄りの死は蔵書の焼失」と言われ、「生きた古文書」と言われたように無文字社会において老人は生き字引的存在、賢者として畏敬の対象とされたのだった（ミノワ1996：14，18）。“Old head and young hands.”という英語の諺も、老化とともに肉体は衰えてもなお智恵と知識において若者に勝るとする思想が人類共通であることを示していよう。我が国の場合老人尊重の思想は長老、元老、年寄、家老などの語に見て取れようが、民間にあって重要な祭事に際し、宮座で神主を務めるのは一般に最年長者であった習わしも敬老精神の端的な例として挙げられよう。能において老人の姿をした神として翁が登場するのは祖霊信仰に基づくものと思われるが、そこにはまた老人を尊崇する思想も反映しているのかもしれない。

だが近代以前の社会を支配していたのはこのようなポジティブな老人像ばかりではなかった。またそれと同時に現実生活においては悲惨な老人の姿も見られないわけではなかったのだった。生産力が低く慢性的飢餓に苦しむ社会にあっては、とりわけ飢饉の年など、ペローの童話『親指小僧』やグリム童話『ヘンゼルとグレーテル』に見られるように西洋においても捨て子の習慣のあったことを暗示するが、わが国ではこれが間引きという形で行われたことは周知の事実である。口減らしの対象となったのは嬰兒ばかりではなかった。役立たずの厄介者としての老人は穀潰しとして居づらい立場に置かれたのであり、時に遺棄の対象とされた可能性のあることを物語る民間伝承が数多く存在するのである。六十歳を迎えた老人が僅かな食料を持って家を出、そこで静

かに死の迎えを待つというデンデラ野や、オジ捨森・オバ捨森の伝承はこの慣習についてのなにがしかの消息を物語るものであろう（宮本 1972：230 以下）。

信州姨捨山の名は「わが心なぐさめかねつ更科や姨捨山に照る月をみて」（古今集）の歌によってとりわけ有名である。深沢七郎『檜山節考』はこの伝承を素材にして近代ヒューマンイズムに真っ向から対峙する美しい自己犠牲の物語世界を創り上げ、一大センセーションを巻き起こしたことがあった。ついでながら、信仰のゆえに南方浄土を目指し、小舟に身を委ねて自ら死出の旅に立つ補陀落寺住職の心理的葛藤を描いた井上靖『補陀落渡海記』も、信仰と自発的死をめぐる反近代的な慣習を題材にしたものであった。ちなみに四国八十八箇所巡礼には冥途の旅の生前模倣的な要素があり、巡礼が身に着ける白衣は死に装束だという。「道のべに阿波の遍路の墓あはれ」という愛媛生まれの俳人高浜虚子の句は、旅の途中で行き倒れ、覚悟の野垂れ死を遂げた人が珍しくなかったことをしのばせる。田宮虎彦の名作『足摺岬』もこのような遍路の文化を背景にして生まれたものであった。

老人の遺棄・殺害あるいは強制的自殺の慣習や伝承は古今東西世界各地に見られるが（ミノワ 1996：16 以下、179）、この問題をテーマにした話は民間説話の世界にも見出される。最もよく知られる棄老説話は「鳴らぬ太鼓に鳴る太鼓、蟻通し、灰縄」という難題譚として語られるもので、老人遺棄の国法に反し孝行息子によって密かに養われていた親がその知恵によって国難を救うという、この敬老を説く説話の原話と思われる話は仏教聖典雑宝蔵經の「棄老国」に見られる（蛇の雌雄、板の本末、馬

の母子の見分けなど）。もうひとつ比較的よく知られるのは老親の虐待を戒める笑話の形を取ったものである。すなわちグリム童話「お爺さんと孫」

（KHM78）では、老い衰えた年寄りが手が震えて陶器の鉢を落として割ってしまい、息子の嫁から叱責され木の鉢で食べさせられることになる。あるとき幼い孫が同じような木の鉢をこしらえているのを見た息子がそれをどうするのかと問うたところ、大きくなった時にお父さんたちに使ってもらうためという無邪気な孫の答え。これを聞いて、息子夫婦は翻然と自分たちの非を悟り老人の虐待をやめる、というものである。明日は我が身で親不孝を戒める同じ趣向の話は中国でも（「賢い孫嫁」わざと茶碗を割る）（馬場 2007）、また朝鮮でも見られ（「親を捨てて不孝者」捨てた背負い子をまた拾う）（渋谷 1980）、ヨーロッパでもすでに中世に「割いた毛布」という名で知られる話として流布していたのであった（ミノワ 1996：261）。

3. ネガティブなものとしての老い

死をゴールとする生命の衰退過程としての老年は古来忌み嫌われ、怨嗟的となるのが一般であった。北米インディアンのナンピクワラ族では「若くて美しい」、「老いて醜い」はそれぞれ一語で表現されるという（ミノワ 1996：15）。キケロは「人は老年を手に入れたいと望むが、手に入れると非難する」と言っている。この屈折・矛盾した思いは老年を答えとするドイツの民間なぞ「誰もが願うが願わないもの」を生んでいる。回春の願望はまた「若返りの水」で知られる民間の笑話に結晶している。すなわち、山へ薪を取りに行った爺がどうしたことか若返って山から戻って来る。わけを聞くと若返りの水を

飲んだためだという。これを聞いた婆は自分も福にあずかろうと急いで山に出かける。婆がいつまで経っても戻ってこないのを爺が様子を見に行くと、泉のほとりでおぎゃあおぎゃあと赤ん坊が泣いている。婆は若返りの水を欲張って飲み過ぎたのだった。

ちなみに不老不死の願いは徐福伝説にもなっているが、不老と不死はふつうセットで語られる。ところが神に不死と一緒に不老、すなわち永遠の若さを願うのを忘れた場合一体どんなことになるか、どんな悲惨な老年を迎えねばならぬことになるか、を示しているのは『ホメロス賛歌』におけるティトノス（ホメーロス 1985：175 以下）、さらには『変身物語』におけるシビュラ（オウィディウス 1966：495 以下）である。喜びのない生ける屍に等しい同じ悲惨な老年の姿は『ガリヴァ旅行記』にも見られる（スウィフト 1951：258 以下）。そこでは死はむしろ救いなのであった。

永遠の青春は非現実の世界にしか存在しないのだった。桃源郷や水底の国では地上とは異なる時間の原理が支配していることを我々は浦島説話から知っているが、異界においてこそ時間は無効だが、現実の地上世界にあっては時間こそは最高の原理、不可抗的鉄則なのだった。

「さあ楽しもう／若いあいだに／喜ばしい青春の後に／煩わしい老年の後に／我々は大地のものとなるのだから」とか、「曙が輝いている間に、若者たちよ、花を摘め」と中世の学生歌は歌うが、「死を思え」のはかなさの感情と結びついて、老年を嫌厭し青春を賛美するラテン語の青春賛歌や格言は枚挙に遑がない。現実世界における一般的な老年観はこのようにネガティブなものであった。

4. 老年の弁護論 … 理想の老年像

(i) キケロ

このようなネガティブな一般的老年観にあえて異を唱え、老年をむしろポジティブなものとして弁護したのは古代ローマの雄弁家キケロであった。当時 61 歳のキケロは『老年について』（キケロ 2004）(1)において、功成り名遂げて 84 歳を迎えた大カトーをして二人の若者を相手に悠揚迫らぬ態度で語らせるという体裁で自らの老年論を開陳する。その中でキケロは、老年と死は生あるものの宿命として免れることのできぬ自然の理なのであり、よく老人は気難しいとか怒りっぽい、あるいは吝嗇だなどと非難されるが、それは年齢ではなく本人の性格のせいなのだ、歳を取ると呆けるというのが愚かな者は若者にもいる、と言う。老人の欠点をこう弁護した上で、むしろ老年の功德を主張する。悪徳の源である快楽から縁遠くなって欲望の苦しみや煩惱から解放されるのは老年の恵みなのであり、日常の雑事に煩わされることなく心静かに精神的な快楽を追求することができるのは最高の喜びだと言う。ここでプラトン『国家』（329-c）で語られる悲劇作家ソポクレスの逸話が引き合いに出される。高齢に達したソポクレスがあるとき愛欲の喜びのことを聞かれ、それがなくなって淋しいどころかむしろ意馬心猿の苦しみから解放されて平和と自由を得たことを喜んでいると語るのである。（これと反対の主張をしているのが谷崎潤一郎である。70 歳のときに書かれた『鍵』、そして 75 歳で書かれた『瘋癲老人日記』において谷崎は「枯れる」ことを理想とする我が国の伝統的精神風土に逆らい、死を意識するほどに性欲が亢進することもあり、時に生への執着はすなわち性への執着として現れるという事実の認識の上に、エロス

とタナトスの密かな関係を文学作品化したのだった。）

キケロにとって死とは生の成就、完成を意味するのであり、「我々は自然から短い生しか与えられていないが、よく過ごされた生の記憶は永遠だ」と言うように、魂の不死を信じる彼には品位ある生と死後の名声こそが最大の関心事なのだった。（加齢・老化を衰えと見ず、完成に向かったの成熟と信じることのできた人に葛飾北斎がいる。90歳を迎えた北斎は、あと10年あれば神妙の域に達することができるのに、と言って嘆いたという。なお、耳順・従心と言った孔子もこうした老年観の系列に入るだろう。）

（ii）ヤーコプ・グリム

キケロの驥尾に付して老年を弁護したのはグリム兄弟の兄ヤーコプ・グリムだった。1860年プロイセン王立科学アカデミーで行われた講演『老年について』（Grimm 1991: 189 以下）において当時75歳のグリムは、まずキケロの老年論を引き合いに出すことから始め、幼年・青年・壮年・老年の各時期を春夏秋冬になぞらえた後、上昇・興隆と下降・衰退を表した人生の階段図が少年時両親の寝室の壁に貼られていたのを思い出す。続けて「十歳こども、二十若者、三十大人、四十変わらず、五十老い初め、六十結構、七十年寄り、八十真っ白、九十子供の笑い種、百お気の毒」という民間口誦や老年にまつわる民間伝承を紹介し、そこでは常に負のイメージが支配していることを確認する。だが「誰もが長寿を願いながら、歳は取りたくないと思うのは矛盾しています。老人は人生の最終ステージに歩み出る恵みを享けたことを感謝すべきなのです。彼には、しみ

じみとした哀愁の念とともに来し方を振り返ること、いわば蒸し暑かった昼が去った後、夕方の爽やかな涼しい空気の中で家の戸口の前に置いた床几に腰かけ、過ぎ去りし人生全体を回顧することが許されているのです。」と印象的に語る。そして老年に固有の短所や欠点、障害や故障を認めつつ、それを上回る長所や特典について述べる。そしていずれも長寿に恵まれ、堅忍不拔の勤勉によってプロイセン興隆の大事業を成し遂げたフリードリヒ大王と巨人的自然科学者アレクサンダー・フォン・フンボルトの名が挙げられ、ついでに己の、日暮れてなお道遠しの感のあるドイツ語辞典編纂の大事業について言及し、自らを鼓舞する。

この老年論の中でとりわけ興味深いのは老年の特典として社会的束縛からの解放が挙げられていることである。ゲッティンゲン七教授事件に連座して大学を追われた体験を持ち、またフランクフルト国民議会にも議員として参加し憲法制定運動に加わったグリムにとって、良心あるいは精神の自由こそはなににもまして大切なものであった。「自由精神の持ち主たる老人にとって最も願わしく思われる憲法とは、万民を最大限保護しつつ、妨げられることの無い不可侵の自由を各個人に与え、かつ全体として統合するものです。私たちが今置かれている現実はそのような願いからは計り知れぬほど遠く隔たっていますが、でもそのような理想を私たちの眼前に導きの星として思い浮かべましょう。そのような星が地平線の上にもう微光を放っているのが見える、と老人が妄想するのを誰に止めることができるでしょう。」国民議会によるドイツ皇帝即位の要請を頑なに拒んだプロイセン王の、そのアカデミーにおけるこのような発言は大胆と言うほかなかった。己の信

念と未来の夢を大胆に語るその勇氣は一体どこから来るのか。グリムはこう語っている。「自分が認識した真理を勇敢に表明しようとすることに対してかつて抱いた怖れや懸念は、墓場に近づけば近づくほど遠ざかって行くものです。」この言い方はキケロの『老年について』（キケロ 2004：67）および『プルターク英雄伝』のカエサル（14 節）のところで語られる二つの逸話を思い起こさせる。すなわち前者においては、僭主ペイストラトスに「一体何を頼んでそんなに大胆に逆らうのか」と問われてソローンは「老年を」と答えたといえられ、また後者においては、カエサルからその権勢を恐れぬ理由を聞かれて、高齢の元老院議員は「老齡が恐れなくしているのだ」と答えたというのである。死の避難所を目睫の間にした老人には恐れるものは何もないのだった。

グリムはこの講演を、82 年の長寿に恵まれ晩年の叡智を称えられたゲーテの詩からの引用をもって終えている。自伝『詩と真実』第2部冒頭のモットーで「若き日の願いは年老いて心ゆくまで満たされる」と書くことのできた老賢者ゲーテはまことに人間的成熟と完成の最高の見本であった。

5. 老いとう向き合うか

“Alter macht weiß, aber nicht immer weis’.”（歳は頭を白くするが賢くするとは限らぬ）という俚諺がドイツにあるが、ゲーテのように加齢が成熟と完成を意味する人ばかりではなかった。むしろ大多数の老人は精神力のみならず、体力、生活力において社会的弱者であり、福祉と介護の対象とならざるを得ないのである。

このような寄る辺なき老人にとってまさに楽園と

も見える国家がかつてこの世に存在した。インカ帝国がそれで、この国ではすべての者に衣食住が保障されるのみならず、寡婦や孤児の保護と働けなくなった老人や病人の介護がなされる、完全に生活の保障がされた社会であった。その様は『インカ帝国史』（レオン 2006）および『インカ皇統記』（ベーガ 2006）に詳しい。ただこの社会は神官・貴族と一般人民から構成され、一般人民は奉仕と引き換えに生活保障が与えられるだけの一種の全体主義国家で、個人の自由のないいわばアリやハチのような社会であった。

トーマス・モアの描くユートピアも私有財産を否定した平等な福祉国家であった。病人は懇ろに世話されることは言うまでもないが（老人がことさら話題にされることはないが、ここでの病人には自活不能な老人も含まれていよう）、回復の見込みのない病人についての記述は大変興味深い。そこにはこう書かれている。「しかしもしその病気が永久に不治であるばかりでなく、絶え間のない猛烈な苦しみを伴うものであれば、司祭と役人とは相談の上、この病人に向って、これ以上生きていても人間としての義務が果たせるわけではないし、いたずらに生き恥をさらすことは、他人に対して大きな負担をかけるばかりでなく、自分自身にとっても苦痛に違いない、だからいっそのこと思い切ってこの苦しい病氣と縁を切ったらどうかと勧める。」その後に「勿論死ぬのを嫌がるのを無理に死なせることはないし、またそういう人をおろそかに取り扱うということもない」とあるのだが（モア 1957：131）(2)、ともあれここには尊厳死の思想を読み取ることができる。自殺は従来キリスト教社会ではタブーとされてきたものであったが、尊厳死さらには安楽死の問題は延命医

療、苦痛からの解放、生命操作、社会的コスト、自己決定など様々の観点から生命倫理をめぐる議論の喫緊のテーマとなっている。その場合ナチの優生学思想に見られるような貧困な生命観をどのようにして克服するのか、生きるに値しないとはどういうことか、またそれを誰が判定するのか、が徹底して問われなければならないのである。その問いは生命とは何か、人間はどこへ行くのか、医療・医学のそもそもの目的とは何か、という問いとも重なっていることは言を俟たない。

このほかカンパネッラ『太陽の都』（1602）でもユートピアが描かれ、若者は老人の世話をし、代わりに老人は若者の相談役の務めをするとされる（カンパネッラ 1992：34，51）。フランシス・ベーコン『ニュー・アトランティス』（1627）も一種のユートピア物語だが、老人についての記述は特に見出されない。ウィリアム・モリスの『ユートピアだより』（1890）でも、幸福なユートピアではそもそも人はあまり歳を取らずいつまでも若さを保てるようで（モリス 1971：291，326）、まるで老人問題など存在しないかのようだ。モリスにとってユートピアは桃源郷のごとき異界として地上の時間の原理が働かない世界なのかもしれない。アリストテレスは時間とは変化であるとしたが、老化のないところでは時計は止まっているのだ。

さて現実に戻り、自活能力を失った老親の面倒をいったい誰がみるのか、という人類に固有の問題を扱ったのがシェイクスピアの『リア王』（1605 頃）だった。この中でサブストーリーの悪役を演じるグロスター伯の庶子エドモンドは「年寄りが倒れるとき、若者が立ち上がるのだ」（“The younger rises when the old doth fall.”）と捨て台詞を吐いている

（第3幕3場）。すなわちここでは若者と老人は共存不可能な排他的関係に置かれている。これに対してザクセン・ワイマール大公妃アンナ・アマーリエの61歳の誕生日を祝う祝祭劇の中で、「若者を導くのは年寄りの仕事。両者が手を取り合って進んでこそ、幸せに恵まれるというもの」、「年寄りを敬うのは彼らが私のために生きてくれたからです。若者を大切に思うのは彼らがこれから私のために生きてくれるからです。」と世代間の対立でなく世代間の協調を説いたのはゲーテであった（Goethe 1966: 303）。

なお親の扶養をめぐるこの問題について、古代アテナイの民主主義の基礎を築き、ギリシャ七賢人の一人とされるソロンの定めた法によれば、親に技術を身に付けさせてもらえなかった息子は父親を養う義務がないとされた（プルターク 1952：33）。つまり子の教育と親の扶養がセットというわけで、まことに合理的と言うべきか、辻褄の合った考え方ではある。

老人問題は人類特有の問題である。それは人類固有の自然と文明の問題と言い換えることもできる。医療にせよ、安楽死や生命操作の問題にせよ、それらは人間が自然の支配を脱しようとする、それどころか逆に自然を支配しようとする人類文明の現象に他ならない。生物学的弱者たる老人の保護・介護もこれと同じ性格の文明現象と言えよう。自然から遠い先進国ほど高齢化率が高いのはその証左である。

こうしていわゆる先進国においては高齢化社会が現出する。だがコストの負担に耐えかね余裕を失ってきた社会では年金や福祉の切り下げが進み、生物学的死の前に社会的・経済的死に見舞われることへの不安が広がっている。他方、65歳以上の老人の

4人に1人が認知症に罹るという現実の中で

(Kanowski 1984: 254, 256), 高齢者はさらに認知症の恐怖にも怯えねばならない。これに加えて高齢者の苦しみをさらに強めているのは、己を無価値で用(益)なき身と覚える自己否定の意識である。自己実現と社会参加としての労働の機会を奪われている老人には、社会に役立つという生きがいを見つけるのはなかなか困難である。それに加えて近代産業化社会特有の、成功と失敗の人生感情が多くの人々の心を苛む。すなわち近代以前の静的な共同体的社会においては見られなかった、個人意識と競争の成果の意識である。またたとえ老齢にもかかわらず労働の機会に恵まれた者でも、機械化・自動化が進む進歩発展の産業社会においては老人が長年かけて蓄えた知識や経験も一日にして無価値なものにされかねないのである。

効率と成果をますます追求する現代資本主義社会はこのように老人にとってまことに住みにくい社会と見える。だがこれを人類の歴史的所産と受け止めた上で、今日の社会において老年を如何にすれば少しでも生きやすいものにすることができるかがあらためて切実な問いとして問われねばならない。ここは問題提起の場であって、それに答える用意などまったくくないが、古希を迎えた筆者が今漠然と思っていることを記してそれに代えたい。

老年はまずなによりも家庭的・社会的義務から解放された自由な時間であり、余生とは何もしなくてもよいが何をしてもしよよいという特典なのである。グリムが講演で語ったように死という究極の解放に向けて人は歳を取ればとるほど自由になるのだ。そして死というゴールを前にして老年は人生全体の回顧と総括の時である。己の一生を顧みて自己認識を深

め、己の人生の意味に思いを凝らす時である。

Memento mori! (死を思え) を実践する老人は哲学者である。その際、死後の魂の問題、来世観の問題、すなわちどのような仕方にせよ魂の不死を信じることができるかどうかが決定的な意味を持つことになる。というのも魂の不死の信仰は、神の存在の信仰と同じ性格の Postulat (絶対的要請) と思われるからだ。ともあれ、筆者としてはゲーテの次の言葉に共感を覚える。「老人はいつも自分は神秘主義者だと言うであろう。」(『箴言と省察』Nr. 1315)

注

(1) 老年を主題とする西洋古典文学については本書の解説に詳しい。

(2) モアは本書第2巻9章で富者の不正と強欲を舌鋒鋭く指弾する一方、酷使の上に保障もなしに投げ出される貧しい下層労働大衆の老後の悲惨な現実を告発している。ここの部分の記述は1516年に書かれたとは思えない、現代にも通用する生々しい迫力がある。

参考文献

- フィリップ・アリエス (1983) 『死と歴史—西欧中世から現代へ—』伊藤・成瀬訳、みすず書房
- 上野千鶴子 (2006) 「ケアの社会学」『クォータリー「あっと」3号』太田出版
- オウィディウス (1966) 『転身物語』田中秀央・前田敬作訳、人文書院
- トマス・カンパネラ (1992) 『太陽の都』近藤恒一訳、岩波書店
- マルクス・トゥッリウス・キケロ (2004) 『老年に

ついて』中務哲郎訳，岩波書店
 木下康光（2015）「ヤーコプ・グリムの老年論」
 『流域』77号，青山社
 渋沢青花（1980）『朝鮮民話集』社会思想社
 ジョナサン・スウィフト（1951）『ガリヴァ旅行記』
 中野好夫訳，新潮文庫
 末永高康（2015）「剥皮の刑」，『創文』No.20，創
 文社
 中務哲郎（2016）「笑う長寿者たち」『極楽のあま
 り風』2016年増補版，ピナケス出版
 馬場英子他編訳（2007）『中国昔話集2』平凡社
 プルターク（1952）『プルターク英雄伝（二）』河
 野与一訳，岩波書店
 インカ・ガルシラーソ・デ・ラ・ベータ（2006）
 『インカ皇統記』牛島信明訳，岩波書店
 ホメーロス（1985）『四つのギリシャ神話』逸身喜
 一郎・片山英男訳，岩波書店
 ジョルジュ・ミノワ（1996）『老いの歴史』大野・
 菅原訳，筑摩書房
 宮本常一他編（1972）『日本残酷物語 第1部「貧
 しき人々のむれ」』平凡社
 トーマス・モア（1957）『ユートピア』平井正穂訳，
 岩波書店
 ウィリアム・モリス（1971）『ユートピアだより』
 五島・飯塚訳，世界の名著，中央公論社
 シエサ・デ・レオン（2006）『インカ帝国史』増田
 義郎訳，岩波書店

Kleinere Schriften 1, Olms-Weidmann
 (Nachdruck), S.189ff.

Siegfried Kanowski(1984) *Altern und Tod*. In:
 Winau / Rosenmeier (Hrsg.): *Tod und Sterben*.
 de Gruyter, S. 254, 256.

[きのした やすみつ
 ／同志社大学名誉教授／ドイツ文学]

（本稿は2016年7月9日追手門学院大学梅田サテ
 ライトで開催された総合人間学会第5回（通算第
 11回）関西談話会における発表に手を加えたもの
 である。）

Johann Wolfgang von Goethe(1966) *Paläophron
 und Neoterpe*. In: *Goethes Werke*, Hamburger
 Ausgabe Bd.5, S.303.

Jacob Grimm(1991) *Rede über das Alter*. In:

日本文学と戦争

新船海三郎『戦争は殺すことから始まった—日本文学と加害の諸相』を読む

Japanese literature and War:

Reading Kaisaburo Shinfune's "War Begins with Murder:

Japanese Literature and Various Aspects of Violence"

穴見 慎一

ANAMI, Shinichi

はじめに

昨年11月に開催された「〈戦争と平和の問題を総合人間学的に考える〉研究会（第七回会合）」で、新船海三郎『戦争は殺すことから始まった—日本文学と加害の諸相』（2016年、本の泉社）に出会い、強い衝撃を受けた。それは日本の戦争文学批判を展開した書（2016年、本の泉社）であり、会合では新船氏をお招きし、そのエッセンスの多くを著者本人に語っていただいた。この得難い好機をできる限り生かし、本稿では、会員、読者諸氏に本書の魅力を少しでもお伝えすることができればと思う。

そこで、まずは著者（新船氏）自身が語った「執筆の契機」を紹介し（第1節）、「構成および概要」を示したうえで（第2節）、改めて著者が「何を考えたのか」について述べ（第3節）、これを通じて「日本文学と戦争」について考えることとしたい。

1 新船氏自身による執筆の契機

新船氏は大きく四つの執筆の契機（①特定秘密保護法に反対する文学者の集会、②3.11以後の日本、③戦争法反対の闘い、④辺見庸『1★9★3★7』の

出版）を挙げられたが、それらに通底する問題意識の核には日本の戦争文学におけるある大きな偏りに対する違和感がある。それは、日本文学には、日本軍の加害（侵略、植民地化、虐殺、強姦、掠奪）について書かれたものが圧倒的に少ない、ということである。例えば、ヒロシマやナガサキ、東京大空襲についてはあまたの著作が今も尚出版されながら、「南京大虐殺」についての小説は、強いて挙げられるものを含めても、3、4作というのは、まともな文学の姿とはいえない、ということである。その傾向は、2012年から刊行された集英社の「戦争と文学」シリーズにも如実に表れており、その大半は戦争犠牲、被害について書かれたものとなっていることが指摘されている。

確かに、先の戦争の加害の側面にはまともに向き合おうとはせず、被害の側面ばかりが強調されるような日本・日本人の姿勢は、いたるところに散見される。その一つが、特定秘密保護法に反対する文学者の集会で新船氏が感じた違和感なのであろう。それは、法案反対の理由が被害者の側に立つものでしかなかったからであった。すなわち、戦時中、文学者は自由に書くことが許されず、弾圧された、だか

ら反対、とするものである。しかし、実際は、戦時中に自由に書けなかった人はごく限られていた、と新船氏は指摘する。すなわち、その他の人々は書いたわけであり、何でもないものを書いたばかりではなく、むしろ戦争へと国民感情を煽るようなものを書いたのだ。つまり、そこにはペンが容易に加害者になることを捨象して、犠牲だけをいうことの不当性が気付かれていないのだ。

「3.11」の経験とその後の震災復興の経緯への違和感もまたそこに繋がる。「フクシマ」以後、「日本は変わらなければならない」という、日本社会の在り方をその根底から問う声が高潮した。すなわち、戦後の歩み、エネルギー政策、経済の成長と効率第一主義で果たして良かったのか、と。しかし、そう問いながらも、何故、なし崩し的に原発の再稼働が推し進められ、恰も事故そのものが無かったことにされようとするのか。何故、誰も責任をとろうとはしないのか。つまり、そうした事態を前に、戦争責任、加害責任を問わないまま戦後 70 年の歳月を生きてきたことに大きな問題があるのではないか、という強い疑念が生じるのだ。

また、その一方では、一昨年の「安保法制法案」（戦争法案）反対運動を描いた小説の中で戦後生まれの世代が安倍内閣を批判する場面で用いられた言説（「新しい戦前」「日中戦争前夜」）への違和感も指摘された。それは、体験していないことを何のためらいもなく恰も当事者のように語ることで、戦争がフィクション化されてしまうことに対する懸念である。しかし、当事者が死に絶えても、戦争体験は受け継いで行かれねばならない。ならば、どうするのか。それは、決して当事者には成れない戦後生まれが、当事者意識を持ち続けることでしか解決され

得ない、と新船氏は指摘する。そのためには、フィクションである小説世界から真実を読み取り、聞き取り、自分のものにするほかないのであって、それ故、日本の戦争文学の姿勢が問われるのである。

そうした状況にあって、近刊の辺見庸『1★9★3★7（イクミナ）』（金曜日、2015 年）は、一際異彩を放つ著作であった。それは、日本軍の中国戦線での蛮行を問わないできたことの意味を問う作品であったからだ。そこで辺見は、堀田善衛の『時間』を読み解きつつ、中国に派遣されていた父親から何の話も聞いてこなかったことを省み、その足跡を辿ろうとする。おそらく、そうした試み（努力）こそが、先の戦争の当事者でない者が当事者意識を持つことができる唯一の手段ではないのか。そして、二度と「侵略戦争をさせない」という強い想いが新船氏をして『戦争は殺すことから始まった—日本文学と加害の諸相』を成立させたのである。

2 構成および概要

本書（総頁数 271）は「序—戦争体験は語れないが」に始まり、それに続く四つの章と巻末の「付—一九三〇年代の抵抗線—武田麟太郎と『人民文庫』の場合」から成るが、「序」については第 1 節で述べた「執筆の契機」と内容的に多分に重なるので割愛し、ここではそれ以後の内容について概説する。

まず、「一、それを見た作家たち」では、日中全面戦争に突入した 1937 年以降、戦場を目の当たりにした作家たちがそれをどのように書いたのか、あるいは書かなかったか、が論じられる。いち早く書いたのは石川達三（『生きている兵隊』）である。この小説はのちに発禁処分となり、禍筆事件として石川は執行猶予付きの禁固刑となるが、法廷に立った

石川は、戦争の真実を知らせ、国民に非常時を認識させることの必要を主張したとされる。そこには確かに石川の憂国の想いがあった。しかしそれは、権力側だけでなく、文学界にも受け入れられなかった。例えば、戦争・戦場の悲惨を「死にたくなければ殺すしかない、生への動物的本能」に還元しようとした石川に対して、「文学は果たしてそれでよいのか」とする宮本百合子の評言は厳しい。ただ、その指摘は多分にあたっていると新船氏も認めているが、足りないところはいろいろあろうとも、この小説が戦争は兵士が人間であることを壊し、殺し・奪い・犯すことに躊躇しなくなる狂騒の場以外ではないことを確かに伝えている、とも評価する。そして、そのことを批判の言葉で軽くしてはならない、と強調する。これに対し、「見ても書かなかった」作家の一人として林芙美子を取り上げられる。特派員として「女性の南京一番乗り」と言われた林は『黄鶴』を発表するが、人間の為したこととは思われない仕業を見て、人間が書けないと懊悩しながらも、そこを突き破ろうとはしなかった。人間をどこまでも突き止め、それを描こうとしないのでは、もはや作家は死んだと言ってもいい、と新船氏は批判する。また、戦中、戦後を通じ、日本軍の蛮行と向き合おうとした作家として火野葦平が取り上げられる。火野は兵士でありつつ作家でもあったわけであり、その点が先の二人とは決定的に異なる。火野は戦争三部作（『麦と兵隊』『土と兵隊』『花と兵隊』）によって一躍文壇の寵児となるが、戦後、「戦犯作家」として戦争責任を追及され、一時期公職追放の処分を受けていた。しかし、それらの作品を今読み返してみても、そこには兵隊の苦労がありのまかに書かれていて、必ずしも戦争を煽るものの強さは感じられない、

と新船氏は擁護する。戦後の反戦・平和の流れの中で、自らに都合の悪い過去を葬り去ろうと努めた作家が大勢を占めたのに対し、火野は、戦後のバカ正直ともいえる削除ヶ所の復元を行い、その後自らの命を絶った。それは、重い気持ちは持ちつつも目をそらし、見なかったことにして戦場を飛び歩いたことへの火野なりの贖罪であったのかもしれない。作家が何事かを見、それを書く、あるいは書かない、ましてや戦争とくに日本軍の蛮行にどう向き合うかは、ただ事実がそこにあったかなかったかだけを意味するのではないのだ、と新船氏は強調する。

次に、内容的に強い関連を持つと考えられる二つの章（「二、もう「鬼子（クイズ）」とは呼ばない」「三、「かんにんしとくなあれ」と叫ぶ兵」）に言及する。なぜならば、そこでは日本軍の加害の諸相を描いた作品を通じて、「人間とは何か」が最も先鋭な仕方で繰り返し問われているからである。前者では、「南京大虐殺」を描いた堀田善衛の『時間』が取り上げられる。そこで堀田は、主人公の中国人の目を借りて、日本軍の蛮行を描いてみせた。知識人も職人も農民も、郷里にいれば穏やかな人柄の人間が、戦場ではなぜ兵士ではない一般人まで殺戮をほしいままにし、犯すのか。堀田は、家族を惨殺された主人公に日本兵を「鬼子（クイズ）」と呼ぶのを止めると宣言させ、彼らは紛れもない人間だ、とする。それはどういう意味を持つのか。後者では、井上俊夫の『初めて人を殺す 老日本兵の戦争論』が取り上げられる。それは、井上自身の初年兵としての体験を綴ったものだが、二十歳で招集された井上を戦場で待っていたのは、実際の戦闘ではなく、度胸付のためになされた実物の人間を使った銃剣術の刺突訓練だった。命令されるがまま、井上は、二十

代の中国人捕虜を銃剣で突いた。捕虜は炊事場で働かされていた顔見知りの青年だった。戦争中のことであり、井上が罪に問われることはない。しかし、中国人青年を突き刺した事実は残り、その記憶は消えない。まして、刺突を強制された時、同じ初年兵の一人が何度も「かんにんしとくなあれ」と泣き叫び、激しい体罰にも拘らず頑迷に抵抗し続け、ついには上官二人がかりで突く真似をさせられて終わるという場面もあり、この時の体験が井上の心中に苦く重くのしかかるのである。馬場と名乗るその初年兵はやや愚鈍で、文字の読み書きにも不自由で、彼を軽く見る心が井上になかったとは言えない。その彼が、いよいよのとき命令に抗う。身もだえしながら叫ぶ言葉は、彼が慣れ親しんだ関西弁である。それは戦地で押し付けられた軍隊用語ではない。一人の人間として、人間の言葉で拒否する。井上から見れば、馬場は何も知らないお百姓である。だが、どちらがその時、普通でまともな人間であったか、あろうとしたか。ここに堀田と井上の問いかけが呼応する。すなわち、「鬼子（クイズ）」だから日本軍は蛮行を働いたわけではないし、その原因は戦場のもたらす狂気のみを決して還元され得ない、ということだ。「殺さなかった兵もいる」、この事実こそが「人間とは何か」を的確に教えているのだ。

これに続く章「四、「後尾収容班」なる殺害部隊」は、これまでの文脈とは少し異質である。そこでは、日本の戦争文学批判の声は鳴りを潜め、むしろ、種々の作品を通じて、皇軍の蛮行の本質に迫る試みが展開される。それを端的に表現するのが「殺したのは「敵」だけではなかった」という小見出しである。つまり、日本軍は組織的に味方も殺していた、という事実の指摘である。その典型の一つが「後尾

収容班」なる部隊の存在である。この部隊は、戦況が悪化する戦争末期になると組織され、退却の足手まといとなる味方の傷病兵の始末の任に当たった。そのやり方は、戦闘不能に陥った者にはまずは自害を勧め、それに従わない場合は殺害する、という容赦のないものであった。ただ、民間人にでさえ自決を迫った沖縄戦のことを思えば、それが軍隊内で横行していたとしても何ら不思議ではないのかもしれない。しかし、それが極めて異常なことであることはいくら強調しても強調しすぎることはないだろう。

最後に、巻末の「付一一九三〇年代の抵抗線—武田麟太郎と『人民文庫』の場合」についてだが、内容的には先の戦争とまともに向き合おうとはしなかった日本の文学界への批判となっており、その意味では、既に紹介した「一、それを見た作家たち」の文脈に繋がるものと考えられる。すなわち、文壇における石川達三や火野葦平への批判は批判として当然あってよいわけだし、それらは多分に的を射ており大事なのだが、しかし、そうした一面ばかりが強調されると、作品の潜在力が矮小化され（場合によっては作品理解が歪曲され）、そこに見える、あるいはそこから見えるはずの戦争の姿を見えなくしてしまう危険があるのである。（新船氏はそれを「角を矯めて牛を殺すようなこと」と表現する。）武田麟太郎が主宰した『人民文庫』に対する文壇の評価がまさにそれであり、世界の反ファシズムの動きと連帯しようとした彼の試みに対する評価はあまりにも低い、と新船氏は指摘する。その理由について新船氏は次の三つを挙げている。①『人民文庫』に対する評論家平野謙の評価の定説化、②中村光夫に代表される「風俗小説」（武田の文学的立ち位置）批判、③1930年代の「人民戦線」についての戦後の

評価の問題。それらは次元の違う話ではあるが、批判者が自らの立場を擁護する為にその対象を貶めるという恣意性の発揮に基づく側面があったことでは一致しており、そこに日本の現代文学の不幸の一端が垣間見られるのである。確かに、1930年代は小林多喜二の逮捕・拷問死、宮本顕治の逮捕・投獄、日本プロレタリア作家同盟（ナルプ）と日本プロレタリア文化連盟（コップ）の解体、そして日本共産党中央組織の解体など、文学においてだけでなく、侵略戦争と人民抑圧に抗する我が国の戦闘的左翼戦線そのものが、窒息させられようとした時代であった。「転向」も相次ぎ、文学者たちは一挙に戦時体制へなだれ込んでいった。しかし、30年代の半ば過ぎには、そうした事態を受けて、有意の反ファシズム運動が次々に生まれたのだ。それらはスペイン・フランスの人民戦線にも鼓舞されて声を上げた様々な文化人グループであり、その一つが文芸誌『人民文庫』なのだ。その意味で、この時代は決して「暗い谷間」（荒正人）の一語に尽きるものではなかった。それ故、武田麟太郎と『人民文庫』の営みを振り返ることは、戦争の時代を生きた文学者は決して「暗い谷間」に身をすくませてはいなかったことを検証することでもある。そこには、「文学や文化というものが、巨大に立ちのぼる強権、抑圧の壁に向かってどのように有効に闘い、その中からどのように創造世界を豊穡のものにし得るかの大事なヒント」が見いだせるのである。それ故また、武田麟太郎と『人民文庫』に正当な位置を与えることは、30年代の彼らにとってだけでなく、明日の文学にとってかけがえのないことだと、新船氏は強調する。なぜなら、それは、文学を生み出す社会の明日をどう構想し、力を尽くすかという、現代を生き

る人間のありようと不可分だからである。

3 新船氏は何を考えたかったのか

既に多くを述べてきたが、本書で新船氏が問うたのは、戦争・戦場の悲惨を「鬼」や「狂気」の一語に還元してはならない、ということである。大半は殺した。しかし、「殺さなかった兵もいる」。この細部にこそ、真理は宿っているのだ。

戦争は「嵐」のような自然現象ではない、と新船氏は強調する。それは、天災のようにその猛威をやり過ぎすしかないものでもなく、「仕方がない」の一言では決してすませられない、ということだ。

「人間だけがとりかえしのつかない行為をなすうのだ（堀田善衛『時間』）」。

戦争とは異常事態である。ただし、それは異常な日常なのであって、人間が生きるという意味においては紛れもない日常である。だとすれば、日本軍の蛮行は戦争という何か特別な状況が引き起こしたのではなく、あくまで日常の延長線上に生じたと理解されるべきであろう。私たち日本人はそれをおぞましいものとして、見たくない、いわない、書かない、すべてが遠い過去のこと、としてきたのではないかと新船氏は指摘する。これまでのように「引き金をひかなかった心理」ではなく、「敵が死ねば自分が殺したように思い、戦友が死ねば自分のせいのように思う」（デーヴ・グロスマン『戦争における「人殺し」の心理学』）兵士の心の奥をどう描くか。

戦争を決して過去のものにしない。それこそが日本の戦争文学に突き付けられた課題であり、それに応えてこそその「文学」ではないのか。先の戦争の加害の諸相に目を向けない限り、私たち日本人の時間があの頃のまま止まっていることにさえ気づくこと

はなく、戦後生まれが当事者意識を持つ者として、戦争体験を引き継ぐことはないだろう。

おわりに

繰り返すが、日本文学には、先の戦争における日本軍の加害（侵略、植民地化、虐殺、強姦、掠奪）について書かれたものが圧倒的に少ない。それを拾って一つにまとめ、文学批判と戦後日本・日本人批判の視角から考察を加えた点に本書の類例のない画期的な意義がある。その意味で、本書は「戦後 70 年」と現代日本を考える重要な手がかりを与えてくれるのみならず、絶えず「人間とは何か」を問いかける点で、総合人間学会員必読の書と筆者は考える。

また、第 1 節で述べたように、本書執筆の主要な契機の一つに辺見庸（2016）が挙げられており、特に二つの章（「二、もう「鬼子（クイズ）」とは呼ばない」「三、「かんにんしとくなあれ」と叫ぶ兵」）との関連が深いので、堀田善衛の『時間』とも合わせて読むことで、「日本文学と戦争」に関する考察を深めていくことができるのではないかと思う。

注

新船海三郎（しんふねかいさぶろう）氏は 1947 年北海道留萌生まれ。日本文芸家協会、日本民主主義文学会会員。

著書に『歴史の道程と文学』『藤沢周平 志高く情厚く』（以上、新日本出版社）、『史観と文学のあいだ』『文学の意志、批評の言葉』（以上、本の泉社）など他多数。

思想・文化誌『季論 21』（季刊）の編集責任者。

参考文献

穴見慎一（2017）「〈戦争と平和の問題を総合人間学的に考える〉研究会第七回会合総括」（※会員向け配信用資料）

新船海三郎（2016）「〈戦争と平和の問題を総合人間学的に考える〉研究会第七回会合への報告」（※ハンドアウト）

辺見庸（2016）『増補版 1★9★3★7』河出書房新社

堀田善衛（2016）『時間』岩波書店

[あなみしんいち／立教大学（非常勤）／環境思想]

IV 一般研究論文

IV Articles

心の傷の時代における芸術の再解釈

— ジョルジュ・ルオーを例に —

Reinterpretation of Art in the Era of Mental Trauma: The Example of Georges Rouault

高橋 在也

TAKAHASHI, Zaiya

1. 「心の傷の時代」という問題設定

精神科医の宮地尚子は、暴力的出来事を被った人物と、その人物が生き抜いてその出来事について語る際に生じる構造を、「環状島」というモデルを使って次のようにまとめた。

「環状島」は、内側に「内海」があり、その周囲を環状の島が囲い、島の外側に「外界」が広がる世界である。破壊的なほどの暴力的出来事を被った人物は、「内海」に沈められる。「外界」の部分は、いわば外の「常識的」な世界にあたる。その出来事を生き抜いた当事者（生存者）がなんとか声を出し、語ろうとする時、その人は「内海」からなんとか這い出し、環状島の「尾根の内斜面」にいる。足を踏み外せば「内海」に転げ落ちる斜面である。しかし、それは「内斜面」からの声なので、無関心な非当事者の「外海」には聞こえなかったり、無視されたりする。非当事者のうち、当事者を支援したいと望む人物は、島の外側の急斜面である「外斜面」に足を

ふんばって、反対の尾根の声を聞こうとする。しかし、声は聞き取りづらい（宮地 2007：10 - 11）。

宮地の図式は、破壊的・暴力的出来事のサバイバーの声が、いかに常識的な世界から隔絶されているかを表している。1990 年代、レヴィナス、デリダ、S.フェルマンの理論を借りて、ホロコーストやジェノサイドといった政治的・社会的暴力を生き残った人の声を「理解」することがいかに困難で、かつ我々の世界の理解そして変化のためにいかに必要かが議論された（高橋 1995、岡 2000）。宮地は、こうした「生き残った人の声の理解」の困難性と必要性の議論を、「トラウマ」の問題、つまり心の傷の問題に拡張した。その根底には、文字通りのジェノサイドが起こったわけではない日本において、精神的・社会的暴力を生き残りなお苦しんでいる人がいかに多く、その声を「理解」することがいかに困難で、かつ我々の世界の理解そして変化のためにいかに必要かという認識がある。

長期刑受刑施設（刑務所）の受刑者就労支援カウンセラーである河角恵子は、暴力行為の加害者である受刑者は、しばしば「社会経験のある市民の多くが少なからず体験している」であろう「社会的立場や役割を越えて信頼し、励まし合い、沸き起こる感情を共有し、自分の思考を深めるきっかけとなるような人としての対話」（河角 2015：175，傍点高橋）という経験を、長期間あるいは人生でほぼ経験できなかった背景があるという。そうした場合、社会における自己の存在意義を見失い孤立し、その孤立を回復する手段として暴力的コミュニケーションや自傷を選択するという。

ところでその「孤立」の深刻さを説明するために、河角は、エーリッヒ・フロムの次の文章を引用している。「人間のもっとも強い欲求とは、孤立（separatedness）を克服し、孤立の牢獄（prison of his aloneness）から抜け出したいという欲求である。この目的の達成に全面的に失敗したら、発狂するほかない。」（フロム 1991：25）河角の提起する、「社会的立場や役割を越えた信頼・励まし合い」を奪われ「孤立」してきた受刑者像は、日本社会における「受刑者」という特殊な事例というよりも、（発狂するほどの深刻さをもつ）孤立を経て暴力または自傷を選択する人物像という点で、現代の日本社会におけるひとつの典型的人物像ではないだろうか。

「心の傷の時代」とは、こうした「孤立」が典型経験となるような時代を指す。本稿は、いまだ「支援」が届かない、宮地のいう「内斜面」で生き延びる人物（＝無力な人）が持つ「力」と、「内斜面」で生き延びる孤立した人物にとって芸術がもつ意味を、20世紀の画家ジョルジュ・ルオーの絵画作品

と作家アンドレ・シュアレスとの往復書簡から論じる。そこから、「心の傷の時代」において芸術がなぜ必要か、その時美はどのように定義されうるかを提起する。

2. G.ルオーと A.シュアレスの往復書簡

ジョルジュ・ルオー（1871 - 1958）は、前半生には娼婦や道化師を「醜悪」に描く画風ゆえに「闇の画家」と評され、その後半生においてイエスの人生を題材に暖かく明るい画風へと変化していったという評価が定着している。またこうした画風の変化の契機として、詩人アンドレ・シュアレス（1868 - 1948）との交流（往復書簡）がしばしば言及されている（後述する）。

ごく簡単にではあるが、画風の「変化」を概観しよう。図1「風景」は、ルオーの最初期の水彩画である。図2はレオン・プロワ（1846 - 1917）の著作『貧しき女』の挿絵として描かれたもの。ルオーは1903年からパリのサロン・ドートンヌに、水彩画による娼婦、道化師、ブルジョワを多く描き、「それは多くの人々の嘲笑を買うと同時に少数の理解者を得た」（柳 1972：87）という。



図1：「風景」（右 1900 年）



図2：「プロ夫妻」(左 1905 年), 「鏡の前の娼婦」(右 1906 年)

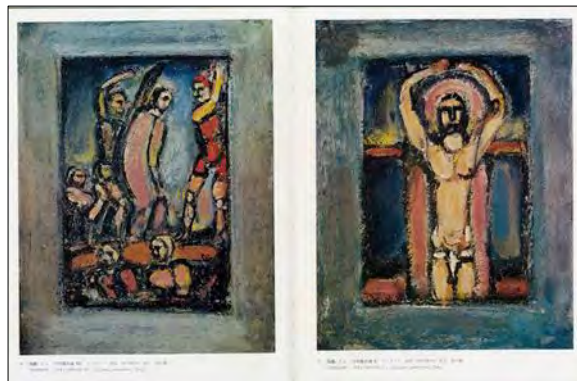


図5：『受難』より「十字架の道Ⅲ」(左 1939 年), 「十字架の道Ⅰ」(右 1939 年)



図3：「風景」(左 1912 年頃), 「陋屋」(右 1913 年頃)



図6：「三人物のいる風景」(左 1935 年), 「夕暮れ」(右 1937 - 8 年)



図4：「傷ついた道化師」(左 1932 年), 「小さな家族」(右 1932 年)

図3のような印象の水彩画を経過し、図4（油彩）のように道化師を題材にしつつそれを「醜悪」に描くのではなくどこか内面の傷とその癒しを想像させる印象を与える作風へと変化する。同時に、イエスの受難を題材とした図5（油彩）のような連作が現れ、晩年は図6（油彩）のように黄色を基調とした人物のいる風景画へと移行する。人物はイエスを描いているとされるが、宗教的救世主としてのイエスではなく、民衆と共にあるイエスとして描かれ、時にはイエスかどうかはや判然としない作品も多い（図6の左はそうである）。

こうした画風の変化に、ベルナール・ドリヴァル

は「第一期：ペシミズムと怒り、第二期：厳しさ、第三期：平和、第四期：歓喜」という区分を与えているが（ドリヴァル 1961：155）、そうした区分に対しては、「とくに第1次世界大戦以降の作品には、非常な幅と深さが加わっており、概念的説明を容易に受け付けぬ」（柳 1965：24）、「一生かかって一点に専心する人間」として画家ルオーを見るとき画風の変化のみで区分するのはその「一点」を見失いがちとなり「危険な分類である」（高田 1965：99）と保留がつけられている。とはいえ、今ここにわずか6枚の図で眺めてきたように、われわれの受ける印象で、1912年頃を境にその「画風」は大きく舵をきり、冒頭に述べたような「明るさ」への変化を認めることができる。

では、その契機にアンドレ・シュアレスという人物はどのように影響をもたらしていたのか。

ルオーはシュアレスに宛てた最初の手紙において、このように打ち明けている。

「私は心の奥に苦悩と限りない憂愁を抱えて（un fond de douleur et de mélancolie infinie）います。生活するにつれてそれは絶えず強まっていくのです。もし神の許しがあれば、私の絵は、非常に不完全ながらも、この苦悩や憂愁の表現となり開花するしかないのでしょう。」（1911年7月16日）⁽¹⁾

それに対して、シュアレスはおおよそ3年間にわたって応答をし続ける。

「君の中には深い矛盾がある。…君は生来の使命を果たしていないと私は思う。君の迷いも苦しみもそこから来るのだ。否定の精神（l'esprit de négation）が君を迫害しているのだ。」（1911年12月19日）

⁽²⁾

「親愛なるルオーよ、私は君を否定から癒してあげ

たいのだ。他人と対立するよりは、君自身と君の理想のために生きてほしい。否定するため、戦うために費やされた時間は、失われた時間なのだ。」

（1912年9月1日）⁽³⁾

「君は復讐の潰瘍を取り除かなければならない。人生が君の中に注ぎ込んだどす黒い液体を何としても吐き出してしまわねばならない。何故か——なぜなら、この液体は、君の魂のすべてではないからだ。」

（1913年2月8日）⁽⁴⁾

この1913年2月の手紙で、シュアレスは、心の無い都会の過酷なみじめさ（les cruelles misères de la Cité sans coeur）が君に絶望の精神を植え付けたとしても、その絶望の表現が君の生来の使命ではないと応え、次のように書く。

「自分の内なる悪をすべて掘み出す勇氣、それに耐える力、それらを必要とすることは真実だ。しかし、その悪から自分を解放しないでいることは、生きることではない。芸術家というものは、苦悩の世界に愛の最も美しい形を与えることによってその世界を苦悩から救うものだ。」（1913年2月8日）⁽⁵⁾

こうしたシュアレスからの呼びかけがルオーに与えた影響の大きさを、ルオーの友人たちや研究者たちが証言している。シュアレスはルオーをその「生来」の作風に導き、「彼が自覚するのを、完成するのを助けた」（アルラン 1971：17）。あるいは、ルオーが娼婦や道化師、醜悪なブルジョアを描き出すことで、「カトリック信者が宗教画を描かなくなったルオーを見離したとき、そして美術批評家たちが文学性を盛りすぎてルオーを「説明」しようとしたとき、このルオーの本質をもっとも敏感に、もっとも素直に感じて、友達となり、そして最初にルオーを世間に向って弁護したのがアンドレ・シュアレス

であった」(高田 1965 : 81 - 82)。そして、こうしたシュアレスの視点は「透視者の深さと予言者の鋭さ」をもって「それからなお半世紀近くも続くルオーの芸術を完全に予言するものであった」(柳 1972 : 93)。これらの論者たちは、ルオーの理解者・弁護者・そしてその本質の透視者としてのシュアレスを共通して強調している⁽⁶⁾。シュアレスの影響について、こと創作活動に関してはより限定的に位置付ける論者もいる⁽⁷⁾。しかし少なくとも、シュアレスの投げかけは、ひとりの表現者にとっては重みのある救いであったであろうことは推測される⁽⁸⁾。

3. 悪の恐ろしさで美を創る

問題は、同じ日付の書簡の中で、シュアレスが次のように書いていることである。「私たちが芸術家であればあるほど、私たちは、悪の恐ろしさそのもので美を創らなければならない。」(1913年2月8日)

この意味は単純には理解できない。前後の文脈と共に引用する。

「私たちはまず、自分自身を救わねばならない。苦しむことを拒絶しないことでそれができる。これが第一の時期だ。

第二の時期は、暗闇の上方に私たちを引き上げるのだ。暗闇というのは、人からもらった過度の苦痛や不正義が私たちに刻みつけた憎しみや恐ろしいほどの絶望のことだ。私たちは、否定の中では生きられない。

私たちが芸術家であればあるほど、私たちは、悪の恐ろしさそのもので美を創らなければならない。自分の内なる悪をすべて掴み出す勇気、それに耐え

る力、それらを必要とすることは真実だ。しかし、その悪から自分を解放しないでいることは、生きることではない(…後略)。(1913年2月8日)⁽⁹⁾

本稿の関心からみると、「人からもらった苦痛や不正義によって刻みつけられた憎しみや絶望」は、「都会の過酷なみじめさ」植え付けた「絶望の精神」であり、「人生が君の中に注ぎ込んだどす黒い液体」である。こうした絶望に覆われて、声を失ったあるいは声が聞き取られない人々が、冒頭に示した「内海」に沈んでいる人々である。そして、文脈を見る限り、この「人からもらった苦痛や不正義によって刻みつけられた憎しみや絶望」(=「暗闇」)が、「悪」という言葉と関連付けられていると思われる。「暗闇」を生み出し、人々を発狂するほど孤立した内海へと投げ込む仕組みに、「悪」が関連しているように思われる。

しかし、それでは「悪の恐ろしさで美を創らなければならない」とは何を示すのか？そのことが、いかなる意味で「否定」からの解放や、「生きること」の回復、さらには「愛の最も美しい形を世界に与えることによってその世界を救う」ということにつながりうるのだろうか？

4. 悪とは何か：S.ヴェイユの示唆

そのためには、「悪」とは何かを掘り下げるための、補助線となる考察が必要である。そのために本稿の関心である暴力と関連づけて悪を位置付けた、哲学者シモーヌ・ヴェイユ(1909 - 43)の定義を参照する。

「人を傷つける行為は、自分の中にある墮落を他人

に転嫁すること (un transfert) である。だからこそ、まるでそうすれば救われるかのように、そういう行為に走りがちなのだ。

すべての犯罪は、加害者から被害者へと悪 (mal) が転嫁されることである。不義密通から殺人にいたるまで全部そうだ。

…略…悪が転嫁されるときにも、悪を生じさせた人間において、悪は減るところか、逆に増える。与えれば与えるほど増えるという現象である。ものの上に悪の転嫁が行われる場合も、同様である。

それでは、悪をどこへしまいこめばいいのか。

自分の中の不純な部分から純な部分へと悪を移し、そうすることによって、悪を純粋な苦しみ (en souffrance pure) に変えなければならない。自分がいだきもつ犯罪の害悪は、自分がこうむらなければならない。

だが、そうしているだけでは、自分の内部にある純粋な一点もたちまちのうちに汚されてしまうだろう。どんな攻撃も及ばない場所にある不変の純粋さと接触しつつ、たえずこの一点を新たによみがえらせて行かないかぎりには。

苦しみを犯罪に転嫁しないようにするのが、忍耐 (la patience) である。ただそれだけでも、犯罪を苦しみに変えて行くことができる。」(ヴェイユ 1995 : 123 - 124)

「にせものの神は、苦しみを暴力に変える。真の神は、暴力を苦しみに変える。」(ヴェイユ 1995 : 122)

ヴェイユによると、「悪 (mal)」とは、暴力を振るわれ心が傷つけられた後にその傷が回復せず、癒えぬ傷が膿んで、他者や物に暴力を再びぶつけるこ

とで増殖していくものだという。ゆえに、すべての犯罪は、「加害者から被害者へと悪が転嫁され」、かつ悪を生じさせた側も「与えれば与えるほど増える」という現象である。

それに対して、そうした不条理や傷を他者や物にぶつけないことによって、それが「苦しみ (souffrance)」に変わるが「悪」を生まないとヴェイユは述べている。

ヴェイユの主張を図式化すると、次のようになるだろう。

**暴力→傷つく→傷が膿む→他者や物に再びぶつける
(加害者から被害者への「悪」の転嫁。与えれば与えるほど増える)**

暴力→傷つく→他者や物にぶつけない→苦しみ (新しい「悪」は生まない)

ヴェイユの「悪」の概念は、いじめに代表される現代社会の暴力の連鎖のメカニズムを言い当てつつも、その連鎖を防ぐために、完全に孤独な状況 (= 「内海」あるいは「内斜面」) においても可能なひとつの手立てを示唆している。それは、自らの中で被った傷に耐え、それを「苦しみ」に変えるということである。

むろん、暴力の被害者に一番必要なのは、他者からの助けである。しかし、暴力の被害の深刻さの中核とは、「助け」がないと実感されること、あるいは端的に「助け」がないことである (完全な孤独)。苦しみに耐えることは、悪を増殖しないかわりに、現実的には文字通りの苦痛であり、無力である。

5. 無力な人の力

しかしながら、苦しみに耐えた経験は副産物を生む。それは、苦しんでいる人がいかに孤独の中で苦痛と無力に耐えているかを理解できる（今苦しんでいる人にとっての）他者になれる、というかけがえない価値である。

さきほどの図式を展開すれば、以下のように示せる。

暴力→傷つく→傷が膿む→他者や物に再びぶつける
（加害者から被害者への「悪」の転嫁。与えれば与えるほど増える）

暴力→傷つく→他者や物にぶつけない（耐える）
→苦しみの経験（無力）
＝完全に孤独な状況において可能な手立て



無力な人にとっての理解者としての他者になる力



図7:「キリストと子供たち (町外れ)」(1931 - 39 年)



図8:「キリストと子供たち」(1939 年)



図9:「キリストと子供」(1939 年),「キリストと漁夫たち」(1937 年),「キリストと癲病人たち」(1938 年)

今一度、ルオーの作品に目を転じよう。いずれもイエスを題材にしたルオーの後期作品であるが、イエスと、イエスと一緒にいる人たちの表情と姿勢が注目される。

ここにいるイエスは、キリスト教宗教画の伝統である光輪もなく、神秘的な奇跡を施すイエスではない。子ども、漁師、「らい病人」と一緒にいて、子どもを抱きしめたり、手を差し出したり、漁師や「らい病人」と一緒に背をかがめているイエスである。かれらは社会的に底辺にいる無力な人であり、イエスも社会の圧力によって死を免れなかった点で無力な

人である。

しかし無力な人だからこそ、他の無力な人の理解者になる力をもつ。ルオーの描くイエスはそのような人物であり、かつ、そうした人物が描かれた絵画作品そのものが、イエスと同じように、無力な人にとってのまるで理解者であるような力をもつ。

シュアレスは、「悪の恐ろしさそのもので美を創る」と書いていた。本稿の解釈は、「悪→苦しみに変換→美が生まれる」というものである。美が生まれる時、作品そのものが、無力な人にとってのまるで理解者であるような力をもつ。

ここから、シュアレスの言説における、またルオーの作品から見て取れる美の定義が導かれる。すなわち、美とは、それみずから人に近づき、弱さや傷つきに寄り添うものである⁽¹⁰⁾。

6. おわりに

心の傷（しかも幾世代にわたって積み重なってきた心の傷⁽¹¹⁾）からの回復は、とりわけ現代日本社会においては、領域横断的な中核の社会問題である。そのために、対処療法的に手段として芸術の「効用」だけを主張するのではなく、そもそも人間は、心の傷から回復し、「否定の精神」（シュアレス）から解放され、「生来の使命」をつかむことは可能であり、その時、助け人としての人間がいない時でも、誰か人間が描いた一枚の絵画が、押し黙った「助け人」であるかのように心に呼びかけるという経験があることを主張したい。芸術は、「心の傷の時代」の中核経験であるトラウマに沈められた人物の心に呼びかける媒体として、新たに提起され直さなければならない。

注

(1) Rouault et Suarès (1960 : 3), ルオーとシュアレス (1971 : 23)。以下、ルオーとシュアレスの往復書簡については、富永・安藤訳を参照しつつ拙訳をもって示した。

(2) Rouault et Suarès (1960 : 9), ルオーとシュアレス (1971 : 31)。

(3) Rouault et Suarès (1960 : 28), ルオーとシュアレス (1971 : 52)。

(4) Rouault et Suarès (1960 : 38), ルオーとシュアレス (1971 : 65)。

(5) Rouault et Suarès (1960 : 39), ルオーとシュアレス (1971 : 66)。

(6) マルセル・アルラン (1899 - 1986) は、小説家。ルオーの後半生の友人である。高田博厚 (1900 - 87) は彫刻家。1931 - 58 年フランスに在住し、ルオーと直接の交流があった。柳宗玄 (1917 -) は、『現代世界美術全集 ルオー』(1972) の編集、『ルオー全版画』(1979) の翻訳、『ルオー キリスト聖画集』(1987) などの仕事がある。

(7) たとえばドリヴァル (1961) は、ルオーの芸術を擁護する際に彼個人の「天才的」資質を掘り下げようとするので、同時代人によるルオーへの影響は重視されていない。

(8) 注 7 の手紙を受信して約 1 ヶ月後、1913 年 3 月 3 日のシュアレス宛の手紙に、ルオーはこう書いてはいる。「それから、親愛なシュアレス、あなたが「優しき言葉」をかけてくださった時、こなごなになった煉瓦の上に屈みこんでいた私が、いかにして廃墟より立ち直ったかご存知ですね」(Rouault et Suarès 1960 : 42, ルオーとシュアレス 1972 : 70)。とはいえ、こうした「手紙の言葉」のみでは、ルオ

一にとってシュアレスの言葉がいかなる程度に影響を及ぼしたかについては、小さな傍証でしかないように思われる。

(9) Rouault et Suarès (1960: 38 - 39), ルオーとシュアレス (1971: 65 - 66)。

(10) 苦しみに耐える経験から、無力な人の理解者になる力が生じるとしても、その際生じるのはまず「善」であり、「善」なくして「美」の生成はありえないという理解も成り立つ。しかし、たとえ苦しみが契機になるとしても、人の「善」性はどうやって生じるのかという難問は残る。打撃を被る経験が、そのまま「善」性を生みはしないからだ。本稿はこの難問に答えられないが、それでも、「善」が生じるのは、実は他者からの「美」に打たれる経験があるからだと考えるための多少の論拠を述べることはできる。ハンナ・アーレントは以下のように指摘している。周知のとおりプラトンは『国家』において最高のアイデアとして「善」を規定したが、プラトンの議論を吟味すると、美のアイデアが善のアイデアの上位を占めていることがわかる。善のアイデアとは『『光り輝く明るさ』のなかで人間の事柄の暗がり

を照らす」(アーレント 1994: 153) ものなのだが、この「輝くことで暗がりにある事柄を照らす」という性質そのものが、美の本質に由来するという。

「善」は政治哲学ないしは道徳哲学の伝統の用語となり、「美」はずっとのちになって美学の用語となったが、そもそも「善」の経験には「美」の経験が不可欠であったことを示唆するアーレントの見解は、重要な示唆を含んでいる。本稿で述べた美の定義、すなわち美とはそれみずから人に近づき、弱さや傷つきに寄り添うものという定義は、アーレントの議論に沿っていえば、そもそも美の本質に、善を生成

しうる契機が含まれるということである。しかし、無力な人に備わる力を伝統的な「善」と同一視していいかについては、なお多くの問題があると思われる。

(11) 高橋 (2014) は、戦争・学生運動・いじめを、三世代にわたって累積された「語る」ことの困難な傷ついた時代経験として位置付けている。

参考文献

- マルセル・アルラン (1971) 「序文」『ルオー＝シュアレス往復書簡』 富永惣一・安藤玲子訳、河出書房新社
- ハンナ・アーレント (1994) 「権威とは何か」『過去と未来の間』 引田隆也・齋藤純一訳、みすず書房
- シモーヌ・ヴェイユ (1995) 『重力と恩寵』 田辺保訳、ちくま学芸文庫
- 岡真理 (2000) 『記憶／物語』 岩波書店
- 河角恵子 (2015) 「受刑者ではなく、人としての営みを尊重した社会復帰への取り組み」『性とこころ』 vol.7, no.1, エム・シー・ミューズ
- 高田博厚 (1965) 『ルオー』 みすず書房
- 高橋在也 (2014) 「人間にとっての〈語り〉の根源性一年を重ねた者にとっての〈語り〉の場の生成」『総合人間学』 第8号
- 高橋哲哉 (1995) 『記憶のエチカ』 岩波書店
- ベルナール・ドリヴァル (1961) 『ルオー』 高階秀爾訳、美術出版社
- エーリッヒ・フロム (1991) 『愛するということ』 鈴木晶訳、紀伊国屋書店
- 宮地尚子 (2007) 『環状島＝トラウマの地政学』 みすず書房

柳宗玄（1965）「ルオーの夜明け」『みづゑ』1965

年11月号，美術出版社

柳宗玄（1972）「ルオーの足跡」『現代世界美術全

集 ルオー』集英社

ジョルジュ・ルオーとアンドレ・シュアレス（197

1）『ルオー＝シュアレス往復書簡』富永惣一・

安藤玲子訳，河出書房新社

B. Dorival(1956), *Cinq études sur Georges Rou*

ault, Éditions universitaires, Paris

E. Fromm(1956), *The Art of Loving*, Harper, Ne

w York.

G. Rouault et A. Suarès(1960), *Correspondance*,

Gallimard, Paris.

M. Arland(1960), Introduction, in Rouault et Su

arès(1960), *Correspondance*, Gallimard, Paris.

S. Weil(1947), *La Pesanteur et la Grâce*, Plon,

Paris.

編集委員会査読済み

[たかはし ざいや／千葉大学
／社会教育学]

インクルーシブ教育に内在する多面性と二項対立的状況との 矛盾に関する一考察

—1970年代後半～2010年のイギリスにおける政策動向を手がかりとして—

A Study of Contradictions Between the Multifaceted Nature of and Binomial Opposition Located Within Inclusive Education: Perspectives from Policy Trends in the United Kingdom from the Late 1970s until 2010

野口 友康

NOGUCHI, Tomoyasu

1. はじめに

本稿の主題は、インクルーシブ教育が推進される国際的な動向の中で、イギリスのサッチャー政権からキャメロン政権において施行された特別支援教育政策およびインクルーシブ教育政策の変遷を振り返り、特別支援学校を閉鎖して普通学校に包摂するフル・インクルーシブ教育論と特別支援教育を閉鎖せずに普通教育との併存を認める両立論との二項対立的状況を分析することにある⁽¹⁾。そして、この二項対立的状況に内在する包摂と排除の緊張関係を浮き彫りにし、まとめとして、今後の展望を提示することである。

イギリスのインクルーシブ教育は、保守党政権下の1973年11月に当時の教育相であったマーガレット・サッチャーによりメアリー・ウォーノックが障害児（者）調査委員会の議長に任命され、通称「ウォーノック報告」をまとめたことから始まる。したがって、イギリスのインクルーシブ教育政策は、国際的にインクルーシブ教育が認知された1994年のサラマンカ声明よりも約16年も早くから取り組まれていたことになる。

イギリスのインクルーシブ教育理論の先行研究として、今井（2010）、水野（2012）などがあるが、本稿は、単に理論的あるいは歴史実証的な考察に留まらず、提言と問題提起も視野に入れている。日本を含めた各国の教育政策に対して、イギリスの障害児教育政策が一種の社会実験的な意味合いをもち、学ぶべき点が多いと考える。

2. インテグレーション（統合）からインクルージョン（包摂）への移行

今日使われているインクルージョン（包摂）という言葉は、そもそも特別支援教育の中で使われたのが始まりであったと言われている。1970～80年代後半までは、インテグレーション（統合）という言葉が先進国で主流であったが、1994年のサラマンカ声明後、インクルーシブとインクルージョン（包摂）という用語に国際社会は移行した。この移行は、どうして、どのような要因で起こったのであろうか。本節では、リセ・ヴィズリとブラーム・ノーウィッチの論点を参考にして考察する。

ヴィズリによると、インテグレーション（統合）

は、以下の三つの目的を持っていた。

- 1 教育不可能として排除されてきた障害児の学校教育の権利を求める。
- 2 障害児が地域で教育を受ける権利を求める（特別支援教育からの移行）
- 3 特別支援教育のあらゆる側面の見直し（予算、組織、カリキュラム、交流学习）（Vislie 2003: 19）

ヴィズリによると、インテグレーション（統合）は、特別支援教育システム全体の再構築に重点を置いたために、特別支援学校に通う障害児は増加したが、普通学校に通う障害児は増加しなかったという。システム全体の再構築に重点が置かれ、教育の質に関しては不問にしたことが、インテグレーションの歴史的評価を低下させたという。インクルーシブ教育という言葉が世の中に公式に登場したのは、1994年のサラマンカ声明である。サラマンカ声明において、ユネスコの主眼は、インテグレーション（統合）からインクルーシブ（包摂）への移行だったと考えられる。ヴィズリによると、そこには、インテグレーション（統合）を先進国の発想からグローバルな視点へと転換させる意図と、より広い文脈でとらえるためには、世界のステークホルダーに誤解を与えないように新しいラベルを貼る必要があったという。

ノーウィッチは、ヨーロッパとイギリスの視点からインテグレーション（統合）からインクルージョンへ（包摂）の用語の移行要因について二つの要因をあげている。一つ目は、インテグレーションは（統合）、社会的環境あるいは、学校組織の変更をせずに障害児を普通学校に入れることであった。それは、障害児が学習する場所を物理的に移動するこ

とに主眼があった。しかし、インテグレーション（統合）で普通学校に入った障害児は、物理的な統合だけでは不十分で、学校やクラスにおいて何らかの組織的な変更が必要となったという。

もう一つの要因は、ノーウィッチによると、ヨーロッパにおける社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）政策の展開との関連である。社会的排除という言葉は1970年代にフランスにおいて使われたが、その後、社会的排除をなくす政策はEUにおいて発展した⁽²⁾。イギリスでは、1997年より労働党政権（トニー・ブレア首相）下で社会的排除に取り組む政策が実施された。労働党政権では、保守政権下で行われてきた新自由主義的な政策を社会連帯的な政策へと緩和させようとした。ノーウィッチは、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）政策の意味を次のように説明している。

「社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）は、社会的排除と反対の意味として、連帯という着想を引きだす。連帯は福祉国家としての社会的統合（ソーシャル・インテグレーション）を正当化する。社会的排除とは、社会的統合（ソーシャル・インテグレーション）と核となる多くの市民が通常持っている権利、機会、財へのアクセスができない状態である。社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）は、社会的排除の反対の意味から引き出された言葉である。包摂（インクルージョン）と排除は統合（インテグレーション）という言葉と密接に関連している。そして、社会的排除を減減させることが社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）に繋がる」（Norwich 2013: 93-94）。

ヴィズリとノーウィッチの論点をまとめると、インテグレーション（統合）からインクルージョン

（包摂）への用語の移行には次のような要因があったのではないか。インテグレーション（統合）は、社会的連帯を想起させる肯定的な意味があるにも関わらず、ヴィズリが指摘したように、特別支援教育の文脈でのインテグレーション（統合）の歴史的評価は低い。それは、障害児の普通学校への物理的な統合しか達成されずに、ウォーノックが指摘する

（3.1節で後述するが、当時はインテグレーションと呼んでいた）社会的・機能的インテグレーション（統合）は達成されなかった。その結果、失敗を連想させるような用語から新しい用語への移行が求められたと言えよう。そのような時期に、ノーウィッチが述べたようにイギリスで社会的排除に取り組む政策が生まれ、その反対の意味としての社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を実現するために教育の文脈においてインクルーシブ教育は、イギリスにおいて包摂的政策として実践されたと言える。それは、障害児が普通教育を受ける権利にアクセスする機会を損なわれているという社会的排除に焦点をあてた、と捉えることができる。ブレアの社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）政策は、インクルーシブ教育という言葉が最初に登場した1994年のサマランカ声明から約3年後の出来事だった。

3. イギリスのインクルーシブ教育の動向（二項対立的論争）

本節では、国際的なインクルーシブ教育の流れよりも先行して始まったイギリスのインクルーシブ教育が1970年代後半から2010年代まで、どのように推移してきたかを考察する。イギリスでは、インクルーシブ教育政策のはじまりと言われている1978年の「ウォーノック報告」以降、インクルー

シブ教育政策の是非を巡って賛否両論が交錯し二項対立的状況となっている。以下、簡潔にそれぞれの主張を紹介する。一つはインクルーシブ教育賛成論で、すべての特別支援教育学校と特別支援学級を閉鎖してインクルーシブ教育を進めることに賛成する理論である。その対極にいるインクルーシブ教育に否定的な人々は、特別支援教育は、保護者や当事者の選択の場として存続すべきであると考えている。

（イギリスのインクルーシブ教育とは、できるだけ特別支援学校を閉鎖し、普通学校に包摂することである。）⁽³⁾

3. 1 サッチャー政権時代

メアリー・ウォーノックは、保守党政権下の1973年11月に当時の教育相であったマーガレット・サッチャーにより障害児（者）調査委員会の議長に任命され、サッチャーが政権に就く前年の1978年にウォーノック報告をまとめた。報告は、障害の意味を教育的文脈の観点から見直している。報告書によると、障害児に対する医学カテゴリーでの区別は、ラベルを付与し健常児に対する障害児というスティグマを幼少期のころから植え付けるという。また、ラベリングは、障害児の障害そのものと教育的ニーズを混同するとしている。これを回避し、共通の目標へと向かっていくために新たな枠組みの設定が必要であった。それが、「特別なニーズを有する子ども」である。このような新たな枠組みの設定が必要になった理由は、報告書によると、特別支援学校で教育を受けている約2%の子どもだけではなく、普通学級の中で学習困難などを含めた多種多様な支援ニーズを持っていると想定される子どもが18%程度おり、合わせて全体の20%の子ども（5人

に1人)を対象にする必要性があったためである(Warnock 1978: 40)。「特別なニーズを有する子ども」に認定されるためには、アセスメントに基づいたステートメントが必要となる。

1981年の教育法によると、「子どものアセスメントがされた後、その子どもについて責任を持つ地域の教育行政機関は、子どもへの特別な教育的支援を決定し、特別な教育的ニーズのステートメントを発行し、それを履行する義務を負っている」と規定されている(Education Act 1981)。後述するが、このアセスメントによるステートメントの基準の曖昧さが混乱の一つの原因となった。

次にウォーノックのインクルーシブ(当時はインテグレーションと呼んでいた)の理想について考えてみたい。ウォーノックは、報告の中でインテグレーションの対象児を普通学校に通学する18%の学習困難な児童と、分離教育を受けている2%の児童の中から中位度の学習困難や情動的、行動的障害児を含めている。ウォーノック報告でのインテグレーション(統合)の形態は次の三つである。まず、第一は、特別支援教育に関する物理的インテグレーション(統合)、第二に、社会的観点からのインテグレーション(統合)、第三に、機能的インテグレーション(統合)である。第三の機能的インテグレーションは最も進んだ形態のもので、物理的・社会的な関係を構築した障害児童が、教育プログラムにパートタイム、フルタイムの如何を問わず、共同参加することで、授業に貢献することである。これが達成されれば、学校というコミュニティのメンバーとして迎えられたことを意味する。ウォーノック報告書による「特別なニーズを有する子ども」という概念は、その後、1994年のサラマンカ声明におい

て国際的に認知され、インクルージョン(包摂)の概念も認知された。イギリスでは、前述したように、サラマンカ声明以降、インテグレーション(統合)がインクルージョン(包摂)へと変化していった。ここで、ウォーノック報告が出されたサッチャー政権当時の一般教育政策にも言及しておく必要がある。

サッチャー政権当時、イギリスは経済成長の停滞のために失業率が10%前後で推移した。この状況を打開するためにサッチャーは、電気、ガス、水道、航空部門などの民営化などの経済、社会改革、いわゆる「サッチャリズム」を新自由主義的政策のもと断行した。教育においては、1988年に教育法を改正し、地方に委ねられていた義務教育公立高校のカリキュラムについて全国共通のナショナル・カリキュラム制度を導入し、基礎学力を測る試験が導入された。その後、学校監査、監査報告書、学校ランキング・リーグテーブル制度が導入され、政府による教育の公共から市場への移行が進められ、市場競争原理が導入された。それは、学校のすべての子どもの成績を全国、地方、学校別に比較できることによって、親が学校選択をできるようなシステムを構築することを目的としていた。サッチャー政権下で産声をあげたインテグレーション教育への動きと教育への市場原理の導入は、労働党のブレア政権にも引き継がれて、社会包摂の文脈として展開されていくが、そこでは包摂と市場競争原理を共存させようとした矛盾が次第に浮き彫りになっていく。

3. 2 労働党トニー・ブレアのインクルーシブ教育

1997年にトニー・ブレアが率いる労働党に政権が移った。ブレア政権は、教育を改革の一番大切な

アジェンダに置いた。しかし、アラン・スミザーズによると、当初の教育政策の根本は、保守党政権が立案して、野党の労働党が当時批判した政策そのものと大きな変化はなく、保守党の教育政策がそのままブレア政権の屋台骨となったという。その基本政策は、ナショナル・カリキュラム、テストとランキング、より強化された学校監査の実施であった

(Smithers 2001: 405)。しかし、スミザーズによると、それらの教育政策が展開されるにつれて、少なくとも次の三つの点で前政権とは異なっていた。まず、第一に政府が目標を設定し、パフォーマンスを評価し、その評価や次の目標に応じて予算を分配した。第二に、サッチャー政権時代の教育目標を維持し、更に多くのサポートを与えた。第三に、競争原理とならんでインクルーシブ（包摂）を対の目標としたことである (Smithers 2001:407)。

インクルーシブ教育の推進に関して、1997年の10月に出されたグリーンペーパー (Excellence for all children: Meeting Special Education Needs) によると、2002年までの達成目標として、①多くの普通学校で様々な特別支援教育のニーズを持った障害児を受け入れる。その結果、現在、特別支援教育のステートメントを持っており特別支援学校で教育を受けている障害児は普通学校で教育を受ける。②国及び地方自治体にインクルーシブを促進するためのプログラムの実施③特別支援学校と普通学校はお互いに支援するために協力をする事の3点を挙げた (Green Paper 1997)。

インクルーシブ教育の更なる促進のために、2001年には、「特別な教育的ニーズと障害法」が制定され、保護者が望む場合、あるいは、他の子どもたちへの効率的な教育の提供と矛盾しない限り、ス

テートメントを持っている子どもも通常学校で学ぶ権利が強化された (Special Educational Needs and Disability Act, 2001)。しかし、一方で、学校の競争原理も強化された。テストの結果、ランキング、学校監査の公表は保護者の学校選択の判断基準につながり、学校は良い公表結果を得るために現実的なアクションを取らざるを得なくなった。インクルーシブ教育と新自由主義的な市場競争原理の弊害としてアラン・ダイソンは次のような例をあげている。

「インクルーシブ教育の実践を指定されたある学校の評判は良くなかったため、政府はその学校に対して教育の質の向上を求めた。その学校は、基準に到達していない様々のグループ (マイノリティ・不登校者・障害者など) の中で、障害児以外のグループ (例えば、マイノリティなど) の基準を上げることだけに指導を注力した。政府の基準に到達するためには、基準を大きく下回っている子供よりも、多少下回っている子どもの学力を上げることに集中した方が効率的だと考えたのである。このように、学力の達成度やテストで評価される環境では、全体の達成基準を上げるために、障害児以外のグループに指導が集中する傾向がある」 (Dyson 2004: 618-621)。

このような排除の問題に対処するためにブレア政権は、政府の部門間を横断した“Social Exclusion Unit (社会排除対策室)”を設立し、ブレア自身の直轄チームを立ち上げた。

しかし、ブレアのインクルーシブ教育政策の大きな問題点として次の3点が露出した。第一にインクルーシブ教育がうまくいっている地域とそうでない地域の格差が大きかった。問題を含みながらも公

立の特別支援学校数は、1986 から 1996 年の間に 15%, 1405 から 1191 校に減少したという（ミットラー2000：248）。第二に、特別な教育ニーズに関する訴訟の件数が 1994 - 1995 年の 1161 件からブレア政権時の 1998 - 1999 年には 2412 件に増加をした（ミットラー2000：223）。第三に、インクルーシブ教育の実現により失職を恐れた特別支援学校の教職員からの反発である。

3. 3 2005 年のウォーノック論文

1978 年のウォーノック報告は、その後の保守党および労働党政権でのインクルーシブ教育の促進に大きな影響を与えた。しかし、インクルーシブ教育の実践において、様々な混乱が発生したのを目の当たりにしたメアリー・ウォーノックは 2005 年に「特別教育ニーズの新たな視点」（Warnock and Norwich 2010）という新たな論文を発表した。この論文でウォーノックは、自身が 1978 年の報告で提言をしたインクルージョンの理想の再検討を促している。更にウォーノックは、報告書のインクルージョンの概念を「最も悲惨な遺産」と表現し、彼女の考え方に大きな変化があったことを示している。

ウォーノックによると、障害の問題を発達に必要な特別なニーズの概念として捉えることは、致命的な結果をもたらし、特別なニーズのステートメントは、混乱を招いたとしている。特別なニーズの必要性の説明に関して求められる内容やステートメント発行の基準などに曖昧さがみられたという。その結果、地域でステートメントの発行基準の格差が生じ、同じような障害であってもステートメントが発行される場合とそうでない場合があったという。また、1980 年代の地方教育の財政は、悪化しており、教

育当局は、限られた財源の中で財政的に支援可能なニーズのみをステートメントに書いたことも判明した。そのような対処は当然、保護者との強い対立を生んだ。

1980 年代以降のステートメント方式に対する混乱や激しい批判、そして、保護者との長期間に及ぶ対立、対立を解決する裁定機関での論争により、ウォーノック自身がインクルーシブ論を後退させたと言えよう。そして、ウォーノックは、2005 年の論文においては、インクルーシブ教育の理想を強く否定している。ウォーノックは、本質的にすべての子どもを同じように扱う共通性を意識した考え方と個別のニーズに配慮する差異を意識した考え方との間には両立しない不可避な矛盾が生じるという考え方に変わった。そして、無理にすべての子どもを包摂するような方法は、障害児は、精神的に排除されて、帰属意識を失う結果となるとしている。これは、学校内におけるいじめ、からかいや無視の問題と密接に関係している。このような結論に至ったウォーノックは、理想のインクルージョンが現実的な視点から見ると机上の空論に過ぎないと考えており、理想に断固として固執するフル・インクルーシブ推進団体とは、決別した。この考え方は、特別支援学校は閉鎖せずに継続するというものである。

3. 4 保守党 2010 年 キャメロン政権下でのインクルーシブ教育偏重政策の変更

2010 年 5 月の総選挙は、13 年間続いた労働党政権の是非が問われるものであった。保守党の党首であったディヴィット・キャメロンは、総選挙のマニフェストの中で、「特別な支援を必要としている子どもをメインストリーム（普通学校）にインクル

ージョン（包摂）する偏重を終わらせる」

（Cabinet Office 2010: 29）と宣言をした。総選挙で勝利した保守党は自由民主党と連立政権を樹立し、その後、「インクルージョン（包摂）への偏重を終わらせる」という方針は、政権の特別支援教育政策に反映された。2011 年の教育省の「支援と抱負：特別支援教育とディスアビリティへの新しいアプローチ」と題したグリーンペーパーによると、「特別な支援を必要とする子どもたちのニーズを満たすために、一つの形態に入れることは、最大の効果をもたらすものではない」（Green Paper 2011: 20）として、特別支援学校の閉鎖は行わないものとした。

インクルーシブ教育に関する政策の変更により賛否両論が白熱した。キャメロン首相は、脳性マヒであった自身の息子アイヴァン（2009 年に死去）を持つ障害児の親として、普通学校であれ、特別支援

学校であれ、障害児とその親が望む学校へ入れられるべきであると主張した。労働党政権時代のインクルーシブ教育で、いじめなどの苦痛な経験をした障害児や両親は、キャメロン政権の特別支援学校を閉鎖しないという方針を支持した。

一方、インクルーシブ教育賛成派は、キャメロン政権は、時計の針を戻すような政策を実行し、普通学校が障害児を受け入れる更なる改革を終わりにしようとしていると主張した。障害児の息子を普通学校に入れるために戦ってきたある父親は、「現在あるのは、インクルーシブ教育に対する偏見で、インクルーシブ教育への偏重ではない」（BBC 2010）と批判している。参考までに、これまでのイギリスの特別支援教育政策の変遷を時系列に表 1 にまとめた。

	イギリスの教育政策等	政策内容	首相	政権与党		世界の動き
1944	教育法(改正)	障害児は教育不可能と規定	チャーチル	挙国一致		第二次世界大戦 (1939～1945)
1970	教育法(改正)	障害児の就学免除規定廃止	ヒース	保守党		
1973	サッチャー教育相	ウォーノック障害児(者)調査委員会議長就任	ヒース	保守党		
1978	ウォーノック報告		キャラハン	労働党		
1979	政権交代	サッチャー政権誕生	サッチャー	保守党		
1981	教育法(改正)	インテグレーション(インクルーシブ教育)へ	サッチャー	保守党	1981	国際障害者年
1983	障害の社会モデルの登場	マイケル・オリバーが社会モデルを言及	サッチャー	保守党		
1988	教育法(改正)	ナショナル・カリキュラム・学校選択制導入	サッチャー	保守党		
1990			サッチャー	保守党	1990	万人の基礎的な学習ニーズを満たすための教育に関する世界会議
1993	教育法(改正)	SEN 法廷設立	メージャー	保守党		
1994			メージャー	保守党	1994	サラマンカ声明
1995	障害者差別禁止法	合理的配慮の必要性を規定	メージャー	保守党		

1997	政権交代	トニー・ブレア 第三の道, グリーンペーパー	ブレア	労働党		
			ブレア	労働党	2000	ダカール行動枠組 み
2001	特別な教育的ニーズと障 害法	インクルーシブ教育を受ける権利を強化	ブレア	労働党		
2005	障害者差別禁止法(改正)	障害者の機会平等の促進	ブレア	労働党		
	ウォーノック論文発表	インクルーシブ教育は最も悲惨な遺産	ブレア	労働党		
			ブレア	労働党	2006	国連 障害者権利 条約採択
2009	障害者権利条約	批准(イギリス)	ブラウン	労働党		
2010	政権交代 平等法	インクルーシブ教育への偏重を終わらせる 間接差別規定の禁止など	キャメロン	保守党・自 由民主党連 立		
2011	グリーン白書	インクルーシブ教育からの政策転換	キャメロン	保守党・自 由民主党連 立		
2016	EU 離脱(BREXIT)		メイ	保守党		

表1 イギリスの特別支援教育の変遷（筆者作成）

4. インクルーシブ教育に内在する多面性と二項対 立的状況と矛盾

これまでイギリスのインクルーシブ教育の変遷を振り返り、政治イデオロギー的対立をみてきた。本節においては、インクルーシブ教育に内在する多面的側面が生む包摂と排除の緊張関係について、ノーウィッチの理論を参考に考察を進める。

インクルーシブ教育という言葉には、「誰がどこで、いつ、どのように包摂をされるか」によって多義的な意味が存在する。本稿の主題のように障害児を包摂するという意味もあれば、ユネスコが提唱するエデュケーション・フォー・オール（EFA）という文脈でも定義され、また、社会的排除に対抗する社会的包摂の教育の文脈としても捉えられる。

ノーウィッチは、インクルーシブ教育の多元的側面に関して側面（縦軸）とステータス（横軸）を提

示し、インクルーシブ（包摂）の定義と方向性（度合い）によって、どのような緊張関係が存在するかを分析している⁽⁴⁾。(図1)例えば、学校のクラスでは、障害児は、そのクラスに在籍しているが学習参加や帰属意識（ステータス）が無いかもしれない。（2つの矢印①）また、学校においては、その学校に在籍しているかもしれないが（物理的インクルージョン-矢印②）、その学校に帰属（ステータス）していないと感じるかもしれない。（帰属の排除）在籍に関して、障害児はインクルーシブ教育を行っている学校の一員（包摂的配置）かもしれないが、特別支援学級で授業を受けるかもしれない。（学習的排除-矢印③）同様に特別支援学校に在籍している障害児は分離（排除的配置）されているかもしれないが、地域の教育システム（側面）においては、インクルーシブ教育システム（システムの包摂-矢印

④) の中にもいるかもしれない。

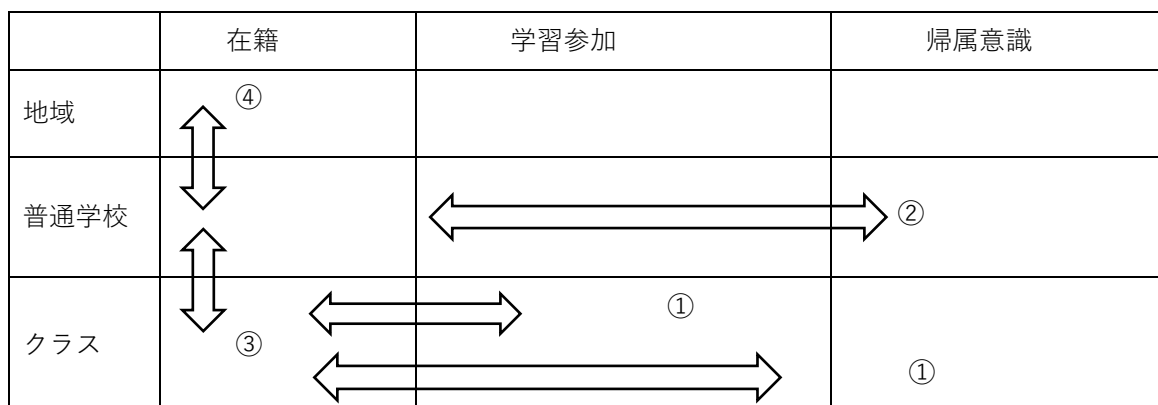


図1 インクルージョン（包摂）に関連する多面的側面（縦軸）とステータス（横軸）矢印は緊張関係を示している。

（Norwich 2013 p108 の図をもとに筆者作成）

ノーウィッチが提示したインクルーシブ教育の多元的側面とステータスは、インクルージョン（包摂）の中に排除が、排除の中にインクルージョン（包摂）が存在している。

そこには、いずれの側面でも見方によっては、排除が残存するという矛盾が生じる。したがって、インクルーシブ教育の形態によっては、排除が課題として残存する結果となってしまう。本稿で取り上げたイギリスのインクルーシブ教育に照らして考察するならば、労働党ブレア政権下でみたように、インクルージョン（包摂）の度合いを深めようとすればするほど、（フル・インクルージョンを目指す）多元的側面とステータスとの緊張関係が増加するという矛盾に直面した。労働党ブレア政権では、新自由主義とのバランスをとるために社会包摂的な政策の文脈の中で社会帰属的側面に重点を移したと言える。ブレア前後の保守党政権（サッチャー政権～メジャー・キャメロン政権）では、学習的側面に重点を置いた政策である。そこには、教育の役割（社会的側

面か学習的側面）のバランスをどのようにとるかという普遍的な課題が浮き彫りとなった。

新自由主義的な教育政策とインクルーシブ教育との間に矛盾が存在していることは、イギリスの例を見ても確認することができる。教育への新自由主義的な市場競争原理の導入とは、教育問題の新自由主義的解決方法を意味している。各学校は、テストの結果、ランキング、リーグテーブルなどに基づいて、生徒と予算配分の獲得のために競争をすることになる。教師は、ダイソンが示したように、インクルージョン（包摂）より達成基準を上げることを優先せざるを得ない場合がある。したがって、新自由主義的な教育制度は、インクルーシブ教育に対立する性質を持っている。そして、インクルーシブ教育自体が競争原理に組み込まれて、学習で達成度の遅い障害児は、学習の達成度にも影響し、インクルージョン（包摂）の中の排除を体験する運命となるだろう。

もうひとつの矛盾は、図1の個別の多面的側面とステータスに内在している「差異と共通性のディ

レンマ」である。アラン・ダイソンは、「差異と共通性のディレンマ」について次のように述べている。

「理論的にはすべての子どもたちは、教育に参加する同じ権利をもっている。したがって、実践的では、子どもたちは、同じ学校で、同じ教材で、同じ教授法で学ぶことを目指しているが、共通性を強調すればするほど、子どもたちの差異を見逃すことになり、差異を強調すればするほど、子どもたちの共通性を見逃すことになる」という。(Dyson 2001: 25)。

ダイソンが指摘する「差異と共通性のディレンマ」は普通学校で包摂する中で生じる矛盾である。障害児は、在籍、学習参加、帰属意識というステータスでは、平等参加という共通性を求めると同時に、学習参加のステータスでは、自身の障害特性のために合理的配慮⁽⁵⁾という異なった対処を求めるためである。したがって、学校は、「差異と共通性」の両方に同時に対応しなくてはならない。この同時に両方への対処という困難性が現場では反映されていないと考えられる。

インクルーシブ教育賛成論者は、特別支援教育を排除と位置づけ、「差異と共通性」の包摂的対処を図1の在籍、学習参加、帰属意識のそれぞれのステータスで求めている。一方、普通学校と特別支援学校の併存を望む両立論者は、特別支援教育は、学習参加、帰属意識のステータスは、排除ではなく、むしろ、包摂であると主張している。例えば、ろう者や盲者の障害団体は、コミュニケーション手段そのものが彼らの文化を形成しているという主張をしているため、ろう・盲学校を包摂的存在と位置づけている。また、障害者権利条約においては、ろう・盲者の「教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び

社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること」と規定されている。(障害者権利条約第24条3C) 以上のように、或る人々にとっては、排除とみられるものが、別の立場の人々にとっては、包摂の経験となる場合がある。特に、現在、特別支援教育を実施している多くの国々で、特別支援教育が直ちに排除であると位置づけることは、特別支援教育の存在の根幹にかかわる問題だけに受け入れ難いものだろう。

このように考えると、現在のインクルーシブ教育政策からすべての個人の経験や障害特性を考慮して、すべての人々の眼から排除を消し去ることは現状ではかなりの困難を伴う。したがって、多くの人々をできるだけ満足させるためには、その人にとって包摂と思われるものを選択できるようにすることもひとつの考え方かもしれない。しかし、ノーウィッチは、イギリスの保守党の「両親に学校の選択権を与える」という道は、「社会的政策としてのインクルージョン（包摂）ではなく、個人的な決定に限定した」ものだという(Norwich 2013: 89)。これは、国の包摂的教育政策の柱のひとつであったインクルーシブ教育を個人の選択の問題に帰着させ、社会的連帯と関連した包摂と排除を家族や個人の選択に転化および委ねてしまったと言えるのではないか。

5. まとめと今後の課題

本稿では、イギリスのインクルーシブ教育の変遷についてサッチャー政権からキャメロン政権までのインクルーシブ教育がどのようなイデオロギー的な対立を生んできたかを考察した。そして、インクルーシブ教育の多元的側面に内在する包摂と排除の緊張関係をノーウィッチと理論をもとに分析を進めた。

本節においては、今後の方向性についてまとめてみたい。

インクルーシブ教育を定義する際に、浮かび上がる点は、「誰が、いつ、誰を、どのように包摂するのか」という難問である。この難問に理想論的な回答するならば「世界中のすべての学校が、一刻も早く、世界中のすべての子どもを普通学校へ包摂する」ことだろう。しかし、ノーウィッチの理論によると、インクルーシブ（包摂）の定義と方向性（度合い）によって、多面的側面とステータスの間に避けられない緊張関係が存在する。しかも、インクルージョン（包摂）の度合いを深めようとすればするほど、（フル・インクルージョンを目指す）多元的側面とステータスとの緊張関係が増加する傾向にあることがイギリスの例から確認できる。そして、インクルーシブ教育の多元的側面とステータスには、インクルージョン（包摂）の中に排除が、排除の中にインクルージョン（包摂）が存在している。ダイソンが指摘する「差異と共通性のディレンマ」には、障害児が包摂的平等性と包摂的合理的配慮の両方を求める性質がある。また、インクルーシブ教育論者と両立論者は、包摂と排除に伴った異なった解釈（ろう・盲者の例）があることを確認した。

以上のように、理論や理想論と現実的実施の乖離は大きく容易には埋めがたい。

筆者は、これ以上イデオロギー的な二項対立的な議論を延々と続けることは、実りの少ない結果に終わるだろうと考えている。インクルーシブ教育が実現不可能なユートピアに終わるか否かは、別の枠組みからの検討も必要であろう。

上野千鶴子は、著書『ケアの社会学』の中で、20 世紀は、社会保障と呼ばれていた分野に「国家」、

「市場」、「家族」が台頭したが、その限界が露出した時代だと振り返っている。上野は、カール・ポランニーの分配の類型、互酬（贈与）、再分配、交換は、「歴史上いつの時代にもそのいずれもが存在してきたのであり交換（市場）システムが優位に立った場合でも他の三つの分配領域⁽⁶⁾がなくなったわけでない」と述べている（上野 2011：454）。そして、「官（国家・再分配）・民（市場・交換）・協（市民社会・互酬）・私（家族・贈与）」⁽⁷⁾の責任と負担が最適となるような「最適混合システム」の構築が次世代の多元的福祉社会の姿だと指摘している。

筆者は、インクルーシブ教育において、二項対立の状況を超えるために、上野が提唱する福祉の多元的な「最適混合システム」による再構築が必要ではないかと考える。なぜならば、障害児のインクルーシブ教育には、教育的側面だけでなく、福祉的側面が含まれているためである。例えば、東京都の日野市のように「官」の中の「地域（地方政府）」がリーダーシップを取ることで、インクルーシブ教育の取り組みを部分的に実施している地域がある⁽⁸⁾。また、カナダのオンタリオ州ハミルトン市では、1969 年以降、公立小・中・高等学校において、幾多の困難を乗り越えて、フル・インクルーシブ教育を実施してきた。ハミルトン市では、インクルーシブ教育に内在する贈与・互酬的側面を重要視している⁽⁹⁾。インクルーシブ教育への取り組みへの違いは、それぞれの国や地域の教育政策と障害者を取り巻く環境の違いにより異なっている。

本稿においては、イギリスの教育政策を取り上げ、インクルーシブ教育を国の教育政策という大きな枠組みの中でその対抗を考察してきた。そこには、国（政党）の政策と理論（フル・インクルーシブ教育

対立論) というイデオロギー的な二項対立的状況が存在した。同時に、教育現場に内在しているのは、包摂と排除の緊張関係である。この包摂と排除の緊張関係を緩和させるために、地域や教育現場では様々なアクターによる取り組みが行われる必要があるだろう。インクルーシブ教育が比較的成功している事例の中に、インクルーシブ教育に、官としての国に加えて、官（地域、地方政府）、協（コミュニティ、NGO、NPO など）、私（個人、家族）の内発的な活動の有無があるように見える。障害者権利条約や施行された制度などの有無にかかわらず、インクルーシブ教育の取り組みを地域で独自に実施してきた地域と、制度を受動的に受け入れた地域では、明らかに達成の違いがあるように見える。イギリスの場合も、インクルーシブ教育がうまく行った地域とそうでない地域の格差が顕著になった。このように、地域での「協」や「私」を巻き込んだ内発的なインクルーシブ教育推進は、インクルーシブ教育の枠組みを捉えなおすヒントや新たなアプローチの発見の手掛かりになるかもしれない。

イデオロギー的な二項対立的状況を越えるために、特別支援教育（包摂と排除）の選択を個人の問題に帰着させるのではなく、再び、地域（集団）のレベルまで戻し、「官・民・協・私」の最適混合のシステム再構築することが求められるだろう。特に、地域と教育現場による新たな包摂的アプローチを模索することが重要である。具体的な最適混合のシステム再構築の提言と現場での取り組みの詳細については、今後の研究課題としたい。

注

(1)フル・インクルーシブ教育とは、インクルーシ

ブ教育の最終的な達成目標として、特別支援学校や特別支援学級を完全に閉鎖していくというプロセスである。

(2)社会的排除という言葉は、ルネ・レノアールの著書『排除されたもの、十人のフランス人の一人：Les Exclus : un Français sur dix』(Lenoir: 1974)の中で使われた後、広がったと言われている。その中には障害者も含まれている。

(3)イギリスの先行研究、政府白書、報告書などによれば、インクルーシブ教育は、特別支援学校や特別支援学級を普通教育に包摂することを意味しており、例えば、日本のように、インクルーシブ教育は、普通学校と特別支援学校の両方を包括する教育とは異なる解釈をしている。

(4)ノーウィッチは、著書 P108 FIGURE6.1 において、4つの Dimensions (National, Local, School, Class) と 4つの levels (Presence, Academic participation, Belonging: social participation, Achievement) を示しているが、National と Achievement の緊張関係の矢印がないため、筆者はこの部分を元の図から取り簡素化した。

(5)合理的配慮とは、障害者権利条約によると、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び日本の自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

(6)カール・ポランニーは、実体的意味の経済について、互酬、再分配、交換の三つの類型を抽出したと言われているが、上野は、贈与（ポランニーは互酬＝贈与と考えている）を加え、四つの形態として

いる。

(7)上野千鶴子(2011)によると、福祉多元社会における各セクターの役割は、以下である。

1. 官セクター：(中央政府と地方政府)所得の再分配と財サービスの給付についての最適解の制度化
2. 民(市場セクター)：労働と交換を通じた資源の最適配分
3. 協セクター：当事者ニーズの顕在化と事業化、当事者の権利擁護、民セクターとの連携および官セクターとの協働と政策提言
4. 私セクター：代替可能な情緒関係の調達とケアにかかわる意思決定

(8)東京都の日野市では、普通学級に6.5%程度在籍している学習障害の児童を特別支援学校で教育するのではなく、「普通学級での特別支援教育」という考え方を打ち出している。

(9)詳しくは野口友康(2016)を参照にされたい。

参考文献

書籍及び学術論文

今井理恵(2010)「インクルーシブ教育実践の理論的枠組み—イギリスにおける Inclusive Schools 論に着目して」『教育方法学研究 日本教育方法学会紀要 第35巻』, 日本教育方法学会
 上野千鶴子(2011)『ケアの社会学 当事者主権の福祉社会へ』, 太田出版
 野口友康(2016)「日本における特別支援が必要な児童(障害児) 日本における特別支援が必要な児童(障害児)との共生に関する一考察 カナダ, オンタリオ州, ハミルトン市のフル・インクルーシブ教育の事例を通して」, 『共生社会システム研

究 Vol.10.No1』, 農林統計出版

ポランニー・カール(2003)『経済の文明史』玉野井芳郎・平井健一郎翻訳, 石井溥・木畑洋一・長尾史郎・吉沢英成翻訳, ちくま学芸文庫

水野和代(2012)「インクルーシブ教育の理論および起源に関する研究—1970年代以降のイギリスを中心に」, 『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究 第18号』, 名古屋市立大学大学院人間文化研究科

ミットラー・ピーター(2000)『インクルージョンへの道』山口薫訳, 東京大学出版会

Dyson, Alan (2001) *Special needs in the twenty-first century: where we've been and where we're going*, British Journal of Special Education Volume 28 No.1

Dyson, Alan (2004) *Inclusive Education: A Global Agenda?* Invited Paper Review Jpn.J.Spec. Edu. 41(6)

Lenoir Rene(1974) *Les Exclus : un Français sur dix*, Seuil

Lise Vislie (2003) *From integration to inclusion: focusing global trends and changes in the western Europe societies*, Journal of Special Needs Education, Vol.18, No1

Mary Warnock and Brahm Norwich Edited by Lorella Terzi (2010) *Special Educational Needs - A New Look*, Continuum International Publishing Group

Norwich Brahm(2013) *Addressing Tensions and Dilemmas in Inclusive Education—living with uncertainty*, ROUTLEDGE

Smithers Alan (2001) *Education Policy. In The*

Blair Effect, Little Brown

<http://www.legislation.gov.uk/>

[ukpga/1981/60/enacted](http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1981/60/enacted) (閲覧：2016 年 2 月 1 日)

政府刊行物，政府関係インターネットサイト

外務省『(仮訳文) 障害者の権利に関する条約』

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf> (閲覧：2016 年 12 月 11 日)

Cabinet Office(2010)The Coalition: our programme for government,

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/78977/coalition_programme_for_government.pdf] (閲覧：2016 年 2 月 12 日)

Department for Education, UK Government (Green Paper, 1997),

<http://www.educationengland.org.uk/documents/pdfs/1997-green-paper.pdf> (閲覧：2016 年 2 月 1 日)

Department for Education, UK Government (Green Paper, 2011),

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130401151715/https://www.education.gov.uk/publications/eorderingdownload/green-paper-sen.pdf> (閲覧：2016 年 2 月 1 日)

Education and Skills Committee, UK House of Commons (2006),Education and Skills - Third Report,

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmselect/cmeduski/478/47802.htm>] (閲覧：2016 年 2 月 1 日)

The National Achieves (1981), Education Act 1981,

The National Achieves (2001), Special

Educational Needs and Disability Act 2001,

http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2001/10/pdfs/ukpga_20010010_en.pdf (閲覧：2016 年 2 月 1 日)

Warnock Report, Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped

Children and Young People, "SPECIAL EDUCATIONAL NEEDS", London: Her

Majesty's Stationery Office 1978, Education in England web site,p121,

<http://www.educationengland.org.uk/documents/warnock/Warnock1978.html> (閲覧：2016 年 2 月 1 日)

メディアインターネットサイト

BBC (2010), David Cameron tackled over special needs in schools,

<http://www.bbc.com/news/10088172> (閲覧：2016 年 1 月 20 日)

編集委員会査読済み

[のぐち ともやす／東京大学大学院
／インクルーシブ教育]

図書紹介（会員による新刊著書）

2016年～2017年

『哲学中辞典』尾関周二，吉田傑俊，古茂田宏，
その他編



出版社：知泉書館

発行日：2016年11月30日

定価：¥5,200(税抜き)

ISBN-13：978-4862852441

本辞典には，総合人間学会の会員に関しては，編者として尾関，吉田，故古茂田，そして執筆者としては多数（省略）が参加している。本辞典は，先達から新進まで二百名余の研究者による執筆協力の成果であり，21世紀最初の本格的な哲学辞典といえる。現代の文明的・人類的危機の状況をふまえて，叙述や項目選定に現代批判の問題意識を置き，マルクス理論や新しい批判的運動に留意するとともに，正義論・環境思想・フェミニズム・生命倫理など哲学・思想の現代的動向をも積極的に取り上げたものである。

ブックレット『「環境を守る」とはどういうことか』尾関周二・環境思想・教育研究会編（執筆者：尾関周二，上柿崇英，関陽子，熊坂元大，大倉茂，澤佳成，布施元，尾崎寛直）



出版社：岩波書店

発行日：2016年11月17日

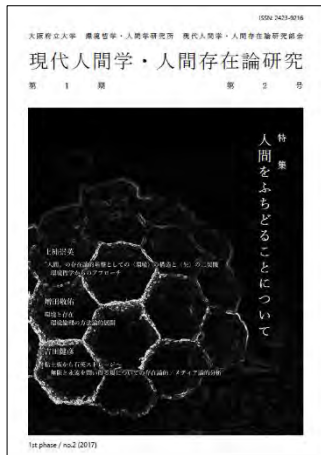
定価：¥520(税抜き)

ISBN-13：978-4002709604

「環境学」は自然科学および社会科学の両側面から進展し，あるいは融合していく中で，ますます細分化・個別化の一途を辿っている。そうした「環境学」の諸学が共通してもっている基本的論点を思想の面から包摂し，かつ初学者にわかりやすい入門書になるよう本書は編集されている。入門書でありながら，従来の環境思想研究の蓄積を踏まえて，基軸的な論点と今後スタンダードになるであろう論点がコンパクトに網羅された一冊である。

（尾崎 寛直／東京経済大学）

『現代人間学・人間存在論研究』第1期第2号
(上柿崇英, 増田敬祐, 吉田健彦)



出版社：大阪府立大学 環境哲学・人間学研究所
現代人間学・人間存在論研究部会
発行日：2017年03月31日
定価：---
ISSN：2423-9216

本誌は“人間の学、としての新たな人間学を希求するものです。本号では、前号（第一号）の問題提

起——われわれはいかなる時代を生きており、いかなる意味において人間を問題にせねばならないのか——を受けて、それぞれの執筆者が実際に“人間、を説明するための新たな理論的枠組みを導入、展開していくことを目指しました。そこではとりわけ「人間をふちどること」、すなわち人間存在にとって、その存在を形作る輪郭——それを〈環境〉と呼んでもよい——とはいかなるものであるのかを明らかにすることを通じて、人間の存在様式の核心部分を浮き彫りにしていくことを共通課題としています。この機会に、われわれの取り組みをぜひご一読いただければ幸いです。本誌は <http://www.geocities.jp/persypersimmon/sg/journal.html> にて無料で公開されていますが、若干数ですが紙媒体での在庫もございますので、特に希望される方は rieppa00@gmail.com までご連絡ください。

編集委員会では、会員の皆様のご執筆なされたご著書の紹介文を随時募集しております。2017年以降に出版されたご著書がございましたら、下記編集事務局までぜひお知らせください。お待ちしております。紹介文には、(1)著者名、(2)書籍タイトル、(3)出版社名、(4)発行年月日、(5)概要（200文字前後）の5点をお書きください。また、執筆者の方のご専門等もお書きいただけましたら幸いです。

連絡先：総合人間学会編集事務局 (editor@synthetic-anthropology.org)

『総合人間学』バックナンバー

総合人間学 1 人間はどこにいくのか



総合人間学会 編

2007年5月25日刊行

3,024円（税込）

ISBN978-4-7620-1698-1 C3000

総合人間学 3 科学技術を人間学から問う



総合人間学会 編

2009年6月1日刊行

2,808円（税込）

ISBN978-4-7620-1970-8 C3300

総合人間学 2 自然と人間の破壊に抗して



総合人間学会 編

2008年6月5日刊行

2,808円（税込）

ISBN978-4-7620-1854-1 C3000

総合人間学 4 戦争を総合人間学から考える



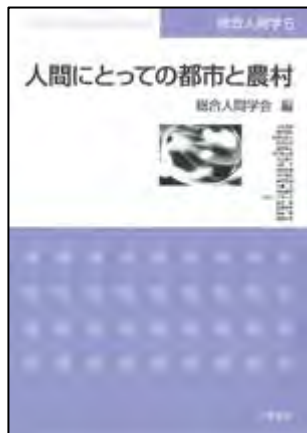
総合人間学会 編

2010年6月1日刊行

3,024円（税込）

ISBN978-4-7620-2089-6 C3300

総合人間学 5 人間にとっての都市と農村



総合人間学会編

2011年5月20日刊行

2,700円(税込)

ISBN978-4-7620-2175-6 C3300

総合人間学 7 3.11を総合人間学から考える



総合人間学会編

2013年6月6日刊行

2,052円(税込)

ISBN978-4-7620-2381-1 C3300

総合人間学 6 進化論と平和の人間学的考察



総合人間学会編

2012年5月30日刊行

3,240円(税込)

ISBN978-4-7620-2291-3 C3300

総合人間学 8 人間関係の新しい紡ぎ方

3.11を受けとめて



総合人間学会編

2014年6月10日刊行

2,052円(税込)

ISBN978-4-7620-2459-7 C3300

総合人間学 9 〈居場所〉の喪失, これから
の〈居場所〉



総合人間学会 編

2015年6月20日刊行

2,052円(税込)

978-4-7620-2549-5 C3300

総合人間学 10 コミュニティと共生
もうひとつのグローバル化を拓く



総合人間学会 編

2016年5月20日刊行

2,052円(税込)

ISBN978-4-7620-2651-5 C3300

『総合人間学』バックナンバー注文書

学会誌『総合人間学』のバックナンバーのご購入をご希望なされる場合は、下記の必要項目をご記入の上、総合人間学会事務局まで、郵送、あるいはメールにてご送付ください。メールの場合は、本用紙の必要項目をメール本文にご記入ください。

氏名			
送付先住所			
連絡先(Tel / Fax / e-mail)			
バックナンバータイトル	定価 (税込)	購入冊数	
創刊号『人間はどこにいくのか』	3,024 円	冊	
第 2 号『自然と人間の破壊に抗して』	2,8080 円	冊	
第 3 号『科学技術を人間学から問う』	2,808 円	冊	
第 4 号『戦争を総合人間学から考える』	3,024 円	冊	
第 5 号『人間にとっての都市と農村』	2,700 円	冊	
第 6 号『進化論と平和の人間学的考察』	3,240 円	冊	
第 7 号『3.11 を総合人間学から考える』	2,052 円	冊	
第 8 号『人間関係の新しい紡ぎ方—3.11 を受けとめて』	2,052 円	冊	
第 9 号『〈居場所〉の喪失、これからの〈居場所〉』	2,052 円	冊	
第 10 号『コミュニティと共生』	2,052 円	冊	

注文書送付先：

〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1

玉川大学文学部人間学科 太田研究室

メールアドレス: contact@synthetic-anthropology.org

総合人間学会会則

第 1 条（名称）

この会は総合人間学会 (Japan Association of Synthetic Anthropology) という。

第 2 条（目的）

この会は、人間の総合的研究を進め、その成果の普及をはかることを目的とする。

第 3 条（事業）

この会は、第 2 条で定めた目的達成のために、つぎの事業を行う。

1. 1 年に 1 回以上の研究大会の開催
2. 研究機関誌の定期的発行
3. 国内外の諸学会、関係諸機関・諸団体との連絡
4. その他必要な事業

第 4 条（会員）

この会は、この会の趣旨に賛同し、入会の意志を表明し、入会にあたって会員 1 名の推薦を受け、理事会の承認をえた者をもって会員とする。会員は一般会員と賛助会員とする。会員は、2 年以上会費を滞納した場合、理事会において、退会したものとみなすことができる。

第 5 条（機関）

この会は、次の機関をおく。

総会

この会の最高の議決機関であり、次のことを行う。
年に 1 回定例会を開く。また、理事会の決定を受けて臨時会を開くことができる。

1. 活動方針および予算の決定
2. 活動報告および決算の承認
3. 会則の変更
4. 理事の承認
5. 会長・副会長・事務局長・事務局次長・編集委員長・副編集委員長・運営担当理事・監事の承認
6. 名誉会長・顧問の承認
7. 事務局所在地の決定
8. 活動にあたって必要な諸規定の制定
9. その他重要事項の決定

理事会

総会により承認された理事を構成員とし、次のことを行う。

1. 会長・副会長・事務局長・編集委員長・編集委員長代行・運営担当理事・監事の候補者選出
2. 名誉会長・顧問の候補者選出
3. 事務局幹事・編集委員・編集事務幹事の選出
4. この会の運営について協議し決定する
5. その他緊急事項の決定

運営委員会

会長・副会長・事務局長・編集委員長・運営担当理事をもって構成し、この会の運営にあたる。
運営委員会は各種委員会等の事業推進に必要な委員会等の委員の選出・委員長を選出を行う。

事務局

代表である事務局長と事務局次長、事務局幹事をもって構成し、この会の事務を執行する。

編集委員会

代表である編集委員長と副編集委員長、編集委員お

よび編集事務幹事をもって構成し、研究機関誌の編集にあたる。

研究・談話委員会

本学会の研究活動の企画・実施・研究成果の普及・交流の活動

広報委員会

本学会の広報活動および会員拡大の推進

研究大会実行委員会

研究大会の企画・実施等の活動

第 6 条（役員）

この会は、次の役員をおく。役員の任期は、名誉会長・顧問を除き 2 年とし、再任を妨げない。

会長

本会を代表し、総会および理事会を招集する

副会長

会長を補佐し、会長に事故ある場合には代行する

事務局長

事務局を代表し、事務を統括する

編集委員長

編集委員会を代表し、学会誌編集事務を統括する

理事

理事会を構成し、役員の候補者選出、事務局幹事、編集事務幹事の選出などこの会の運営についての協議、決定にあたる

監事

この会の会務（会計・役員の選考管理など）を監査する

顧問

理事会の要請を受けてこの会の活動にあり方について意見を述べる

名誉会長

この会の活動のあり方について意見を述べる

第 7 条（役員の選挙）

この会の次の役員は、以下の方法で選考される。また、候補者選考に関する規定は別に定める。

1. 理事会で理事及び監事候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
2. 理事会で会長・副会長・事務局長・編集委員長・編集委員長代行・運営担当理事の候補者名簿を作成し、総会で承認を得る。
 - ・ 理事：35 名程度
 - ・ 監事：2 名

第 8 条（会費の金額等）

この会の会費の金額等は、付則で定める。

第 9 条（事業年度）

この会の事業年度は、毎年総会の翌日から翌年の総会の日までとする。

第 9 条の 2（会計年度）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 10 条（会則の変更）

この会則は、総会において変更することができる。

付則

1. この会則は、成立した日から効力を発揮する。
2. この会則の第 4 条の規定にかかわらず、この会設立当日までに会員になる場合は会員の推薦を必要としない。

-
3. この会則の第 5 条, 第 6 条, 第 7 条の規定にかかわらず, 2006, 2007 年度の役員および機関の構成員は, 本学会設立準備委員会が提案し, 設立総会において選出する。
 4. この会の会費の金額は, 年額一般会員 5,000 円, 賛助会員 1 口 20,000 円とする。(以上, 2006 年 5 月 27 日制定)
 5. 第 7 条の規定にかかわらず, 第 2 期(2008 年度・2009 年度)の役員の選挙(理事および監査の選挙)は, 第 1 期理事会の提案に基づいて 2008 年度総会において実施する。(2007 年 5 月 27 日制定)

付則 4 を改め, この会の一般会員会費の金額は,
年額一般: 7,000 円, 学生: 4,000 円とする。ただし特別な事情のある会員については, 運営委員会の承認により学生会員と同じ扱いとする。
会費は, 原則的に事業年度単位で納入を受ける。

(2014 年 6 月 7 日改定)

投稿規定・執筆要綱

執筆に当たっては、下記の執筆要項を熟読し、各項目を厳守すること。執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。

1. 投稿および査読について

1-1. 投稿資格

- 1) 総合人間学会会員であること。
- 2) 大会等において過去に研究発表をしていること。
- 3) 投稿時点で投稿年度までの学会費を完納していること。
- 4) すでに投稿論文が掲載された者でも、次年度も続けて投稿することができる。すなわち、複数年度にわたり、連続して投稿し、連続して掲載されることも可能である。

1-2. 投稿原稿

- 1) 本学会の趣旨にそうものであること（学会会則参照）。
- 2) 内容は、未公刊の論文、報告、エッセイであり、大会等での研究発表を踏まえたものであること。
- (a)「論文」とは、独創性のある学術的な研究成果を展開したもの。
- (b)「報告」とは、調査によって得られた資料や聴取記録などに関するユニークなもの。
- (c)「エッセイ」とは、必ずしも学術研究でなくとも、独創性に富み、高く評価されるもの。

1-3. 枚数

枚数は論文、報告は 400 字詰原稿用紙換算で 40 枚以内、エッセイは同じく 15 枚以内とする。

1-4. 投稿方法

- (a)原稿は指定された期日までに、下記の編集事務局宛に電子メールにて送付する（電子メールが使

えない場合は、CD-ROM 等の電子媒体に記録の上、郵送することも可とする）。なお、上記メールおよび印刷物が期日までに届かなかった場合は不受理とする。

- (b)原則として HP の投稿用テンプレートを用い、その書式に従って投稿するものとする。（または、投稿エントリー時にメールにて編集事務局から送られた投稿用テンプレートのファイルを用いることとする。）

1-5. 査読

すべての投稿原稿は匿名査読に付される。最終的な掲載の可否は編集委員会の審査を経て運営委員会にて決定される。査読の結果改稿が求められた場合、改稿の期限は別途編集事務局からの指示に従うこと。期日を過ぎたものは投稿を辞退したものと判断される。

2. レイアウト

2-1. ページ設定

原稿の執筆には原則として Microsoft Word を用い、以下の設定に合わせることとする（Microsoft Word が使用できない場合は汎用的なテキスト形式で作成する）。

用紙：A4 横書き

文字数と行数：40 文字×30 行

フォント：英数字以外は MS 明朝、英数字は Century（10.5 ポイント）（ない場合は類似のフォントで 10～11 ポイント）

余白：上下 30mm、左右 25mm

2-2. タイトル、氏名の記載

1 ページ目 1 行目からタイトルを、またサブタイトルがある場合は改行してサブタイトルを記す。タイトル、サブタイトルは中寄せにして、12 ポイ

ント，太字にする。

英文タイトルを記す

タイトルの次の行に氏名を記す。氏名は右寄せにして，本文と同じ10.5ポイントにする。

氏名の英語表記を記す

氏名の下に二行を空け，本文を開始する。

2-3. ページ番号

ページの下に，「ページ数／総ページ数」の形式でページ番号を記す。

2-4. 章構成

基本的には章，節程度までに抑え，あまり階層を深くしないようにする。また，章番号，節番号には半角数字を用い，丸数字（①，②，③……）あるいはローマ数字（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ……）等の環境依存文字は使用しない。

2-5. 引用

本文中での引用は，引用文の後に

「…引用文…」（ランシエール 2005：24）。

のように記述する。

2-6. 脚注

脚注はすべて文末脚注とし，本文の後に1行空けて「注」と太字で記した上で，次の行から記載すること。

また，注は(1)，(2)，(3)……の形式で表記し，Microsoft Word 固有の脚注機能を用いないこと。

2-7. 参考文献

参考文献は，文末脚注の後に1行空けて「参考文献」と太字で記した上で，次の行から記載すること。記載は和文献，外国文献の順とし，またそれぞれ執筆者のアイウエオ順，アルファベット順に並べる。

例)

H.M.マクルーハン（1986）『グーテンベルクの銀河

系—活字人間の形成』森常治訳，みすず書房

H.M.McLuhan(1962) The Gutenberg Galaxy: the Making of Typographic Man, Routledge & Kegan Paul

2-8. 自著の引用等

匿名査読の妨げにならないよう，2-2における執筆者表記の他は本文中に氏名，所属等，執筆者を同定できる情報を記載してはならない。また，自著を引用する場合にはその他の文献と同様に表記し，「拙著」等の表現は用いないこと。

2-9. 論文の最後に著者名，所属，専門分野を入れる。

例)

[きたざと たろう／津田大学／哲学]

3. 本文表記

3-1. 文章は「である」調とし，分かりやすい表現にする。

3-2. 常用漢字，現代かなづかいとする。

3-3. 専門分野の異なる読者にも伝わるように，難解な専門用語は避け，また必要に応じて説明を加える。

3-4. 当該分野でのみ通じる略号は使用しない。

3-5. 年号は原則として西暦年に統一し，半角数字で表記する（数字の後に「年」を追加する必要はない）。

ただし，特に必要がある場合は，それ以外の年号の併記も可とする。

3-6. 数値に関しては半角数字（1，2，3……）で表記する。ただし，「第一，第二，第三……」，また「一つ，二つ，三つ……」等については漢数字を用いること。

4. 図表

図表には 1, 2, 3……のように通し番号を振る。

また本文中に記載した図表等は、オリジナルデータも提出する。原則として投稿時の電子媒体にて送付することが望ましいが、電子データが存在しない場合は印刷物の郵送でも構わない。また、総容量が 1M 未満の場合はメールに添付してもかまわない。

5. その他

5-1. 上記の執筆要項に従っていない原稿は受理できない場合がある。

5-2. 提出された原稿は、その表記に関してのみ、編集事務局にて修正を加える場合がある。

5-3. 掲載された原稿の著作権は、掲載された時点から本学会に帰属する。執筆者本人を除き、本学会の許可なくして複製することを禁ずる。

本規定は、2016 年 5 月 21 日より実施する。

なお、投稿に当たっては、必ず本学会サイトにて最新の情報を確認すること。

投稿先／連絡先

編集事務局メールアドレス

editor@synthetic-anthropology.org

郵送の場合

〒187-8577 東京都小平市津田町 2-1-1

津田塾大学国際関係学科 北見研究室

SYNTHETIC ANTHROPOLOGY Vol.11
CONTENTS**PART I****[I] The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum**

An Apologia for "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum": Aiming at Our Next 10 years' Action of Synthetic Anthropology	ANAMI, Shinichi	3
Synthetic Anthropology and Methodology of "Intermediate Theory": In response to "The 10th Anniversary of JASA's Founding Forum"	UEGAKI, Takahide	16
An essay on Methodology of Synthetic Anthoropology: Human self-reliance as the key word	HASEBA, Takeshi	33
Considering "Synthesis" from the Practice of Young Researcher Symposium: Sharing questions and Constructing the history of Synthetic Anthropology	OHKURA, Shigeru	43

[II] Young Researcher Symposium

Considering Society and Human beings from 'diseases'	SUZUKI, Tomoko	51
Discrimination among Sexual Minorities in Japan	HORIKAWA, Shuhei	56
Mutual aid in mountain villages against diseases	HAYASHIDA, Tomoyuki	68
Problems in measuring children's health	SUTO, Maiko	79

PART II
[III] Contributions**Issues and Method for Synthetic Anthropology**

- Modern Society and its Views of Human Personality: MIURA, Nagamitsu 87
 An Essay on Synthetic Anthropology

Research Trend

- Plant and Animal Life: Towards an Alternative IWATA, Yoshihiro 104
 Artificial-Environment
- A Synthetic-Anthropological Theory of Old Age KINOSHITA, Yasumitsu 116
- Japanese literature and War: Reading Kaisaburo ANAMI, Shinichi 125
 Shinfune's "War Begins with Murder: Japanese
 Literature and Various Aspects of Violence"

[IV] Articles

- Reinterpretation of Art in the Era of Mental Trauma: TAKAHASHI, Zaiya 131
 The Example of Georges Rouault
- A Study of Contradictions Between the Multifaceted NOGUCH, Tomoyasu 141
 Nature of and Binomial Opposition Located Within
 Inclusive Education: Perspectives from Policy
 Trends in the United Kingdom from the Late
 1970s until 2010

- Postscript** SHIMOJI, Hideki 169

第 2 部あとがき

Postscript

下地 秀樹

SHIMOJI Hideki

ここに刊行する本誌は、従来の慣用名に従えば電子ジャーナル版『総合人間学』第 11 号第 2 部である。肝心の HP 上では、電子ジャーナルではなくオンラインジャーナルと明記してきたので、ここまで名称の齟齬、混乱があった。そこで、本年 3 月に運営委員会の議を経て、誌名をオンラインジャーナル『総合人間学研究』にあらため、以後はこれを正式採用することになった。本誌はその最初のお披露目であり、通算号数はそのまま継承し、オンラインジャーナル『総合人間学研究』第 11 号第 2 部ということになる。

機関誌『総合人間学』（書籍）とは別に、オンラインジャーナル（電子ジャーナル）『総合人間学』の刊行（公開）がはじまったのは 2013 年度、第 7 号からで、すでに 5 年度目を終えようとしている。昨号（第 10 号）で予告したように、本学会創立 10 周年を区切りとして、書籍とオンラインジャーナルの編集を区別し、書籍とほぼ同内容のオンラインジャーナル第 1 部は刊行しないことにした。そのかわり、電子媒体としての特性を生かし、書籍のベースとなる大会メインシンポジウム以外の本学会の諸企画をいくらかでも速報する試みとして、年複数回の刊行を目ざした。企画者側の条件が整えば、従来の本体以外に別冊を編集、刊行するということである。

すでに本年 1 月末には最初の別冊として、第 11

号第 1 部を刊行し、第 11 回大会（2016 年 5 月 21 日、22 日、於・國學院大学渋谷キャンパス）の「学会 10 周年記念フォーラム：この 10 年の試みから総合人間学における〈総合〉を問う」の諸報告と、「若手シンポジウム：〈病〉から考える社会と人間」の諸報告を収めた。本年 2 月 25 日には、上記「記念フォーラム」の延長戦ともいべき研究会が開催され、第 11 号第 1 部の諸報告を読んだ上で参加した会員がいたので、別冊刊行の意義はあったと思われる。編集委員会としては、今後も本学会の諸企画からの情報発信を重ね、会員間の継続的な研究交流に資するよう、可能な限り年複数回刊行を試みたいと考えている。

この第 1 部に続く本誌、第 11 号第 2 部はほぼ従来のオンライン（電子）ジャーナル第 2 部の構成を踏襲している。

まず、寄稿論考を 4 本掲載した。〈総合人間学の課題と方法〉はオンラインジャーナルの中心的テーマとして、継続的に論考を重ねていく予定で、今号では三浦永光会員に「現代社会とその人間観—総合人間学のための試論」を寄稿していただいた。本論は、まず人間存在の根本条件を詳細かつ的確に整理し、これと現代の危機との関連性を解明しながら、この危機を克服する道筋を模索する労作で、副題に示されているように、ここから今後の議論の拠り所を得ることができるだろう。

この他に〈研究動向〉欄を設け、本学会内の自発的研究会を含む諸研究企画から寄稿していただいた。

岩田好宏会員の「里動物と代替環境をめぐる」は、本学会では「自己家畜化研究会」などで報告されてきたことをもとにした論考で（例えば、昨年8月20日（土）の同研究会第7回会合における「自然淘汰・人為淘汰と自己家畜化との関係」）、人間と他の生物との関係に関する同会員の長年にわたる研究成果が簡潔に整理されている。自然、環境のなかの人間について、生物の豊富な観察事実から再考する視点が与えられる力作である。

木下康光会員の「総合人間学的老年論（序説）」は、昨年7月9日（土）に行われた本学会関西部会談話会での同会員の報告「総合人間学的老年論」をもとに、現代社会だからこそ老年論が学際的、総合人間学的探求テーマであることを、様々な哲学書や文学作品を辿り、古来よりの老年に関する英知を振り返りながら訴えている。本学会では若手シンポジウムでも〈老〉がテーマとなることがあったが、古希を迎えた同会員ならではの考察が行われている。本学会には運営委員会の企画による研究会や談話会とは別に、自発的な研究会として前記の「自己家畜論研究会」と堀尾会長の呼びかけによる「戦争と平和の問題を総合人間学的に考える研究会」がある。昨年11月12日（土）の后者の第7回会合では、文学評論家の新船海三郎氏を招き、氏の近著『戦争は殺すことから始まった—日本文学と加害の諸相』に関する講演と討議が行われた。穴見愼一会員の「日本文学と戦争—新船海三郎『戦争は殺すことから始まった—日本文学と加害の諸相』を読む」は、この会合をもとに、同会員があらためてこの作品を読み解き、戦争と平和を総合人間学的に考えることの意義を探り当てようとした論考である。

以上の寄稿論考は、いずれも本学会内の企画をもとにしたもので、その詳細について当日足を運べなかった会員の参考に供するとともに、オンラインジャーナルとして本学会の外にも本学会の活動を知らせることに資するはずである。編集委員会としては、今後もこのような論考の掲載を続け、第1部と合わせて、学会内の研究的資源を発信していきたいと考えている。

今号での一般研究論文の掲載は、ご覧のように若手の会員による2本にとどまった。そもそも投稿が例年よりかなり少なかった。投稿規程を若干手直しし、さらに会員諸氏の活発な投稿を促す方策を、運営委員会等で継続的に検討しているところである。

最後に、本誌の編集にあたり、本学会幹事（編集担当）の岩村祐希氏、本学会HP管理担当の吉田健彦氏にご尽力いただき、またアルバイトとして鈴木朋子氏のご助力をいただいた。ここに記して、心からの感謝の意を表したい。

[しもじ ひでき／立教大学／教育学]

総合人間学研究

第 11 号(オンラインジャーナル)

Synthetic Anthropology Vol.11

2017 年

ISSN:2188-1243

発行日 2017 年 1 月 31 日 (第一部第一版)

2017 年 5 月 31 日 (第二部第一版)

編集者 総合人間学会編集委員会

発行元 総合人間学会

〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1

玉川大学文学部人間学科 太田研究室

web: <http://synthetic-anthropology.org/>

mail: contact@synthetic-anthropology.org